

第四十六回 参議院大蔵委員会會議録第十六号

昭和三十九年三月十七日(火曜日)

午前十時五十四分開会

委員の異動
三月十七日

補欠選任

田中 茂穂君 鍋島 直紹君
佐野 廣君 高橋 衛君
青木 一男君 徳永 正利君

出席者は左のとおり。

委員長 新谷寅三郎君
理事 柴田 榮君
西川甚五郎君
成瀬 幡治君
渋谷 邦彦君
天田 勝正君

委員

岡崎 真一君
川野 三勝君
栗原 祐幸君
田中 茂穂君
津島 壽一君
島島徳次郎君
林屋亀次郎君
日高 広為君
堀 末治君
鍋島 直紹君
木村禧八郎君
柴谷 要君
野々山一三君
野溝 勝君
鈴木 市蔵君

國務大臣

内閣総理大臣 池田 勇人君
大蔵大臣 田中 角榮君

政府委員

内閣法制局長官 林 修三君
大蔵政務次官 齋藤 邦吉君
大蔵大臣官房 松井 直行君
財務調査官 高橋 俊英君
大蔵省銀行局長 渡邊 誠君
大蔵省為替局長 澤 雄次君
運輸省海 運局次長 坂入長太郎君
事務局側 常任委員 会専門員 上田 明信君
説明員 法務省民事 局参事官 二階 重人君
外務省経済局 大蔵大臣官房 柏木 雄介君
財務調査官 大蔵省為替 局企画課長 今泉 一郎君
大蔵省為替 局外資課長 堀 太郎君
通商産業省 通商局次長 大慈弥嘉久君
通商産業省 企業局産業 資金課長 新田 庚一君

本日の會議に付した案件
○外国為替及び外国貿易管理法及び外
資に關する法律の一部を改正する法
律案(内閣提出)

○委員長(新谷寅三郎君) ただいまか
ら大蔵委員会を開会いたします。

外国為替及び外国貿易管理法及び外
資に關する法律の一部を改正する法律
案を議題といたします。
前回に引き続き、本案に対する質疑
を続行いたします。池田内閣総理大臣
が出席しております。御質疑のある
方の発言につきましては、便宜、委
員長から指名をいたします。木村君。

○木村禧八郎君 前の本會議で總理
に、この法案の提案理由に、開放經濟
体制への移行をするための準備の一
つとして、この法律改正をやるの
だ、こういう提案理由になっておりま
すが、そこで總理に開放經濟体制へ移
行する場合の影響について伺ったわけ
です。總理は、大体いままでも国内では
自由經濟体制をだんだんとつてきた
が、國際的にはまだ自由經濟体制に入
っていない、そこで今度は國際的に自由
經濟体制に入っていくのである、そう
いう意義を持つていくのだという御答
弁になったわけですね。私はことはじ
りをとらえるようで恐縮なんです、
提案理由にもはつきり書いてあるの
ですが、開放經濟体制というものが
使つてあるわけですね、体制という
ものとして、この改正をするということ
になつていく。この開放經濟体制とい
うことになる、これは非常に広義な
意味に解されると思うのです。そこ
で、開放經濟体制というものはどうい
うものか、そういうことも質問した
わけなんです。總理のお答えは、その
体制——私の質問も時間がございませ

んから、十分その点を意を尽くして質
問できなかったわけにございいますか
ら、總理も十分その点を御理解できな
かつたかと思つてます。最近の開放經
濟あるいは自由化へ移行する過程にお
いて、日本經濟には非常に大きな変化
が出てきており、またこの自由化ある
いは開放經濟体制的に非常に広汎に変
化が起つてきていると思う。そうい
う点について伺つたわけですね。その
体制という点について總理はどうい
うふうに御理解になつていらっしゃるの
か、この体制をどういう方向に持つていか
れようとしているか、この点についてお
伺いしたいのです。

○國務大臣(池田勇人君) 御質問の点
がはつきりわからないのですが、とに
かくいままでは外国為替あるいは外国
貿易を制限しておりましたね。その制
限はずしなす、自由な姿ですね、
自由な姿になつていく、こういうこと
なんです。自由な姿の状態を態勢とい
うのですが、これはこれからの問題と
いうか、いまの問題というか、私はい
まの問題だと思つてます。態勢、そうい
うか、この問題になつていく、そういう態
勢になつていくということなんです。

○木村禧八郎君 もう少し具体的に、
私の質問のしかたがよくなかったかも
しれませんが、抽象的。たとえば、
農業については農業基本法というもの
が出てきておる。中小企業については
中小企業基本法、大企業については特
定産業振興法、また今回出ましたね、
それから、地域的には新産都市計画、

あるいは広域經濟開発とか、いろいろ
出てきておる。そういう全般的に、農
業、中小企業、大企業、それから地域
經濟を通じて自由化經濟へ対応するよ
うな再編成が行なわれておるようには
思つてます。そういうことをさして
おるわけですね。そういうところへの
影響がどうか、こういうことを質問し
ておるわけです。

○國務大臣(池田勇人君) どうもやは
り立つて言わねと、答弁が……。 (笑
声) そこで、いまのお話のように、こ
の後も御答弁申し上げたと思つてす
が、とにかく戦後国内は、昭和二十四
年から自由体制に持つていって、だん
だん国内の統制をはずして、自由な姿
にする日が残つておるだけである。し
かし、これだけでは日本人のほんとう
のエネルギーは出ない。そうして世界
的にどうしても發展していかなければ
ならない。そこで、私は常日ごろからその準
備をしておつて、いまから十年前
IMFに入つて、いつかは八条國にな
らうというのでだんだんやつてきた。
三十四年に通産大臣になつたときに、
三三%の自由化、これをどうしても早
くやろうというので、実は通産大臣に
なつたその日に局長を集めて、おれは
もう自由化体制にいくのだ、貿易為替
管理の自由化をするのだと言つたら、
十三局の局長のうち一人だけ賛成で、
あとは全部反対。これはやめてもらふ、
おれはこうしなければ日本の國は立た
ないのだというので、結局みんなを説

き伏せまして、いまの自由化を三三％から始めて、いろいろありましたが、まず綿と毛の自由化で四三％、だんだん六〇、七〇、そして先年九二％、もうこれで自由化体制はできた、一応体制はできた——十分ではございませんよ。今度は、そういう実際はできたから、衣がえをして名実ともにかっこうをつけていく、そうしてほんとうの日本の円というものがドルやポンドやマルクと同じ立場で、日本の円がどこへ行ってもドルと同じように通ずる、世界的にこういう立場にしようという、そういうことにしたわけです。衣がえなんです。

そうして、その衣がえをしたあとに日本の経済をどう持つていくかというときには、いまのお話の農業基本法、中小企業基本法、これもやはり八条国移行への準備なんです。これまで効果は十分出ておりません。だから、たとえば、いままでも何といいますが、中小企業設備近代化法とか、金属工業振興法、あるいは機械工業振興法、こういうようなのはみな自由化の場合の日本をとるべき策、いまお話しになっております特定産業振興法も、これは体制というのじゃない。そういう体制になった場合においての政府のやるべき措置、こういうことなんではない。自由化の体制のあれだということじゃないのです。体制はそういうふうに行きてきて、その体制をもっと力強くするための立法措置、こういうことなんだと私は考える。体制というものを前向きに考えるか、いまの現状か、こういうかっこうになりました、一人前になりました、いわゆる成人式をいま済まし

したところ、元服したところだと、こゝろ私が見ている。元服し成人になったら、それで事足りるということじゃありません。成人式を済ませたら、これから新しいスタートで農業基本法、中小企業基本法をもっと拡大しようし、あるいは特定産業振興法をもっとやって、みんなこしらえて、国内の力をつけて、国際競争力を強めて、そしてまた国内の経済も発展させて、そして世界に繁栄と平和に貢献しよう。私の長い十何年間の願望がここで達しられて、これから新しい段階に入ろう、いわゆる元服、成人式とお考え願いたい。

○木村福八郎君 総理が立つて答えますので、私も。

総理の考え方は、お考えはよくわかりました。そういう前提に立つて、それで法律やなんかはそれは体制を整えていく上の法的な整備である。その背後に体制への移行ということによってどういふ影響が出てくるか、その影響を重大視しているわけです。

で、影響については、総理はじめ各閣僚大臣に質問しましたが、みな対策はない。この自由化というものは、何もいまずぐ始めたわけではない。昭和三十五年ごろから漸次やってきているという総理のお話もありました。せきの水を切つて一挙に水が流れるというものではない。これは私も承知しているわけです。しかし、IMF八条国に移行した場合にあと戻りする事ができないし、そして、かなり長期にわたつて大きな影響がすぐに水がせきを切つたようにぐつとは来ませんけれども、長期的にわたつて非常に大きな意味を持つと思います。そういう意味で

影響は大きいと見なければならぬ。こういうような立場に私は立っているわけですが。

そうして、時間ございませぬから、具体的に御質問しなければならぬと思うのですが、自由化に、開放経済へ移行する場合、どうしても日本の対外経済力を強化していかなければならぬ。これは農業についても、中小企業についても、大企業についても、あらゆる面について言われるわけですね。その方法として、農業基本法とか、中小企業基本法とか、特定産業振興法、こういう一連の法的整備が出てきていると思うのです。

その場合、どうも私は判断に苦しむのは、総理がたとえこれまで高度経済成長政策をやつてきたが、大企業に非常に力が入り過ぎて、中小企業とか農業は非常に立ちおくれた。そこで、今後は立ちおくれた中小企業、農業に固期的な対策を講じてその生産性を向上させる。そうして、そのことは物価対策としてかなり総理は強調されていくわけですね。生産性を高めることによってコストを下げる、それは物価対策の一面として考えられる。ところが、一方、この自由化体制に即応するための中小企業基本法なり農業基本法に基づいていわれる開放経済体制への移行というものは、総理のお考えと少し私には食い違いがあるように思うのです。全体の物価対策として立ちおくれた中小企業、農業の生産性を、総理の御意見を伺つてみると、全面的に、やはりかなり広範にわたつて全面的にそういうほうの、農業と中小企業の生産性を高めるといふふうに聞かせるのです。

ところが、開放経済体制の場合には、農業基本法でも、中小企業基本法でも、非常な合理化ということが前提になつておりまして、農業基本法でも、御承知のように、農業構造の改善事業ですね、二町五反ぐらゐの百万戸農家、農業だけで生きていける農家を育成する。中小企業の場合は、成長産業投資育成会社をつくりまして、成長産業で見込みのあるものは積極的に援助する、こういう構想ですよ。すると、これは非常に合理化を伴うもので、非常に再編成ですね。ところが、総理の、生産性を高めるための中小企業、あるいは農業のほうの固期的な施策、それを今度は物価対策にそれを資するといふお考えと、そこに非常にズレがあるように思うのです。片一方は全般的にじゃなくて、農業、中小企業を通じて整理合理化をしていく、そのことによって国際競争力をつけるというふうに力点が置かれていふと思うのですが、総理は、物価対策としてそういう農業でも中小企業でも特定のものを選んで、そこでは整理していくという考え方がないかと思うのです。総理の物価対策としての中小企業ですね、あるいは農業の生産性のこれを高めるというところはですね。ですから、革命的中中小企業、農業に対する立ちおくれを克服するための施策を講ずる、そういう立場に立つての予算のつけ方ではないのです。予算のつけ方はあくまでも、農業基本法、あるいは中小企業基本法、特定産業振興法、つまり開放経済体制によって日本の経済の合理化再編成。そこで私は、体制といふことをどう総理が解釈さ

れるかといふことを伺つたわけです。そうすると、整理淘汰される、整理淘汰されるものが出てくるわけですね、それをどうするか、その影響が非常に大きいわけですね。その影響を私は聞いています。

たとえば、一番大きく出てきたのは石炭業ですね。これはエネルギー革命といふこともございますけれども、結局重油に対抗するために炭価を安くしなければならぬといふことから始まつて、やはり自由化といふものが前提になつて起こつてきたと思うのです。時期的にですね、この影響は非常に大きなものであります。多かれ少なかれ今後の日本の経済は、程度の差はありますが出てくるのじゃないか。そういう意味でこの影響を重大視しているわけですね。ですから、総理のお考えと、物価対策としての中小企業、農業の立ちおくれを克服するといふお考えと、それから自由化に、あるいは開放経済体制としての農業基本法、中小企業基本法、特定産業振興法、一連の法的措置による日本経済再編成との間には、どうも私は食い違いがあるように思います。予算を見ましても、総理が言われたような予算のつけ方になつていないのです。そこで私は非常に矛盾を感じるわけでありまして、そういう点を聞きたかつたのであります。

○国務大臣(池田勇人君) この自由化に向かつて体制として、農業基本法あるいは中小企業、いろいろな方法を講ずることも、これは物価対策もうらはらでございます。で、私は、所得倍増計画、そしてまた開放経済にしていこうといふときに、いち早くよくは、

農民は半分ぐらいいなくなりますよということをおっしゃった。しかし、皆さんこれをおわかりにならない。野党のみならず、与党の中にもわからない人が多い。あつた。あの分はやめてくれというところをこの前の選挙のときに言われたのであります。これは当然のことなものであります。だから、私は農業基本法をやらなければならぬ、農業は確保しなければならぬ。そうでしょう、好むと好まざるにかかわらず。

昭和三十年のときには全体の農家で何軒耕うん機を持っておったか。一軒半、二軒です。三十四年のときには、これが七農家、八農家。それが三十七年に至つては二十八農家が耕うん機を持っておられる、農家のうちで。しこうして、三十年の二農家しか持っていないときに、一トンの米をつくるのに百九十数時間——百九十四時間とか百九十六時間、百九十数時間かかった、一トンの米をつくるのに労働力が。しかし、昭和三十四年には百七十数時間、三十七年には百五十四時間で米一トンができるわけです。こうなつてくると、その能力をどこへ持つていくかというところは前から私は考えておるので、農民が減つてくる。これは対策は相当策を講じなければならぬ。これは開放経済にいくいかないの問題でなしに、日本の経済が高度化になつたときには当然そうなる。中小企業もそうです。

そこで、あなた予算を見て、それだけ、池田の言うとおりにいっていないじゃないかと。それはそのとおり。まだそれだけに人の頭が進んでおりません。私はこの前も衆議院の商工委員会ですつたんですが、いま大企業に大企

業にとつておるが、金が大企業に集まりやすいのです、自由経済は。そうでしょう。地方銀行、相互銀行、信用金庫に集まつた金は、だれが使っているか。相当大企業に行くわけです。だから、私は、今度の中小企業でいえば、商工中金の金利を下げなさい、そうして中小企業に設備資金のみならず、私が大蔵省に言つたのは再割引も中小企業金融公庫で行ないたい。それで、私はニュージランドへ行つたときにも言つておる。中小企業金融公庫に債券の発行をさすべし。そうして中小企業金融公庫、商工中金、相互銀行、地方銀行からどんどん、興銀、長銀が集めるようにやれ。商工中金も中小企業と争いをせずに、割り商を割り興より一厘、二厘上げて、昔のようにもつと集めるべきじゃないか。こういうことがみんなまだ認めていない。今度の農業にしても、中小企業関係にしても、これからスタート、そういう考え方に立つてどんどん引つづいていかなければいけない。ちょうど自由化にいくとき十三人のうち十二人反対したと同じように、その気にみんななつていない。だから、私はよく言う。予言者はなかなかいられぬと言つたんですが、だんだんいれられてきた。そうしなければなかなかそこまでみんなついていかない。しかし、だんだん予言者の言つたとおりになつてくるんです。それが昔より早くなつておる。いま予算は少ないとおっしゃつても、その芽は出ました。それで、私はこれでどんどん経済の近代化、高度化、国際経済競争力を強めよう、こういうのでございまして、まだ遠慮い感はございすけれども、やらなければならぬと思いま

す。やるのであります。
○木村福八郎君 これは議論してしまふと、私の持ち時間が、そう非常に懇切に御答弁されていくと、時間がなくなりまして……
○国務大臣(池田勇人君) これは非常に大事な問題ですから……
○木村福八郎君 非常に残念なんです……

ここでもつと基本問題について。所得増進政策について今後中間的な作業をやると言われますが、私はやはり基本的に、いままでの経験から見まして、非常な問題は、特に行き過ぎたりなんかする景気変動の基準になるのは、やはり自由企業原則に基づく設備投資の問題です。これは私はいままでの単なる自由企業原則ではない、いままでのじゃないか。何かそこに、下村治君なんかは経営者のモラルというものを、そうしてまた採算に対する敏感性というものに非常に大きな信頼をしておいでのように、その点はやはりここで、いままでの経験から見ると、じゃいけないのじゃないか。社会党の言うような社会主義経済をすぐにやれという短兵急なことを言つておるわけじゃないのですけれども、この点はやっぱり今後は長期計画を立てる場合にすぐ根本的に検討してみることがあるのじゃないか、一番この原則についておると思います。それは意見ですが、時間がございせんから、今度はひとつ具体的に、この法律と非常に関係がある国際収支の問題について伺いたいです。

この委員会でもすいぶん国際収支の問題はすつと議論されてきたわけですが、ところが、これは長期的な問題ではないのですが、当面の短期的な問題ですけれども、三十九年度の予算編成の基本になりました経済見通しですね。これによる国際収支の見通しが非常に狂つてきつておるわけですね。と、いま私は、総理もよく御存じのうちに、鉱工業生産が落ちないわけですね。それで、この間伺つたのですが、大体二月ごろは前年同期に比べて二〇%上昇しているというのです。そうすると、三十九年度は大体九%ぐらい鉱工業生産はすることになっておるのです。鉱工業生産九%、物価四・二%、そういう前提で六十二億ドルでとんとんというところになっておるのですが、そういうふうにするためには、これから鉱工業生産を三十九年度九%にするためには、かなり急速に落ちていかないと年間平均九%にならない。そんなにドラスチックな方法をとれないということになると、どうしても輸入はかなり予想よりもふえてくるのじゃないか。もうすでに三十八年度でも予想よりもふえておる。ふえておるから、ベースが高くなつておる。そのベースに基づいて計画すれば、六十二億ドルよりもつとふえる。もつと引き締め政策をうんと強化すれば、それは六十四、五億ドルでも押えられないことはないと思うのです。そうしたら、ドラスチックな引き締めをやらざるを得ない。そうすると、大体総理の考え方として、国内の均衡をうんと犠牲にしてまでも国際収支の均衡を維持することはないというふうな考え方ではないかと思う。そこで、スタンバイ・クレジットを用意しておいて、一番危機である四月一六月を大体総理は押えていくように言わ

れましたが、この辺で私は国際収支のほうの見通しとしまして、非常に重大な問題が起つてくるのじゃないかと思つたのです。その点が一つ。

もう一つ、長期的に見まして、貿易外の収支を詳細にこの委員会でも議論して検討されたわけですね。ことに海運収支なんかなかなか均衡とれません。貿易外収支のアイテムというものを一つ一つ洗つていきましたと、構造的な非常な赤字というものを、なかなか長期にわたつても克服できない。結局、輸出の黒字によつて埋める。それが困難だと、かなり長期にわたつて赤字は続かざるを得ない。それを外国の借金によつて埋めるといふことを長期に続ければ、それがまた元利払いが多くなつて、また貿易外収支が赤字になる。そういう循環を繰り返しておる。

どうも、短期的に見ても長期的に見ても、国際収支を樂觀し得る材料がないのです。それで、ただ鬼面人を驚かすようにたいへんだたいへんだと言ふことは無責任でございすが、もつと詳細に検討しまして、そうして得た結論は、短期的にも長期的にも、政府がこれまで御答弁されておる通りに、決してそんな樂觀的なものではない、こういうふうな考えられるのです。その点について伺いたいです。

○国務大臣(池田勇人君) まず第一の質問は生産の問題であります。私は、大体お話しのとおり、十二月はちょっと落ちましたが、一月、二月は一八、九%ぐらいいいつておると思つた。昨年の暮れから、預金準備率を引き上

げ、窓口規制をしております。それで、ずっと見まして、二十八年、三十二年、三十六年、三回の経験をしました。したが、私は常にその経験をしておりますが、今度はなかなかむずかしいです。この前のように見込み輸入ばかりではありません。いま見込み輸入がなくなると、いかというところ、ある程度あります。去年の十二月と、いまちょっと製品在庫が多いです。これがちょっと行き過ぎて生産増強なんです。これをどうやっていくか、大体九%というときには、九%の分は、私は横ばいよりもちょっと上向きでいけば九%、こういう気持ちであります。生産を急に落としてはいけない。よろしゅうございませうか。

○木村禮八郎君　ほくの時持時間は二十五分までなんです。もう一問だけ質問残っております。

○国務大臣（池田勇人君）　それで、九％、大体横ばいであります。ちよつと上向きになりました。その程度でいって、不景気にはしたくないという気持ちです。雇用の關係もありますから。大体それでいけば九％あるいは一〇％いくかもわかりません。しかし、相當な規制はやつていかなければならない。生産は大体そういうことです。

國際収支はお話のとおりです。樂觀しておりません。非常に——しかしそれかといつて、いまの場合どうにもこうにもならぬという気持ちはありません。これからいろいろな対策をやる。それだから、私が貿易外収支が五、六年かかると本会議で言つたら、笑つた人もありますが、これは笑う人が間違ひです。五、六年かかるとです。いま

大体輸入を七%近く、輸出を六%近く
日本船でやった場合におきまして、

やつぱり四、五百萬トンと見ます。しかし、それにしても、船賃はほとんど普通の収支で黒字を出すようにしなければならぬ。幸い日本の設備投資は相対的に、国際競争力は相当強うございます。私は過去の蓄積による、借金による設備投資で貿易を黒字に持つていくと同時に、四、五年のうちに少なくとも船賃だけはとんとんにする、そうしてたくさん油の赤字くらいで済ませたい。これははうっておいたらいへんなことになる。そうすると、四十三年まで、

四十四年ころからもやはり船をつくつていって、そうしていまの油代をかせいでいこうということになると、貿易外収支の赤字解消は四、五年でなしに、七、八年、八、九年かかります。こういう計画を立てていかなければならない。だから、樂觀はしておりません。いろいろな施策が必要である。

しかし、今度IMF八条国になりまして、日本というものがそういう長い間をやつていって、やりくりのつくような態勢になってきた。もし八条国に

のよゝに急にふくらんだ国が、国際収支をどういふよゝに世界的にカバーするか、調整していこうかといふことは、八条国になつて初めてできることなんです。私はいろいろ問題を考へまして、まあ幸か不幸かでなしに、ほんとに順調に国民の努力でこゝまできた、やれやれ成人式を迎える、非常

にきよりの日のように明るい気持ちでおるのであります。

○木村福八郎君 最後は、時間がございませぬから、唐突な質問のようですが、日韓会議ですとね、いま重要な段階に來ておりますが、これはこの法案との関連において質問するわけです。これは国際収支に相当影響あるわけです、有償、無償のですね。そこで、これはわれわれの考えでは、ただ日韓会議を急ぐ理由として、これはわれわれの経済マンとしての考え方ですが、アメリカのドルの危機と非常に密接な関係があるんじゃないかということとで、それで御承知のように、アメリカからはドル防衛政策を非常に強化してきておりますが、特に韓国に対する援助を

十分にやらないと、韓国経済は御承知のように非常に危機にあるわけです。すかとも危ういわけですが、しかし、アメリカのドルも危機で、ある。十分な援助は困難になってきた。そこで、前からケネディ氏も言われておりましたが、これまでアメリカが日本に非常に援助してきた。ヨーロッパはマージナル計画で援助してきた。そこで、今後はアメリカがヨーロッパあるいは日本に対して、後進国の開発途上にある国に対する経済援助、あるいは軍事援助、あるいは防衛費の肩がわりというものを要求してき

ているわけですね。その一環ではないかというふうにわれわれは考える。そうすると、日本の国際収支がこういうように将来、総理は成人式を迎えるに至って本日の天気のように非常にハオハオというようなお考えになっておられるようでありますが、しかしわれわれこの委員会でずいぶんいろいろに委員も検討したのですが、決して樂觀

できない。総理も樂觀できないと言われ
ました。そういう際に何も急ぐ必要
はない、われわれのそういう見地から
ですよ。そういう見地からも急ぐ必要
がないのではないか。どうしてこの時
点においてこんなに早急に妥協を急が
なければならぬのですか。いままで
ずいぶん長い間これ懸案になっていた
ものを、この時点においてなぜ急がな
ければならないか。どうしても私は理
解できない。

この点において、いまだという段階にあるのか、今国会においてどうしてもこれはこの問題を妥結するかどうか、どうしてそんなに急がなければならないのか。今国会に何も妥結しなくてもよさそうなのです。この点において御感想を伺いたい。

○国務大臣(池田勇人君) ドルが非常に危機とされておられますが、もうドルは危機を脱しております。年間四十億ドルぐらいの赤字の分が、大体去年の第三四半期では年間十四億ドルぐらいになっている。非常に明るくなつてきていると思います。

それから、朝鮮問題、この問題は、ドル防衛とかなんとかという問題ではない。日本としてどうしてもやらなければならないのです。正常化することは当然、正常化していないことは不自然

です。私は韓国の発展は日本の発展に寄与すると確信を持っています。どこかの国も発展したほうがいい。中共も発展したほうがいい。そういう意味で韓国とやろうとしている。

それから、防衛関係の援助は当然です。初めから覚悟しておりました。前から日本の防衛に対するアメリカの援助が少なくなった。五、六年前から

習っている。特需と同じ。それは覚悟しておられます。それから、防衛援助が少なくなつたから日本で肩がわりするといふ気持ちはありません。常に言っているように、日本の國情、力に応じてやる。アメリカが何と言おうとも、あなた方と私どもの相談でできるべきことです。とやかく言う筋合いはありません。私ははつきり申し上げます。

だから、私はこの機会に申し上げますが、それは一昨年私が参りましたときに、初めOECD加盟国についても、イギリスのモードリングと初め話をしたとき、なかなかむずかしいと。マクミラン、ヒューム外相と話をして帰ってきたときには、もうよろしい、OECDけっこうだというふうにモー

ドリンクも変えてきた。世界中が日本の入ってくることを期待している。八条国になることを期待している。だから、満場一致です。そうしてIMFの専務理事の新聞発表でも、世界が双手をあげて、日本が入ってくるいい時だと言っているのです。だから、この際は、時が来た、もう戸籍はそうなってきた、そういう環境になってきた、からだがついてきた。大手を振ってやろうじゃありませんか。私はそういう気持ちでおります。

○木村禎八郎君　今国会中にどうしても妥結する必要があるかどうか。

○国務大臣(池田勇人君)　日韓会談ですが、これはわかりません。相手のあることですから、わかりません。

○木村禎八郎君　それは、新聞ではそういうふうな伝えられている。

○国務大臣(池田勇人君)　こういうものは、私が言っているように、早くし

たいけれども、あせりません、相手のあることだから。それは何も、あなた、十何年もやっておつたのが会期中にやろうとか、そういう外交や交渉は私は決してしておりません。きょうの新聞では、なかなかむずかしいというように新聞では出ておりません。もう腹を据えていこうじゃありませんか。

○委員長(新谷寅三郎君) 渋谷君。

○渋谷君 私は二点についてお伺いしたいのですが、その一点は、いまも木村委員からおっしゃられました国際収支の問題でございます。最近、延べ払いの輸出の比重が非常に高くなつてきているということがいわれております。それとまた、輸出保証いたしまして、直ちに為替ベースに反映しない。また、さらに悪いことは、米、あるいは東南アジア向けの輸出が、市場が非常に停滞している、そういう不安感があるわけでありまして、輸入増の傾向とあわせて国際収支というものが、いろいろ論議されておりますように、非常に悪いのではなからうか、これからの悪くなつていくのではなからうか、こういうふうな予想ができるわけですが、さらに総理からこの解決についてお伺いしたいと思います。

○国務大臣(池田勇人君) 先ほど来申し上げましたごとく、国内の経済財政政策をよほど考えていかなきゃいけません。えてして、池田は非常に樂觀だとか何とか言つておられますが、私ぐらゐ心配してその日その日を送つてゐる人はいない。非常に心配しております。だから、先ほど申し上げましたように、ただ私が心配だと言ふことに

とになると、さなきだに日本国民はどちらかという引つ込み思案のなんです。それから、そうなつちやいけませんから、経済はあくまで前向きでいかなければならぬから、私は心配しておりませんが悲観はしておりません。先ほど来申し上げましたように、輸出を増加する。たとえ自由化して、予算委員会でも申し上げましたごとく、インスタン

ト・コービーが五、六十億ドル輸入されるか、バナナがもう五千万ドルぐらゐになるかもしれない。エクアドルから、ほとんど船賃です。こういうこともやはりよほど考えてもらわなきゃいかぬところも思つてゐる。まあ成人式を迎えて、四月の一日には何とか国民に訴へることもいたしたいと思ひますが、決して安心しておりませんよ。

いろいろの手を打つて、先ほど木村さんに答えたように、過去三回の状態よりもいまのほうが、やはり経済がふくらんでゐるだけ、かなりむずかしい点があります。私は日々これにつきまして対策を練つて、そうして長い目で見て、もう五年先、十年先、まあよくやつてきたな。ちやうど昭和二十四

年のとき私はひどい目にあつたのですが、木村さんからも言われましたが、あの当時は期待してゐなかつた。しかし、ほんとうによかつた。こういう気持ちでいくならば、私は日本人は越えなくちやならぬ関所を十分ふかして越えていく。そのためには、やはり政治家が国民とともによく考えて方向を誤らないようにしたい、こう考えております。決して樂觀はしておりません。日本国民

は必ずやこの関所を越えていくことを私は確信しております。

○渋谷君 いまの総理の御答弁であります。必ずこの問題については解決の見通しがある、このように解釈してよろしいと判断してよろしうございませうか。

第二点目は、開放経済体制の移行とともにやはり考えられますことは、中小企業に対する影響じやないかと思ひます。先般本会議におきまして、総理は、今日までさしたる問題が起きていないところを考へれば、今後においてもそう問題にするに足らない、このようにおっしゃられたことを記憶しておりますが、しかし、実際問題として

は、国際競争力が非常に激しくなれば、競争力を持たない中小企業というものに對しての影響といふものは、特に中小企業の多いわが国にとつては何かしらの影響を受ける、また業者においてもその不安感といふものがぬぐい切れない、そういうことを直接私も耳にしております。政府としても当然これらの問題に對しては万端漏れない対策を御配慮になつていらつしやるのではないか、このように思ふのであります

が、いまの御答弁の中にも国際力を十分につけさしていきたいというふうなお話がありました。では、具体的に国際競争力をつけさせるためにはどのようなお考えを持つていらつしやるのか、この点をお伺いして私の質問を終わります。

○国務大臣(池田勇人君) やはり、先ほど来申し上げてゐるごとく、中小企業についてはほんとうに大切に、最も重点的に考へなければならぬ。しかも、これをよくしていくためには、い

わゆる私のいう革新的施策を講じなければならぬ。それがいま芽を出してきた、こういうことでございませう。だから、中小企業の近代化、合理化はどんだん、いわゆる金融的にも税制的にもやつていきたいと考へております。

今回、まあ経済が拡大化したために、昔の統計よりもたくさん倒産者なんかが出られた。まことに遺憾でございます。遺憾でございますが、これは自由化体制で出てきたのじやない。いままで五、六年の間ずっと自由化対策を進めてまいりましたが、常に中小企業のことを考へてやつたから、自由化のために中小企業がこれだけ困つたといふことはない。どちらかといつたら、中小企業も自由化にして一つ明るくなつてきたといふことのほうが多い。いまの倒産問題は、自由化の問題とは違つてゐる。国内的のいわゆる中小企業の営業、心がまえが私は行き過ぎた人が多いのじやないか。しかし、それだからといつて、ほうつておくわけにはいきません。きょうも閣議で、四、五、六に對しまして二百億円の資金運用部資金を出すし、また三、四月引き揚げる予定のお金も百五十億引き上げをやらなかつたといふことにして、金融面につきましては格段の措置を情勢を見ながらとつていつております。それと同時に、銀行のあり方につきましても、常に中小企業を第一義的に考へるよう、大蔵大臣からそのつと出しておるわけでございます。

私は、今後日本の経済の運営にあたりまして、やはり元服した以上はよほどの心がまえをしていかなきゃならぬといふことを考へておる次第でございます。

また、総理にこの際何つておきたいのは、いま盛んに成人式といふことをおっしゃいましたが、私は、どうも日本の外国との取引の間に道義的な面ではなかなか成人式を迎えていないのではないかと、かねては心配をいたしておるのです。総理は人づくりといふことをよく言われますし、それ自体は私はけつこうだと思つております。ただ、これがやり方が問題で、いろいろ異論のあるところでありまして、とりあえず、いままでもそうでありましたが、開放体制になればなるほど、道義的な面でおくれをとりますと、結局技術的には良品がつくれどもその面でおくれをとる、こういうことになると思ひます。まあいわば日本人はとかく見本と違つたものを送るという場合には、それは引き取ればよいぢやないか、こういう考へ方が国内では多いのでありますけれども、さて相手は外国となりますと、それは引き取るなどというふうなことはもうさつぱり条件にならないのであつて、引き取つた上に当然に取得すべきマージンを賠償として出すというのが国際的な道義だろふと思ひます。

いま私は技術的に解決してもいいことを申し上げましたが、実は記録のあるところ、場所を例に引くのは私自身もちやうどよするくらいですが、かつて中近東に参りましたときに、向うで婦人連中がチャドルなどをかぶっておりまして、これが色あせているので、実は日本品じゃないかと、こゝろで尋ねたところが、みなさうだった。だれが入れるのだといったところが、インド商人が入れる、こゝろで技術が劣っているから色あせるものを送るのじゃなくて、技術的にはとくに解決している。いま唐突にこゝろのことを申し上げるというのは、オリピックが迫っておりますが、毎日その辺に立っておりますと、必らず青年が走っております。白いユニホームは別でありますけれども、紫、青のユニホームで、半月も着ればみな色あせて、腐ったような色をしているのを着ております。こゝろのことを言うとき、ずいぶん無縁なことを言うように聞こえる人が多いのですけれども、実はそうではないので、幾ら日本の繊維がすぐれていると言つてみたとこゝろで、人は完成された着ているものを見て批評するのですから、色あせたものなど着て走っている青年などがあれば、幾ら日本の繊維品がすぐれているなどと言つても、だれもほんとうにするものじゃないのです。

実は私はこの間わざわざ名古屋まで、そゝろいう困難なことがないようにと思つて、染色会社を見に参りました。ところが、さきに言うとおりの技術的にはすつかりもう解決済みで、ファースト染めにしさえすればもうだ

いじょうぶだ、こゝろいうことで確信を得てきました。そうして今度は、説明が長くなつて恐縮ですが、小売り屋なんかいろいろなところへ当たつてみたところ、いや安い注文を受けるのでついつつくる、こゝろ言うのですね。ところが、ドイツがあれだけ世界的に技術的な信用を高めておるゆえには、こゝろの場合でも技術を引き下げないといふところまでは値段のほうも下げない。どんな安ものも注文されてもそれに応じない。そゝろいう道義があるから、今日ドイツのものはいいといふことに世界で通用している。いま申し上げたのは一例であります。日本では、外客誘致なんといつたつて、ホテルへ行けばみんな名人入タオをくれますけれども、一ぺんふろにつけたらまっ黒にその染めが落ちます。こゝろいうことで幾ら日本品がいいなどといつても、これは通用しない。

私はそゝろ思うので、実はこの点では佐藤国務大臣がオリピック担当でもあれば科学技術庁の長官でもあるから、話し合いたいと思つていたくらいなんです。こゝろいう面の人づくりに真剣に力を入れてもらいませんと、全般の人づくりなんかしている間には、依然として日本は安かろう悪かろう、こゝろいう評判になつちやうと思つて打つていただきたいと思つていますが、いかがでございますか。

○国務大臣(池田勇人君) お話のとおりで、昔は安かろう悪かろうでございましたが、だんだんこれが直つてまいりました。ドイツの話が出ましたが、写真機とか、掃除機とか、あるいは、ミシンとか、これは安かろうよかろう、

こゝろいうことになっておりますが、懐中電灯なんか見ますと、もうちやうと高い値段でいけばドイツよりも安くてもいいものができます。まだ幾ぶん残つておりますが、大体において安かろうよかろうという状態になりつつあります。そゝろしてまた、国際貿易上の道徳観念がだんだん直りつつあります。昔は一番問題だったのは商標の問題だったのですが、このごろは商標盗用がなくなつて、外国にも日本の商標を盗用するものが出てくるといふふうな状態、商標の盗用はだんだんなくなつてきておる。

ただ、私はいまだしも改めなければならぬのは価格競争で、とにかくちやうとに安くやつて、そゝろして外国人のひんしゅくを招く、あるいは一ぺんにうんと送り込んで、向うの産業のじゃまをする、こゝろいうことはやはり日本としてこれからの貿易をふやすためにはよほど考へなければならぬ。だから、これは国内的のみならず、お話のように国際的にもりつぱな商業道徳、りつぱな人柄をつくらなければならぬことは当然のことでございます。

○天田勝正君 確かに精密機械類がよくなったのは私も認めます。私もあんな写真機を肩にかけて向うのデパートを歩いておりましたところ、ロンドンのデパートでわざわざ呼びとめられて、まあその機種は言ひませんけれども、会社の宣伝でありませんから。とにかくえらくほめられた。まことに氣をよくしました。しかし、それはやはり繊維品などは依然として日本はかなり量として多く生産しておる。ところが、やがて後進国でだんだん繊維はつくつてくるのです。それで日本が生き

残るには、やはり良品でなければならぬ。いまでも英国が、日本にランカシャー破れたりといふいいながら、しかし上級品といふものは世界でやはり評価を維持している。日本もそれと同じようにいかなければならぬと思つて申すね。ところが、いま例をあげて申し上げたところ、オリピックが迫るといふのに、色あせたものを、半月も着れば色あせるようなものを実際に着て走つておるのです。ですから、だんだんよくなつた、自然によくなつたといふことでなくて、私はこの点については、政府がさうなことにならぬよ

うに強制命令ができるかでないかわかりませんが、しかし、道義に訴えてでも、行政指導でも、急速にそれがないように改めるよりほかに道がないと思ふ。時間がありませんから、これは希望いたしておきます。

それから、もう一点、過日予算委員会、私、内航船舶の海運のことを取上げて、総理も聞いておられたと思ひます。貿易といへばすぐ外航船舶のことを議論しがちでありますけれども、しかし、その貿易をするためにはやつぱり内航海運があつてこそな

質問をし、今後力を入れるという向きであります。この点については、これまで総理みづから陣頭に立つて再整備をされ、そして十分これが今後のわが国の貿易面でもそのさきになり得るよう施策を願わなければならぬと思ひますけれども、この点についての考え方を伺つて私の質問を終わります。

○国務大臣(池田勇人君) 国内輸送の点で、陸上と海上ともに、これは車の両輪でございます。やらなければいけない。最近瀬戸内海方面の海上運送、これは運賃が上がりすぎて経費がかなりかかるというので困つておる向きが相当あるようでございます。来年度の施策として、これが対策を私は講じたと思つております。やはり陸海相まつて輸送の万全を期さなければなら

せんので、こゝろいう点につきましても十分考へたいと思つております。

○委員長(新谷貢三郎君) 鈴木君。

○鈴木市藏君 時間がございませんの、二つばかりの問題について質問したいと思ひます。

先ほど木村委員も質問いたしました、開放経済体制といふものについて少し質問したいと思ひます。この体制といふことは持つてゐる意味は、どうしても制度的、機構的、あるいは組織的に体系化されたある何ものかをさす、普通そゝろいうことに体制といふことを言つておりますが、総理は、この開放経済体制といふのは、国内的な体制と、またこれにOECDやそゝろいったところに参加することによつて国際的な体制と、両方に分けてこれは考へるべきものだと思いますが、一体この体制といふのをどういふふうにお

考えになつておられるか、この点明らかにしていただきたい。

○国務大臣(池田勇人君) 貿易・為替を自由にしまして、そうして国際的分業の体制に入ると、こういうことでございませう。したがって、国内的には、そういう立場でありますので、国際競争力を強めながら国内経済の発展をしていこう、こういうことでございませう。

○鈴木市蔵君 一面、OECD加盟のための条約のあれが外務委員会にも出ておりますが、それをとつてみますと、やっぱり世界的な開放経済体制ということを言つておられますが、これは高度に発達した資本主義諸国の経済同盟、われわれはそういうふうな理解しておりますが、そういうものとして総理もこれを——総理の答弁をそういうものとしてみれば理解していいかどうか、この点を明らかにしていただきたい……。

○国務大臣(池田勇人君) 同盟ということばはどうでございませうか……。

○鈴木市蔵君 同盟体です。

○国務大臣(池田勇人君) 私は、協調体と言つては、協調体と。相談し合つていくことなどで、何も、あれは全会一致でございますから、日本の気に入らぬことがあつたら、二十カ国で日本が反対だと言ふばまともなところありません。だから、あなたは同盟だとおつしやるが、そういうもんぢやない。お互ひに相談をして協議をする協議体、こういうふうにお考えになつてしるべきだと思ひます。拘束力はあります。

○鈴木市蔵君 国内における体制はどうですか。

○国務大臣(池田勇人君) 国際的にはOECDの拘束力はありません。そうして資本主義のあれだと言われるが、そうぢやない。世界の繁栄と平和を保つためにお互ひに相談し合ひ、そうして片一方においては、その相談も、低開発国の発展をひとつ考えようというDAC、DACの委員会なんが、OECDの最も強いあれです。資本主義的なあれぢやございませう。国内におきましては、先ほど申し上げましたように、国際競争力を強めて、そうして経済の構造を近代化、すなわち、具体的にいへば中小企業、農業の飛躍的發展をはかつて均衡のとれた経済状態に持つていこう、こういうことでございませう。

○鈴木市蔵君 先ほど総理は、国際収支その他の問題について決して樂觀はしてないが、これらの問題を解決するのを、開放経済体制という形で、国際的なワクの中で日本の国際収支の問題も解決していくような方向へ進めるのだという意図の答弁をしておりました。そのことは同時に、やはり閉鎖的なところからブロック経済圏に参加することによって経済外の約束、たとえば日本のそれにふさわしいような防衛的、軍事的な努力を当然要請されてくるものだと考えておられますが、こういう点についての見通しはどうですか。

○国務大臣(池田勇人君) 見通しの問題じやございませう。これは、経済協力開発機構でございませうから、あくまで経済協力開発、OECDでございませう。

○鈴木市蔵君 経済の問題は、政治、軍事、外交の下部的な組織でありますから、そういうものとの有機関係の中でこういふようなことが行なわれることは理の当然だと思ひます。したがって、貿易上において、あるいは経済上において、日本がこのような開放経済体制に移行することが得策だというより、一面の面的な見解だけににとどまらず、それは当然日本の政治的にも、軍事にも、外交にもはね返つてくるものだ、総合的なものとして考えたときに初めて体制というところの持つてくる意味がわかつてくるわけですね。それをあなたになしなくして、貿易や自由化だというふうな問題だけで逃げる切ろうとするのは、全貌をはつきり国民の前に示さないでやつていこうという点じやないかという気がするのです。だから、そういう点について、これは総理も答えなければ、私は次の質問に移つてもけっこうですけれども、この問題を国民がともに深く心配しているわけですね。

それから、二番目の問題。この開放経済体制は、一体だれのためのものかという事です。だれの利益のためにとられるか。これは日本が高級グループに参加するといふことを大蔵大臣が言つておりましたけれども、言うなれば日本の資本主義が参加するといふことであつて、この開放経済に進む過程の中で、貿易の自由化がすすんで、労働力、あるいは合理化がやられて、労働者がいふん苦しい目にあつて、あるいは石炭なんかその典型で、あるいは中小企業の倒産も続いているし、農業においても果樹園農民などは非常な苦痛の状態に追い込まれてきている。こ

ういう事実を見ると、開放経済体制といふものはだれのための体制かということを考えてみたときに、決してこれは日本の勤労国民の利益のためではなくて、やはり日本独占の、日本の資本主義の生き延びのための政策だといふふうにしかわれは考へていないのですね。このだれのための開放経済体制かという点について、総理の見解をひとつ承りたいと思ひます。

○国務大臣(池田勇人君) まず、だれのためかといつたら、日本国民全体のためでございませう。そうして、それがひいてはIMFあるいはOECDの構成国のためになる。そうして、それが世界全体のためになる。ことにその中で、自由主義国家の低開発国のためになる。共産国が入つておりませんので、しかし、自由主義低開発国の発展があれば共産国のためにもなる。だから、要すれば世界全体のため。しかし、まず第一に考えることは、日本国民全体の利益になると考えております。

○鈴木市蔵君 この次の質問で終わりますが、開放経済体制といふことばの持つてくる響きとは別に、むしろ内に對しては新しい形の統制といひますか、これは昔の官僚統制とは全く違ひますけれども、政策指導的な、引き締めるような形の方向へむしろ行くのではないかと。たとえばすでに財政金融の面においては日銀法の改正という形で出てきておられますし、こういう点で、外には開放、自由化といひながら、内にはむしろ新しい形の政策指導的なものを中心とする統制化の方向に移つていかざるを得ないのではないかと。

という点について、どういふふうに総理は考へておられるか。

○国務大臣(池田勇人君) 全体としては、開放ですから、自由になります。全体としては自由になる。ただ、全体として自由になる場合において、日本のために害になるような場合におきましては、いわゆる国際競争力を強め、国内の雇用関係等から考へて、特定の産業には指導権を持つていこうと考へて、これはごく例外である。全体的には非常に自由な方向になつてくるのであります。

○委員長(新谷實三郎君) 以上をもちまして、池田内閣総理大臣に対する質疑は終了いたしました。
午後一時三十分再開
午後一時五十分休憩
午後十一時五十分休憩

午後一時三十分再開
○委員長(新谷實三郎君) ただいまから委員会を再開いたします。
午前中に引続き、外国為替及び外国貿易管理法及び外資に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を続行いたします。
御質疑のある方は順次御発言願ひます。

○木村禮八郎君 法務省の方に伺いたすのですが、この外為法と外資法の改正の審議の際に、日米通商航海条約のことが問題になつたのです。ところが、新聞報道で承知したのですけれども、三月十日の朝日新聞にこういうことが出ておつたわけなんです。国際通貨基金の八条国に移行して日本は本格的な開放経済体制に入つて、それに伴つて外国資本による日本企業の支配

を防止するために、株式の譲渡制限を
検討する必要があるとの主張が、経済
界とか学界からあらわれて問題になり
始めた。ところで、今度の国会で商
法改正案を法務省としては出す予定に
なっているそうだけれども、その改
正案の中に株式の譲渡制限を織り込む
かどうか、そういうことが法務省の法
制審議会の商法部会で問題になって、
そこでこの法務省、経済界、学者など
関係者の間で検討するというのが報
道されたのですが、現在の商法の第二
百四十四条によると、株式の譲渡は定款
によっても禁止あるいは制限することが
できないようになっておるのを、今度は譲
渡制限できるように改正したらどうか
という意見が出ていたというわけだ
が、そこで問題になったのは、そうし
た場合、日米通商航海条約の第七条で
すね、内国民待遇を与えるという条項に
抵触しないかどうか。まあ外資法の改
正、将来はまた外資法を廃止したような
場合、やはり内国法、商法で株式譲渡制
限ができるようにしておけば、外国資
本の国内企業支配を防ぐことができる
という、そういう趣旨らしいのです
よ。そこで、そういう二百四十四条を改
正して株式譲渡を制限することができ
るという場合に、日米通商航海条約第七
条と抵触しないかどうかということに
ついて——そこが論点なんです。外務省
の方に何ったところが、また法務省のほ
うのどういう作業をやつてどういうと
ころが問題になっているかよくわから
ぬ、ですから、法務省の人から聞いて具
体的に内容がわかったら、それに対し
て、はたして通商航海条約に抵触するの
かしないのか、その意見を述べるより
しょうがない、いまの段階ではわから

ぬ、こういうことだったのです。そこ
で、きょう法務省の方をわざわざして、
いま話した点がどういうふうになって
おるかをお伺いしたいわけなんです。
○説明員(上田明信君) お答えいたし
ます。商法の一部を改正する法律をこ
の通常国会に出す予定でありますけれ
ども、この株式の譲渡制限に関する部
分については、この通常国会には出さ
ないつもりであります。

しかし、この株式譲渡制限の問題に
つきましては、法務省に設置されてお
ります法制審議会において審議中でご
ざいます。法制審議会においてこの審
議を始めました動機は、この外資の関
係というよりも、そもそも人的会社の
な、閉鎖的な会社と申しますか、そうい
う株式会社に、定款でもつてこれを
防止する道を講じてはどうかという御
意見がありまして、また御承知のと
おり、昨年、一昨年ですか、会社とい
ゆる乗っ取りというような問題も発生
しておつたので、その乗っ取りの防止
という点でも、その乗っ取りの防止
で、定款で株主になる者を何らかの方
法で制限するような道を講じてはどうか
だということでも議論が始まつたのであ
ります。現段階におきましては、この
株式の譲渡制限が、結論的には、こうい
うような措置を講ずるかどうかに、こうい
う結論は、いま現在のところ出ておりま
せん。これは将来の問題として検討さ
れることになっております。

それで、その審議の段階におきまし
て、大体問題になりましたのは、大き
な点といたしましては、まず定款で、
取締役会の同意を得た場合に株式の譲
渡ができるという定めをし得るという
こと、それからこういふ措置は中小企
業だけに限るのか大企業まで及ぼすの
か、そういうことがまだきまらないう
まになっております。したがっていまし
て、これが日米友好通商航海条約に抵
触するの、第七條に抵触するの、かど
うかという問題までは、実は検討いた
しておりません。まだいま申し上げま
した程度の審議の段階でございまして
現状でございします。

○木村福八郎君 そうですか。それで
は、外務省の方、いまのような経過に
なつておりますが、前に経過がわから
ぬから何とも言えないと言われました
が、もちろん、いまのように今国会で
の商法改正案には盛り込まないとい
うことですから、いますぐの問題じゃな
いのですけれども、将来の問題とし
て、いま問題点を報告していただいた
わけなんです、そういう場合、抵触
するの、かしないのか。
○説明員(二階堂重人君) いま法務省か
ら御説明のあつたような意味で、定款
で株式の譲渡制限をするというもので
あれば、当然日米通商航海条約の問題
にならないと考えております。
○木村福八郎君 内国民待遇問題とは
別に見るわけですか。
○説明員(二階堂重人君) 内国民待遇に
対する抵触の問題は起こらないと考
えます。

利益を取得し、並びに(イ)自己が設立
し、又は取得した企業を支配し、及び
経営することに關して内国民待遇を
与えられる。というところは、これは政
府の一方行為ないしは政府の行政機関
行為で内国民待遇を与えないように積
極的な行為をとるとした場合に内国民
待遇に違反するのだと、こういふう
に解釈しておりますし、また、大体ド
イツとかフランスとかあるいはスイス
等の立法例を見ましても、これはそう
いう規定は入つておりますけれども、
私たちの承知しているところは、入
つておりますけれども、内国民待遇の
違反の問題は生じていないと思いま
す。

○木村福八郎君 これで終わります
が、要するに日本国民にも外国人にも
同じ扱いになるということだから別に
差別的ではない、そういうふうに理解
していいわけですか。
○説明員(二階堂重人君) そのとおりで
ございします。

○天田勝正君 手形の関係で二、三伺
いますが、委員長、さつき銀行局長が
見えるというお話でしたが、銀行局の
方だけが見えておりますか。
○委員長(新谷貢三郎君) 銀行局長は
まだ見えておりません。いま呼んでお
ります。

ちよつと御報告しますと、いま出席
しております関係各省の政府委員ない
し説明員は、大蔵省は齋藤政務次官、
渡邊為督局長、外務省は二階外務参事
官と、法務省はいま歸りました、経
済企画庁調整局庭山参事官、通産省の
大慈弥通商局長でありまして、海運
局の次長と農林省の関係はやがて見え
ると思ひます。

速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(新谷貢三郎君) 速記を始め
てください。

○天田勝正君 手形の関係で伺いま
す、われわれの耳に実はしばしば入
つてまいりますし、かつて新聞にも出
たことがあるかと思ひますけれども、わ
が国の手形、小切手等が案外金融梗塞と
は別に安易な気持ちで発行される。そ
ういふことから、その面でも不渡り手
形が非常に多いというふうなことで、
これを規制する改正をするやの話がし
ばしば入るし、しかもその内容は次第
によつたら体面というふうなことも含
まれておるといふふうな何つておるの
ですが、そういうことはございせんか。

○説明員(柏木雄介君) 手形の不渡り
が非常に多い、また手形を非常に気軽
に振り出す人が多くて、それがまた手
形不渡りを多くしている原因なので、
手形の発行についてはもつと責任を
はつきりさせるとか、あるいはもつと
責任をもつて発行するようにするとい
う意味から、不渡り手形を出した者には
刑罰を科することにしたらどうかとい
うことにつきまして、大蔵大臣がい
ろんな機会に申されておられます、私
等も大臣からお話を伺つたわけであ
りますが、手形法の改正とかいふこと
になりますと、これは大蔵省の所管の
問題でございせんので、そういう問
題についていろいろ意見はあるんだけ
れどもというところで法務省のほうに
御紹介申し上げて、まあこういう問題
についてどういふふうなやつたらい
いか御研究願いたいということござ
います。法務省におきましては、手形

不渡りの多い状況にかんがみまして、いろいろ御研究になつておると思いますが、目下のところ刑罰を科するといふような法案を用意するまでには至っていないように聞いております。

○天田勝正君 特に大蔵省側に私が聞くというの、さつきも法務省の民事局長も来ておりましたけれども、むしろこういったものは実態に即して所管の省から何かのかなり強い意見が出なければ、単に法務省——単に——といつては失礼だけれども、法律を扱う法務省としてはたぶん慎重であらうと、こういう気持ちがあつたから、特にあなたにお伺いするわけです。

で、大臣談話でも、刑罰といつても一律に何でも科するといふことの意味じゃないと思ふのです。特に悪質、まあその場合はわれわれが具体例として承知するのは、かなり大企業に属するところが不渡りを出しますと、それが取引先、下請と連鎖反応を起こしまして、それはまあ大きくいうならば社会不安にまで発展する。そういうものであつても、ほんとうに小さい企業が金融梗塞のために万やむを得ないといふような情状酌量すべき範囲でなくして、十分気をつければ防ぎ得るといふような場合でも、大企業であつたために将棋倒しになる。こういうことは結局、それはまた言うなれば対外的な問題ですけれども、そういう悪い習慣があれば、やはり勢い外国との貿易の面にも大きな影響を生ずる。こういう観点で、もしそういう考えが大蔵大臣にあり、大蔵省側にもあるとするならば、それは法務省のほうで検討してもらふといつてみたところで、おおよそやはりいつごろまでには成案を得ると

いうめどというものは大蔵省側にあるのじゃないか、いかがですか。

○説明員(柏木雄介君) 私どももいたしましては、手形不渡りが多いということにつきましては、これはまあいついつまでに解決できるかといふような問題ではないと思ひます。法務省に對しまして、したがつて、もちろんこの問題をいつごろまでに解決をしていただくといふことになしに、またこの手形不渡りの問題について刑罰で臨むといふことが最も望ましい方法であるといふところでも申しております。要するに、こういう問題がいろいろありまして、最近非常に国会でも問題になつておりますので、ひとつ御研究願ひたいといふことでございます。

法務省におきましては、手形訴訟の簡素化といふか、不渡り手形があつた場合に、手形債権の取り立てをいままでもよりもつと容易にするといふ方法を講ずる方法も研究してみたいといふお話でございます。いまのところ、刑罰につきまして私のほうからいつまで期限を切つてやつてくださうといふところまでは考へておりません。

○天田勝正君 それでは、結局それはめどというものがいまのところないといふのですから、それを改正しようといふ意図は、このいまの開放体制に移行するために、国内取引においても日本が国際的に信用を得るがごとく、こういうふうなやり方において何かあるのじゃないかと私は思つておつたのです。そういうものとは關係ないのですね、開放体制とは。

○説明員(柏木雄介君) 開放体制に向かつていく一つの措置として、手

形不渡り問題を取り上げておるわけではございません。昨年の秋以降非常に倒産もふえ、手形不渡りもふえておるといふ観点に立ちまして、その対策というか、その問題の処理にあたりました。考慮すべき問題といたしまして取り上げた次第でございます。開放体制への移行といふこととの関連を考へておるわけではございません。

○天田勝正君 私がこの問題でお伺いするのは、大きなところで不渡りを出したのはいささき言つたように将棋倒し的な現象が起るもので、その場合に、小さい業者といへどもかなり製品それ自体においては信用のおけるもの、こういうものが生産されておる。それで、あつても、将棋倒しで倒れたりいたしますと、外国との取引上、ことに何年保証といふような場合が一番問題なんですけれども、そういうときに、さて部品を取り寄せよう、あるいは修理しよう、こういうような場合でも、そのものがなくなつてしまつてどうにもならない。これは現実に東南アジアなんかを歩いてみまして、いままでも農機具なんかではあることなんです。だから、国内取引のごとくに見えますけれども、やはりこれをどこかの面で手直しといひますかしない、まじめな業者があたりを食つて倒れることがないような何か処置をしませんと、現実に完つてやる機械の製造元が倒れてしまふ、こういうことなんですね。

その説明を長くすると切りがありませんから、ただこの際聞いておきたいのは、法務省に預けてあるが、しかしそのめどはない、もつとだと思ひます。そうしますと、何か行政指導でこれらを改善するといひますか、自粛せ

しむるといひますか、そういうことを考へなければならぬときに来たのじゃないでしようか。その点、何か省内で話し合つておりませんか。

○説明員(柏木雄介君) 手形を振り出す人が、いわば悪意というか、いざれ不渡りになるというところを知りつつ手形を振り出すといふことは、これはいわばモラルの問題でございます。大蔵省から言ひますと、これは当然やつて悪いことでございますが、私どももいたしましては、その金融面、行政面におきまして一つ考へておりますことは、手形の不渡りの關係で連鎖反応を起こして次々に倒れていくといふ場合に、非常に健全な経営をや、今後の企業努力によつては成長していく中小企業が倒れるといふことがあつてはならない、そういう意味合いにおきまして、先般二月に銀行局長通達を出しまして、各金融機関に、そういうふうな連鎖反应的に倒産が起ることをないよう、十分その企業の経営状況等を勘案して配慮するようにお願いしている次第でございます。まあ手形不渡りによつて不測の事態が健全なる中小企業に及ばないよう十分の配慮をいたしたい、そういうふうに存じております。

○天田勝正君 過目私、新聞の投書を見ておつたところが、実態は実に、政府だつて国会だつて知らないんだといふことは、次のようなものが出ていました。それは、大企業の支払い遅延という事柄であるが、実に、幾ら支払の遅延防止法だなどといつてみたところで、実態は、大企業のその月その月の支払いワタによつてきめられて、だんだん延ばされて、手形の目付はいか

があらうとも、今月の期り当ではこうといふようなことで、結局自分らのような小さいところでもたな上げ三千万円ある。こうなると、その傘下に同じようなのが数十とあるんだからして、まるで大企業をささえているのはわれわれだけだ、こういうような意味の投書でございました。それでありますから、それ自体は健全で、しかもそれ自体は優秀な品物を出して、いまして、実際は将棋倒しになるということがあり得るのです。ですから、このことについては、さつきのようにいつか

わからぬといふようなことでなくて、ひとつ検討してもらひたい。まあ体罰を加えるのはいいか悪いとか、それは別問題として、私ははややすと体罰を加えるといふことはいかかと思ひます。そうでないけれども、悪意であらうと善意であらうとも、確かにいまの支払い形態といふもの自体が善意的な中小企業者その不渡りのあら

しの中に善き込むといふことは事実である。そのことの結果が、さつき例にあげましたように、東南アジアなんかで、さて売られた機械が部品がほしいといつても、もう手に入れたことではない。そういうことでは国際信用にも自然つながつていきますので、検討だけをきよりのところは要望しておきまして、私の質問を終わります。

○鈴木市蔵君 外資法の一部の改正について、あつと聞きますけれども、この改正によつて外資導入については一

で許可しておりますものを、このたびの改正によりまして、貸付金債権の取得、受益証券の取得等につきまして、あるいは技術導入等につきましても、すべて外資法の許可にかかわらせることにお願いをしておるわけでございます。したがって、形式的には、従来の管理方法でやっておりますものが、外資法の許可にかかわるといふことになりまして、いかにも制限を強化するといふような感觸が起り得るわけでございますけれども、改正の趣旨は、従来二元的に分かれておりましたものを、わかりやすく一本の法律にまとめようというのでございまして、改正によりまして外資導入を制限するとか、あるいは制限を強化するとかいう趣旨で運用されるものではございません。

資本取引につきましては、八条国移行によりまして、資本取引を制限する自由はわが国に認められておるのでございまして、しかしながら、やはりOECDの加盟条約等にもあらわれておりますように、資本取引もできるだけ自由にしていこうということが先進国の大勢でございまして、したがって、形式的には制限を強化するようになつておるわけでございまして、実際の運用におきましては、事情の許す限り資本取引を自由にしてまいりたいというふうに考えておるのでございまして、

○鈴木市蔵君 そうすると、要するに、外資導入については一元化の方向に進んでやつていくと、こういうことでございましてけれども、許可を受けたい者は今度は自由に対外送金ができることになるわけですね、自由に対外送

金ができる。これはドルが入つてくればドルで対外送金する、ポンドで入つてくればポンドで対外送金するということになるだろうと思ひますが、その場合、自由にできる対外送金の中に円は入るのかどうか、この点どうですか。

○政府委員(渡邊誠君) 円は、八条国移行に伴ひまして、經常取引につきましては、國際通貨としての資格を得ることになるのでございまして。したがって、投資元本より生じた果実金につきましては、これは自由に外資法の認可、従来為替管理法の認可を受けて入つております外国資本の果実の送金につきましては、これは円を自由に外貨にかえて送金ができるわけでございまして。

円で送金ができるかどうかということとでございまして、これは果実につきましては、もちろん円で送金は可能となるわけでございまして、しかしながら、通常の場合では、もちろん外貨で送金ができるわけでございまして。これは従来より、貿易につきまして円為替を認めておりますが、しかしながら、実際の利用は円為替によるものはほとんどなくて、すべて外貨によつて決済されていくものと同様かと存じます。元本につきましては、これはもちろん八条国移行に伴ひます円の交換性回復の対象外でございまして、これは現行の外資法の規制のもとに対外送金ができること、こういうことになっております。

○鈴木市蔵君 この許可を行なう場合に、基準ですね、何か一定の規範というものがあつたらうと思ひますが、

それをひとつ明らかにしてもらいたいです。

○政府委員(渡邊誠君) 許可を行ないます際、基準をいたしました。たとえば外国人が株式を取得するような場合におきましては、制限業種につきましては一〇%まで、非制限業種につきましては一五%までというように、株式につきましては一応の基準がございまして、それまではなるべく簡易に許可をしていくということになっておるのでございまして。

なお、技術導入等に関連いたしましたは、なるべく優良な技術をできるだけ低いロイヤルティーで導入したいというふうに考えておりますので、そのラインに沿ひまして、個々のケースにつきまして事情を十分聴取いたしまして、高過ぎるものについてはさらに安く交渉したかどうかというようなことで、個々のケースにつきまして許可事務を行なつていくような状況でございまして。

○鈴木市蔵君 つまり、まあそれは相手方の基準をどう定めるかというような問題で、日本の国内産業の立場に立つてきめなければならない基準、求めなければならない基準というものがあつたらうと思ひます。そういう点はどうですか。

○政府委員(渡邊誠君) たとえば技術導入について申し上げますと、外資審議会がこれの許可を決定するわけでございまして、その場合におきましては、通産省、科学技術庁等、その方面でそれぞれ責任を分担されております。方々の御意見を十分に聞きまして、国内産業にどのような影響があるか、あるいは輸出にどのような貢献するかと

いうことを十分に吟味して許可を決定してございまして。なお、OECDに加盟いたしましたも、この技術導入につきましては留保をしておりますので、従来の方針に沿つて進んでまいることができると思つております。

しかしながら、技術導入につきましても、自由化に関連いたしまして、従来のように積極的に日本経済の復興及び発展に寄与するかどうかということから、だんだん最近では、たとえば國產技術の発達を阻害するものでないかどうか、あるいは著しく過當競争を惹起する等、いわゆる産業秩序の混乱を招来するものではないかどうか、それから金融政策上不都合な過剩投資を惹起するものではないかどうかというふうな、いわば消極的な基準に照らして許可を決定するといふように、技術導入につきましても自由化を進めておる次第でございまして。

○鈴木市蔵君 それで、具体的に聞きたいのですけれども、つまり食品ですね、あるいはくだもの、こういうものにはアメリカの資本が相当最近顯著に入りつつある。時間があれば具体的に一々聞いていきたいと思ひます。ずいぶんアメリカの余剩農産物のほけ口で、大規模なそういうふうな形の外資の流入が行なわれようとしておる。特に港灣中心に食品コンビナートをつくつていくという形態でやられてきておる。この傾向、これは非常に重視しなければならぬ問題だと思ひます。この間の九日の参議院の予算委員会で、社会党の瀬谷君の、輸送費、中間経費を安くするため食品コンビナ

トを東京湾埋め立て地その他につくるのだといふことについての質問に、農相もそういうふうに答えておるわけですが、この食品コンビナートと結びつけて、アメリカのつまり小麦とかトウモロコシとか大豆とか粗糖ですね、こういうふうな余剩農産物が急速に入つてくるようになる。しかも、陸揚げ港付近で、特に埋め立て地にサイロとか倉庫とか冷蔵庫とか、製粉、それから精糖、その他の原料処理、第一次加工工場をつくる、こういう形でやってくる。これがいわゆる日本の物価が、流通機構が整備されていらないからなんだといふことと、一面合理的な理由をつけながらも、こういうふうな食品コンビナートが港灣を中心につくられてくるというふうなことに、これは日本の果樹農園、あるいは酪農、その他日本の農業に非常に大きな影響を与えるばかりでなくて、さらに小売りの他一般の流通に關係しているところも非常に大きな影響をこうむると思ひます。こういうふうな特定の形をとつた外資の導入については、いま言われたような許可、認可をする場合との關係は一体どういふことになるのか。

つまり、この技術導入の場合は技術導入といふことだけで狭く見、あるいは食品コンビナートというふうな場合はそれだけで狭く見るけれども、それが関連するところの事態をみていかなければならぬと思ひます。特にこの最近の港灣中心に導入されてきておるこの食品コンビナートの建設に伴うアメリカの資本の導入というもののについては、一体どういふふうに考へて

おられるか。

○政府委員(渡邊誠君) アメリカの余剰農産物でござりますが、これは現在のところ受け入れておりますのは棉花でござります。しかしながら、最近アメリカの飼料につきましても、この余剰農産物を受け入れたいという希望があるわけでござります。飼料は、御承知のとおり最近畜産が非常に盛んになつてまいりましたのに伴ひまして、飼料の需要が急増しておるわけでござります。他方、アメリカにおきましては棉花、小麦、飼料等膨大な余剰農産物がありますので、これを延べ払いで輸出したい、しかも値段は市場価格を上回らない値段で輸出したいという考え方を持っておるわけでござります。そのためには商品信用会社というものをつくっておくことは御承知のとおりだと存じます。私も最近聞いております話、飼料を輸入いたしますが、その際延べ払いで輸入いたしまして、すぐに決済する必要があるわけでござりますから、円貨がたまるわけでござります。その円貨で、日本の飼料工業の振興に必要な方面にその円貨を使つていただいてもけっこうですという話がございますので、これは関係各省で検討中でござります。いまお話しのように、アメリカの資本による総合的な食料コンビナートをそういう形で日本に建設しようという話とはだいぶかけ離れた話でござります。円貨を利用する場合も、もちろん日本側の自由な意思によつて利用できる、その目的に利用できるというように私どもは考えておるのでござります。

なほ、資本の自由化に伴ひまして、日本国内産業にどのような影響を及ぼすかということにつきましては、個々のケースにつきましても、先刻申し上げましたように、関係各省の面で慎重に検討して、日本経済に不要な、あるいは不当な混乱を巻き起こさないように十分留意してやつておるつもりでござります。

○鈴木市藏君 どうも、いまのあなたの御説明はちよつと納得がいけないのですよ。食品コンビナートはアメリカの外資というふうなものとは違ふのだというふうなお説なんですか。三十九年度に食品コンビナートをどこかに建設するといふ具体的な案が、政府のほうでもうちゃんとできてゐるんじゃないやございせんか。これはあなたのところの所管でなければ、どこかこのことを担当しておるところがあると思ひますが、具体的にどこかの港にどのくらいの規模のものを造るのだ、どういふものをつくるのだというところは、ずっと計画が進行しておるはずだと思ひます。

○政府委員(渡邊誠君) 私も承知しておる範囲内では、具体的な計画はまだ何らできておらないように了解しております。まだその受け入れ自体もきまつておりませんし、したがうして、受け入れたものをどこにどう使うかという具体的な計画が進行しているというふうには全然聞いておりません。

○鈴木市藏君 それはほんとうにできていなくてそういうお答えをするのか。この間の瀬谷君なんかの質問に対する答弁と違ふですね。輸送費、中間

経費を安くするため食品コンビナートを東京湾埋め立て地その他につくる、こういうふうな言つておられますね、赤木農相は。そうして具体的に——もし皆さんのほうでそういうことを言うなら、こういうことが出てゐるじゃありませんか。農林省は三十九年度予算に食品コンビナート建設に二百萬円の調査費を計上するともに、工場敷地の造成や工場建設などには開発銀行から三十億円の融資をあつせんする、新たに農林漁業金融公庫の融資対象とする、中小食品加工資本の統合を促進するなどの施策を打ち出している、こう言つてゐるじゃありませんか。これはあなた、計画が全然できていないということと違ひと思ひますがね。

○政府委員(渡邊誠君) ただいま承りましたお話は、農林省の国内金融措置による計画だといふふうに了解されるのでございまして、外資とおそらくは直接関連なしに農林省が食品工業の発展のために計画をされてゐることかと存じます。

○鈴木市藏君 それなら、じゃ、聞きますけれども、この貿易の自由化を目ざして、もうアメリカの資本がきびすを接して、いま言つたような食品コンビナートの方向を目ざして進んでゐるという事実があるんです。このアメリカのユニテッド・フルーツ社が昨年日本に進出して、極東フルーツを設立して大規模なバナナ輸入を進めておりますが、このアメリカの青果会社と日本の資本家と具体的な提携の箇所はどこですか。

○説明員(堀太郎君) ただいまの御質問でござりますが、私ちよつと具体的な案件について、関係資本とはつきり

記憶いたしておりますが、小規模な合併会社をつくつたことがあることは記憶いたしております。

○鈴木市藏君 いまの答弁でよろしいか。それ。

○説明員(堀太郎君) ただいまの会社は資本金が二千四百萬円のようであり

○鈴木市藏君 それで、私の聞いてゐるもう一つの質問、つまり日本のどういふ会社と提携して進出してきたかという、その提携会社です。

○説明員(堀太郎君) それは先ほど申し上げましたように、具体的な会社の名前はただいま宙で記憶いたしておりますが、たしか商社であつたかと思ひます。

○説明員(新田庚一君) その名は、三井物産、三葉商事、それから丸紅、伊藤忠、東京食品、兼松という商社でございまして。

○鈴木市藏君 やはり六社ですね。それが、ユニテッド・フルーツが昨年日本に進出して、三葉、三井、伊藤忠、丸紅、兼松、東食の六社と提携して、極東フルーツ会社をつくつた。これは最初の規模はそんなに大きなものではないだらうけれども、このユニテッド・フルーツというのはどういふ規模の青果会社であるか、あなたは御存じだらうと思ふんです。これは本格的なバナナ輸出をやろうといふことで、フィリピン、ミンダナオにこの会社直営のバナナ園をつくつて日本に進出してこようといふと聞かされてゐるという事実については承知しておりますか。

○説明員(新田庚一君) 本件を認可します際には、フィリピン、バナナと申しますのは、実は数年前から日本の技術者が出来まして、まあ一次産品輸入を通じましてフィリピンとの貿易拡大という点から、バナナの輸入が何とかしてできないかといふことを日本自体がやつておるわけでござりますが、日本側の商社もそういう角度からいろいろマークしておつたのでござりますが、たまたまユニテッド・フルーツのそういう企画が日本側のそういう考えとマッチしてござりますので、開発輸入といふことでこういつた会社をつくりまして、フィリピン、バナナを開発して、そうして日本の片貿易に役立てよう、そういう考え方で認可したのでございまして。

○鈴木市藏君 ほら、ごらんない。そういう形で、フィリピンのある地点にフルーツ会社が実際に大きなものをつくつて、あなたのいま説明したような形で日本のバナナ市場の相当程度、こういうふうな形で外資導入が行なわれてゐるわけですね。

そうして、その次に聞きます。じゃ、アメリカのハイソックス社と日魯漁業が提携してベビー・フーズ、ケチャップの生産を開始してゐるようですが、この会社の規模はどれくらいなんですか。これは非常に重大なことですか。こういう形でみんなとどんとどんと貿易の自由化といふ形で外資の、アメリカの資本が入つてきて、みんな一緒になつて市場を占拠していくといふことで、これは日本の産業経済の平和的、自主的な発展にとつて非常に重大な問題であるから、質問しておるわけですね。

○説明員(堀太郎君) ただいまのお尋ねの会社は、日魯ハイソックス社だと思ひますが、資本金一億円でございまして。

ただ、補足をして申し上げますと、
こういふ会社は、従来いふゆる円ベ
ス制度でもって設立されたものであり
まして、この円ベス制度の場合に
は、当時の法制上、政府の許可を要す
ることなしに自由に設立できるよう
な体制にあったのでございますが、政
府といたしましては、これを改めまし
て、昨年の七月以降いふゆる円ベ
ス制度はなくなつたわけでございま
す。したがしまして、今後はすべて合
弁会社の設立等は政府の認可を要する
というふうに改められておる次第であ
ります。

○鈴木市蔵君 つまり、今度のこの外
資法の一部改正の中における許認可の
対象となるべき性格のものだと、こ
ういふことですね。

○説明員(堀太郎君) 昨年の七月以降
は外資法もしくは管理法でもって許可
または認可の対象になつたわけでござ
います。で、今後は、この法案の改正
を御承認いただきますれば、外資法に
よる認可の対象になる、こゝういふこ
とでございます。

○鈴木市蔵君 そういふ種類の会社だ
と思ふのが、まだ一体どのくらい
あるのですか。この食品加工なんか
に限定して聞いているから、その範囲で
けっこうです。

○説明員(堀太郎君) 食品加工に限つ
ての数というのは、ただいまのところ
正確に把握しておりません。

○鈴木市蔵君 では、私のほうから聞
きますけれども、カルバック社と三井
物産と合併で日本カルバック社をつ
くつて、トマトケチャップ、トマト
ジュース、くだものかん詰め加工

を行なつてゐる。この会社はどうい
う性格のものでしょうか。

○説明員(堀太郎君) ただいまのお尋
ねの会社は、たぶん先ほど申し上げま
した円ベスによる過去の自由設立の
会社かと存じますが、ただいまのとこ
ろ、その会社の名前を具体的に承知し
ておりません。

○鈴木市蔵君 しかし、あなたのとこ
ろはそういう外国の資本が、たとえ円
ベスであろうと何であろうと、その
合併をしていく場合に、あなたのとこ
ろが元締めで見ているのでしよう。そ
れを知らないといふのはちよつと無資
任じゃないですか。

○説明員(堀太郎君) 昨年の七月まで
は自由に設立されておつたわけでござ
います。したがしまして、当時は許可
も認可も届け出も要らずに設立できる
ような体制にあつたわけでございま
して、まだ十分その辺の台帳は整備して
おりません。しかしながら、昨年の暮れ
以降、過去に自由に設立された会社
社につきましても調査を始めて、た
だいま着々と調査実施中ではございま
す。

○鈴木市蔵君 そうすると、さつきの
答弁とちよつと矛盾するようではな
いでしょうか。去年の七月までは、あるいはこ
れまで自由にやつておつた、今度はし
かしその外資法の改正によつて許可、
認可を受けるのだといふことになる
と、先ほど為替局長が、いや、それは制
限は重くならないんだと言つておつた
けれども、前のやつもさつとこの中に
入つてくるということになると、その
既成の事実に対する制限はどうなりま
すか。

○政府委員(渡邊誠君) 私が先ほど申
し上げました原則論を申し上げたので
ございまして。円ベス会社は今後は外
資法の認可対象になりますわけであ
りますから、従来同種の企業で外資法の
認可対象になりましたものと同様に、
認可の際にはこれを検討するといふこ
とに相ならうかと存じます。大勢とし
ては自由化の方向でございまして、
個々のケース、ことに過去におきまし
ては円ベスとして完全に私どもの権
限外でありました会社の設立等が、外
資法改正によりまして外資法の認可対
象になるといふ事態に相なりまして、
したがしまして、原則は自由化の方向
でございまして、場合によりまして日
本の経済に非常な悪影響を及ぼす
ような会社の設立につきましては、も
ちろん関係各省十分に協議の上対処し
ていきたいといふふうに考へておる次
第でございまして。

○鈴木市蔵君 そうすると、これから
はもろろんのことだけれども、いまま
でのものについてもやつぱり許可、認
可の基準に従つて、こゝういふふう
に理解してよろしうございましてか。

○政府委員(渡邊誠君) このたびの法
律改正によりまして、円ベスとい
うものの従来全く自由でありました会社
設立といふものがなくなるわけでござ
いまして、したがしまして、一元的に
外資法の許認可の対象と相なるので
ございまして。

○鈴木市蔵君 そこは非常に私重大な
ところだといふふうに思つておるわけ
です。だから、許認可を受けたものの
元本あるいは果実自由に対外送金が
できるといふことのもたらしてくる量

的な比重といふますか、それは非常に
重要なものになつてくるだろうと思
います。しかし、これは時間の関係があ
るのでこの辺のところとどめておき
たいと思ひますが、さらにいま一、二
同様な会社があるので、これもはつき
りとはやりこの際確認しておきたい
と思つておるのですけれども、味の素
とケロッグ社が提携してやつてゐる。
糖とアメリカン・チクル社がやつて
ゐる。明治屋とカバリー社がやつて
ゐる。これらはすべて先ほどこちらから質問
したケース同様のものとして理解して
よろしいか。この会社の性格は聞いて
おらなかつたのですか。

○説明員(堀太郎君) ちよつとおそれ
入りますか……

○鈴木市蔵君 味の素とケロッグ社、
それから名糖とアメリカン・チクル
社、明治屋とカバリー社、これは先ほど
言つた円ベス会社と同じような性格
のものか。

○説明員(堀太郎君) 全部円ベス会
社だと思ひます。

○鈴木市蔵君 つまり、私が最初に質
問したように、こゝういふ円ベスの会
社が食品加工に関するもので、しかも
きわめてチェックしやすいものがこれ
だけ。まだそのほかにあるだろうと思
います。第一、大蔵省の為替局でもこ
れをつかんでいないといふような先ほ
どの答弁ですから、まだかなりあるだ
ろうと思ひますが、ほかにもいろいろ
形での円ベスのこゝういふものは非常
にたくさんあるだろうと思ひます。お
そらくその一覧表をこゝへ出せと言つ
たら、お手あげだと思ひます。そ
ういふことがわからずして、一体いま
私たちは外国為替を、あるいは管理

法、外資法の一部を改正するといつた
法律案を、ほんとうに、真にできる条
件にあるかどうか。私は、これは今度
は許可、認可を受ければ対外送金が自
由になるのですから、しかも日本政府
はまだ十分にそれをつかんでおらぬと
いふことになる、これはきわめて危
険だ。したがつて、これに対する、
いま食品加工の一部だけを取り上げて
聞いただけでも、かほどの事態です
から、それ以外の産業にわたつて同様
の円ベスで行なわれているものどれ
があるか、どういふ状態にあるかとい
ふことを明らかにしてもらふこと
は、ちよつと外資法のこの法律案は
さういふことで討議して上げるというわけに
は、これはちよつと責任上いかな
い。では、これはちよつと責任上い
かないのを要求したい。日本にあるところの円
ベスの全貌を明らかにしてもらひた
い。

○政府委員(渡邊誠君) 円ベス投資
の会社の取り扱いにつきましては、昨
年の十一月に報告を求むる省令を出
しまして、一月末日で締め切つた。た
だいま円ベス投資に関する報告を集計
しておる状況でございます。

報告書を受理いたしました状況で概
略申し上げますと、円ベス会社二百
八十九社でございます。それから、在
日支店関係が二百七十三社、それ
から円ベス株式投資等八百八十七件
でございます。円ベス会社につきま
しては、その概略の内訳は、製造業が百二
十社、商事貿易が百九社、その他六十
社、計二百八十九社になつておりま
す。これは目下報告に基づきまして詳
細集録中ではございますが、概要の報告
は以上のとおりであります。

変化のない限り、税引きで千三百万ド

ましたとおり、税引きのまあ一千万ドルないし一千三百万ドル、これは報告

て送金いたしませんという約束のもと

てすでにその事情を承知して入つてきたものであつて、これらの対外送金、

がもたらす危険です。特に先ほど申し

上げたように、食品加工だけでもアメリカのこういふふうな資本がずつと入ってきて、そのこういふ影響はひとり食品加工業のみにとどまらず、流通加工過程やなにかにとどまらず、日本の農産物、農民にも大きな打撃を与える。ところが、これがこの利益金はほとんど持つていくことが自由なんだというところになれば、一そうさういふ形での資本が流入してくると思うのです。私はさういふふうな形におけるやり方というものは、決してこれは、先ほど總理がここでみえを切つたものとはわけが違ひ。きわめて危険な方向に日本の産業なり経済なりが引きずり込まれることになると思ひます。もつとこの点、大蔵省はそれは腹をきめてこれらの問題について対処していかなければならぬといふふうに考えます。

質問を終わります。

○成瀬瀧治君 いまの鈴木君の質問に關連して、外国資本の投下、さういふようなものは、何か為替管理法とおつしやうたけれども、外資法關係でさういふことをきめていけるのじやありませんか。

○政府委員(渡邊誠君) 従来は外資法と管理法と二元的に処理されておつたのでございすが、今後このたびの法律が国会で承認されれば、今後は外資法一本ということになります。

○鈴木市藏君 さつきの答弁と違ひじゃないですか、それはおかしいよ。

○政府委員(渡邊誠君) 円ペースの送金につきましては、これは従来発生した蓄積利潤、従来の元本等ございまして、蓄積利潤につきましては、私どもはこれは元本に準じて考えておるわけでございます。元本は、これは八条

国になりましたも、送金を認めるか認めないかというところは、全く為替管理法の問題でございまして、資本の流出入につきましては、今後とも外資法ではなく管理法、言いかえれば、過去に生じておりましたところのこれらの元本の対外送金につきましては、管理法で強化するということになりました。

○成瀬瀧治君 これはまた逐条に入つたときに質問することにして、高橋さんが、銀行局長がお急ぎのようですから、一言、今度の開放体制にからんで金融政策についてちよつとお尋ねしたいと思ひます。ということば、國際收支が赤字になれば引き締めていく、端的にいへば公定歩合等の引き上げでこれをやっていく。それから、さういふことだけで、實際のこの——そのみだけで一体國際收支の赤字に対する対策がよいものかどうか。いわゆる國內均衡と國際均衡の矛盾はいろいろ出てくると思ひますが、諸外国ではいろいろなことをやっておられるようですが、日本でどんなことをいま當局としてはお考へになつておるか、ちよつと何つておきます。

○政府委員(高橋俊英君) IMFの八条國に移行いたしますと、直接為替を制限して國際收支の改善はできない。為替制限というところばかりに訴えることはできませんから、したがいましめて、金融政策とか財政政策がそれだけ大切になつてくるわけでございます。要するに、國內的な均衡、全体としての需要水準が若干高いといふところにある問題があるわけですが、しかしながら、前回のような場合に比べますと、民間の経済、特にその中における設備投資とか在庫投資とかといふものは、非常に目立ってひどくなつていて、

は、非常に目立ってひどくなつていて、という意味じゃないといふことを私は先般申し上げた。さういふ意味においては、民間經濟の圧迫の手がかりとなるべきものは、前回に比べますと若干低いと思ひます。つまり、対象となるものの弾力性といふものは、これを引き下げ得る幅といふものは非常に大きなものではないといふことはできない。要するに、全体としての需要水準が高過ぎるというところがあるのだと。

しかし、これに対する金融政策の強化、いま公定歩合とおつしやいましたことが、さういふことを含めまして金融引き締めを強化した場合には、どういふことが起こるかといふこと、それがはたして金融だけで解決できるのかどうかといふお話でございすが、私はやはり個別に見た需要の項目を見ると、なほまだ先ほど私が申したようになりすが、やはり金融の持つていける力といふものは非常に日本は大きい。大企業がある。大企業と大銀行との結びつきが非常に強く、かつ産業界におけるシェア競争のためのシェア競争、それから大銀行間の貸し出しの競争、さういふものが非常にからんでいて、さういふ事実から見まして、金融に依存する度合いが非常に大きいために、これらの引き締め政策が大企業等に及ぼす影響は、非常に大きい。

本来需要の中でやはり最大の項目は、比率としては外國等に比べて低いとは申しながら、個人消費支出の増大といふものがかなり大きいのであります。比率では、國民總生産、總支出の五五五程度でございすが、若干このところ年々上り気味でございすが、

支出の總額が伸びると同時に、比率においても若干伸びていて、さういふ点から見まして、いまの引き締めを強化した場合、大企業としてはさしあたり収益にやや自信を欠く点がある。さういふ点からいってむしろベースアップ、採算を無視したベースアップに依するところもだんだんできなくなる。この点は御意見もございましてよろけれど、経済的に申しますと、消費の増大といふのは、やはり所得の増大、特にその中における大企業の賃金水準の高さというものが、相当な力を持つておりますから、間接的に金融の引き締めがさういふところにも影響を及ぼさざるを得ない。また、それが及ぶ程度のものでなければ、需要水準の伸びを若干抑える——これは全体を下げるといふ意味ではありませんが、伸びを抑えていくことはできない。

それがはたして金融だけで可能かといふ問題ですが、私は絶対可能だといふことを申し上げておるわけではございません。これはある程度トライアル・アンド・エラーでいかなければいけません。まず適當なところまで引き締めを強化いたしました後、その後におきましては、様子を見ながら、場合によつては財政の運営等に手心を加えるといふことも必要になつてくるかも知れません。現在の段階ではそこまではあまり要求しなくても、金融政策によつてかなりの効果が期待できる。ただし、一年間で國際收支を均衡させる、經常收支を均衡させるといふことになりまして、問題でございすが、しかし、外貨の面で、總合收支の面で非常な危機を招かないようなテンポでこれを改善する方向に持つていくことは

可能ではないか、さういふふうに思つております。

○成瀬瀧治君 私が尋ねたいのは、為替は、あなたから親切な答弁でいいと思ひますが、私が尋ねたいのは、為替ではいろいろできない。そこで、金融でやつていかなければならぬ。とすけるのは、金融政策として具體的にとら引上げるなりあるいは引き下げがあると思ひ。他にこんなことでもお考へなければならぬといふものがあるなら、お示し願ひたい。

○政府委員(高橋俊英君) 金融引き締めの調節の手段としては、公定歩合だけではございせん。現に準備預金の率を高くしたり下げたりするといふ方法がございすが、これは昨年の十二月にある程度引き上げておりました。さういふ方法がございするのと、それから一昨年の秋、金融の緩和期におきまして、日本銀行がクレジット・ラインを採用いたしました、主要な銀行十行についてそれぞれ貸し出し限度額を指示しまして、その範圍内において日銀から借り入れを受けられる、それを突破した部分につきましては普通のレートが上るという一銭の罰則的なレートがかかるということにいたしました。このクレジット・ラインといふものは、そもそも引き締めの道具として考へたわけではありせん。現段階におきましては、一方でクレジット・ラインを据え置いて売りオペレーションをやるといたしまして、非常にゆるまるはずのもの、クレジット・ラインに対しては、実際の貸し出し額が接近している。さういふことから、引き締めの効果が上がる。クレジット・ラインを引き下げ

可能ではないか、さういふふうに思つております。

れば、やはり同じようなことになりま
す。そういう方法も現に採用しており
ます。

もう一つは、都市銀行等に対しまし
て、貸し出しの増加額を前年実績との
比較におきましてどの程度に抑えるか
ということと日本銀行が指導しており
ます。これは窓口指導とか呼んでおり
ますが、最近では、やつております
が、四半期別にならしまして、前年同
期の、たとえば一割くらい下とかとい
うふうな線を示しておるわけでありま
す。これが四月以降についてはまだ決
定しておりませんが、近くそういう数
字も出ると思います。

そういうふうな貸し出し抑制の手段
はいろいろございしますが、いま私が申
した述べたのが、大体において現在とら
れており、これからも活用されるべき
調整の手段であると思います。

○成瀬輔治君 あなたがおっしゃった
のは、準備金制度の問題ですが、これ
は法律は三十二年ですか、三年です
か、できておりますが、自由化を当時と
してはある程度予想しておったのだ、
だから、改正の必要はないし、いま
から考えてみても変える必要はないの
だというもののなか。それとも、かり
に三十二年にできた法律で、自由化は
ある程度予想していなかった、なか
か国際収支がえらいから今後変えなく
ちやならぬという見通しなのか。その
辺はどうでしょうか。

○政府委員(高橋俊英君) 制度につ
いては変える必要はないと思います。
問題は運用でございます。いまは日本
銀行が相当多額の市中銀行貸し出しを
行なっておりますが、一方で、ちやう
ど両建てのようになつております

が、銀行から預けさせておる。預けさ
した分だけ実は貸し出しがよいいふ
というかつこうになる。これは元來
は、日本銀行貸し出しが、あの当時、
三十二年でしたか、非常に減りまし
て、一時的にはゼロ、実質的にはゼロ
になつたわけでございます。そこで、
日本銀行貸し出しがなくなつてしま
いますと、貸し出しを抑制するという
日本銀行の窓口で貸し出しを抑制する
ということが事実上できなくなる。そ
ういふ場合には、準備金の活用だけ
がたよりになるということになると思
います。むしろそういう見解でつく
られた。将来金融を正常化していきま
すれば、日本銀行の貸し出しは本來減
るべきものだ。場合によつては実質セ
ロにすべきものだ。その場合に、コン
トロールする、特に金融機関を中心と
するとこの市中の流動資金を吸い上
げるといふような手段として考えられ
るものが準備金制度であります。

○成瀬輔治君 私が質問してゐるの
は、そうじゃなくて、これは三十二年
に制定されておる。したがつて、自由
化を予想せずにやつておつたのだが、
現行法を改正する必要があるのかない
のかということですか。

○政府委員(高橋俊英君) 現行法を改
正する必要はないと思ひます。
○成瀬輔治君 私は、公開市場の操作
の問題、これも金融政策として関係が
非常に深いと思ひますけれども、これ
はたとへば短期のものでその対象にし
ようとするのか。その辺の考え方はど
うなんでしょう。

○政府委員(高橋俊英君) 短期のもの
とおつしやるのが、たとえば政府の短期
証券のようなのをおつしやるのかと

思ひますが、本来はこれは、諸外国に
おいてやります場合も、原則は短期も
のでオペレーションをするのが本来な
のです。ところが、日本では金利の問
題がからんでおりまして、政府の短期
証券、まあ金利水準が安いわけでご
います。二カ月のものでございしますが、
一銭五厘前後のレートでは大体売りオ
ペの対象にならない。最初にまあ市中
銀行が持つということがなければ、買
いオペレーションができないわけでご
ざいます。短期証券を市中銀行が持
つというふうな情勢にないわけでご
ざいます。そこで、たまたまそれに振り
かえて長期ものの金融債、政府保証債
等を使つておる。これですと一銭九厘
何毛から二銭というふうな金利になり
まして、市中銀行は相当に持つてお
るわけでございます。まあ消化してあり
ますから、それを対象に買い上げたり
また売り越したりする。こういう金利
の問題から、本来は短期証券でやるべ
きものを長期ものでやつておるとい
うのが日本の現状でございます。

○成瀬輔治君 大臣がお見えになりま
したので、大臣に一言だけ。一言と
いつてもほかのこともあると思ひます
が、まず、輸出に對して私は日本の國
が相當な全精力を注がなくてはなら
ぬ。そこで、まあこれは税の改正にか
らむわけですが、どうせ税法がやつて
くるから、税法のときでいいじゃない
かと、こゝろおつしやるかもしれない
が、実はいままで輸出控除の恩恵、あ
るいは輸出控除の特例の恩恵で、さ
ういふようなものがあつたわけ
です。ところが、今回の改正で、さうい
うことはガツトの問題等でないかとい
うことになつて、違つた形で、資産債

却あるいは準備金というふうな形に肩
がわりしてきたわけですか。

そこで、まあ最初にお聞きしたいの
は、大臣でなくて事務当局でこれはい
いわけですが、一体、資本金ですか
ね、資本金一億と申しましようか、あ
るいは固定資産二、三億と申しましょ
うかね。そういうふうなところと、そ
れ以上のもの、私はいわゆる大企業と
中小企業に分けたいわけですが、輸出
総額に占める割合、そんなふうにもし
分けたいときには、おおよそどのくらい
が大企業と申しましようか、そういうも
のが輸出をし、それから中小企業の人
たちがどのくらいドルをかせいでお
れるかというふうな、そういう区分は
ございませぬでしょうか。これはまあ
事務当局でいいです。それから大臣に
お聞きします。

○國務大臣(田中角榮君) 通産省にそ
ういふあれがあれば、あとから答え
をします。輸出入銀行の資金から見
ますと、まあ九〇%ぐらゐは俗にいう中
小企業ならざる企業だといふことが言
えると思ひます。九〇%以上かもわか
りませぬ。ちよつと調べてから答えま
す。

○成瀬輔治君 それじゃ、大臣のその
答弁を、九〇%というのを押えて申し
上げたいと思ひます。いままでは輸出
控除の特例ですからね。大体これは
八〇%、輸出所得の総額の八〇%が控
除になつたわけですね。税対象でい
えは二〇%です。そこで、今度は資産債
というところになります。さうしま
す、かりに二億あつたとかあるいは三
億の固定資産を持つておるところは、
資産債却です。これは十五年から
十七年になります。さうしますと、

それを割つてみますと、千二、三百万
になる。一〇〇%かりに輸出すれば、
あの方式でいくと、百分の百ですか
ら、それに掛ける百分の八十といふこ
とになります。ちよつと一億の固定
資産のところを見ると、まあ二百四
五十万の控除しかないわけですね。さ
うすると、前のと比較してみますと、お
そらく雲泥の差になるというこ
とを、いまここで算数を数式で割れば私
はわかると思ひます。さういふやう
に、この間では二百五十億の前のとこ
ろに恩恵があつた。今度もいふやう
やつてみると、総額では二百五十億だ
らとんとんになると、こゝろおつしや
います。資産債却のほうにウエトリが
置かれるために、中小企業の人たち、
さういふ固定資産持つていない、設備
持つていない、したがつて恩恵に浴す
るもの、あなたがたがおつしやるこ
ろの実は九〇%の中小企業の人たちで
なくて、一〇%のほうに、ほとんど、
二百三、四十億のさういふものの恩恵
が行つてしまつて、中小企業のほうに
はさつぱり来ないといふさういふ結果
になりはしないですか。さういふこと
は十分お考えになつておるかどうかと
いう、この点が承りたい。

○國務大臣(田中角榮君) 誤解がある
と悪いから申し上げます。いまの第
一の御質問は、輸出総額に占める中小
企業と大企業といわれるものの比率
はどうかという御質問でございしま
す。これに資料は取り調べておりま
すので、輸銀の資金を使つておる面か
ら申しますとどのくらいかと、さうい
うことを言ひますと、まあ輸銀は、輸
銀の性格がプラント輸出その他機械

等でありますので、結局大企業のほうが多いということが必然的になるわけであります。その大企業と中小企業が一体比率がどうかといったから、九〇%くらい中小企業じゃないと思ふ、こう申し上げたわけですが、

この輸出所得控除にかわる輸出振興策というものを対しては、まあ外国でもってやっておるようなものを十分調べまして、ガットで問題にならないものに對してはできるだけ、輸出依存の国でありますから、やりたいと、こういう姿勢でおるわけでございますが、この国会で御審議をお願いする段階においては、まあ大体二百三十五、六億のものに對して二百四、五十億金額的には救済をしたということになるわけであります。しかし、内容的に見ますと、中小企業に對してはやはり中小企業関係の海外市場開拓式準備金制度を認めましたいろいろなことをやっておりますけれども、固定資産の償却割合を大きくするといへば、固定資産が大きいものが割りがいいということには言い得ると思ひます。ですから、こういうものに対しては、正常な状態では、これからやはり輸出振興に對してはあらゆる立場から検討をしたいという考え方を政府としては前提といたしておるわけでございます。税制のみならず金融に對しましても、國際的に容認せられる範圍においてはあらゆる手を打ってひとつ輸出振興に資したいと、こういうことを考えておるわけでございます。

○成瀬幡治君 これはまあ税制改正の問題でありますから、そのときに私は触れたいと思ひますから、大臣にこれ

はまあ前哨戦というよりな形でお願ひしたいのですが、あなたは九〇%と言われたが、うまく輸銀のほうでということばで濁された。そういうふうにごまかされればそれかもしれないのです。が、実際はあの減税法案を出されるにき、いままでも輸出控除の恩恵を受けている人たちが、中小企業はどのくらい受けておったか、こういうことだと思ひますが、そうして今度は資産償却が除かれると、そのために中小企業がとんとんになるのかどうかというようになつたものだと思うわけですが、

これは租税三法のときにひとつやりたと思ひますが、しかし大臣として私は確認をしてもいい線は、いやそぐいになつて、あまり差はなくていいやそんなことはあまり考えないでガットのほうのそちらの法律違反にならないようにやつたのだと、そこら辺のそこらではないのだと、こうおっしゃるか、その点だけを確認しておきたいと思ひます。

○國務大臣(田中角榮君) これは税法審議のときまでに主税局からこまかい資料を取りそろえて御審議に應ずるようになつておる。私がやつたこととやございませぬから、まああまりこまかいことはわかりませぬけれども、中小企業に對して同じような總額において減税になつておるといふようなことを言つても、私も代議士でありますから、国会で出る議論は十分わかりますし、それだけではなく、中小企業に對

してより大きな減税恩恵が行くように十分配慮しないといふことだけは、主税当局にあらかじめ申し上げておるから、いまして思へば、十分私の言つておることも、数字で申しませんと困りますから、数字で申しませんと困りますから、数字が出たときに申し上げます。もし少しでも私の意思に反したようなことがあれば、また将来大いに考えたいといふことだけ申し上げておきます。

○成瀬幡治君 私の計算によれば、相当な差は開きがございします。そこで、いまおっしゃる通りに、わしも代議士なんだ、そんなことは選挙に影響があるから十分考慮とおっしゃいますけれども……

○國務大臣(田中角榮君) そういうことじゃない。

○成瀬幡治君 いや、そうじゃないんなら、また違うなら違うと言つてもいいが、十分数字等を検討してもらつて、そういう点が前の実績に對して今度の法律が非常に狂つておるといふことになれば十分考慮すると、こういうふうになつたのです。それで間違ひはございませぬですか。それでいいです。

○國務大臣(田中角榮君) けつこうです。まあ日本人同士の話でありますから、私も率直に申し上げたいわけでありますが、これはこういう會議の情勢は、逐一外国でも見えておるわけでございますし、ガットで問題があるので、その分を日本はすりかえたんだといふことで、非常に外国ではいやな感じでおるわけであります。でありますから、まあ公の席上で申し上げるのは、ガットで問題になつておるものは全部あつ

さりやめました。そうして日本は國內的な手段として、輸出依存の国でありますから、新しい観点において、輸出振興策の一つとして、新しい税制において優遇措置を講じておるわけであります。でありますから、そういう公の考え方からいいますと、中小企業がこれだけ現行法で恩恵にあずかつておつたものが、どうも新制度に変わつてからは差があるから、その差は全部何とかしますと、こういう議論にはならないわけでございます。ならないわけでございますが、ガットで問題のあつたものをやめて、同時に、輸出振興に對して新税制をつくらなければならぬ、またつくろふといふのが政府の考えでございますので、あなたの言われることも、また私たちが考えておるわけでも、同じことを考えておるわけでありますから、まあ数字が出ましたらまたそのときよく御説明申し上げますが、中小企業に對しては、中小企業の育成、また輸出振興に大いに寄与していただくたいという考えはあなたと同じ考えでございますので、そういう場合が少しでもないよう、議論の存するところがあれば大いにひとつ将来考へたいといふことは申し上げられるわけであります。

○成瀬幡治君 もう一点。ぼくは財団法人の日本貿易会が出しておる六三年八月十五日の、欧米主要國の輸出振興税制措置、こういうパンフレット、これと日本の税制改正とを比較してみますと、非常にアメリカ、ヨーロッパの國々から見ると、日本は非常に正直のようになつて、もう一つは、アメリカと比較したときに、こんなばかんと心外にたえぬほどアメリカは優遇して

おる。それに対して、なぜ日本はそういうふうになつてくちやならぬかという点で納得できないところがあります。これは税制改正のときにそちらのほうで議論するようになつておるから、ひとつあなたも……アメリカはそうやっておるが、日本はなぜそれができぬかという説明は、よくできるようにしておいていただきたいと思ひます。

今度は、「外資に関する法律新旧対照表」といふのがございします。その改正案の第二条になるわけでございますけれども、「外国資本の投下の原則」といふところで、第二条に出ておるものが、「外国資本の投下は、できる限り自由認められるべきものとし、この法律に基く認可の制度は、その必要の減少に伴ひ逐次緩和又は廃止されるものとする。」とある。したがつて、現在は認可をとつていこうという私は態度だと思ふ。そのときに、この認可の大体の基準を申し上げるか、よりどころを申し上げるか、そういうようなものを大づかみにどこどこに置いていけるのか。なぜこういうことを質問しなくちやならぬかと申しますと、総理は過般木村委員の質問に對して、優良な外貨は幾らでも認めていくけれども不良なものはけつていくという答弁をされた。それから、これはある新聞でございしますけれども、自動車関係がローンを引こうとしておるわけですね。それに対して通産省としては、あんなことをしてくれちゃ困るというやうなことで、若干産業合理化委員会ですかあるいは資金委員会と申しましようか、そういうやうなところでチェックしていくといふやうなふうにも聞いておる

わけです。それから、もう一つ片方には、体制金融というような名目のもとに、昨年ですか、開銀融資の三十億、それから来年度は六十億ですか、そういうものを予定されておるやに聞いておりますけれども、そういうようなものにとらみ合わせてまいりますと、その簡単に外国資本の投下というものが自由に認められようとする腹じゃないかというふうには何とております。したがって、どういうようなところにそれはめどを置いてやつていこうとされておるのか。これは通産省の關係になるのか、あるいは大蔵省になるのか、その辺のことはよくわかりませんが、とも、おまへ何かのよりどころがあるとしたら、そういうものをお示し願いたい。

○國務大臣(田中角榮君) 外資に関する法律でござりますから、宣言規定としては当然第二条のようなものが要るわけでございます。で、資本取引は自由という事ではないわけでありまして、原則自由ということではなく、こういうふうな表現をしておるわけです。しかし、日本が、ずっと明治時代から考へまして、良質長期の外資によつて鎖国時代の経済から相当大きく経済的に飛躍をしております。また、戦後も外資の導入によつて相当の恩恵を得ておるわけでありまして、良質なものでもって日本の経済発展、また民生安定に貢献するやうなものであれば、拒む必要はないということでありまして、また、拒む必要はないというよりも一歩進めて、良質安定的な外資を必要とする状態でございますので、どんなものでも自由に入つてきて、で、日本の経済を混乱せしめる、

日本の資本市場を混乱せしめるというやうなことがあつてはもちろんいけませんので、日本がその時点において必要であり安全であるという観点に立つて外資の導入をはかつておるわけでありまして、でありますから、外国人の持ち株に對しての制限もいたしてありますし、それからまた、支配をするやうな大口のローンに對しても制限をしてありますし、あなたがさつき申されたやうに、国内を混乱せしめないという事を原則としておるわけでありまして、こまかい問題に對してまた御必要があれば、事務局から答へさせていただきます。

○成瀬權治君 私はさういふ抽象的なことではなくて、たとえばあたのほうは一つの業種を指定するとか、あるいは資本金かどうとかいうやうな、さういふ意思がございましてか。

○國務大臣(田中角榮君) 業種指定とか資本金によつてどうしようとかという考へは現在ありません。こまかい問題は事務局から申し上げます。

○成瀬權治君 先ほど私は例として自動車の場合を申し上げたわけですが、大體自動車産業は、自由化をどんなことがあつても来年度の三月までにやらなくちゃならぬということが大体きまつておるわけでは、さうでもないですか。やろうと——どういふことですか。あるいはこの秋だといふ話もありまして、ある程度やらなくちゃならない。さういふやうなことで、たとえば三十九年度の設備投資計画は、前年の三〇から九〇ぐらひまで上回つてきて、どれだけになりますか、数字は別として、相当な設備投資計画を持っておられるわけですか。そのために、た

とせば日産はどこ、本田技研はどことか、あるいはいすゞはどこかといふやうなふうに、短期貸し付けを受けようとして、アメリカの市中銀行と折衝をしておられる。さういふことに對して、そんなことをやられては国内のほうで困るのだと。あるいは鉄鋼にも私はいろいろな計画があると思うので、あるいはさういふやうなところに対して、ある程度チェックをされるのじゃないかといふことはあり得ると思ひます。また、やつていただかなければ困る点もあると思ひます。さういふやうな点は、さういふ場面で、さういふやうな基準をおやりにならうとしておるのか、さつぱりわからぬのです。

さうでない、特定の人たちが何か権限を持つておつて、どうもおまへさんのほうは入れたけれども、おまへさんのほうはつづいたといふことがあれば、重大な問題だと思ひますから、なるだけなら公正な基準といふことが、さういふやうなところがないと、だれが見ても、ああこれならおれも出してもいいのだ、私のところは無理だといふやうなふうに判断をして、さうして導入の問題に對して交渉するなり、あるいは事前折衝をしていく、さうしてあとから認可をとるといふことになりまして、さうでない、最初からさういふことへ行つて、さういふことをやろうと思つて事前了解を得てから交渉するといふやうなことになるやうです。ですから、さういふやうな点について、はもう少し明らかにして、日本の国の経済を混乱させないかぬから、さういふことのないやうなものはみんな許すのだ、混乱せしめるものは許さぬのだと言われちゃ、皆目めくらへビ

で、お役人さんの鼻息でどつちにならなうじやしやうがない。その辺のところをも少し明確にしてみたいなにか、さういふことです。

○政府委員(渡邊誠君) 外資法運用に關します一般的な認可基準につきましましては、第八条に規定されておるのでございまして、「主務大臣がこの法律に規定する契約について認可をする場合の基準は、左の通りとし、その認可又は認可に當つては、国際収支の改善に有効に寄与するものを優先させなければならぬ。一 直接又は間接に国際収支の改善に寄与すること。二 直接又は間接に重要産業又は公益事業の発達に寄与すること。三 重要産業又は公益事業に關する従来の技術援助契約の更新又は更新その他該契約の条項の変更が必要であること。四 主務大臣は、左の各号の一に該當する場合においては、この法律に規定する契約について認可をしてはならない。一 契約の条項が公正でない場合又は法令に違反する場合。二 契約の締結又は更新その他契約の条項の変更が、詐欺、強迫又は不当な圧迫によると認められる場合。三 日本経済の復興に悪影響を及ぼすものと認められる場合。四 以下こまかい規定がございまして、この法律の規定しております基準に基づきまして、個々の事業ケースにつきましまして、各省で十分協議の上、慎重に決定しておるやうな状況でございます。はなはだ一般的な回答で恐縮でございますが。

○成瀬權治君 何か、大臣、時間ださうですから——私ら受け取るものは、政策的なことにはよくわかりませんが、何か開放体制を迎えて知り得るもの

は、新聞報道ですね。といふことは、大臣が閣議決定後何やらで語られたとか、あるいは大臣が意見を申し出たとか、大蔵省のこんなことの見解が出てくる、さういふところから受け取つておる。あるいは、今度は相互銀行の支店の新設に對して締めておるわけですね。さうしてなかなか相銀に對するところの圧力をかけているといふことは、私たちが考えれば、一つの系列傾向に受け取れるやうな気がしてさういふ感じがしない。これも国際力強化の問題でめんどろ見るといふ美名は幾らもあると思ひますが、結論はさういふことになりまして、それから、金融關係を握つても、設備のいろいろな問題でも、自由だといふけれども、外国から資本を入れることについてすら一つの力があつて、さうしてそれは通産省のほうで握られるのか、大蔵省で握られるのか知りませんが、どこかの委員会が最終的には握つておいてやられるといふことからは、何か統制と言つちゃ悪いですけれども、私は、なるほど為替は自由化になり、國際的には相當なことになつたと思ひますけれども、具體的に個々において国内で行なわれるのは、國際収支の赤字といふやうな名前のもとに、もつと系列化とか申しましようか、さういふやうなことが強化されていくといふやうなふりにしか受け取れないわけなんですけれども、さういふやうなとおつしやるかもしれませんけれども、いま申しましたやうに、何かしら私たちはさういふふりに受け取れてしやうがないと考へるのです。今度の税制改正を見ては何を見ても、しわが寄つてくるのは弱いところ

寄つてくるような気がしてしよるが、いいというふうな感じがするのですが、そんなことはないと言われればそれまでですけれども、そうじゃないかないのですか、実際は。

○国務大臣(田中角栄君) さようなことはございせん。私も中小企業出身者でございせん。私も中小企業の日本力を持つてきた。また今日まで日本の国力をここので持つてきた。中小企業の犠牲というのに対しては、高く評価をしていくわけでありまして、中小企業に對していかんしてこれをますます発展せしめるかというに對しては、十分な配慮をいたしているわけでございます。

それから、金融機関に對しても系列化をやりたいというふうなことに見えるというのですが、系列化というよりも公正な自由競争をしていくという一いまでは過當というところが各界にございせんが、銀行など、私が幾ら言つても、歩積み、兩建てでもやらなければ食つていけないということが事実であるならば、中小企業の負担においてさうなことであつてはいかぬから、さういふものは合併でもなんでもしなさい。しかし、こつちが合併しろと言ふのじゃありません。もし皆さんが前向きでしようということになれば、私たちは応援いたします。さういふことを言つておるのであります。私たちは系列化をしようというふうな考え方はございせん。正常な公正な自由競争をしていかなければならぬという考え方を基本にしておることは事実でございます。

外資に對してしましても、政府の一部局でもって適当にやつてしまふんじやないかというふうな何か気がするといふようなニュアンスのお話でございせんけれども、外資審議会は民間人が三人入つておりまして、最終的にはそこで決定していただくということでございますので、行政府も非常に真剣にやつておるのでございせん。それから、行政府と審議会の組織、それから慎重な行政というのことに對してはひとつ御信頼をいただきたいというふうな考えをいたします。しかも、その結果に對しては、国会に對して連帶して責任を負うのでございせんから、国会には随時御報告をいたしたいということを考えます。

○成瀬權治君 まあこれは意見になりますから、私も言わないのですけれども、大臣が先ほど銀行をひとつ統合したかどうかといふことをおつしやつた。それから、いま申しましたように、一つの産業が、鉄鋼なら鉄鋼、自動車なら自動車、石油なら石油化学、さういふものは特殊鋼でもないが、さういふものがいろいろなことに對して国際競争力をつけなくちゃならぬ、そのための設備を申しまして、か、体制を強化しなければならぬといふことは私たちもわかる。さういふことは、それからも一つは、それに対するの力と申しましようか、実勢的なものではなくて相当な力をかけなければ、いつまでたつても——自動車でも、何か一緒にたつてくれたらよきさうな感じもすると思ひます。しかし、何か力をかけなければ一緒にならぬだらうといふことも私たちもわかる。しかし、さういふことだけに政府が全精力を使つておられますと、とかく、それには資金を出してやる、あるいは税制でも優遇すると、さうおつ

しやつておるけれども、それはそれでいいでしようけれども、さういふときには、中小企業だとか農村だとか、さういふようなところには全然手が抜かれてしまつて後回しになつていくといふ点を心配をしながら、私のほうはそれだから中小企業等にしが寄るのではないかと、さう言つておる。

○国務大臣(田中角栄君) 中小企業、農村対策等に對しては政策の最重要項目だと考えておりますので、国際競争力をつけるというふうなことにききやうとして、目的を迫ることに對してあまり急であるために、中小企業や農村対策がすぐれるといふようなことがあつてはならないわけでありまして、いつでも中小企業、農村対策等、零細な方々に対する施策は最優先的にやつてまいりたい。政府の考え方の基本を申し上げておきたいと思ひます。

○委員長(新谷實三郎君) ちよつと速記をとめてください。

〔速記中止〕

○委員長(新谷實三郎君) では、速記を始めてください。

○成瀬權治君 私はこの前のときに、政令の問題について資料としてお出し願ひたいと、さう申しましたところ、政令を出していただきました。で、若干これについてまず最初に御説明を承りたいと思ひます。

○政府委員(渡邊誠君) 政令でございしますが、お手元に資料を差し上げてあることと存じます。政令の改正は四項目ございまして、第一が輸入貿易管理令の一部を改正する政令でございまして、第二が外国為替管理令の一部を改正する政令、第三が外資に關する法律

の規定に基く認可の基準の特例等に關する政令、これは外資法の施行政令でございまして、第四が閣僚審議會令の廢止に關する政令、さういふことでございします。

輸入貿易管理令、法律の改正の趣旨は、最初に申し上げましたように、經常取引について為替制限ができなくなるといふことにつきまして、外貨予算制度が直接的な經常取引に対する為替制限でございまして、これをなくす。なくすにつきますと、外貨予算をつくる閣僚審議會というものの必要なくなるわけでございますから、これを廢止する。

それから、為替管理法の第二の改正項目は輸入の關係でございまして。輸入は從來為替管理で統制をしておりまして、たのございしますが、輸入という經常取引につきまして為替管理を行なえなくなるというのでございまして、輸入は輸入自体として制限し得るよう輸入に法律を改めようといふことでございします。

それから、外資法につきましては、先刻申し上げましたように、從來為替管理法で扱つておりましたものも外資法に統一しようといふことでございまして、その關係と、並びに外國為替予算に關する関連項目がございまして、それを廢止しようといふ趣旨でございします。したがしまして、政令もそれに基きまして必要な限度の改正並びに廢止をしようといふ趣旨でございします。

○成瀬權治君 これは要綱として出たわけですが、当然三月三十一日の中、もしこの法律が衆参兩方を通つたとするなら、これは具体化されて出てくるはずなんです、あるいは私のほうの気持ちでいへば、なるほど法律がまだ賛否とか、あるいは修正等もあるだらうから、これを政令にするわけにはいかなかったといふことも一つの理屈かと思ひます。しかし、これだけの法律をつくり、政令も予定されて、さういふ要綱ではなくて政令案といふものが出てもいいような感じがするわけなんです。要綱として出さざるを得なかつたといふ点については、何かまだ關係各省等の打ち合わせ等がいろいろあるのだから要綱として出したのだ、さういふようなことも承つておるのですけれども、その間の事情を説明しておいていただきたいと思ひます。

○政府委員(渡邊誠君) 法律案作成に關連いたしまして、政令案も關係各省間で打ち合わせを遂げまして、一応の案は作成してあるわけでございます。しかしながら、法律の改正につきましては、ただいま御審議をいただいておりますのでございまして、また政令等につきましては、御審議の過程におきまして御注意のありました点等も盛り込むべき筋のものとございまして、さういふ観点で要綱だけ申し上げまして、政令案は、なお法制局とも打ち合わせする必要もございまして、まだ未熟な形で御提出するものもいかかと存じまして、法律の改正の趣旨と、それに基づく政令の改正の要綱という形で御提出いたしました次第でございします。

○成瀬權治君 これは經企關係ですけれども、今度經濟企画庁の設置法のほうも一部改正されるわけですね。その中の第四条の十四に「經濟に關する基本的な政策及び計画について、關係行

政機関の事務の総合調整を行なうこと。と、こういうことがあるわけですね。前のときには「外国為替予算並びに外国投資家の投資及び事業活動を含む」ということになっておったのですが、ここが「外国為替予算並びに」ということが削除になってるわけですが、これはどんなような形においていまやってお見えになりますか、ちょっと御説明が願えないでしょうか。企画庁の方、お見えになりませんか。

○説明員(今泉一郎君) 御説明申し上げます。これは企画庁の設置法第四条の改正についての御質問でございますが、一言にして申し上げますれば、今度の外為法の改正によりまして外国為替予算がなくなりまして、したがって、その点を削除いたします。それで、ほかの点は全然変更がございせん。従来どおり、企画庁が従来仕事をやりやうとするその権限にはいささかの狂いもございせん。ただ、同時に、閣僚審議会も今度廃止することになっております。これは先生のお手元に政令案として差し上げているとおりでございまして、したがって、企画庁長官も従来閣僚審議会のメンバーでございまして、そういうところから姿を消される。しかし、これは大蔵大臣もみな同じでございます。必要なことは閣議その他の場において関係各大臣に相談して、いろいろなことを今後とも取り進めるということになっております。したがって、実質的には変更はないと考えております。

○成瀬藩治君 運輸省関係になります。この運輸省の権限のところの十四号の五を削り、いままで十四号の六にあったものが十四号の五に変わるんですか。そのところがちょっとわかりませんけれども、輸出検査をやっているわけですが、通産省なんかでいろいろなことをやっておいでになっているようですが、運輸省で輸出検査されるようなものは大体どういうようなものがあるんですか。

○説明員(今泉一郎君) 私は大蔵省の役人でございます。運輸省じゃございせんけれども、外為法の所管の担当課長でございますから申し上げますが、おそらくは、船舶等におきましては、やはり運輸省所管の物資というものはあるわけでございます。物資は森羅万象でございます。運輸省所管かどうかとございまして、それを問われるときは通産省のみならず運輸省も御関与になるということがあります。御関与になる、これはさつき申し上げましたように、あるだろうと思ひます。それで、これはもう一つ、失礼でございますが、補足的に御説明申し上げたいのは、なぜこういうふうにして各省の設置法がたぐさんついでに各省の申請しますと、外為法の改正によって外為予算制度が廃止になります。ところが、外為予算制度をつくった運用したりする場合に、経済関係各省がみな関与しておったわけですね。その職分をそれぞれの各省の設置法の仕事に書いておいたわけですね。これをみな直さなければいけません。つまり削除しなければいかぬ。その削除いたします場合に、いろいろ、それぞれの各省の設置法でやってもいいのでございまして、うかがうがよろう。これはいろいろ法制局御当局の御指示、御意見によりまして、さような方法のほうがよろしかろうというところで整理しましたために、こういうふうな参照条文といたしましては、はなはだ先生方に御迷惑をかけるかもしれないが、長々しきものがついておるわけでございます。

○成瀬藩治君 いやいや、ぼくは別段困るわけじゃなくて、あなたのほうが説明されるだけの用意を当然さういふふうにおまとめになったらおやりになる。何も断わって、これは大蔵省の役人だ、運輸省の役人だということではございせん。運輸省の人に来てもらって説明をさせればいい。私はさういうことじゃなくて、当然、おまとめになれば、これについては輸出はどんなものが——これは検査基準を定め、こう書いてありますが、どんなものをされるのか、ちょっとわかりかねましたから、それでお尋ねをしておるわけです。だから、あなたに提案をまとめ、ておられる責任があるとしたら、当然私はさういふ権限があるだろう。なかつたら、呼んできてちゃんと答えておいてもらいたかつたと思ひます。

○説明員(大蔵省今泉君) 先ほど今泉課長から御回答申し上げたとおりでよろしいわけでございますが、輸出検査は通産省のほうで関係がございまして、もう一度お答え申し上げます。運輸省は、先ほど申されましたように、船舶関係でございまして、輸出検査については通産省と共管になっております。したがって、両方で見ると、さういふことになるわけでございます。

○成瀬藩治君 それは大体いま船だといふ話を聞いたんですが、大体運輸省関係は、さうすると、船舶関係のことをやられるわけですか。

○説明員(大蔵省今泉君) 船舶関係につきましましては、先ほど申し上げましたように、運輸省と通産省と両方で検査をする、こういうことになっております。

○成瀬藩治君 これからは、いままでは円ベースで投資されたものについて、今後には株式その他のいろいろな持ち分の取得、いろいろなことについて大体認可を受けなくちゃならぬ、さういふことになるわけですね。しかし、いままでは、円ベースのものは送金ということに認められておらなかった。今度は送金も認められるようになった。したがって、届け出をしなかつた者については、先ほどの答弁を聞きまして、もうこれは送金を認めない、さういふことをおっしゃつたわけですが、あの調査を一月におやりになった。何月幾日までそれを報告しなかつた者はさういふことはやらぬよと、さういふきついお達しですね、官報に出されたと思ひますけれども、それで、実際それだけではないかと。できまうか、それで、

○政府委員(渡邊誠君) 一月末に報告を聴取したものでございまして、しかしながら、報告漏れももちろん予想されるのでございまして、これは一件ごとに報告漏れの事情等を調査いたしまして、適當の事由があれば拾ひ上げざるを得ないと思つております。

○成瀬藩治君 円ベースのものが一千三百万とおっしゃいましたですね、来年度も大さっぱに見積もりました。さうじゃなくて、技術提携で入ったとかいろいろなものがありまして、大体まあ投資資本と申しまして、さういふものに対する利子ですか、あるいは元本にもなるものがあるかと思ひますが、さういふようなものをひつくるために来年度はどのぐらい日本は支払い勘定になりませんか。

○政府委員(渡邊誠君) 円ベースのものにつきましましては、先ほど、現在の収支状況に大きな変化がないということをお前提にいたしますと、現在まで入っております円ベースにつきましては、税引き後一千万ドルないし一千三百万ドル見当であらうかと存ぜられます。来年度以降も、まあ大体新しい円ベースというものは、外資法に切りかえられます結果として、円ベース投資というものはほとんどなくなるというふうな考えられますので、大体このような数字で推移するものと思ひます。

○成瀬藩治君 さうですか。しかし、円ベース以外に、昨年の七月以降入ったものがあつて、すでに一年未満でつか、あれは、あるいは一年以内ないか、これは返すものが出てこやしないだろうかと。したがって、来年度は一千三百万ドル以上になることはないのであろうか。だから、さういふものもありやしないだろうかと。したがって、総トータルではどのくらいになりますか。

○政府委員(渡邊誠君) 報告漏れはどの程度出てくるかという問題になるわけでございますが、大部分の大口は網羅しておると思ひますので、ただいま申し上げました数字とはほとんど大差ない状況で推移するものと予想しております。

○成瀬幡治君 ちよつと聞き漏れしましたのですが、その報告漏れ、悪意ではなくて、善意で報告漏れしておるといふものがある、しかし、そういうものは今後とも元本の送金は認めませんよと、利潤の、利子の送金は認めませんよといふことを、あなたはそうおっしゃるのですが、それは何か法律に基づいてそういうことができるのですか。それとも、どういふかつこうでそういうことができることになりましょ

○政府委員(渡邊誠君) 利潤及び元本の対外送金が認められますのは、外資法の認可を得て入ってきた場合並びに為替管理法によりまして対外送金を認められる場合と、この二つしかないのでございます。したがって、この外資法の分は、外資法で元本、果実の送金が保証されて、外貨送金が保証されておるわけでございますが、為替管理法によりまして対外支払いを認めるかどうかというところは、為替管理法の運用の問題でございます。法的な根拠は為替管理法にございます。

○成瀬幡治君 これは、管理法の中の何条で円ベースのものが届け出しをせなかつたら送れぬというところは言えまじょうか。送れぬぞ、送れませぬぞということができるのでしやうか。

○政府委員(渡邊誠君) お答え申し上げます。為替管理法の第五章「制限及び禁止」第一節「支払」というところがございまして、「支払の制限及び禁止」ということで、「この法律の他の規定又は政令で定める場合を除いては、何人も本邦において左に掲げる行為をしてはならない。」「外国へ向けた支払」と

かあるいは「非居住者に対する支払又は非居住者からの支払の受領」あるいは「非居住者のためにする居住者に対する支払又は当該支払の受領」というようなことで、第二十七条によりまして外国へ向けた支払があるいは非居住者に対する支払は、この政令及び省令に基づいてよりまして制限または禁止されるものが現状でございます。したがって、この条文に基づきまして、対外支払いは政府が規制することができまわります。

○成瀬幡治君 そうすると、円ベースの利潤を得たものを送るといふことは、何か日本政府の恩恵みたいなことでやつて、そういうことを認めてあげますよと、好意があつてやれることなのか、相手方であれば権利として主張されることなのか、その辺のところはどういうことになりまじょう。

○政府委員(渡邊誠君) これは従来為替管理法第二十七条の規定に基づきまして対外送金を禁止しておつたのでございまして、経済的理由によりまして、だんだんこの対外支払いも自由にしておる現状でございますので、その関係で第二十七条の禁止を解きまして対外送金を認める、こういう関係になつておるのでございます。

○成瀬幡治君 だから、届け出しをやらぬものは送ることができぬぞよといふことを言うには一向差しつかない、こういうことになるわけでございますか。

○政府委員(渡邊誠君) はあ、そういうことでございまして。
○委員長(新谷實三郎君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕
○委員長(新谷實三郎君) 速記を始めてください。

○津島壽一君 時間があるようですから、二、三分、局長でもけつこうです、政務次官でもけつこうですが、この外国為替及び外国貿易管理法の一部改正法案、ちよつとすんなり読みまして、大体外貨予算関係のやつを削るといふ以外にあまり関係はありませぬね。もつと基本的な改正も考えたことがあるのですか、全体として。ちよつとそれだけ。

○政府委員(渡邊誠君) 外国為替及び外国貿易管理法及び外資法につきましては、これを根本的に改正してドイツの対外経済法にならつて一本の法律にこの際つくり直したらどうかという意見が政府内でもございまして、また産業界あるいは貿易界等からも意見があつたように聞いております。しかしながら、現在の段階におきまして全面的に改正するほど実態が進んでおるかどうかという点になりますと、ドイツは資本取引及び經常取引全般にわたつて完全に自由にした後におきまして、異例な事態に備えるために対外経済法を制定したのでございまして、日本の貿易あるいは資本取引の自由化はまだドイツまで進んでおらないのでございまして。したがって、法律をつくり変えまして、やはり現在の規制は残るわけでございますが、手数と努力を省かれました、それがそれほどの実効をあげ得ないのではないかと。それから、資本取引の自由化等も進行している途上でございますので、さらに自由化が進んだしまして、日本

本、經常取引にあつて自由化しても差しつかないという状況に近づいたときに、あるいはそうなつたときに、そこで法律を改正してもつと簡素な法律をつくるのが適当ではないかという結論に、関係各省で到達したわけでございます。

○津島壽一君 わかりました。

○委員長(新谷實三郎君) 他に御質疑はございせんか。——他に御発言もないようですから、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。
〔異議なしと稱ふ者あり〕
○委員長(新谷實三郎君) 御異議ないと認めます。

本、經常取引にあつて自由化しても差しつかないという状況に近づいたときに、あるいはそうなつたときに、そこで法律を改正してもつと簡素な法律をつくるのが適当ではないかという結論に、関係各省で到達したわけでございます。

○委員長(新谷實三郎君) この際、委員の異動について御報告いたします。佐野廣君、田中茂穂君及び青木一男君が辞任せられ、その補欠として高橋衛君、鍋島直昭君及び徳永正利君が選任せられました。

○委員長(新谷實三郎君) それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べをお願いします。

○野々山一三君 私は、日本社会党を代表いたしました、ただいま議題になつております外国為替及び外国貿易管理法及び外資法の一部改正案に対しまして反対の意見を申し述べたいと思ひます。

その第一点は、手続的なことでありますが、すでに本会議並びにこの委員会におきまして指摘をされましたように、かつての金解禁以来の日本経済にとつては画期的なことであり、その画期的な、あと戻りをする

許されないIMF八条国移行という、そのことに對して政府はすでに国会の審議に付する以前に、IMFに對して四月一日から八条国移行といふことを通告して事を起してきたのであります。いま國をあげて最後の段階に來ておる經濟開放體制といふものに対して非常な大きな疑惑、心配、そうしてなさねばならぬ課題が論じられておるのであります。日を限つて国会に問題を出し、しかも國際的に期日を限つて通告して事を起すといふやり方は、きわめて問題が大きいだけに、たいへんな惡例を残すといふことを言わなければならぬのであります。これが、しかも、繰り返して申し上げますけれども、金解禁以來の画期的な日本經濟に影響を与える問題であるだけに、かような取り扱ひをすることに對して、まず根本的に政府のその取り扱ひを非難しなければならぬ、こう思うのであります。

その第二は、けさの總理の發言によりまして明らかにされたように、日本がOECD加盟、そして八条国移行といふことは、今日の世界經濟體制のもとにおいて戸籍を明らかにすることである、こういうことばを使われたのであります。私が論ずるまでもなく、このOECD加盟の體制、その經濟連帶といふものは、もとをたせばマーシャル・プランから出発したものであつて、そして事を一まとめにした表現をもつてするならば、自由主義經濟陣營の中に日本の經濟を加担せしめる、ないしはそれの中に突っ込む、こういうことであります。きわめて今日の激しい國際經濟社會の中において立ちおくられている日本經濟を、しかも一

つのグループの中にそれを加担せしめて、しかもIMF八条国に移行するということは、それ自体日本の経済のよりどころを、自由陣営の中に未成熟の経済体制をそのままつぎ込んで加担をし旗あげをし、世界に宣言をするので、これは今後予想されます日中問題やその他の国際的な各般の日本がなしていかねばならぬ課題に立ち向かうにあたって、国際経済、政治、社会の中に非常な大きな課題を投げかけることになる。そのことに對して世界に宣言をするということになるので、まさにそいつの事態にいま日本経済があるのかという角度から見ますならば、なお時期早しと言わなければならぬと思うのであります。

その三は、日本経済が激しい国際競争の中に埋没する危険性を持つてゐるのではないかと、このことを指摘しないわけにはいかぬのであります。その一つは、日本の著名な経営者団体に属しておる経営者群が口をそろえて、次の六点について指摘をしたのであります。その一つは、輸入フレッドによる国内市場の擾乱、その二つは、長期外資による産業支配、その三つは、前二つに述べたものと資本の流入による国内産業秩序の擾乱、その四つは、短期外資の激しい移動による国内金融市場の擾乱、その五つは、国際収支の不安定性を増大する、その六つは、先進国という看板を掲げたものの、その課せられた国際的な負担が加重し、一そう日本経済に重荷になる。この六点を日本の経営者団体に属してゐる主要な経営者が口をそろえて指摘をし、今日、日本がいまにしてIMF八条国に移行するにばなお時期早しと言つたのであ

ります。私も社会党も、本案の審議にあつて以上の観点から事ここかに政府の所見をただしたのであります。けれども、残念ながら確信のある答を得たとは私も受け取り得ないのであります。

以上の観点から見まして、総理は、いま日本はようやくにして成人式に立ち至つたのであるから、幾多の困難な難題をかかえておるけれども、これから逃避することは日本の将来にとつて好ましくないから、思い切つてここで八条国移行をするのでありと、越後の見解を明らかにしたのであります。しかし、日本経済の個々の面を見てみないわけには参りません。そこで、中小企業、農業、あるいは先ほど議論をされた大企業の集中合併といふようなことや、金融機関の集中合併といふようなことまで触れてながめて見てみましても、今日まで中小企業基本法なり、あるいは農業基本法なり、あるいは特振法なり、あるいは金属鉱山振興法なりといふようなものによつて、開放体制に移行することの準備を整えてきたとは説明をするのでありますけれども、その結果が一体どういふことになつておるのかといふことを、つぶさに見てみないわけには参りません。私はこの中で、時間がありませんから、個々の問題についてはもう多くを申し上げませんけれども、政府みずからが指摘しておる通りに、立ちおくれた農業、危殆に瀕しておる中小企業といふものに對しては、前記の処置を講じない限り、今日の日本経済の体質を改善することはできないのだと自認をしておる。それはつまり、そのことをなさなければ日本が今日国際

経済社会の中に伍して生き得る基盤をつくり得ないといふことに認定せざるを得ないわけでありまして。この点からも問題があるのであります。

その二に、国際収支であります。貿易輸出の面から見ても、今日の傾向から見れば、明らかに輸入は増大するという予測を立てなければならぬといふのであります。その二つは貿易外収支であります。これまた先般議論をされたように、問題の貿易外収支だけをもちしても、いまここで造船に四年間に二千二百四十億もの投資をしなければならぬのに、財政規模は一年間に約二百四十億と、見る影もないほどの遅延たるものであります。それに対して、いま四月一日から八条国に移行するといふのかからず、具体的な準備はないのである。先般運輸省から船舶建造計画などを土台にする試案が出されましたけれども、運輸省当局の試案、通産省あるいは経済企画庁などの持つてゐるものとの間に激しい懸隔がある。まさに不十分と言わなければならぬのであります。総理みずからが自認したように、ここ四、五年の間に国際貿易外収支が赤字になるなどといふことは考えられないといふのであります。矛盾した状態では、しかも考えられぬ状態において国際収支の面を見てみれば、まさに慢性的な赤字が今後続くことを予想しなければならぬ。この慢性的な国際収支の赤字は、ひいては日本の経済を危殆におとしつける危険性がありますと断じてはばかれないところでありまして。この点については、むしろ与党の津島委員でさえも強く心配をされ、指摘されたところであ

ります。まさに国民的心配である、こゝういふことは申し上げていいんではないかと思ひます。

その三つは、IMF八条国に移行することによつて、ごく今日的に考えられる財政金融上の施策についてであります。つまるところ極度の引き締め基調をとつていかなければなりません。とつてまいりました。その結果、すでに多くの議論をされたように、指摘されたように、かつて見ないような企業の倒産、そうしてその結果の吸収合併といふようなことが急速に起こつておることや、二重構造の底辺にある中小企業などを救うにふさわしいような財政金融処置はなされないうまま、むしろ引き締めめ結果が極度にこれら産業を危殆のどん底におとしつけているといふことが予想され、事実として指摘されるのであります。しかも、将来どうなるであらうかといへば、むしろこの速度はもっと過重な負担として速度が速められ、しかもきびしさがあらわれてくることは、先ほどの銀行局長の答弁によつて具体的に示されたところでありまして。私は、その結果が、企業ほどの締めつけ、引き締めをやらなければ、この引き締めめの本来的効果はあらば、国際収支を改善する意味において、その引き締めめ政策とはならないと言われた答弁に對して非常に注目するのであります。これが、われわれがかつて審議の際に、中小企業、農業、雇用労働市場における影響として極度の激しいものになつてくると指摘したところ、そのことをまさに政府みずからが裏書きしておる点で十分御了承がいただければ、むしろその点であります。そゝういふ意

味で、底辺にある中小企業、農業、なかなか極度に国際水準から立ちおくれにゐる労働市場を改善するといふ賃金、労働時間、労働基本権に對して改善するといふことが、おくれにゐる上におくれている、放置されている日本経済の現状から見ますと、まずは、むしろそれだけをもつてして論ずるわけではないのでありますけれども、国内の経済体制を、むしろ国際的に堂々と伍していけるような体質に改善するため諸施策が先になさるべきことを一そう強調しなければならぬのであります。そゝういふ意味で、今後心配されるILO条約などの問題について、具体的に国際水準に合わせるための政府の所見をただしたのでありますけれども、御案内のように、日本が百十八の条約の中でわずかに二十、昭和三十三年以来一つの条約も批准されないう。しかも、国際舞台ではほとんど条約ができていくばかりであります。しかも、底辺にある農業、商店の労働者の労働条件改善の条約はほとんどできつたある国際的傾向にみまがみまして、日本のこの水準の立ちおくれといふものは、将来伸ばさなければならぬ輸出振興策に對しても、国際的に経済ポイコットを受けるという危険さがある。自由経済の労働団体は、日本のこゝういったチープ・レーバーに對して、経済ポイコットの方針をきめてゐるといふことをもつてしても明らかであります。

また、政府が勢い込んでおられますOECD加盟に對しても、その背景に、労働諸問題に對してゐる労働団体は、すべて日本がILO条約の基本条約を批准していない状態においてこれ

を歓迎しないと云っている。そのことをもってしても、この矛盾は、日本経済が、国際的に、形はOECD加盟、あるいはIMF条約移行という状態に当面は形どることはできたとしても、そのネックになつてゐるものを何ら解消できない非常な困難に直面することを指摘しなければならぬと思ひます。

以上数点を指摘いたしました。今日、日本がIMF八条国に移行すること、それに伴う関係諸法案を改正することは反対であり、また、その体制をつくることそれ自体も、まさに不準備状態においてつくることはきわめて危険がある、むしろ国内的な体制を整えるというところに力点を置いた諸施策が講ぜらるべきであるということを指摘し、わが党を代表して、本法案に反対の意見を表明する次第であります。(拍手)

○日高広為君 私は、自由民主党を代表いたしました。外国為替及び外国貿易管理法及び外資に関する法律の一部を改正する法律案に對しまして、賛成の意見を表すものであります。

本法案は、御承知のように、わが国が来たる四月一日をもってIMF八条国へ移行する準備体制を確立するため、外貨予算制度を廃止いたしました。同時に、これに伴う所要の規定の整備を行なうとするもので、それ自体は簡単な法案であるかも知れませんが、その背景には、OECDへの加盟、貿易自由化の促進と開放体制移行

への一環といたしまして、今回の改正措置がわが国経済の将来を決定する重要な意義を持つてゐることを認めざるを得ないのであります。

わが国が、今日開放体制をとらざるを得ない理由といたしましては、過般の大蔵大臣の財政演説で述べられたとおり、まさに貿易の伸長なくしては経済の拡大を期しがたいのであります。開放体制への移行こそは、国際経済社会の中にあつて日本経済がさらに大きな発展を期するためには、この際多少の犠牲を払つても強行しなければならぬ必然的な成り行きであるからであります。たとい、これが前途苦難が予想されようとも、明日への繁栄を期するためには、一度は経験しなければならぬ試練といたしまして、国民各位も十分納得していただけるものと確信をいたしております。

わが国といたしましては、今日あるを期しまして、すでに三年あるいは四年前から漸新的な貿易・為替の自由化措置を通じて着々準備態勢を整え、産業経済界に混乱なきことを十分見きわめた上で実施するわけであります。したがつて、世上言われておりますほどの悪影響を惹起する懸念はごうもないものと確信をいたします。

たとえて申し上げますと、最大の焦点となつておりますところの国際収支の見通しについても、貿易外収支の赤字解消、財政の面においては必ずしも樂觀を許せないものが見られるわけであり、今後適切な海運強化対

策を推進することによりまして、数年後には海運収支の均衡を回復し得る目的が立つておりますし、さらにまた、世界景気の拡大基調は依然維持されておりますので、輸出振興による貿易収支の均衡回復をはかり得る明るい客観的情勢もあつて、さらにまた、過去におきまして三回にわたる危機を克服してきたという経験に徴しまして、国際収支の動向についてはさほど案ずる必要はないものと思われま

す。しかしながら、もとより国際収支の逆調が続いてゐるという現実面、あるいは産業全部が必ずしも国際競争力を具備してゐるものではなく、近代化あるいは合理化のおくれている農業あるいは中小企業部門への影響も軽視できないものがあることを十分承知いたしまして、今後適切かつ弾力性ある財政金融政策を講ずるとともに、海運、農業、労働等各般の施策においても長期かつ総合的の見地に立つて建設的努力を払われんことを期待いたします。本法案に賛成するものであります。(拍手)

○鈴木市藏君 私は、日本共産党を代表して、この法案に反対をします。

この法案は、一見いわゆる開放経済体制への移行に伴う法制整備の一法案にすぎないように考えられますが、しかし、この法案の背景、本質的な意義はきわめて重大であり、日本経済の基本的進路に関する問題を含んでおります。この法案をこの観点から取り上げねばならないと思ひます。で、いわゆる開放経済体制への移行とは、日本の

人民にどのような影響をもたらすであらうか、また日本産業と経済の平和的、自主的發展を促すものであらうか、また世界経済の平和的發展に正しい寄与をなし得るであらうか、この三点に根本的な対象を置いて考えるべきであると思ひます。これに対するわが共産党の答えは、この法案から出てくるものではないのであります。根本的にこの進路に反対であります。

第一、開放経済体制とは何か。その本質は資本主義体制を構成してゐるアメリカをはじめとする発達した資本主義国の閉鎖的経済ブロックであり、また、この閉鎖的な経済ブロックに名前だけ開放という文字を加えて、日本資本主義が名実ともに参加することになるわけであり、これらの帝国主義グループの忠実な一員となることを意味します。

第二は、この帝国主義グループは、相互の間の矛盾と対立が日増しに深く強まっております。全体として社会主義経済圏に対する反共戦術を持ち続けながらも、他方ではアジア、アフリカ、ラテンアメリカ等の新興諸国の経済的獨立を抑える新植民地主義の集團となつてゐるものであります。このグループはまた、国連における反動グループを代表して、異なる社会体制間の平和共存、全般的軍縮、あるいはいわゆる東西貿易の拡大に反対をし、戦争と反動の軍事ブロックをささえる独占体の世界的経済同盟体であります。したがつて、この同盟体が本質的に持つてゐるもの、また追求するもの

のは、世界の緊張の激化、新植民地主義の推進及び世界市場の競争の激化を伴いながらも、より巨大な国際独占資本体による支配の強化を呼びます。そうして世界の平和と獨立社会進歩の世界的發展の方向に逆行する物質的な基礎を固めたものと、そういう同盟体だと言わなければなりません。

OECDの加盟とは、そのような階級的な内容を持つものであります。それを合理化する開放経済体制はことばとしてもごまかしであります。これは日本産業と経済を破局に導く道であると言わなければなりません。

すでに今日までとられた自由化の影響はどうでしょうか。日本産業に重大な損失を与えつつあるではありませんか。今年になつてから、中小企業の倒産は相次いであります。それは戦後最高といわれる状態を引き起こしてあります。金融引き締めの強化は、今後ますますこの傾向を助長していくことでしよう。また、自由化の打撃によつて、日本の農業は非常に大きな困難に直面させられてあります。果樹、酪農、畜産等においてこの打撃は一そう深刻であります。また、自由化に備えて合理化を進める過程の中で、労働者階級に對しては、無慈悲ないわゆる合理化攻勢となつてあらわれております。その最も端的な例は、かの石炭の合理化であります。それからまた、この自由化に備えて設備投資は今日明らかに過剩設備となつてきました。この圧迫から脱するために、系列化の整理を進め、ここでもまた中小企業の倒産

を引き起こす要因となつて作用しております。そうしてまた、国際収支の状況は悪化の一路をたどらざるを得ません。金融引き締めあるいは公定歩合の引き上げは避けられなくなつてまいりました。それはさらに一そうドルへの依存を強化せざるを得なくなり得ます。日本経済をアメリカ独占に隷属させるような要因として働くでしょう。株価の今日の低迷はこの深部の作用の一反映であり得ません。今日政府がこの開放経済体制への移行を急ぐのは、高度成長政策がもたらしたところの過剰生産の圧迫からのがれるためであると言ねばなりません。現在九二%の自由化の段階においてさえずるにこのとおりであります。これがIMF八条国に移し、門の交換性の段階的な自由を認めてまいる完全自由化ということになったならば、このもたらす危険性は一そう破局的なものとなるに相違ありません。

この状況から脱する道はあります。それは常にわが党が提唱してやまなかつた道であります。それはわがわがの東西貿易の拡大であります。そうして池田内閣の経済政策をやめることではありません。そうして日本経済の平和的自主的な発展を進める道でなければなりません。しかし、それをいまだ池田内閣に求めたところであるものではないうでしよう。

こうして開放経済体制はますます過剰設備、過剰生産の圧迫を受け、国際収支の状況の悪化、また自由化による日本国内市場の回復しがたい一部の喪

失という事態に直面せざるを得なくなるでしょう。また、国内的にこの体制が示すところを見るならば、おそらくは財政、金融面における政府の露骨な干渉、むしろ新しい形の統制が強化されたと考えられます。それは日銀法の改悪という一事をもつてしても、その方向が今日すでに出てゐることは明らかであります。特に労働者階級に対する合理化の強行と、低賃金制の維持、勤労人民への収奪の強化が一そう激化するようになるでしょう。それはまた国内における新しい反動化を必ず呼ぶだろうと思ひます。すでに出されてゐる新暴力法もまたその一環ということが言えるでしょう。

本法案は、この破局に通ずる道を整備する一役割りになつております。よつて、日本共産党は反対であります。

○委員長(新谷貢三郎君) 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(新谷貢三郎君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより採決に入ります。外国為替及び外匯貿易管理法及び外資に関する法律の一部を改正する法律案を問題に供します。本家に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(新谷貢三郎君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(新谷貢三郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

次回は、明後十九日午前十時から開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十一分散会

三月十三日本委員会に左の案件を付託された。

(予備審査のための付託は二月六日)

一、北海道東北開発公庫法の一部を改正する法律案

三月十三日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、所得税法の一部を改正する法律案

一、租税特別措置法の一部を改正する法律案

以下生命保険契約等という。」に改め、同項第五号中「生命保険契約」を「生命保険契約等」に、「以下同じ」を「以下本号、第六号及び第九号において同じ」に改め、同条第五項中「又は法人から」を「法人からの」に、「剰余金の分配若しくは」を「若しくは剰余金の分配」に改め、「収益の分配」の下に「又は映画若しくは演劇の俳優その他命令で定める芸能人の役務の提供を内容とする事業に係る当該役務の提供に關する報酬若しくは料金で命令で定めるものの支払」を加える。

第八条第七項第二号中「二十万円」を「二十五万円」に改める。

第九条第一項中「当該各号の規定により計算した金額(第八号及び第九号に規定する所得については、当該各号の規定により計算した金額の合計金額から十五万円を控除した金額の十分の五に相当する金額)」を「第一号から第五号まで及び第十号の規定により計算した金額の合計額と第八号及び第九号の規定により計算した金額の合計額から十五万円(当該合計額が三十万円以下である場合には、当該合計額とし、当該合計額が三十万円をこえ四十五万円未満である場合には、六十万円から当該合計額を控除した金額とする。以下本条において譲渡所得等の特別控除額という。)を控除した金額の十分の五に相当する金額(第八号イの規定により計算した金額が譲渡所得等の特別控除額をこえる場合には、そのこえる金額に第八号ロ及び第九号の規定により計算した金額の合計額の十分の五に相当する金額を加算した金額)との」に改め、同項第五号イ中「四十一万円」を「四十二万円」に、「四十二万円」を「四十三万円」に、「四十三万円」を「四十四万円」に、「四十四万円」を「四十五万円」に、「四十五万円」を「四十六万円」に、「四十六万円」を「四十七万円」に、「四十七万円」を「四十八万円」に、「四十八万円」を「四十九万円」に、「四十九万円」を「五十万円」に改め、同号ハ中「七十一万円」を「七十二万円」に、「七十二万円」を「七十三万円」に改め、同項第六号イ中「三万円(勤続年数のうち年齢が四十歳をこえ五十歳に達するまでの在職期間に対応する年数にについては四万円、五十歳をこえる在職期間に対応する年数については五万円とする。)」を「五万円」に改め、同項第七号中「一年」を「三年」に、「(当該残額が十五万円に満たない場合には当該残額に相当する金額)」を「(当該残額が三十万円以下である場合には、当該残額とし、当該残額が三十万円をこえ四十五万円未満である場合には、六十万円から当該残額を控除した金額とする。)」に改め、同項第八号を次のように改める。

「第一号から第五号まで及び第十号の規定により計算した金額の合計額と第八号及び第九号の規定により計算した金額の合計額から十五万円(当該合計額が三十万円以下である場合には、当該合計額とし、当該合計額が三十万円をこえ四十五万円未満である場合には、六十万円から当該合計額を控除した金額とする。以下本条において譲渡所得等の特別控除額という。)を控除した金額の十分の五に相当する金額(第八号イの規定により計算した金額が譲渡所得等の特別控除額をこえる場合には、そのこえる金額に第八号ロ及び第九号の規定により計算した金額の合計額の十分の五に相当する金額を加算した金額)との」に改め、同項第五号イ中「四十一万円」を「四十二万円」に、「四十二万円」を「四十三万円」に、「四十三万円」を「四十四万円」に、「四十四万円」を「四十五万円」に、「四十五万円」を「四十六万円」に、「四十六万円」を「四十七万円」に、「四十七万円」を「四十八万円」に、「四十八万円」を「四十九万円」に、「四十九万円」を「五十万円」に改め、同号ハ中「七十一万円」を「七十二万円」に、「七十二万円」を「七十三万円」に改め、同項第六号イ中「三万円(勤続年数のうち年齢が四十歳をこえ五十歳に達するまでの在職期間に対応する年数にについては四万円、五十歳をこえる在職期間に対応する年数については五万円とする。)」を「五万円」に改め、同項第七号中「一年」を「三年」に、「(当該残額が十五万円に満たない場合には当該残額に相当する金額)」を「(当該残額が三十万円以下である場合には、当該残額とし、当該残額が三十万円をこえ四十五万円未満である場合には、六十万円から当該残額を控除した金額とする。)」に改め、同項第八号を次のように改める。

八 左に掲げる所得（山林の伐採又は譲渡による所得及び営利を目的とする継続的行為により生じた所得を除くものとし、イに規定する命令で定める行為については、その対価として一時に取得する所得に限るものとする。以下譲渡所得という。）は、それぞれその年中の総収入金額からその資産の取得価額、設備費、改良費及び譲渡に関する経費を控除した金額の合計額

イ 資産の譲渡（地上権の設定その他の契約により他人をして不動産又は不動産の上に存する権利を長期間使用させる行為のうち命令で定めるものを含む。以下ロにおいて同じ。）でその取得の日から三年以内になされたものによる所得のうち命令で定めるもの

ロ 資産の譲渡による所得でイに掲げる所得以外のもの

第九条第一項第九号中「役務」の下に「又は資産の譲渡」を加える。

第九条の三第一項中「主として個人の趣味若しくは娯楽のための行為又は生活に通常必要でない資産として命令で定めるものに係る所得の計算上生じた損失を除く。」を削り、同項第三号及び第六号中「十五万円」を「三十万円」に、「そのこえる金額」を「当該合計額から十五万円（当該合

計額が四十五万円未満である場合には、六十万円から当該合計額を控除した金額）を「当該所得の金額のうち同項第八号イに規定する所得の金額並びに同ロ及び同項第九号に規定する所得の金額から順次」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

前項の場合において、同項に規定する損失のうち主として個人の趣味若しくは娯楽のための行為又は生活に通常必要でない資産として命令で定めるものに係る所得（以下本項において趣味又は娯楽等に係る所得という。）の計算上生じた損失の金額があるときは、命令の定めるところにより、これらの損失の金額は、他の趣味又は娯楽等に係る所得（命令で定めるもののに限る。）の金額からその金額の範囲内においてこれを控除するものとし、なお控除しきれない損失の金額があるときは、当該損失の金額は、ないものとみなす。

第十条第三項中「第九条の三第一項」を「第九条の三第二項」に改める。

第十一条の二第二項第一号中「十二万五千円」を「十五万円」に、「九万五千円」を「十二万円」に改め、同条第三項第一号中「七万五千円」を「九万円」に改める。

第十一条の三第三項中「第十一条の七」を「第十一条の八」に、「生命保険料及び」を「生命保険料、損害保険料及び」に、「及び生命保険料」を「生命保険料及び損害保険料」に、「生命保険料若しくは」を「生命保険料、損害保険料若しくは」に改め、同条第四項中「第十一条の七」を「第十一条の八」に改める。

第十一条の四中「第九条の三第一項」を「第九条の三第二項」に改める。

第十一条の九第一項中「十五歳」を「十三歳」に、「三万五千円」を「四万円」に改め、同条第二項第二号及び第四項中「十五歳」を「十三歳」に改め、同条を第十一條の十とする。

第十一条の八中「十萬五千円」を「十二萬圓」に改め、同条を第十一條の九とする。

第十一条の七中「居住者の自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族を被保険金受取人とする生命保険契約のために支払つた生命保険料（保険期間が五年に満たない生命保険契約について支払つた保険料で命令で定めるものを除く。）を「居住者が左に掲げる契約（保険金、郵便年金又は共済金の受取人のすべてを自己又はその配偶者その他の親族とするものに限る。）のために支払つた保険料又は掛金（以下生命保険料という。）に、「生命保険契約に基づく」を「当該契約に基づく」に改め、「剰余

金の分配」の下に「若しくは割りもどし金の割りもどし」を加え、「生命保険契約に基き」を「当該契約に基き」に改め、「受ける剰余金」の下に「若しくは割りもどしを受ける割りもどし金」を加え、「保険料の払込」を「生命保険料の払込み」に改め、「当該剰余金」の下に「又は割りもどし金」を加え、「一萬五千円」を「二万円」に、「三萬五千円」を「三万円」に改め、同条に次の各号を加える。

一 保険業法又は外国保険事業者に関する法律の規定による免許を受けた生命保険会社又は外国保険事業者の締結した生命保険契約（保険期間が五年に満たない生命保険契約で命令で定めるもの及び当該外国保険事業者がこの法律の施行地外において締結した生命保険契約を除く。）

二 簡易生命保険法第二条の二に規定する簡易生命保険契約又は郵便年金法第二条の二に規定する郵便年金契約

三 農業協同組合法第十条第一項第八号の事業を行なう農業協同組合の締結した生命共済に係る契約その他命令で定めるこれに類する共済に係る契約

第十一条の七の次に次の一条を加える。

（損害保険料控除）

第十一条の八 居住者が損害保険契

約等（自己若しくはその配偶者その他の親族が常時居住の用に供する家屋又はこれらの者の生活に通常必要な家具、什器、衣服その他の資産で命令で定めるものを保険の資産の目的とするものに限る。）のために支払つた保険料又は掛金（以下損害保険料という。）がある場合においては、その支払つた損害保険料の金額（その年中において当該契約に基づく剰余金の分配若しくは割りもどし金の割りもどしを受け、又は当該契約に基づき分配を受ける剰余金若しくは割りもどしを受ける割りもどし金をもつて損害保険料の払込みに充てた場合においては、当該剰余金又は割りもどし金の額を控除した残額。以下同じ。）を、左の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる金額を限度として、その者の総所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額から控除する。（この控除額を損害保険料控除額という。）

一 その者の支払つた損害保険料の金額のうち保険期間又は共済期間が十五年以上の契約（以下本項において長期損害保険契約等という。）に係るものがある場合 五千元（長期損害保険契約等以外の契約に係る損害保険料の金額が二千元をこえ、かつ、

長期損害保険契約等に係る損害保険料の金額が三千円未満である場合においては、二千円と長期損害保険契約等に係る損害保険料の金額との合計額)

二 その者の支払った損害保険料の金額のうち長期損害保険契約等に係るものがない場合 二千円

前項に規定する損害保険契約等とは、左に掲げる契約をいう。

一 保険業法又は外国保険事業者に関する法律の規定による免許を受けた損害保険会社又は外国保険事業者の締結した損害保険契約(当該外国保険事業者がこの法律の施行地外において締結した損害保険契約を除く。)

二 農業協同組合法第十條第一項第八号の事業を行なう農業協同組合の締結した建物更生共済又は火災共済に係る契約その他命令で定めるこれらに類する共済に係る契約

第十二条中「十一万円」を「十二万円」に改める。

第十二条の二中「前七条」を「前八条」に改め、「生命保険料控除額」の下に、「損害保険料控除額」を加える。

第十三条第二項中「前八条」を「前九条」に改める。

第十五条の六中「百分の十」を「百分の二十」に、「百分の二十」を「百分の三十」に改める。

第十八条第一項中「又は匿名組合契約等」を「匿名組合契約等」に改め、「利益の分配」の下に「又は同項に規定する報酬若しくは料金を、百分の二十の下に(当該報酬又は料金をについては、百分の十)を加える。

第二十二條の二第五項、第二十三條第五項第八号、第二十五條第二項及び第二十五條の三第一項中「生命保険料控除額」の下に、「損害保険料控除額」を加える。

第二十六條第一項第二号及び第三項第十号中「生命保険料控除額」の下に、「損害保険料控除額」を加え、同条第四項中「第十一條の七又は」を「第十一條の七、第十一條の八第一項又は」に、「書類又は」を「書類、その年中に支払った損害保険料の金額その他第十一條の八第一項の規定の適用に關し必要な事項を証する書類又は」に改める。

第二十六條の二第一項第八号、第二十八條及び第二十九條第六項中

「生命保険料控除額」の下に、「損害保険料控除額」を加える。

第三十八條第一項中「給与の支払をなす際」の下に「(法人が利益又は剰余金の処分により支出する賞与その他命令で定める賞与については、その支払の確定した日から一年を経過した日までに支払がなされないときは、当該一年を経過した日において、以下第五項において同じ。)」を加え、同項第一号中「第十一條の九」を「第十一條の十」に改め、同条第二項中「十五歳」を「十三歳」に、「千五百円」を「千円」に、「五十円」を「三十円」に改め、同条第五項中「第十一條の九」を「第十一條の十」に、「十五歳」を「十三歳」に、「三千五百円」を「四千円」に、「百二十円」を「百三十五円」に改める。

第三十九條第一項中「第十一條の九」を「第十一條の十」に改め、同条第四項中「生命保険料の金額」の下に、「第十一條の八第一項の規定により控除を受ける損害保険料の金額」を加え、「第十一條の七の規定に係る」を「第十一條の七及び第十一條の八第一項の規定に係る」に改める。

第四十條第一項第二号中「及び第十一條の七の規定により控除を認められる生命保険料の金額」を「並びに

第十一條の七及び第十一條の八第一項の規定により控除を認められる生命保険料及び損害保険料の金額」に、「第十一條の八第一項又は第十一條の九を、第十一條の九第一項又は第十一條の十」に改める。

第四十一條第一項中「百分の二十」の下に「(同条第五項に規定する法人に対して支払をなす同項に規定する報酬又は料金については、百分の十)を加える。

第四十二條第三項中「生命保険契約」を「生命保険契約等で命令で定めるもの」に改める。

第五十三條中「二百万円」を「五百万円」に改める。

第六十一條第一項第四号中「第四十二條」を「第一條第五項に規定する報酬若しくは料金又は第四十二條」に、「賞金又は」を「賞金若しくは」に改め、同項第八号中「法人」の下に「又は不動産業者(命令で定めるものに限る。以下同じ。である個人)」を加え、同号を同項第九号とし、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号中「保険会社」を「損害保険会社」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六 第十一條の八第二項第二号に規定する建物更生共済に係る契

約その他これに類する契約に基づく給付で命令で定めるものの支払をなす者

第六十一條に次の一項を加える。

第九條第一項第三号に規定する資産の売買(地上権、賃借権及び地役権の設定を含む。)のあつせんをなす不動産業者は、命令の定めるところにより、当該あつせんに係る資産の取引金額その他必要な事項を記載した調書を政府に提出しなければならない。

第六十二條第一項第三号中「第十一條の九」を「第十一條の十」に改め、「生命保険料の金額」の下に、「第十一條の八第一項の規定により控除を受けた損害保険料の金額」を加える。

第六十三條第二号中「計算書」の下に、「調書」を加える。

第七十條第六号中「第六十一條第一項若しくは第二項の支払調書若しくは計算書」を「第六十一條第一項から第三項までに規定する支払調書、計算書若しくは調書」に改め、「計算書」の下に、「調書」を加える。

別表第一及び別表第二の注中「財産調査簿」を「財産調査簿及び資産・負債調査簿」に改める。

別表第三及び別表第四を次のように改める。

別表第三 給与所得の所得税源泉徴収額表（第三十八条第一項第一号若しくは第五号又は同条第五項の規定による所得
税源泉徴収額表）

イ 月 額 表
甲 表
(一)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額										乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額	
		扶 養 親 族 等 の 数											
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人		10 人
以上	未 満	税 額										その月の社会 保険料控除後 の給与の金額 の6%に相当 する金額	
円	円未満	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		円
14,200	円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
14,200	14,400	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	969
14,400	14,600	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	989
14,600	14,800	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,008
14,800	15,000	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,027
15,000	15,200	60	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,046
15,200	15,400	70	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,065
15,400	15,600	90	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,085
15,600	15,800	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,104
15,800	16,000	110	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,123
16,000	16,200	120	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,142
16,200	16,400	140	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,161
16,400	16,600	150	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,181
16,600	16,800	160	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,200
16,800	17,000	170	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,219
17,000	17,200	190	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,238
17,200	17,400	200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,257
17,400	17,600	210	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,277
17,600	17,800	230	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,307
17,800	18,000	240	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,348
18,000	18,200	250	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,389
18,200	18,400	260	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,430
18,400	18,600	280	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,472
18,600	18,800	290	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,513
18,800	19,000	300	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,554
19,000	19,200	320	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,595
19,200	19,400	330	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,636
19,400	19,600	340	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,678
19,600	19,800	350	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,719
19,800	20,000	370	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,760
20,000	20,200	380	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,801
20,200	20,400	390	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,842
20,400	20,600	410	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,884
20,600	20,800	420	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,925
20,800	21,000	430	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,966
21,000	21,400	450	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,007
21,400	21,800	480	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,090
21,800	22,200	500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,172
22,200	22,600	530	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,254
22,600	23,000	550	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,337
23,000	23,400	580	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,419
23,400	23,800	600	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,502
23,800	24,200	630	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,584
24,200	24,600	650	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,666
24,600	25,000	680	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,749
25,000	25,400	720	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,825

イ 月 額 表
甲 表
(二)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額												乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額
		扶 養 親 族 等 の 数												
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人		
以上	未 満	税 額												
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
25,400	25,800	750	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,901	
25,800	26,200	780	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,977	
26,200	26,600	810	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,053	
26,600	27,000	840	80	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,129	
27,000	27,400	880	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,205	
27,400	27,800	910	130	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,281	
27,800	28,200	940	150	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,357	
28,200	28,600	970	180	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,433	
28,600	29,000	1,000	200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,509	
29,000	29,400	1,040	230	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,585	
29,400	29,800	1,070	250	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,661	
29,800	30,200	1,100	280	10	0	0	0	0	0	0	0	0	3,737	
30,200	30,600	1,130	310	40	0	0	0	0	0	0	0	0	3,813	
30,600	31,000	1,160	330	60	0	0	0	0	0	0	0	0	3,889	
31,000	31,400	1,200	360	90	0	0	0	0	0	0	0	0	3,965	
31,400	31,800	1,230	380	120	0	0	0	0	0	0	0	0	4,042	
31,800	32,200	1,260	410	140	0	0	0	0	0	0	0	0	4,118	
32,200	32,600	1,290	430	170	0	0	0	0	0	0	0	0	4,194	
32,600	33,000	1,320	460	190	0	0	0	0	0	0	0	0	4,270	
33,000	33,600	1,360	490	220	0	0	0	0	0	0	0	0	4,490	
33,600	34,200	1,410	530	260	0	0	0	0	0	0	0	0	4,658	
34,200	34,800	1,460	570	300	30	0	0	0	0	0	0	0	4,827	
34,800	35,400	1,510	610	340	70	0	0	0	0	0	0	0	5,019	
35,400	36,000	1,590	650	380	120	0	0	0	0	0	0	0	5,189	
36,000	36,600	1,680	700	430	160	0	0	0	0	0	0	0	5,348	
36,600	37,200	1,760	750	470	200	0	0	0	0	0	0	0	5,507	
37,200	37,800	1,840	810	510	250	0	0	0	0	0	0	0	5,666	
37,800	38,400	1,920	860	560	290	20	0	0	0	0	0	0	5,825	
38,400	39,000	2,000	920	600	330	70	0	0	0	0	0	0	5,984	
39,000	39,600	2,080	970	640	380	110	0	0	0	0	0	0	6,143	
39,600	40,200	2,160	1,020	690	420	150	0	0	0	0	0	0	6,302	
40,200	40,800	2,240	1,080	740	460	200	0	0	0	0	0	0	6,461	
40,800	41,400	2,320	1,130	800	510	240	0	0	0	0	0	0	6,620	
41,400	42,000	2,400	1,190	850	550	280	20	0	0	0	0	0	6,779	
42,000	42,600	2,490	1,240	910	590	330	60	0	0	0	0	0	6,938	
42,600	43,200	2,570	1,290	960	640	370	100	0	0	0	0	0	7,097	
43,200	43,800	2,650	1,350	1,010	680	410	150	0	0	0	0	0	7,256	
43,800	44,400	2,730	1,400	1,070	740	450	190	0	0	0	0	0	7,415	
44,400	45,000	2,810	1,460	1,120	790	500	230	0	0	0	0	0	7,598	
45,000	45,600	2,890	1,520	1,180	840	540	270	10	0	0	0	0	7,817	
45,600	46,200	2,970	1,600	1,230	900	580	320	50	0	0	0	0	8,036	
46,200	46,800	3,050	1,680	1,280	950	630	360	90	0	0	0	0	8,255	
46,800	47,400	3,130	1,760	1,340	1,010	670	400	140	0	0	0	0	8,474	
47,400	48,000	3,210	1,840	1,390	1,060	730	450	180	0	0	0	0	8,693	
48,000	48,600	3,300	1,920	1,450	1,110	780	490	220	0	0	0	0	8,912	
48,600	49,200	3,380	2,000	1,500	1,170	830	530	270	0	0	0	0	9,131	
49,200	49,800	3,460	2,080	1,580	1,220	890	580	310	40	0	0	0	9,350	
49,800	50,400	3,540	2,160	1,660	1,280	940	620	350	90	0	0	0	9,569	
50,400	51,000	3,620	2,240	1,740	1,330	1,000	660	400	130	0	0	0	9,788	
51,000	52,000	3,730	2,350	1,850	1,400	1,070	730	450	190	0	0	0	10,007	

イ 月 額 表
甲 表
(三)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額
		扶 養 親 族 等 の 数											
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人	
以上	未満	税 額											
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
52,000	53,000	3,860	2,490	1,990	1,490	1,160	820	530	260	0	0	0	10,372
53,000	54,000	4,000	2,620	2,120	1,620	1,250	910	600	330	60	0	0	10,737
54,000	55,000	4,130	2,760	2,260	1,760	1,340	1,000	670	400	140	0	0	11,102
55,000	56,000	4,270	2,890	2,390	1,890	1,430	1,090	760	480	210	0	0	11,467
56,000	57,000	4,400	3,030	2,530	2,030	1,530	1,180	850	550	280	10	0	11,832
57,000	58,000	4,540	3,160	2,660	2,160	1,660	1,270	940	620	350	90	0	12,197
58,000	59,000	4,670	3,300	2,800	2,300	1,800	1,360	1,030	700	420	160	0	12,562
59,000	60,000	4,810	3,430	2,930	2,430	1,930	1,450	1,120	790	500	230	0	12,927
60,000	61,000	4,940	3,570	3,070	2,570	2,070	1,570	1,210	880	570	300	40	13,292
61,000	62,000	5,080	3,700	3,200	2,700	2,200	1,700	1,300	970	640	370	110	13,657
62,000	63,000	5,210	3,840	3,340	2,840	2,340	1,840	1,390	1,060	720	450	180	14,138
63,000	64,000	5,380	3,970	3,470	2,970	2,470	1,970	1,480	1,150	810	520	250	14,593
64,000	65,000	5,560	4,110	3,610	3,110	2,610	2,110	1,610	1,240	900	590	320	15,013
65,000	66,000	5,740	4,240	3,740	3,240	2,740	2,240	1,740	1,330	990	660	400	15,433
66,000	67,000	5,920	4,380	3,880	3,380	2,880	2,380	1,880	1,420	1,080	750	470	15,853
67,000	68,000	6,100	4,510	4,010	3,510	3,010	2,510	2,010	1,510	1,170	840	540	16,273
68,000	69,000	6,280	4,650	4,150	3,650	3,150	2,650	2,150	1,650	1,270	930	610	16,693
69,000	70,000	6,480	4,800	4,300	3,800	3,300	2,800	2,300	1,800	1,370	1,030	700	17,100
70,000	71,000	6,680	4,950	4,450	3,950	3,450	2,950	2,450	1,950	1,470	1,130	800	17,500
71,000	72,000	6,880	5,100	4,600	4,100	3,600	3,100	2,600	2,100	1,600	1,230	900	17,900
72,000	73,000	7,080	5,250	4,750	4,250	3,750	3,250	2,750	2,250	1,750	1,330	1,000	18,300
73,000	74,000	7,280	5,450	4,900	4,400	3,900	3,400	2,900	2,400	1,900	1,430	1,100	18,700
74,000	75,000	7,480	5,650	5,050	4,550	4,050	3,550	3,050	2,550	2,050	1,550	1,200	19,100
75,000	76,000	7,680	5,850	5,200	4,700	4,200	3,700	3,200	2,700	2,200	1,700	1,300	19,500
76,000	77,000	7,880	6,050	5,380	4,850	4,350	3,850	3,350	2,850	2,350	1,850	1,400	19,900
77,000	78,000	8,080	6,250	5,580	5,000	4,500	4,000	3,500	3,000	2,500	2,000	1,500	20,300
78,000	79,000	8,280	6,450	5,780	5,150	4,650	4,150	3,650	3,150	2,650	2,150	1,650	20,700
79,000	80,000	8,480	6,650	5,980	5,320	4,800	4,300	3,800	3,300	2,800	2,300	1,800	21,100
80,000	81,000	8,680	6,850	6,180	5,520	4,950	4,450	3,950	3,450	2,950	2,450	1,950	21,500
81,000	82,000	8,930	7,100	6,430	5,770	5,140	4,640	4,140	3,640	3,140	2,640	2,140	21,900
82,000	83,000	9,130	7,300	6,630	5,970	5,340	4,840	4,340	3,840	3,340	2,840	2,340	22,300
83,000	84,000	9,330	7,500	6,830	6,170	5,540	5,040	4,540	4,040	3,540	3,040	2,540	22,700
84,000	85,000	9,530	7,700	7,030	6,370	5,700	5,100	4,600	4,100	3,600	3,100	2,600	23,100
85,000	86,000	9,730	7,900	7,230	6,570	5,900	5,300	4,800	4,300	3,800	3,300	2,800	23,500
86,000	87,000	9,930	8,100	7,430	6,770	6,100	5,500	5,000	4,500	4,000	3,500	3,000	23,900
87,000	88,000	10,130	8,300	7,630	6,970	6,300	5,700	5,200	4,700	4,200	3,700	3,200	24,300
88,000	89,000	10,330	8,500	7,830	7,170	6,500	5,900	5,400	4,900	4,400	3,900	3,400	24,700
89,000	90,000	10,530	8,700	8,030	7,370	6,700	6,100	5,600	5,100	4,600	4,100	3,600	25,100
90,000	91,000	10,730	8,900	8,230	7,570	6,900	6,300	5,800	5,300	4,800	4,300	3,800	25,500
91,000	92,000	10,930	9,100	8,430	7,770	7,100	6,500	6,000	5,500	5,000	4,500	4,000	25,900
92,000	93,000	11,130	9,300	8,630	7,970	7,300	6,700	6,200	5,700	5,200	4,700	4,200	26,300
93,000	94,000	11,330	9,500	8,830	8,170	7,500	6,900	6,400	5,900	5,400	4,900	4,400	26,700
94,000	95,000	11,530	9,700	9,030	8,370	7,700	7,100	6,600	6,100	5,600	5,100	4,600	27,100
95,000	96,000	11,730	9,900	9,230	8,570	7,900	7,300	6,800	6,300	5,800	5,300	4,800	27,500
96,000	97,000	11,930	10,100	9,430	8,770	8,100	7,430	6,770	6,100	5,430	4,890	4,390	27,900
97,000	98,000	12,130	10,300	9,630	8,970	8,300	7,630	7,000	6,330	5,790	5,250	4,750	28,300
98,000	99,000	12,330	10,500	9,830	9,170	8,500	7,830	7,200	6,530	5,990	5,450	4,950	28,700
99,000	100,000	12,530	10,700	10,030	9,370	8,700	8,030	7,370	6,700	6,030	5,360	4,840	29,100
100,000	101,000	12,730	10,900	10,230	9,570	8,900	8,230	7,600	6,930	6,300	5,660	5,060	29,500
101,000	102,000	12,930	11,100	10,430	9,770	9,100	8,430	7,770	7,100	6,430	5,790	5,230	29,900
102,000	103,000	13,130	11,300	10,630	9,970	9,300	8,630	7,970	7,300	6,630	5,960	5,300	30,300
103,000	104,000	13,330	11,500	10,830	10,170	9,500	8,830	8,170	7,500	6,830	6,160	5,500	30,700
104,000	105,000	13,530	11,700	11,030	10,370	9,700	9,030	8,370	7,700	7,030	6,360	5,700	31,100
105,000	106,000	13,730	11,900	11,230	10,570	9,900	9,230	8,570	7,900	7,230	6,560	5,900	31,500
106,000	107,000	13,930	12,100	11,430	10,770	10,100	9,430	8,770	8,100	7,430	6,760	6,100	31,900
107,000	108,000	14,130	12,300	11,630	10,970	10,300	9,630	8,970	8,300	7,630	6,960	6,300	32,300
108,000	109,000	14,330	12,500	11,830	11,170	10,500	9,830	9,170	8,500	7,830	7,160	6,500	32,700
109,000	110,000	14,530	12,700	12,030	11,370	10,700	10,030	9,370	8,700	8,030	7,360	6,700	33,100
110,000	111,000	14,730	12,900	12,230	11,570	10,900	10,230	9,570	8,900	8,230	7,560	6,900	33,500
111,000	112,000	14,930	13,100	12,430	11,770	11,100	10,430	9,770	9,100	8,430	7,760	7,100	33,900
112,000	113,000	15,130	13,300	12,630	11,970	11,300	10,630	9,970	9,300	8,630	7,960	7,300	34,300
113,000	114,000	15,330	13,500	12,830	12,170	11,500	10,830	10,170	9,500	8,830	8,160	7,500	34,700
114,000	115,000	15,530	13,700	13,030	12,370	11,700	11,030	10,370	9,700	9,030	8,360	7,700	35,100
115,000	116,000	15,730	13,900	13,230	12,570	11,900	11,230	10,570	9,900	9,230	8,560	7,900	35,500
116,000	117,000	15,930	14,100	13,430	12,770	12,100	11,430	10,770	10,100	9,430	8,760	8,100	35,900
117,000	118,000	16,130	14,300	13,630	12,970	12,300	11,630	10,970	10,300	9,630	8,960	8,300	36,300
118,000	119,000	16,330	14,500	13,830	13,170	12,500	11,830	11,170	10,500	9,830	9,160	8,500	36,700
119,000	120,000	16,530	14,700	14,030	13,370	12,700	12,030	11,370	10,700	10,030	9,360	8,700	37,100
120,000	121,000	16,730	14,900	14,230	13,570	12,900	12,230	11,570	10,900	10,230	9,560	8,900	37,500
121,000	122,000	16,930	15,100	14,430	13,770	13,100	12,430	11,770	11,100	10,430	9,760	9,100	37,900
122,000	123,000	17,130	15,300	14,630	13,970	13,300	12,630	11,970	11,300	10,630	9,960	9,39	

イ 月 額 表
甲 表
(四)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額
		扶 養 親 族 等 の 数											
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人	
以上	未 満	税 額										額	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
112,500	114,000	16,480	14,190	13,350	12,520	11,690	10,850	10,070	9,400	8,730	8,060	7,400	35,958
114,000	115,500	16,850	14,560	13,730	12,900	12,060	11,230	10,390	9,700	9,030	8,360	7,700	36,638
115,500	117,000	17,230	14,940	14,100	13,270	12,440	11,600	10,770	10,000	9,330	8,660	8,000	37,358
117,000	118,500	17,600	15,310	14,480	13,650	12,810	11,980	11,140	10,310	9,630	8,960	8,300	38,183
118,500	120,000	17,980	15,690	14,850	14,020	13,190	12,350	11,520	10,690	9,930	9,260	8,600	39,008
120,000	121,500	18,350	16,060	15,230	14,400	13,560	12,730	11,890	11,060	10,230	9,560	8,900	39,833
121,500	123,000	18,760	16,440	15,600	14,770	13,940	13,100	12,270	11,440	10,600	9,860	9,200	40,658
123,000	124,500	19,210	16,810	15,980	15,150	14,310	13,480	12,640	11,810	10,980	10,160	9,500	41,417
124,500	126,000	19,660	17,190	16,350	15,520	14,690	13,850	13,020	12,190	11,350	10,520	9,800	42,167
126,000	128,000	20,180	17,620	16,790	15,960	15,120	14,290	13,460	12,620	11,790	10,960	10,150	42,917
128,000	130,000	20,780	18,120	17,290	16,460	15,620	14,790	13,960	13,120	12,290	11,460	10,620	43,917
130,000	132,000	21,380	18,630	17,790	16,960	16,120	15,290	14,460	13,620	12,790	11,960	11,120	44,917
132,000	134,000	21,980	19,230	18,290	17,460	16,620	15,790	14,960	14,120	13,290	12,460	11,620	45,917
134,000	136,000	22,580	19,830	18,830	17,960	17,120	16,290	15,460	14,620	13,790	12,960	12,120	46,917
136,000	138,000	23,180	20,430	19,430	18,460	17,620	16,790	15,960	15,120	14,290	13,460	12,620	47,917
138,000	140,000	23,780	21,030	20,030	19,030	18,120	17,290	16,460	15,620	14,790	13,960	13,120	48,917
140,000	142,000	24,380	21,630	20,630	19,630	18,630	17,790	16,960	16,120	15,290	14,460	13,620	49,917
142,000	144,000	24,980	22,230	21,230	20,230	19,230	18,290	17,460	16,620	15,790	14,960	14,120	50,917
144,000	146,000	25,580	22,830	21,830	20,830	19,830	18,830	17,960	17,120	16,290	15,460	14,620	51,917
146,000	148,000	26,180	23,430	22,430	21,430	20,430	19,430	18,460	17,620	16,790	15,960	15,120	52,917
148,000	150,000	26,780	24,030	23,030	22,030	21,030	20,030	19,030	18,120	17,290	16,460	15,620	53,917
150,000	152,000	27,380	24,630	23,630	22,630	21,630	20,630	19,630	18,630	17,790	16,960	16,120	54,917
152,000	154,000	27,980	25,230	24,230	23,230	22,230	21,230	20,230	19,230	18,290	17,460	16,620	55,917
154,000	156,000	28,580	25,830	24,830	23,830	22,830	21,830	20,830	19,830	18,830	17,960	17,120	56,917
156,000	158,000	29,180	26,430	25,430	24,430	23,430	22,430	21,430	20,430	19,430	18,460	17,620	57,917
158,000	160,000	29,780	27,030	26,030	25,030	24,030	23,030	22,030	21,030	20,030	19,030	18,120	58,917
160,000	162,000	30,380	27,630	26,630	25,630	24,630	23,630	22,630	21,630	20,630	19,630	18,630	59,917
162,000	164,000	30,980	28,230	27,230	26,230	25,230	24,230	23,230	22,230	21,230	20,230	19,230	60,917
164,000	166,000	31,580	28,830	27,830	26,830	25,830	24,830	23,830	22,830	21,830	20,830	19,830	61,917
166,000	168,000	32,180	29,430	28,430	27,430	26,430	25,430	24,430	23,430	22,430	21,430	20,430	62,917
168,000	170,000	32,780	30,030	29,030	28,030	27,030	26,030	25,030	24,030	23,030	22,030	21,030	63,917
170,000	172,000	33,380	30,630	29,630	28,630	27,630	26,630	25,630	24,630	23,630	22,630	21,630	64,917
172,000	174,000	34,050	31,230	30,230	29,230	28,230	27,230	26,230	25,230	24,230	23,230	22,230	65,900
174,000	176,000	34,750	31,830	30,830	29,830	28,830	27,830	26,830	25,830	24,830	23,830	22,830	66,800
176,000	178,000	35,450	32,430	31,430	30,430	29,430	28,430	27,430	26,430	25,430	24,430	23,430	67,700
178,000	180,000	36,150	33,030	32,030	31,030	30,030	29,030	28,030	27,030	26,030	25,030	24,030	68,650
180,000	182,000	36,850	33,640	32,630	31,630	30,630	29,630	28,630	27,630	26,630	25,630	24,630	69,750
182,000	184,000	37,550	34,340	33,230	32,230	31,230	30,230	29,230	28,230	27,230	26,230	25,230	70,850
184,000	186,000	38,250	35,040	33,870	32,830	31,830	30,830	29,830	28,830	27,830	26,830	25,830	71,950
186,000	188,000	38,950	35,740	34,570	33,430	32,430	31,430	30,430	29,430	28,430	27,430	26,430	73,050
188,000	190,000	39,650	36,440	35,270	34,110	33,030	32,030	31,030	30,030	29,030	28,030	27,030	74,150
190,000	192,000	40,350	37,140	35,970	34,810	33,640	32,630	31,630	30,630	29,630	28,630	27,630	75,250
192,000	194,000	41,050	37,840	36,670	35,510	34,340	33,230	32,230	31,230	30,230	29,230	28,230	76,350
194,000	196,000	41,750	38,540	37,370	36,210	35,040	33,870	32,830	31,830	30,830	29,830	28,830	77,450
196,000	198,000	42,450	39,240	38,070	36,910	35,740	34,570	33,430	32,430	31,430	30,430	29,430	78,550
198,000	200,000	43,150	39,940	38,770	37,610	36,440	35,270	34,110	33,030	32,030	31,030	30,030	79,650

イ 月 額 表
甲 表
(五)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額	甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額
	扶 養 親 族 等 の 数											
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人	
以上 未満	税 額											
200,000 円	43,500	40,290	39,120	37,960	36,790	35,620	34,460	33,330	32,330	31,330	30,330	80,750
200,000円をこ え230,000円に 満たない金額	200,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち 200,000 円 をこえる金額の 35% に相当する金額を加算した金額											80,750円に、 その月の社会 保険料控除後 の給与の金額 のうち 200,000 円 を こえる金額の 45% に相当す る金額を加算 した金額
230,000 円	54,000	50,790	49,620	48,460	47,290	46,120	44,960	43,830	42,830	41,830	40,830	94,250
230,000円をこ え355,000円に 満たない金額	230,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち 230,000 円 をこえる金額の 40% に相当する金額を加算した金額											94,250円に、 その月の社会 保険料控除後 の給与の金額 のうち 230,000 円 を こえる金額の 50% に相当す る金額を加算 した金額
355,000 円	104,000	100,790	99,620	98,460	97,290	96,120	94,960	93,830	92,830	91,830	90,830	156,750
355,000円をこ え522,000円に 満たない金額	355,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち 355,000 円 をこえる金額の 45% に相当する金額を加算した金額											156,750円に、 その月の社会 保険料控除後 の給与の金額 のうち 355,000 円 を こえる金額の 55% に相当す る金額を加算 した金額
522,000 円	179,150	175,940	174,770	173,610	172,440	171,270	170,110	168,980	167,980	166,980	165,980	248,600
522,000円をこ える金額	522,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち 522,000 円 をこえる金額の 50% に相当する金額を加算した金額											248,600円に、 その月の社会 保険料控除後 の給与の金額 のうち 522,000 円 を こえる金額の 60% に相当す る金額を加算 した金額
扶養親族等の数が 10 人をこえる場合には、扶養親族等の数が 10 人の場合の税額から、その 10 人をこ える 1 人ごとに 500 円を控除した金額												従たる給与に ついての扶養 控除等申告書 が提出されて いる場合に は、当該申告 書に記載され た扶養親族等 の数に応じ、 扶養親族等 1 人ごとに 500 円を、上の各 欄によつて求 めた税額から 控除した金額
その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに 500 円を、 控除対象配偶者又は扶養親族である障害者がある場合には、当該障害者 1 人につき 500 円を、上の各欄 によつて求めた税額から控除した金額												

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) 第三十八条第一項の規定の適用を受ける者(乙表適用者を除く。)については、

(1) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されている場合には、

(イ) まず、その者のその月の給与の金額から次の金額を控除した金額を求める。

(a) 当該給与から控除される社会保険料の金額

(b) 年長扶養親族(年齢 13 歳以上の扶養親族をいう。)を有する旨の申告があつたときは、その年長扶養親族の数に応じ、その年長扶養親族 1 人につき 1,000 円

(e) その者が申告した扶養親族等の数が 10 人をこえないときは、(イ)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行と その者が申告した扶養親族等の数に応じ

て求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

- (イ) その者が申告した扶養親族等の数が10人をこえるときは、(イ)により求めた金額に応じて、その者の扶養親族等の数が10人である者として(イ)により求めた税額から、扶養親族等の数が10人をこえる1人ごとに500円を控除した金額が、その求める税額である。
- (ロ) 障害者控除額、老年者控除額、寡婦控除額又は勤労学生控除額の控除が認められるときは、(イ)又は(イ)により求めた税額から、さらにこれらの控除が認められるごとに500円を控除した金額が、その求める税額である。
- (2) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されていない場合（従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されている場合を含む。）には、その者のその月の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されているときは、当該申告書に記載された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに500円を控除した金額）が、その求める税額である。
- (ロ) 第三十八条第五項の規定の適用を受ける者については、その月の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額から、年齢が13歳以上の扶養親族又は13歳未満の扶養親族の数に応じ、それぞれその扶養親族1人につき5,000円又は4,000円を控除した金額に応じ、扶養親族等がないものとして(イ)の(1)の(イ)及び(ロ)により求めた金額が、その求める税額である。

イ 月 額 表

乙 表 (控除対象配偶者がなく、かつ、扶養親族があることを申告した給与所得者(第三十八条第五項の規定の適用を受ける者を除く。))について甲表の甲欄に代えて適用する表)

(一)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額		第三十八条第一項第一号の規定による税額									
		扶 養 親 族 の 数									
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以 上	未 満	税 額									
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
21,400	円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21,400	21,800	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21,800	22,200	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0
22,200	22,600	60	0	0	0	0	0	0	0	0	0
22,600	23,000	90	0	0	0	0	0	0	0	0	0
23,000	23,400	110	0	0	0	0	0	0	0	0	0
23,400	23,800	140	0	0	0	0	0	0	0	0	0
23,800	24,200	160	0	0	0	0	0	0	0	0	0
24,200	24,600	190	0	0	0	0	0	0	0	0	0
24,600	25,000	210	0	0	0	0	0	0	0	0	0
25,000	25,400	240	0	0	0	0	0	0	0	0	0
25,400	25,800	260	0	0	0	0	0	0	0	0	0
25,800	26,200	290	20	0	0	0	0	0	0	0	0
26,200	26,600	320	50	0	0	0	0	0	0	0	0
26,600	27,000	340	80	0	0	0	0	0	0	0	0
27,000	27,400	370	100	0	0	0	0	0	0	0	0
27,400	27,800	390	130	0	0	0	0	0	0	0	0
27,800	28,200	420	150	0	0	0	0	0	0	0	0
28,200	28,600	440	180	0	0	0	0	0	0	0	0
28,600	29,000	470	200	0	0	0	0	0	0	0	0
29,000	29,400	500	230	0	0	0	0	0	0	0	0
29,400	29,800	520	250	0	0	0	0	0	0	0	0
29,800	30,200	550	280	10	0	0	0	0	0	0	0
30,200	30,600	570	310	40	0	0	0	0	0	0	0
30,600	31,000	600	330	60	0	0	0	0	0	0	0
31,000	31,400	620	360	90	0	0	0	0	0	0	0
31,400	31,800	650	380	120	0	0	0	0	0	0	0
31,800	32,200	680	410	140	0	0	0	0	0	0	0
32,200	32,600	710	430	170	0	0	0	0	0	0	0
32,600	33,000	740	460	190	0	0	0	0	0	0	0
33,000	33,600	780	490	220	0	0	0	0	0	0	0
33,600	34,200	830	530	260	0	0	0	0	0	0	0
34,200	34,800	880	570	300	30	0	0	0	0	0	0
34,800	35,400	930	610	340	70	0	0	0	0	0	0
35,400	36,000	980	650	380	120	0	0	0	0	0	0
36,000	36,600	1,030	700	430	160	0	0	0	0	0	0
36,600	37,200	1,090	750	470	200	0	0	0	0	0	0
37,200	37,800	1,140	810	510	250	0	0	0	0	0	0
37,800	38,400	1,200	860	560	290	20	0	0	0	0	0
38,400	39,000	1,250	920	600	330	70	0	0	0	0	0
39,000	39,600	1,300	970	640	380	110	0	0	0	0	0
39,600	40,200	1,360	1,020	690	420	150	0	0	0	0	0
40,200	40,800	1,410	1,080	740	460	200	0	0	0	0	0
40,800	41,400	1,470	1,130	800	510	240	0	0	0	0	0
41,400	42,000	1,530	1,190	850	550	280	20	0	0	0	0
42,000	42,600	1,610	1,240	910	590	330	60	0	0	0	0
42,600	43,200	1,690	1,290	960	640	370	100	0	0	0	0
43,200	43,800	1,770	1,350	1,010	680	410	140	0	0	0	0
43,800	44,400	1,850	1,400	1,070	740	450	190	0	0	0	0
44,400	45,000	1,930	1,460	1,120	790	500	230	0	0	0	0
45,000	45,600	2,020	1,520	1,180	840	540	270	10	0	0	0

イ 月 額 表
乙 表
(二)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額		第三十八条第一項第一号の規定による税額									
		扶 養 親 族 の 数									
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以 上	未 満	税 額									
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
45,600	46,200	2,100	1,600	1,230	900	580	320	50	0	0	0
46,200	46,800	2,180	1,680	1,280	950	630	360	90	0	0	0
46,800	47,400	2,260	1,760	1,340	1,010	670	400	140	0	0	0
47,400	48,000	2,340	1,840	1,390	1,060	730	450	180	0	0	0
48,000	48,600	2,420	1,920	1,450	1,110	780	490	220	0	0	0
48,600	49,200	2,500	2,000	1,500	1,170	830	530	270	0	0	0
49,200	49,800	2,580	2,080	1,580	1,220	890	580	310	40	0	0
49,800	50,400	2,660	2,160	1,660	1,280	940	620	350	90	0	0
50,400	51,000	2,740	2,240	1,740	1,330	1,000	660	400	130	0	0
51,000	52,000	2,850	2,350	1,850	1,400	1,070	730	450	190	0	0
52,000	53,000	2,990	2,490	1,990	1,490	1,160	820	530	260	0	0
53,000	54,000	3,120	2,620	2,120	1,620	1,250	910	600	330	60	0
54,000	55,000	3,260	2,760	2,260	1,760	1,340	1,000	670	400	140	0
55,000	56,000	3,390	2,890	2,390	1,890	1,430	1,090	760	480	210	0
56,000	57,000	3,530	3,030	2,530	2,030	1,530	1,180	850	550	280	10
57,000	58,000	3,660	3,160	2,660	2,160	1,660	1,270	940	620	350	90
58,000	59,000	3,800	3,300	2,800	2,300	1,800	1,360	1,030	700	420	160
59,000	60,000	3,930	3,430	2,930	2,430	1,930	1,450	1,120	790	500	230
60,000	61,000	4,070	3,570	3,070	2,570	2,070	1,570	1,210	880	570	300
61,000	62,000	4,200	3,700	3,200	2,700	2,200	1,700	1,300	970	640	370
62,000	63,000	4,340	3,840	3,340	2,840	2,340	1,840	1,390	1,060	720	450
63,000	64,000	4,470	3,970	3,470	2,970	2,470	1,970	1,480	1,150	810	520
64,000	65,000	4,610	4,110	3,610	3,110	2,610	2,110	1,610	1,240	900	590
65,000	66,000	4,740	4,240	3,740	3,240	2,740	2,240	1,740	1,330	990	660
66,000	67,000	4,880	4,380	3,880	3,380	2,880	2,380	1,880	1,420	1,080	750
67,000	68,000	5,010	4,510	4,010	3,510	3,010	2,510	2,010	1,510	1,170	840
68,000	69,000	5,150	4,650	4,150	3,650	3,150	2,650	2,150	1,650	1,270	930
69,000	70,000	5,320	4,800	4,300	3,800	3,300	2,800	2,300	1,800	1,370	1,030
70,000	71,000	5,520	4,950	4,450	3,950	3,450	2,950	2,450	1,950	1,470	1,130
71,000	72,000	5,720	5,100	4,600	4,100	3,600	3,100	2,600	2,100	1,600	1,230
72,000	73,000	5,920	5,250	4,750	4,250	3,750	3,250	2,750	2,250	1,750	1,330
73,000	74,000	6,120	5,450	4,900	4,400	3,900	3,400	2,900	2,400	1,900	1,430
74,000	75,000	6,320	5,650	5,050	4,550	4,050	3,550	3,050	2,550	2,050	1,550
75,000	76,000	6,520	5,850	5,200	4,700	4,200	3,700	3,200	2,700	2,200	1,700
76,000	77,000	6,720	6,050	5,380	4,850	4,350	3,850	3,350	2,850	2,350	1,850
77,000	78,000	6,920	6,250	5,580	5,000	4,500	4,000	3,500	3,000	2,500	2,000
78,000	79,000	7,120	6,450	5,780	5,150	4,650	4,150	3,650	3,150	2,650	2,150
79,000	80,000	7,320	6,650	5,980	5,320	4,800	4,300	3,800	3,300	2,800	2,300
80,000	81,000	7,520	6,850	6,180	5,520	4,950	4,450	3,950	3,450	2,950	2,450
81,000	82,500	7,770	7,100	6,430	5,770	5,140	4,640	4,140	3,640	3,140	2,640
82,500	84,000	8,070	7,400	6,730	6,070	5,400	4,860	4,360	3,860	3,360	2,860
84,000	85,500	8,370	7,700	7,030	6,370	5,700	5,090	4,590	4,090	3,590	3,090
85,500	87,000	8,670	8,000	7,330	6,670	6,000	5,330	4,810	4,310	3,810	3,310
87,000	88,500	8,970	8,300	7,630	6,970	6,300	5,630	5,040	4,540	4,040	3,540
88,500	90,000	9,270	8,600	7,930	7,270	6,600	5,930	5,270	4,760	4,260	3,760
90,000	91,500	9,570	8,900	8,230	7,570	6,900	6,230	5,570	4,990	4,490	3,990
91,500	93,000	9,870	9,200	8,530	7,870	7,200	6,530	5,870	5,210	4,710	4,210
93,000	94,500	10,170	9,500	8,830	8,170	7,500	6,830	6,170	5,500	4,940	4,440
94,500	96,000	10,520	9,800	9,130	8,470	7,800	7,130	6,470	5,800	5,160	4,660
96,000	97,500	10,900	10,100	9,430	8,770	8,100	7,430	6,770	6,100	5,430	4,890

イ 月 額 表
乙 表
(三)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額		第三十八条第一項第一号の規定による税額									
		扶 養 親 族 の 数									
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以 上	未 満	税 額									
97,500	99,000	11,270	10,440	9,730	9,070	8,400	7,730	7,070	6,400	5,730	5,110
99,000	100,500	11,650	10,810	10,030	9,370	8,700	8,030	7,370	6,700	6,030	5,360
100,500	102,000	12,020	11,190	10,350	9,670	9,000	8,330	7,670	7,000	6,330	5,660
102,000	103,500	12,400	11,560	10,730	9,970	9,300	8,630	7,970	7,300	6,630	5,960
103,500	105,000	12,770	11,940	11,100	10,270	9,600	8,930	8,270	7,600	6,930	6,260
105,000	106,500	13,150	12,310	11,480	10,640	9,900	9,230	8,570	7,900	7,230	6,560
106,500	108,000	13,520	12,690	11,850	11,020	10,200	9,530	8,870	8,200	7,530	6,860
108,000	109,500	13,900	13,060	12,230	11,390	10,560	9,890	9,170	8,500	7,830	7,160
109,500	111,000	14,270	13,440	12,600	11,770	10,940	10,180	9,470	8,800	8,130	7,460
111,000	112,500	14,650	13,810	12,980	12,140	11,310	10,480	9,770	9,100	8,430	7,760
112,500	114,000	15,020	14,190	13,350	12,520	11,690	10,850	10,070	9,400	8,730	8,060
114,000	115,500	15,400	14,560	13,730	12,890	12,060	11,230	10,390	9,700	9,030	8,360
115,500	117,000	15,770	14,940	14,100	13,270	12,440	11,600	10,770	10,000	9,330	8,660
117,000	118,500	16,150	15,310	14,480	13,640	12,810	11,980	11,140	10,310	9,630	8,960
118,500	120,000	16,520	15,690	14,850	14,020	13,190	12,350	11,520	10,690	9,930	9,260
120,000	121,500	16,900	16,060	15,230	14,390	13,560	12,730	11,890	11,060	10,230	9,560
121,500	123,000	17,270	16,440	15,600	14,770	13,940	13,100	12,270	11,440	10,600	9,860
123,000	124,500	17,650	16,810	15,980	15,140	14,310	13,480	12,640	11,810	10,980	10,160
124,500	126,000	18,020	17,190	16,350	15,520	14,690	13,850	13,020	12,190	11,350	10,520
126,000	128,000	18,460	17,620	16,790	15,960	15,120	14,290	13,460	12,620	11,790	10,960
128,000	130,000	19,030	18,120	17,290	16,460	15,620	14,790	13,960	13,120	12,290	11,460
130,000	132,000	19,630	18,630	17,790	16,960	16,120	15,290	14,460	13,620	12,790	11,960
132,000	134,000	20,230	19,230	18,290	17,460	16,620	15,790	14,960	14,120	13,290	12,460
134,000	136,000	20,830	19,830	18,830	17,960	17,120	16,290	15,460	14,620	13,790	12,960
136,000	138,000	21,430	20,430	19,430	18,460	17,620	16,790	15,960	15,120	14,290	13,460
138,000	140,000	22,030	21,030	20,030	19,030	18,120	17,290	16,460	15,620	14,790	13,960
140,000	142,000	22,630	21,630	20,630	19,630	18,630	17,790	16,960	16,120	15,290	14,460
142,000	144,000	23,230	22,230	21,230	20,230	19,230	18,290	17,460	16,620	15,790	14,960
144,000	146,000	23,830	22,830	21,830	20,830	19,830	18,830	17,960	17,120	16,290	15,460
146,000	148,000	24,430	23,430	22,430	21,430	20,430	19,430	18,460	17,620	16,790	15,960
148,000	150,000	25,030	24,030	23,030	22,030	21,030	20,030	19,030	18,120	17,290	16,460
150,000	152,000	25,630	24,630	23,630	22,630	21,630	20,630	19,630	18,630	17,790	16,960
152,000	154,000	26,230	25,230	24,230	23,230	22,230	21,230	20,230	19,230	18,290	17,460
154,000	156,000	26,830	25,830	24,830	23,830	22,830	21,830	20,830	19,830	18,830	17,960
156,000	158,000	27,430	26,430	25,430	24,430	23,430	22,430	21,430	20,430	19,430	18,460
158,000	160,000	28,030	27,030	26,030	25,030	24,030	23,030	22,030	21,030	20,030	19,030
160,000	162,000	28,630	27,630	26,630	25,630	24,630	23,630	22,630	21,630	20,630	19,630
162,000	164,000	29,230	28,230	27,230	26,230	25,230	24,230	23,230	22,230	21,230	20,230
164,000	166,000	29,830	28,830	27,830	26,830	25,830	24,830	23,830	22,830	21,830	20,830
166,000	168,000	30,430	29,430	28,430	27,430	26,430	25,430	24,430	23,430	22,430	21,430
168,000	170,000	31,030	30,030	29,030	28,030	27,030	26,030	25,030	24,030	23,030	22,030
170,000	172,000	31,630	30,630	29,630	28,630	27,630	26,630	25,630	24,630	23,630	22,630
172,000	174,000	32,230	31,230	30,230	29,230	28,230	27,230	26,230	25,230	24,230	23,230
174,000	176,000	32,830	31,830	30,830	29,830	28,830	27,830	26,830	25,830	24,830	23,830
176,000	178,000	33,430	32,430	31,430	30,430	29,430	28,430	27,430	26,430	25,430	24,430
178,000	180,000	34,110	33,030	32,030	31,030	30,030	29,030	28,030	27,030	26,030	25,030
180,000	182,000	34,810	33,640	32,630	31,630	30,630	29,630	28,630	27,630	26,630	25,630
182,000	184,000	35,510	34,340	33,230	32,230	31,230	30,230	29,230	28,230	27,230	26,230
184,000	186,000	36,210	35,040	33,870	32,830	31,830	30,830	29,830	28,830	27,830	26,830
186,000	188,000	36,910	35,740	34,570	33,430	32,430	31,430	30,430	29,430	28,430	27,430

イ 月 額 表
乙 表
(四)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額		第三十八条第一項第一号の規定による税額									
		扶 養 親 族 の 数									
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以 上	未 満	税 額									
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
188,000	190,000	37,610	36,440	35,270	34,110	33,030	32,030	31,030	30,030	29,030	28,030
190,000	192,000	38,310	37,140	35,970	34,810	33,640	32,630	31,630	30,630	29,630	28,630
192,000	194,000	39,010	37,840	36,670	35,510	34,340	33,230	32,230	31,230	30,230	29,230
194,000	196,000	39,710	38,540	37,370	36,210	35,040	33,870	32,830	31,830	30,830	29,830
196,000	198,000	40,410	39,240	38,070	36,910	35,740	34,570	33,430	32,430	31,430	30,430
198,000	200,000	41,110	39,940	38,770	37,610	36,440	35,270	34,110	33,030	32,030	31,030
200,000円		41,460	40,290	39,120	37,960	36,790	35,620	34,460	33,320	32,230	31,330
200,000円をこえ 230,000円に満た ない金額		200,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち 200,000円をこえ る金額の 35% に相当する金額を加算した金額									
230,000円		51,960	50,790	49,620	48,460	47,290	46,120	44,960	43,830	42,830	41,830
230,000円をこえ 355,000円に満た ない金額		230,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち 230,000 円をこえ る金額の 40% に相当する金額を加算した金額									
355,000円		101,960	100,790	99,620	98,460	97,290	96,120	94,960	93,830	92,830	91,830
355,000円をこえ 522,000円に満た ない金額		355,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち 355,000 円をこえ る金額の 45% に相当する金額を加算した金額									
522,000円		177,110	175,940	174,770	173,610	172,440	171,270	170,110	168,980	167,980	166,980
522,000円をこえ る金額		522,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち 522,000 円をこえ る金額の 50% に相当する金額を加算した金額									
扶養親族の数が 10 人をこえる場合には、扶養親族の数が 10 人の場合の税額から、その 10 人をこえる 1 人ごと に 500 円を控除した金額											
その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するとともに 500 円を、扶養親族 である障害者がある場合には、当該障害者 1 人につき 500 円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額											

(備考) 第三十八条第一項の規定の適用を受ける者のうち乙表適用者についての税額の求め方は、次のとおりである。

- (1) まず、その者のその月の給与の金額から次の金額を控除した金額を求める。
 - (イ) 当該給与から控除される社会保険料の金額
 - (ロ) 年長扶養親族(年齢 18 歳以上の扶養親族のうちの 1 人を除いた者をいう。)を有する旨の申告があつた場合には、その年長扶養親族の数に応じ、その年長扶養親族 1 人につき 1,000 円
- (2) その者が申告した扶養親族の数が 10 人をこえない場合には、(1)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行とその者が申告した扶養親族の数に応じて求めた該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
- (3) その者が申告した扶養親族の数が 10 人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、その者の扶養親族の数が 10 人である者として(2)により求めた税額から、扶養親族の数が 10 人をこえる 1 人ごとに 500 円を控除した金額が、その求める税額である。
- (4) 障害者控除額、老年者控除額、寡婦控除額又は勤労学生控除額の控除が認められる場合には、(2)又は(3)により求めた税額から、さらにこれらの控除が認められるごとに 500 円を控除した金額が、その求める税額である。

別表第三 給与所得の所得税源泉徴収額表（第三十八条第一項第一号、第五号若しくは第六号又は同条第五項の規定による所得税源泉徴収額表）

口 日 額 表
甲 表
(一)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額	丙 第三 十八条第 一項第六 号の規定 による税 額	
		扶 養 親 族 等 の 数													
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人			
以 上	未 満	税 額													
円 520	円 未満	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	その日の社 会保険料の 控除後の給 与の金額に 相当する金 額	円 0
520	530	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	37	0
530	540	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	37	0
540	550	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	38	0
550	560	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	40	0
560	570	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	40	0
570	580	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	41	0
580	590	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	42	0
590	600	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	43	0
600	610	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	45	0
610	620	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	48	0
620	630	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	50	0
630	640	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	51	0
640	650	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	54	0
650	660	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	56	0
660	670	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	58	0
670	680	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	60	0
680	690	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	62	0
690	700	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	64	0
700	710	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	66	0
710	720	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	68	0
720	730	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	71	0
730	740	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	72	0
740	750	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	74	0
750	760	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	77	0
760	780	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	78	0
780	800	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	83	0
800	820	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	87	0
820	840	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	92	0
840	860	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	95	0
860	880	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	99	0
880	900	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	103	0
900	920	30	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	106	0
920	940	30	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	111	0
940	960	30	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	114	0
960	980	35	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	118	0
980	1,000	35	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	122	0
1,000	1,020	35	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	125	0
1,020	1,040	40	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	130	0
1,040	1,060	40	10	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	133	0
1,060	1,080	40	15	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	139	0
1,080	1,100	45	15	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	144	0
1,100	1,120	45	15	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	149	0
1,120	1,140	45	15	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	156	0
1,140	1,160	50	20	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	161	0
1,160	1,180	50	20	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	168	0

口 日 額 表
甲 表
(二)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額	丙 第三 十八条第 一項第六 号の規定 による税 額
		扶 養 親 族 等 の 数												
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
以 上	未 満	税 額											額	額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,180	1,200	50	20	10	5	0	0	0	0	0	0	0	174	0
1,200	1,220	55	20	15	5	0	0	0	0	0	0	0	179	0
1,220	1,240	55	25	15	5	0	0	0	0	0	0	0	184	0
1,240	1,260	60	25	15	5	0	0	0	0	0	0	0	189	0
1,260	1,280	65	30	20	10	0	0	0	0	0	0	0	195	0
1,280	1,300	65	30	20	10	0	0	0	0	0	0	0	200	0
1,300	1,320	70	30	20	10	5	0	0	0	0	0	0	205	0
1,320	1,340	70	35	20	15	5	0	0	0	0	0	0	211	0
1,340	1,360	75	35	25	15	5	0	0	0	0	0	0	216	0
1,360	1,380	75	35	25	15	5	0	0	0	0	0	0	221	0
1,380	1,400	80	40	25	20	10	0	0	0	0	0	0	227	0
1,400	1,440	85	40	30	20	10	0	0	0	0	0	0	232	0
1,440	1,480	90	45	35	20	15	5	0	0	0	0	0	242	0
1,480	1,520	95	50	35	25	15	10	0	0	0	0	0	254	0
1,520	1,560	100	55	40	30	20	10	0	0	0	0	0	269	0
1,560	1,600	105	60	45	35	20	15	5	0	0	0	0	283	0
1,600	1,640	110	65	50	35	25	15	5	0	0	0	0	298	3
1,640	1,680	115	70	55	40	30	20	10	0	0	0	0	312	6
1,680	1,720	120	75	60	45	35	20	15	5	0	0	0	327	9
1,720	1,760	125	80	65	50	35	25	15	5	0	0	0	342	12
1,760	1,800	130	85	70	50	40	30	20	10	0	0	0	356	15
1,800	1,840	135	90	75	55	45	30	20	15	5	0	0	371	17
1,840	1,880	140	95	80	65	45	35	25	15	5	0	0	385	20
1,880	1,920	150	100	85	70	50	40	30	20	10	0	0	400	23
1,920	1,960	155	105	90	75	55	45	30	20	10	5	0	415	26
1,960	2,000	160	115	95	80	60	45	35	25	15	5	0	429	29
2,000	2,040	165	120	100	85	70	50	40	30	20	10	0	444	32
2,040	2,080	170	125	105	90	75	55	45	30	20	10	5	459	36
2,080	2,120	175	130	110	95	80	60	45	35	25	15	5	478	39
2,120	2,160	185	135	115	100	85	65	50	40	30	20	10	495	43
2,160	2,200	190	140	125	105	90	70	55	40	30	20	10	512	46
2,200	2,240	195	145	130	110	95	80	60	45	35	25	15	529	50
2,240	2,280	205	150	135	115	100	85	65	50	40	25	15	545	54
2,280	2,320	210	155	140	125	105	90	70	55	40	30	20	562	57
2,320	2,360	220	160	145	130	110	95	80	60	45	35	25	578	61
2,360	2,400	230	170	150	135	120	100	85	65	50	40	30	594	64
2,400	2,440	235	175	155	140	125	105	90	75	55	45	30	610	68
2,440	2,480	245	185	165	145	130	115	95	80	65	45	35	626	74
2,480	2,520	250	190	170	155	135	120	100	85	70	50	40	642	79
2,520	2,560	260	200	175	160	140	125	110	90	75	60	45	658	84
2,560	2,600	270	205	185	165	150	130	115	95	80	65	50	674	90
2,600	2,640	275	215	190	170	155	135	120	105	85	70	55	690	95
2,640	2,700	285	225	200	180	160	145	130	110	95	75	60	706	101
2,700	2,760	300	235	215	190	170	155	135	120	105	85	70	730	109
2,760	2,820	310	250	225	205	180	160	145	130	110	95	80	754	117
2,820	2,880	320	260	240	215	195	170	155	140	120	105	85	778	125
2,880	2,940	335	275	250	230	205	185	165	145	130	115	95	803	133
2,940	3,000	345	285	260	240	220	195	175	155	140	120	105	833	141
3,000	3,060	360	295	275	250	230	205	185	165	150	130	115	860	149
3,060	3,120	375	310	285	265	240	220	195	175	155	140	125	887	157

口 日 額 表
甲 表
(三)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額	丙 第三 十八条第 一項第六 号の規定 による税 額	
		扶 養 親 族 等 の 数													
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10人			
以 上	未 満	税 額											額	額	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
3,120	3,180	390	320	300	275	255	230	210	185	165	150	130	914	165	
3,180	3,240	405	335	310	290	265	245	220	200	175	160	140	941	174	
3,240	3,300	420	345	320	300	280	255	235	210	190	165	150	968	183	
3,300	3,360	435	360	335	310	290	265	245	220	200	180	160	995	192	
3,360	3,420	450	375	350	325	300	280	255	235	210	190	170	1,022	201	
3,420	3,480	465	390	365	335	315	290	270	245	225	200	180	1,049	210	
3,480	3,540	480	405	380	350	325	305	280	260	235	215	190	1,076	219	
3,540	3,600	495	420	395	365	340	315	295	270	250	225	205	1,103	228	
3,600	3,660	510	435	410	380	350	325	305	280	260	240	215	1,130	237	
3,660	3,720	525	450	425	395	365	340	315	295	270	250	225	1,157	249	
3,720	3,780	540	465	440	410	380	355	330	305	285	260	240	1,184	261	
3,780	3,840	555	480	455	425	395	370	340	320	295	275	250	1,211	273	
3,840	3,900	570	495	470	440	410	385	355	330	310	285	265	1,239	285	
3,900	3,960	585	510	485	455	425	400	370	345	320	300	275	1,272	297	
3,960	4,020	600	525	500	470	440	415	385	360	330	310	285	1,305	309	
4,020	4,080	615	540	515	485	455	430	400	375	345	320	300	1,338	321	
4,080	4,140	635	555	530	500	470	445	415	390	360	335	310	1,370	333	
4,140	4,200	655	570	545	515	485	460	430	405	375	345	325	1,400	345	
4,200	4,260	670	585	560	530	500	475	445	420	390	360	335	1,430	357	
4,260	4,320	690	600	575	545	515	490	460	435	405	375	350	1,460	369	
4,320	4,380	705	615	590	560	530	505	475	450	420	390	365	1,490	381	
4,380	4,440	725	635	605	575	545	520	490	465	435	405	380	1,520	393	
4,440	4,500	745	650	620	590	560	535	505	480	450	420	395	1,550	405	
4,500	4,560	765	670	640	605	580	550	525	495	465	440	410	1,580	417	
4,560	4,660	790	695	660	630	600	570	545	515	485	460	430	1,620	433	
4,660	4,740	810	720	685	655	620	590	565	535	505	480	450	1,660	449	
4,740	4,820	835	745	710	675	645	610	585	555	525	500	470	1,700	466	
4,820	4,900	860	770	735	700	665	635	605	575	545	520	490	1,740	486	
4,900	4,980	885	790	760	725	690	655	625	595	565	540	510	1,780	506	
4,980	5,060	910	815	780	750	715	680	650	615	585	560	530	1,820	526	
5,060	5,140	930	840	805	775	740	705	670	640	605	580	550	1,860	546	
5,140	5,220	955	865	830	795	765	730	695	660	630	600	570	1,900	566	
5,220	5,300	980	890	855	820	785	755	720	685	655	620	590	1,940	586	
5,300	5,380	1,005	910	880	845	810	775	745	710	675	645	610	1,980	606	
5,380	5,460	1,030	935	900	870	835	800	770	735	700	665	635	2,020	626	
5,460	5,540	1,050	960	925	895	860	825	790	760	725	690	655	2,060	646	
5,540	5,620	1,075	985	950	915	885	850	815	780	750	715	680	2,100	666	
5,620	5,700	1,100	1,010	975	940	905	875	840	805	775	740	705	2,140	686	
5,700	5,780	1,125	1,030	1,000	965	930	895	865	830	795	765	730	2,180	706	
5,780	5,860	1,150	1,055	1,020	990	955	920	890	855	820	785	755	2,218	726	
5,860	5,940	1,180	1,080	1,045	1,015	980	945	910	880	845	810	775	2,254	746	
5,940	6,020	1,210	1,105	1,070	1,035	1,005	970	935	900	870	835	800	2,292	766	
6,020	6,100	1,235	1,130	1,095	1,060	1,025	995	960	925	895	860	825	2,336	786	
6,100	6,180	1,265	1,155	1,120	1,085	1,050	1,015	985	950	915	885	850	2,380	806	
6,180	6,260	1,290	1,185	1,145	1,110	1,075	1,040	1,010	975	940	905	875	2,424	826	
6,260	6,340	1,320	1,215	1,175	1,135	1,100	1,065	1,030	1,000	965	930	895	2,468	846	
6,340	6,420	1,350	1,240	1,200	1,165	1,125	1,090	1,055	1,020	990	955	920	2,512	870	
6,420	6,500	1,375	1,270	1,230	1,190	1,150	1,115	1,080	1,045	1,015	980	945	2,556	894	

口 日 額 表
甲 表
(四)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額	甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額												乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額	丙 第三 十八条第 一項第六 号の規定 による税 額
	扶 養 親 族 等 の 数													
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人			
以 上 未 満	税 額													
6,500 円	円 1,390	円 1,285	円 1,245	円 1,205	円 1,165	円 1,125	円 1,090	円 1,060	円 1,025	円 990	円 955	円 2,600	円 918	
6,500 円をこえ 7,670 円に満た ない金額	6,500 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 6,500 円をこえる金額の35%に相当する金額を加算した金額												2,600円に、 その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 6,500 円をこえる金額の45%に相当する金額を加算した金額	918 円に、 その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 6,500 円をこえる金額の35%に相当する金額を加算した金額
7,670 円	円 1,800	円 1,695	円 1,655	円 1,615	円 1,575	円 1,535	円 1,500	円 1,470	円 1,435	円 1,400	円 1,365	円 3,126	円 1,327	
7,670 円をこえ 11,840 円に満 たない金額	7,670 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 7,670 円をこえる金額の 40 %に相当する金額を加算した金額												3,126円に、 その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 7,670 円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額	1,327円に、 その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 7,670 円をこえる金額の40%に相当する金額を加算した金額
11,840 円	円 3,470	円 3,365	円 3,325	円 3,285	円 3,245	円 3,205	円 3,170	円 3,140	円 3,105	円 3,070	円 3,035	円 5,211	円 2,995	
11,840 円をこ え 17,390 円に 満たない金額	11,840 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 11,840 円をこえる金額の45%に相当する金額を加算した金額												5,211円に、 その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 11,840 円をこえる金額の55%に相当する金額を加算した金額	2,995円に、 その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 11,840 円をこえる金額の45%に相当する金額を加算した金額

ロ 日 額 表
甲 表
(五)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額	甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額	丙 第三 十八条第 一項第六 号の規定 による税 額	
	扶 養 親 族 等 の 数													
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人			
以 上	未 満	税 額												
17,390 円	円 5,965	円 5,860	円 5,820	円 5,780	円 5,740	円 5,700	円 5,665	円 5,635	円 5,600	円 5,565	円 5,530	円 8,263	円 5,492	
17,390 円 を こ える金額	17,390 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 17,390 円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額											8,263円に、 その日の社会 保険料控 除後の給与 の金額のう ち17,390円 をこえる金 額の60%に 相当する金 額を加算し た金額	5,492円に、 その日の社会 保険料控 除後の給与 の金額のう ち17,390円 をこえる金 額の50%に 相当する金 額を加算し た金額	
扶養親族等の数が10人をこえる場合には、扶養親族等の数が10人の場合の税額から、その 10人をこえる1人ごとに17円を控除した金額												従たる給与 についての 扶養控除等 申告書が提 出されてい る 場 合 に は、当該申 告書に記載 された扶養 親族等の数 に応じ、扶 養親族等 1 人ごとに17 円を、上の 各欄によつ て求めた税 額から控除 した金額	—	
その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当することに 17円を、控除対象配偶者又は扶養親族である障害者がある場合には、当該障害者1人につき 17円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額														

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) 第三十八条第一項の規定の適用を受ける者(乙表適用者を除く。)については、

(1) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されている場合には、

(イ) まず、その者のその日の給与の金額から次の金額を控除した金額を求める。

(a) 当該給与から控除される社会保険料の金額

(b) 年長扶養親族(年齢 13 歳以上の扶養親族をいう。)を有する旨の申告があつたときは、その年長扶養親族の数に応じ、その年長扶養親族 1 人につき 35 円

(ロ) その者が申告した扶養親族等の数が 10 人をこえないときは、(イ)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行とその者が申告した扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

(ハ) その者が申告した扶養親族等の数が 10 人をこえるときは、(イ)により求めた金額に応じて、その者の扶養親族等の数が 10 人である者としてロにより求めた税額から、扶養親族等の数が 10 人をこえる 1 人ごとに 17 円を控除した金額が、その求める税額である。

(ニ) 障害者控除額、老年者控除額、寡婦控除額又は勤労学生控除額の控除が認められるときは、(ロ)又は(ハ)により求めた税額から、さらにこれらの控除が認められるごとに 17 円を控除した金額が、その求める税額である。

(2) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されていない場合(従たる給与についての扶養控除等申告書が提出

されている場合を含む。)には、

- (イ) (ロ)に該当する場合を除き、その者のその日の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されているときは、当該申告書に記載された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに17円を控除した金額）が、その求める税額である。
- (ロ) 日雇労働者の受ける給与（第三十八条第一項第六号の給与をいう。）については、その日の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行と丙欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
- (ハ) 第三十八条第五項の規定の適用を受ける者については、その日の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額から、年齢が13歳以上の扶養親族又は13歳未満の扶養親族の数に応じ、それぞれその扶養親族1人につき170円又は135円を控除した金額に応じ、扶養親族等がないものとして(イ)の(1)の(ロ)及び(ハ)により求めた金額が、その求める税額である。

ロ 日 額 表

乙 表 (控除対象配偶者がなく、かつ、扶養親族があることを申告した給与所得者(第三十八条第五項の規定の適用を受ける者を除く。))について甲表の甲欄に代えて適用する表)

(一)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額		第三十八条第一項第一号の規定による税額									
		扶 養 親 族 の 数									
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以 上	未 満	税 額									
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
760	円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
760	780	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
780	800	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
800	820	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
820	840	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
840	860	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0
860	880	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0
880	900	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0
900	920	10	5	0	0	0	0	0	0	0	0
920	940	15	5	0	0	0	0	0	0	0	0
940	960	15	5	0	0	0	0	0	0	0	0
960	980	15	5	0	0	0	0	0	0	0	0
980	1,000	15	10	0	0	0	0	0	0	0	0
1,000	1,020	20	10	0	0	0	0	0	0	0	0
1,020	1,040	20	10	0	0	0	0	0	0	0	0
1,040	1,060	20	10	5	0	0	0	0	0	0	0
1,060	1,080	20	15	5	0	0	0	0	0	0	0
1,080	1,100	25	15	5	0	0	0	0	0	0	0
1,100	1,120	25	15	5	0	0	0	0	0	0	0
1,120	1,140	25	15	10	0	0	0	0	0	0	0
1,140	1,160	30	20	10	0	0	0	0	0	0	0
1,160	1,180	30	20	10	0	0	0	0	0	0	0
1,180	1,200	30	20	10	5	0	0	0	0	0	0
1,200	1,220	35	20	15	5	0	0	0	0	0	0
1,220	1,240	35	25	15	5	0	0	0	0	0	0
1,240	1,260	35	25	15	5	0	0	0	0	0	0
1,260	1,280	40	30	20	10	0	0	0	0	0	0
1,280	1,300	40	30	20	10	0	0	0	0	0	0
1,300	1,320	40	30	20	10	5	0	0	0	0	0
1,320	1,340	45	35	20	15	5	0	0	0	0	0
1,340	1,360	45	35	25	15	5	0	0	0	0	0
1,360	1,380	50	35	25	15	5	0	0	0	0	0
1,380	1,400	50	40	25	15	10	0	0	0	0	0
1,400	1,440	55	40	30	20	10	0	0	0	0	0
1,440	1,480	60	45	35	20	15	5	0	0	0	0
1,480	1,520	65	50	35	25	15	5	0	0	0	0
1,520	1,560	70	55	40	30	20	10	0	0	0	0
1,560	1,600	75	60	45	35	20	15	5	0	0	0
1,600	1,640	80	65	50	35	25	15	5	0	0	0
1,640	1,680	85	70	50	40	30	20	10	0	0	0
1,680	1,720	90	75	60	45	35	20	15	5	0	0
1,720	1,760	95	80	65	45	35	25	15	5	0	0
1,760	1,800	100	85	70	50	40	30	20	10	0	0
1,800	1,840	110	90	75	55	45	30	20	15	5	0
1,840	1,880	115	95	80	65	45	35	25	15	5	0
1,880	1,920	120	100	85	70	50	40	30	20	10	0

ロ 日 額 表
乙 表
(二)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額		第三十八条第一項第一号の規定による税額									
		扶 養 親 族 の 数									
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以 上	未 満	税 額									
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,920	1,960	125	105	90	75	55	45	30	20	10	5
1,960	2,000	130	110	95	80	60	45	35	25	15	5
2,000	2,040	135	120	100	85	65	50	40	30	20	10
2,040	2,080	140	125	105	90	75	55	45	30	20	10
2,080	2,120	145	130	110	95	80	60	45	35	25	15
2,120	2,160	150	135	115	100	85	65	50	40	25	20
2,160	2,200	155	140	125	105	90	70	55	40	30	20
2,200	2,240	160	145	130	110	95	80	60	45	35	25
2,240	2,280	165	150	135	115	100	85	65	50	40	25
2,280	2,320	175	155	140	120	105	90	70	55	40	30
2,320	2,360	180	160	145	130	110	95	80	60	45	35
2,360	2,400	190	170	150	135	120	100	85	65	50	40
2,400	2,440	195	175	155	140	125	105	90	75	55	45
2,440	2,480	205	185	165	145	130	115	95	80	60	45
2,480	2,520	215	190	170	150	135	120	100	85	70	50
2,520	2,560	220	200	175	160	140	125	110	90	75	60
2,560	2,600	230	205	185	165	150	130	115	95	80	65
2,600	2,640	235	215	190	170	155	135	120	105	85	70
2,640	2,700	245	225	200	180	160	145	130	110	95	75
2,700	2,760	260	235	215	190	170	155	135	120	105	85
2,760	2,820	270	250	225	205	180	160	145	130	110	95
2,820	2,880	285	260	240	215	195	170	155	140	120	105
2,880	2,940	295	275	250	230	205	185	165	145	130	115
2,940	3,000	305	285	260	240	215	195	175	155	140	120
3,000	3,060	320	295	275	250	230	205	185	165	150	130
3,060	3,120	330	310	285	265	240	220	195	175	155	140
3,120	3,180	345	320	300	275	255	230	210	185	165	150
3,180	3,240	360	335	310	290	265	245	220	200	175	160
3,240	3,300	375	345	320	300	275	255	235	210	190	165
3,300	3,360	390	360	335	310	290	265	245	220	200	175
3,360	3,420	405	375	350	325	300	280	255	235	210	190
3,420	3,480	420	390	365	335	315	290	270	245	225	200
3,480	3,540	435	405	380	350	325	305	280	260	235	215
3,540	3,600	450	420	395	365	335	315	295	270	250	225
3,600	3,660	465	435	410	380	350	325	305	280	260	235
3,660	3,720	480	450	425	395	365	340	315	295	270	250
3,720	3,780	495	465	440	410	380	355	330	305	285	260
3,780	3,840	510	480	455	425	395	370	340	320	295	275
3,840	3,900	525	495	470	440	410	385	355	330	310	285
3,900	3,960	540	510	485	455	425	400	370	345	320	295
3,960	4,020	555	525	500	470	440	415	385	360	330	310
4,020	4,080	570	540	515	485	455	430	400	375	345	320
4,080	4,140	585	555	530	500	470	445	415	390	360	335
4,140	4,200	600	570	545	515	485	460	430	405	375	345
4,200	4,260	615	585	560	530	500	475	445	420	390	360
4,260	4,320	630	600	575	545	515	490	460	435	405	375
4,320	4,380	650	615	590	560	530	505	475	450	420	390
4,380	4,440	665	635	605	575	545	520	490	465	435	405
4,440	4,500	685	650	620	590	560	535	505	480	450	420
4,500	4,580	705	670	640	605	580	550	525	495	465	440

口 日 額 表
乙 表
(三)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額		第三十八条第一項第一号の規定による税額									
		扶 養 親 族 の 数									
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以 上	未 満	税 額									
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
4,580	4,660	730	695	660	630	600	570	545	515	485	460
4,660	4,740	755	720	685	650	620	590	565	535	505	480
4,740	4,820	775	745	710	675	645	610	585	555	525	500
4,820	4,900	800	770	735	700	665	635	605	575	545	520
4,900	4,980	825	790	760	725	690	655	625	595	565	540
4,980	5,060	850	815	780	750	715	680	650	615	585	560
5,060	5,140	875	840	805	770	740	705	670	640	605	580
5,140	5,220	895	865	830	795	765	730	695	660	630	600
5,220	5,300	920	890	855	820	785	755	720	685	650	620
5,300	5,380	945	910	880	845	810	775	745	710	675	645
5,380	5,460	970	935	900	870	835	800	770	735	700	665
5,460	5,540	995	960	925	890	860	825	790	760	725	690
5,540	5,620	1,015	985	950	915	885	850	815	780	750	715
5,620	5,700	1,040	1,010	975	940	905	875	840	805	770	740
5,700	5,780	1,065	1,030	1,000	965	930	895	865	830	795	765
5,780	5,860	1,090	1,055	1,020	990	955	920	890	855	820	785
5,860	5,940	1,115	1,080	1,045	1,010	980	945	910	880	845	810
5,940	6,020	1,140	1,105	1,070	1,035	1,005	970	935	900	870	835
6,020	6,100	1,170	1,130	1,095	1,060	1,025	995	960	925	890	860
6,100	6,180	1,195	1,155	1,120	1,085	1,050	1,015	985	950	915	885
6,180	6,260	1,225	1,185	1,145	1,110	1,075	1,040	1,010	975	940	905
6,260	6,340	1,250	1,215	1,175	1,135	1,100	1,065	1,030	1,000	965	930
6,340	6,420	1,280	1,240	1,200	1,165	1,125	1,090	1,055	1,020	990	955
6,420	6,500	1,310	1,270	1,230	1,190	1,150	1,115	1,080	1,045	1,010	980
6,500円		1,320	1,285	1,245	1,205	1,165	1,125	1,090	1,060	1,025	990
6,500円をこえ 7,670円に満た ない金額	6,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち6,500円をこえる金 額の35%に相当する金額を加算した金額										
7,670円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1,730	1,695	1,655	1,615	1,575	1,535	1,500	1,470	1,435	1,400	
7,670円をこえ 11,840円に満た ない金額	7,670円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち7,670円をこえる 金額の40%に相当する金額を加算した金額										
11,840円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	3,400	3,365	3,325	3,285	3,245	3,205	3,170	3,140	3,105	3,070	
11,840円をこえ 17,390円に満た ない金額	11,840円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち11,840円をこえる 金額の45%に相当する金額を加算した金額										

ロ 日 額 表
乙 表
(四)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額	第三十八条第一項第一号の規定による税額										
	扶 養 親 族 の 数										
	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人	
以 上	未 満	税 額									
17,390 円	円 5,895	円 5,860	円 5,820	円 5,780	円 5,740	円 5,700	円 5,665	円 5,635	円 5,600	円 5,565	
17,390 円をこえる金額	17,390 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 17,390 円をこえる金額の 50% に相当する金額を加算した金額										
扶養親族の数が 10 人をこえる場合には、扶養親族の数が 10 人の場合の税額から、その 10 人をこえる 1 人ごとに 17 円を控除した金額											
その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに 17 円を、扶養親族である障害者がある場合には、当該障害者 1 人につき 17 円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額											

(備考) 第三十八条第一項の規定の適用を受ける者のうち乙表適用者についての税額の求め方は、次のとおりである。

- (1) まず、その者のその日の給与の金額から次の金額を控除した金額を求める。
 - (イ) 当該給与から控除される社会保険料の金額
 - (ロ) 年長扶養親族(年齢 13 歳以上の扶養親族のうちの 1 人を除いた者をいう。)を有する旨の申告があつた場合には、その年長扶養親族の数に応じ、その年長扶養親族 1 人につき 35 円
- (2) その者が申告した扶養親族の数が 10 人をこえない場合には、(1)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行とその者が申告した扶養親族の数に応じて求めた該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
- (3) その者が申告した扶養親族の数が 10 人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、その者の扶養親族の数が 10 人である者として(2)により求めた税額から、扶養親族の数が 10 人をこえる 1 人ごとに 17 円を控除した金額が、その求める税額である。
- (4) 障害者控除額、老年者控除額、寡婦控除額又は勤労学生控除額の控除が認められる場合には、(2)又は(3)により求めた税額から、さらにこれらの控除が認められるごとに 17 円を控除した金額が、その求める税額である。

による賞与の金額に乘すべき率の表)

の 規 定 の 適 用 が あ る 場 合										乙 第三十八条第一 項第七号ロの規定の 適用がある場合	
等 の 数											
6 人		7 人		8 人		9 人		10 人以上		前月の社会保険料控 除後の給与の金額	
除 後 の 給 与 の 金 額											
以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
36,200	円未満	39,100	円未満	42,100	円未満	45,000	円未満	48,000	円未満	3,000	円未満
36,200	38,300	39,100	41,400	42,100	44,600	45,000	47,700	48,000	50,800	3,000	5,000
38,300	40,700	41,400	44,000	44,600	47,300	47,700	50,700	50,800	54,000	5,000	7,500
40,700	43,400	44,000	46,800	47,300	50,300	50,700	53,700	54,000	56,800	7,500	10,000
43,400	47,800	46,800	51,100	50,300	54,400	53,700	56,500	56,800	59,500	10,000	13,000
47,800	53,300	51,100	56,400	54,400	59,000	56,500	61,600	59,500	64,100	13,000	16,200
53,300	57,700	56,400	60,100	59,000	62,600	61,600	65,100	64,100	67,900	16,200	16,900
57,700	62,300	60,100	64,900	62,600	67,600	65,100	70,600	67,900	73,800	16,900	28,300
62,300	74,300	64,900	77,100	67,600	79,900	70,600	82,600	73,800	85,400	28,300	29,700
74,300	81,100	77,100	84,100	79,900	87,100	82,600	90,200	85,400	93,200	29,700	31,100
81,100	91,300	84,100	94,000	87,100	96,700	90,200	99,300	93,200	102,200	31,100	39,300
91,300	99,300	94,000	102,200	96,700	105,100	99,300	108,000	102,200	110,900	39,300	41,100
99,300	108,700	102,200	111,900	105,100	115,100	108,000	118,300	110,900	121,400	41,100	43,100
108,700	122,900	111,900	125,700	115,100	123,500	118,300	131,300	121,400	134,000	43,100	55,300
122,900	134,100	125,700	137,100	123,500	140,200	131,300	143,200	134,000	146,200	55,300	57,900
134,100	158,000	137,100	160,700	140,200	163,300	143,200	166,000	146,200	168,700	57,900	76,300
158,000	171,700	160,700	174,600	163,300	177,500	166,000	180,400	168,700	183,300	76,300	79,800
171,700	188,100	174,600	191,300	177,500	194,400	180,400	197,600	183,300	200,800	79,800	83,700
188,100	213,200	191,300	216,000	194,400	218,800	197,600	221,500	200,800	224,300	83,700	104,500
213,200	232,600	216,000	235,600	218,800	238,700	221,500	241,700	224,300	244,700	104,500	109,500
232,600	304,700	235,600	307,300	238,700	310,000	241,700	312,700	244,700	315,300	109,500	157,800
304,700	331,200	307,300	334,100	310,000	337,000	312,700	339,900	315,300	342,800	157,800	165,100
331,200	362,700	334,100	365,900	337,000	369,000	339,900	372,200	342,800	375,400	165,100	173,200
362,700	456,300	365,900	459,000	369,000	461,800	372,200	464,600	375,400	467,400	173,200	237,100
456,300	497,700	459,000	500,800	461,800	503,800	464,600	506,800	467,400	509,800	237,100	248,400
497,700	円以上	500,800	円以上	503,800	円以上	506,800	円以上	509,800	円以上	248,400	円以上

額を求める。

う。)を有する旨の申告があつたときは、その年長扶養親族の数に応じ、その年長扶養親族1人につき1,000円除後の給与の金額」欄の該当する行を求める。

率である。

されている場合を含む。)には、(3)に該当する場合を除き、金額を求める。

率である。

与から控除すべき社会保険料の金額をこえない場合には、この表によらず、第三十八条第一項第七号ハ又はニの規

ら控除された社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額から、年齢が13歳以上の扶養親族又は13歳未満の等がないものとして甲欄の「前月の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行と「賞与の金額(+)の(3)に準じて計算する。)

別表第四 賞与に対する所得税源泉徴収額の算出率の表（第三十八条第一項第七号イ若しくはロ又は同条第五項の規定

賞与の 金額に 乗ずべ き率	第 三 十 八 条 第 一 項 第 七 号 イ											
	扶 養 親 族											
	0 人		1 人		2 人		3 人		4 人		5 人	
	前 月 の 社 会 保 険 料 控											
	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
0 %	11,300円	未満	20,500円	未満	23,800円	未満	27,200円	未満	30,200円	未満	33,200円	未満
2	11,300	12,100	20,500	21,900	23,800	25,400	27,200	28,900	30,200	32,000	33,200	35,100
4	12,100	13,000	21,900	23,400	25,400	27,200	28,900	30,700	32,000	34,000	35,100	37,300
6	13,000	13,900	23,400	25,200	27,200	29,200	30,700	32,700	34,000	36,300	37,300	39,800
8	13,900	24,600	25,200	32,500	29,200	34,900	32,700	38,000	36,300	41,300	39,800	44,600
10	24,600	30,200	32,500	37,800	34,900	40,000	38,000	44,000	41,300	47,100	44,600	50,400
12	30,200	32,800	37,800	41,700	40,000	45,100	44,000	48,500	47,100	52,000	50,400	55,200
14	32,800	51,400	41,700	58,100	45,100	58,600	48,500	58,600	52,000	58,600	55,200	59,600
16	51,400	55,900	58,100	62,000	58,600	64,200	58,600	66,400	58,600	68,800	59,600	71,500
18	55,900	59,900	62,000	66,400	64,200	68,900	66,400	72,000	68,800	75,000	71,500	78,000
20	59,900	70,700	66,400	78,000	68,900	80,700	72,000	83,300	75,000	86,000	78,000	88,700
22	70,700	76,800	78,000	84,800	80,700	87,700	83,300	90,600	86,000	93,500	88,700	96,400
24	76,800	84,100	84,800	92,900	87,700	96,000	90,600	99,200	93,500	102,400	96,400	105,600
26	84,100	101,400	92,900	109,000	96,000	111,800	99,200	114,600	102,400	117,400	105,600	120,100
28	101,400	110,600	109,000	118,900	111,800	122,000	114,600	125,000	117,400	128,000	120,100	131,100
30	110,600	137,300	118,900	144,700	122,000	147,300	125,000	150,000	128,000	152,700	131,100	155,300
32	137,300	149,300	144,700	157,200	147,300	160,100	150,000	163,000	152,700	165,900	155,300	168,800
34	149,300	163,500	157,200	172,200	160,100	175,400	163,000	178,600	165,900	181,700	168,800	184,900
36	163,500	191,700	172,200	199,300	175,400	202,100	178,600	204,900	181,700	207,600	184,900	210,400
38	191,700	209,100	199,300	217,400	202,100	220,500	204,900	223,500	207,600	226,500	210,400	229,500
40	209,100	284,000	217,400	291,300	220,500	294,000	223,500	296,700	226,500	299,300	229,500	302,000
42	284,000	308,700	291,300	316,700	294,000	319,600	296,700	322,500	299,300	325,400	302,000	328,300
44	308,700	338,100	316,700	346,800	319,600	350,000	322,500	353,200	325,400	356,300	328,300	359,500
46	338,100	434,700	346,800	442,400	350,000	445,100	353,200	447,900	356,300	450,700	359,500	453,500
48	434,700	474,200	442,400	482,600	445,100	485,600	447,900	488,600	450,700	491,700	453,500	494,700
50	474,200円以上		482,600円以上		485,600円以上		488,600円以上		491,700円以上		494,700円以上	

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 賞与の金額に乘ずべき率の求め方は、次のとおりである。

(一) 第三十八条第一項の規定の適用を受ける者については、

(1) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されている場合には、(3)に該当する場合を除き、

(イ) まず、その者が前月中に支払を受けた給与(賞与を除く。以下同じ。)の金額から次の金額を控除した金

(a) 当該給与から控除された社会保険料の金額

(b) 年長扶養親族(年齢13歳以上の扶養親族(乙表適用者については、そのうちの1人を除いたもの)をい

(ロ) 次に、その者が申告した扶養親族等の数と(イ)により求めた金額とに応じて甲欄の「前月の社会保険料控

(ハ) (ロ)により求めた行と「賞与の金額に乘ずべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める

(2) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されていない場合(従たる給与についての扶養控除等申告書が提出

(イ) その者が前月中に支払を受けた給与の金額から、当該給与から控除された社会保険料の金額を控除した

(ロ) (イ)により求めた金額に応じて乙欄の「前月の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求める。

(ハ) (ロ)により求めた行と「賞与の金額に乘ずべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める

(3) その者が前月中に給与の支払を受けなかった場合及びその者が前月中に支払を受けた給与の金額が当該給
定により税額を計算する。

(二) 第三十八条第五項の規定の適用を受ける者については、前月中に支払を受けた給与の金額から、当該給与か
扶養親族の数に応じ、それぞれその扶養親族1人につき5,000円又は4,000円を控除した金額に応じ、扶養親族
に乘ずべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率である。(一)の(3)と同様の場合には、

別表第六の備考(3)を次のように改める。

(3) 申告された生命保険料の金額がある場合には、次の(イ)から(ハ)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(イ)から(ハ)までに掲げる金額

に、それぞれ(イ)から(ハ)までに掲げる金額

(イ) その生命保険料の金額が20,000円までの場合 その全額

(ロ) その生命保険料の金額が20,000円をこえ50,000円までの場合 その金額の2分の1に相当する金額と10,000円との合計額

(ハ) その生命保険料の金額が50,000円をこえる場合 35,000円

(イ) 申告された損害保険料の金額がある場合には、次の(イ)又は(ロ)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(イ)又は(ロ)に掲げる金額

に、それぞれ(イ)又は(ロ)に掲げる金額

(イ) その損害保険料の金額のうち、第十一條の八第一項に規定する長期損害保険契約等に係るものがある場合 その金額(その金額が5,000円をこえる場合には、5,000円)。ただし、当該長期損害保険契約等以外の契約に係る金額が2,000円をこえ、かつ、当該長期損害保険契約等に係る金額が3,000円未満である場合には、2,000円と当該長期損害保険契約等に係る金額との合計額とする。

(ロ) その損害保険料の金額のうち、第十一條の八第一項に規定する長期損害保険契約等に係るものがない場合 その金額(その金額が2,000円をこえる場合には、2,000円)

別表第六の備考(3)を次のように改める。

に、それぞれ(イ)又は(ロ)に掲げる金額

別表第六の備考(3)を次のように改める。

別表第六の附表

(一)

給 与 の 金 額		給与所得控 除後の給与 の金額	給 与 の 金 額		給与所得控 除後の給与 の金額	給 与 の 金 額		給与所得控 除後の給与 の金額
以	上 未 満		以	上 未 満		以	上 未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
171,880	円未満	121,500	円未満	220,000	221,000	160,000	270,000	271,000
171,880	172,000	121,500	221,000	222,000	160,800	271,000	272,000	200,000
172,000	173,000	121,600	222,000	223,000	161,600	272,000	273,000	200,800
173,000	174,000	122,400	223,000	224,000	162,400	273,000	274,000	201,600
174,000	175,000	123,200	224,000	225,000	163,200	274,000	275,000	202,400
								203,200
175,000	176,000	124,000	225,000	226,000	164,000	275,000	276,000	204,000
176,000	177,000	124,800	226,000	227,000	164,800	276,000	277,000	204,800
177,000	178,000	125,600	227,000	228,000	165,600	277,000	278,000	205,600
178,000	179,000	126,400	228,000	229,000	166,400	278,000	279,000	206,400
179,000	180,000	127,200	229,000	230,000	167,200	279,000	280,000	207,200
180,000	181,000	128,000	230,000	231,000	168,000	280,000	281,000	208,000
181,000	182,000	128,800	231,000	232,000	168,800	281,000	282,000	208,800
182,000	183,000	129,600	232,000	233,000	169,600	282,000	283,000	209,600
183,000	184,000	130,400	233,000	234,000	170,400	283,000	284,000	210,400
184,000	185,000	131,200	234,000	235,000	171,200	284,000	285,000	211,200
185,000	186,000	132,000	235,000	236,000	172,000	285,000	286,000	212,000
186,000	187,000	132,800	236,000	237,000	172,800	286,000	287,000	212,800
187,000	188,000	133,600	237,000	238,000	173,600	287,000	288,000	213,600
188,000	189,000	134,400	238,000	239,000	174,400	288,000	289,000	214,400
189,000	190,000	135,200	239,000	240,000	175,200	289,000	290,000	215,200
190,000	191,000	136,000	240,000	241,000	176,000	290,000	291,000	216,000
191,000	192,000	136,800	241,000	242,000	176,800	291,000	292,000	216,800
192,000	193,000	137,600	242,000	243,000	177,600	292,000	293,000	217,600
193,000	194,000	138,400	243,000	244,000	178,400	293,000	294,000	218,400
194,000	195,000	139,200	244,000	245,000	179,200	294,000	295,000	219,200
195,000	196,000	140,000	245,000	246,000	180,000	295,000	296,000	220,000
196,000	197,000	140,800	246,000	247,000	180,800	296,000	297,000	220,800
197,000	198,000	141,600	247,000	248,000	181,600	297,000	298,000	221,600
198,000	199,000	142,400	248,000	249,000	182,400	298,000	299,000	222,400
199,000	200,000	143,200	249,000	250,000	183,200	299,000	300,000	223,200
200,000	201,000	144,000	250,000	251,000	184,000	300,000	301,000	224,000
201,000	202,000	144,800	251,000	252,000	184,800	301,000	302,000	224,800
202,000	203,000	145,600	252,000	253,000	185,600	302,000	303,000	225,600
203,000	204,000	146,400	253,000	254,000	186,400	303,000	304,000	226,400
204,000	205,000	147,200	254,000	255,000	187,200	304,000	305,000	227,200
205,000	206,000	148,000	255,000	256,000	188,000	305,000	306,500	228,000
206,000	207,000	148,800	256,000	257,000	188,800	306,500	308,000	229,200
207,000	208,000	149,600	257,000	258,000	189,600	308,000	309,500	230,400
208,000	209,000	150,400	258,000	259,000	190,400	309,500	311,000	231,600
209,000	210,000	151,200	259,000	260,000	191,200	311,000	312,500	232,800
210,000	211,000	152,000	260,000	261,000	192,000	312,500	314,000	234,000
211,000	212,000	152,800	261,000	262,000	192,800	314,000	315,500	235,200
212,000	213,000	153,600	262,000	263,000	193,600	315,500	317,000	236,400
213,000	214,000	154,400	263,000	264,000	194,400	317,000	318,500	237,600
214,000	215,000	155,200	264,000	265,000	195,200	318,500	320,000	238,800
215,000	216,000	156,000	265,000	266,000	196,000	320,000	321,500	240,000
216,000	217,000	156,800	266,000	267,000	196,800	321,500	323,000	241,200
217,000	218,000	157,600	267,000	268,000	197,600	323,000	324,500	242,400
218,000	219,000	158,400	268,000	269,000	198,400	324,500	326,000	243,600
219,000	220,000	159,200	269,000	270,000	199,200	326,000	327,500	244,800

(二)

給 与 の 金 額		給与所得控	給 与 の 金 額		給与所得控	給 与 の 金 額		給与所得控
		除後の給与			除後の給与			除後の給与
以	上	未 満	以	上	未 満	以	上	未 満
円	円	円	円	円	円	円	円	円
327,500	329,000	246,000	402,500	404,000	306,000	477,500	479,000	371,750
329,000	330,500	247,200	404,000	405,500	307,200	479,000	480,500	373,100
330,500	332,000	248,400	405,500	407,000	308,400	480,500	482,000	374,450
332,000	333,500	249,600	407,000	408,500	309,600	482,000	483,500	375,800
333,500	335,000	250,800	408,500	410,000	310,800	483,500	485,000	377,150
335,000	336,500	252,000	410,000	411,500	312,000	485,000	486,500	378,500
336,500	338,000	253,200	411,500	413,000	313,200	486,500	488,000	379,850
338,000	339,500	254,400	413,000	414,500	314,400	488,000	489,500	381,200
339,500	341,000	255,600	414,500	416,000	315,600	489,500	491,000	382,550
341,000	342,500	256,800	416,000	417,500	316,800	491,000	492,500	383,900
342,500	344,000	258,000	417,500	419,000	318,000	492,500	494,000	385,250
344,000	345,500	259,200	419,000	420,500	319,200	494,000	495,500	386,600
345,500	347,000	260,400	420,500	422,000	320,450	495,500	497,000	387,950
347,000	348,500	261,600	422,000	423,500	321,800	497,000	498,500	389,300
348,500	350,000	262,800	423,500	425,000	323,150	498,500	500,000	390,650
350,000	351,500	264,000	425,000	426,500	324,500	500,000	501,500	392,000
351,500	353,000	265,200	426,500	428,000	325,850	501,500	503,000	393,350
353,000	354,500	266,400	428,000	429,500	327,200	503,000	504,500	394,700
354,500	356,000	267,600	429,500	431,000	328,550	504,500	506,000	396,050
356,000	357,500	268,800	431,000	432,500	329,900	506,000	507,500	397,400
357,500	359,000	270,000	432,500	434,000	331,250	507,500	509,000	398,750
359,000	360,500	271,200	434,000	435,500	332,600	509,000	510,500	400,100
360,500	362,000	272,400	435,500	437,000	333,950	510,500	512,000	401,450
362,000	363,500	273,600	437,000	438,500	335,300	512,000	513,500	402,800
363,500	365,000	274,800	438,500	440,000	336,650	513,500	515,000	404,150
365,000	366,500	276,000	440,000	441,500	338,000	515,000	516,500	405,500
366,500	368,000	277,200	441,500	443,000	339,350	516,500	518,000	406,850
368,000	369,500	278,400	443,000	444,500	340,700	518,000	519,500	408,200
369,500	371,000	279,600	444,500	446,000	342,050	519,500	521,000	409,550
371,000	372,500	280,800	446,000	447,500	343,400	521,000	522,500	410,900
372,500	374,000	282,000	447,500	449,000	344,750	522,500	524,000	412,250
374,000	375,500	283,200	449,000	450,500	346,100	524,000	525,500	413,600
375,500	377,000	284,400	450,500	452,000	347,450	525,500	527,000	414,950
377,000	378,500	285,600	452,000	453,500	348,800	527,000	528,500	416,300
378,500	380,000	286,800	453,500	455,000	350,150	528,500	530,000	417,650
380,000	381,500	288,000	455,000	456,500	351,500	530,000	532,000	419,000
381,500	383,000	289,200	456,500	458,000	352,850	532,000	534,000	420,800
383,000	384,500	290,400	458,000	459,500	354,200	534,000	536,000	422,600
384,500	386,000	291,600	459,500	461,000	355,550	536,000	538,000	424,400
386,000	387,500	292,800	461,000	462,500	356,900	538,000	540,000	426,200
387,500	389,000	294,000	462,500	464,000	358,250	540,000	542,000	428,000
389,000	390,500	295,200	464,000	465,500	359,600	542,000	544,000	429,800
390,500	392,000	296,400	465,500	467,000	360,950	544,000	546,000	431,600
392,000	393,500	297,600	467,000	468,500	362,300	546,000	548,000	433,400
393,500	395,000	298,800	468,500	470,000	363,650	548,000	550,000	435,200
395,000	396,500	300,000	470,000	471,500	365,000	550,000	552,000	437,000
396,500	398,000	301,200	471,500	473,000	366,350	552,000	554,000	438,800
398,000	399,500	302,400	473,000	474,500	367,700	554,000	556,000	440,600
399,500	401,000	303,600	474,500	476,000	369,050	556,000	558,000	442,400
401,000	402,500	304,800	476,000	477,500	370,400	558,000	560,000	444,200

(三)

給与の金額			給与所得控 除後の給与 の金額	給与の金額			給与所得控 除後の給与 の金額	給与の金額			給与所得控 除後の給与 の金額
以	上	未 満		以	上	未 満		以	上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
560,000	562,000	446,000	650,000	652,000	527,000	740,000	742,000	608,000			
562,000	564,000	447,800	652,000	654,000	528,800	742,000	744,000	609,800			
564,000	566,000	449,600	654,000	656,000	530,600	744,000	746,000	611,600			
566,000	568,000	451,400	656,000	658,000	532,400	746,000	748,000	613,400			
568,000	570,000	453,200	658,000	660,000	534,200	748,000	750,000	615,200			
570,000	572,000	455,000	660,000	662,000	536,000	750,000	752,000	617,000			
572,000	574,000	456,800	662,000	664,000	537,800	752,000	754,000	618,800			
574,000	576,000	458,600	664,000	666,000	539,600	754,000	756,000	620,600			
576,000	578,000	460,400	666,000	668,000	541,400	756,000	758,000	622,400			
578,000	580,000	462,200	668,000	670,000	543,200	758,000	760,000	624,200			
580,000	582,000	464,000	670,000	672,000	545,000	760,000	762,000	626,000			
582,000	584,000	465,800	672,000	674,000	546,800	762,000	764,000	627,800			
584,000	586,000	467,600	674,000	676,000	548,600	764,000	766,000	629,600			
586,000	588,000	469,400	676,000	678,000	550,400	766,000	768,000	631,400			
588,000	590,000	471,200	678,000	680,000	552,200	768,000	770,000	633,200			
590,000	592,000	473,000	680,000	682,000	554,000	770,000	772,000	635,000			
592,000	594,000	474,800	682,000	684,000	555,800	772,000	774,000	636,800			
594,000	596,000	476,600	684,000	686,000	557,600	774,000	776,000	638,600			
596,000	598,000	478,400	686,000	688,000	559,400	776,000	778,000	640,400			
598,000	600,000	480,200	688,000	690,000	561,200	778,000	780,000	642,200			
600,000	602,000	482,000	690,000	692,000	563,000	780,000	782,000	644,000			
602,000	604,000	483,800	692,000	694,000	564,800	782,000	784,000	645,800			
604,000	606,000	485,600	694,000	696,000	566,600	784,000	786,000	647,600			
606,000	608,000	487,400	696,000	698,000	568,400	786,000	788,000	649,400			
608,000	610,000	489,200	698,000	700,000	570,200	788,000	790,000	651,200			
610,000	612,000	491,000	700,000	702,000	572,000	790,000	792,000	653,000			
612,000	614,000	492,800	702,000	704,000	573,800	792,000	794,000	654,800			
614,000	616,000	494,600	704,000	706,000	575,600	794,000	796,000	656,600			
616,000	618,000	496,400	706,000	708,000	577,400	796,000	798,000	658,400			
618,000	620,000	498,200	708,000	710,000	579,200	798,000	800,000	660,200			
620,000	622,000	500,000	710,000	712,000	581,000	800,000	802,000	662,000			
622,000	624,000	501,800	712,000	714,000	582,800	802,000	804,000	663,800			
624,000	626,000	503,600	714,000	716,000	584,600	804,000	806,000	665,600			
626,000	628,000	505,400	716,000	718,000	586,400	806,000	808,000	667,400			
628,000	630,000	507,200	718,000	720,000	588,200	808,000	810,000	669,200			
630,000	632,000	509,000	720,000	722,000	590,000	810,000	812,000	671,000			
632,000	634,000	510,800	722,000	724,000	591,800	812,000	814,000	672,800			
634,000	636,000	512,600	724,000	726,000	593,600	814,000	816,000	674,600			
636,000	638,000	514,400	726,000	728,000	595,400	816,000	818,000	676,400			
638,000	640,000	516,200	728,000	730,000	597,200	818,000	820,000	678,200			
640,000	642,000	518,000	730,000	732,000	599,000	820,000円以上		給与の金額から 140,000円を 控除した金額			
642,000	644,000	519,800	732,000	734,000	600,800						
644,000	646,000	521,600	734,000	736,000	602,600						
646,000	648,000	523,400	736,000	738,000	604,400						
648,000	650,000	525,200	738,000	740,000	606,200						

(備考) 給与所得控除後の給与の金額を求めるには、給与所得の収入金額に応じ、「給与の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「給与所得控除後の給与の金額」欄に記載されている金額が、その給与についての給与所得控除後の給与の金額である。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

(経過規定の原則)

第二条 この附則において別段の定めがあるものを除くほか、改正後の所得税法(以下「新法」という。)

の規定は、昭和三十九年分以後の所得税について適用し、昭和三十八年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(昭和三十九年分の所得税の所得控除等に係る特例)

第三条 昭和三十九年分の所得税については、次の表の上欄に掲げる

新法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第九条第一項第五号	
イ 収入金額が四十二万以下である場合	イ 収入金額が四十一万七千五百円以下である場合 一万七千五百円と当該収入金額から一万七千五百円を控除した金額の十分の二に相当する金額との合計額
ロ 収入金額が四十二万をこえ八十二万以下である場合	ロ 収入金額が四十一万七千五百円をこえ七十一万七千五百円以下である場合 九万七千五百円と当該収入金額から四十一万七千五百円を控除した金額の十分の一に相当する金額との合計額
ハ 収入金額が八十二万をこえる場合	ハ 収入金額が七十一万七千五百円をこえ八十一万七千五百円以下である場合 十二万七千五百円と当該収入金額から七十一万七千五百円を控除した金額の十分の〇・七五に相当する金額との合計額
	ニ 収入金額が八十一万七千五百円をこえる場合 十三万五千円
第十一条の二第二項	
第十五万円	十四万三千八百円
第十一条の二第三項	
九万円	八万六千三百円
第十一条の七	
二万円	一万八千八百円
三万円	三万一千二百円
第十一条の八第一項	
五千元	三千八百円
二千元	千五百円

第十一条の九	
三千元	二千三百円
第十一条の十第一項	
十二万円	十万八千八百円
第十一条の十第二項	
イ 年齢十三歳以上の扶養親族 五万円	イ 年齢十五歳以上の扶養親族 五万円
ロ 年齢十三歳未満の扶養親族 四万円	ロ 年齢十四歳又は十三歳の扶養親族 四万六千三百円
ハ 年齢十三歳未満の扶養親族 四万円	ハ 年齢十三歳未満の扶養親族 三万八千八百円
第十一条の十第三項	
イ 年齢十三歳以上の扶養親族 五万円	イ 年齢十五歳以上の扶養親族 五万円
ロ 年齢十三歳未満の扶養親族 四万円	ロ 年齢十四歳又は十三歳の扶養親族 四万六千三百円
ハ 年齢十三歳未満の扶養親族 四万円	ハ 年齢十三歳未満の扶養親族 三万八千八百円

これらの者が扶養親族とする者のうちに年齢十三歳以上の者があるときは、その者を自己の扶養親族とする者に限る。

これらの者が扶養親族とする者のうちに年齢十五歳以上の扶養親族があるときは、その者を自己の扶養親族とする者に限るものとし、これらの者が扶養親族とする者のうちに年齢十五歳以上の扶養親族がなく、かつ、年齢十四歳又は十三歳の扶養親族があるときは、その者の自己の

第四十条第一項第二号	第十一條の十第四項	十三歳以上	扶養親族とする者に限るものとする。
	第十二條	毎年 十二万円	十五歳以上、十四歳、十三歳又は十三歳未満 昭和三十九年 十一万七千五百円
別表第六の附表		所得税法の一部を改正する法律 (昭和三十九年法律第 号)附 則別表第二	

別表第六の備考(一)	
この表の左表	所得税法の一部を改正する法律 附則別表第二
20,000円	18,800円
10,000円	9,400円
5,000円	3,800円
2,000円	1,500円
3,000円	2,300円

(法人が支払を受ける報酬又は料金等に対する所得税の課税に係る経過規定)

第四条 新法第一條第三項第三号及び第五号(同項第三号に規定する生命保険契約等に基づき受ける年金に係る部分に限る。)又は同条第五項、第十八條第一項及び第四十一條第一項(新法第一條第五項に規定する報酬又は料金に係る部分に限る。)の規定は、昭和三十九年六月一日以後に支払を受けるべき当該年金又は報酬若しくは料金について適用する。

(昭和三十九年分の予定納税基準額の計算の特例)

第五条 昭和三十九年分の所得税については、新法第二十一條の第二項に規定する予定納税基準額

は、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額によるものとし、その金額が六千円に満たないときは、当該予定納税基準額がないものとする。

一 納税義務者の昭和三十八年分の総所得金額に対する同年分の所得税の税額(同年分の総所得金額のうち譲渡所得、一時所得、雑所得又はこれに該当しない臨時所得の金額があつたときは、改正前の所得税法(以下「旧法」という。)第二十一條の第二項の規定に基づく命令の規定に準じてこれらの金額を除外して計算したところにより、同年分の所得税について旧法第二十条又は災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法

律(昭和二十二年法律第七十五号)第二條の規定の適用があつたときは、当該規定の適用がなかつたものとして計算したところによる。)から、同年分の所得につき旧法第三十七條、第三十八條、第四十條、第四十一條第一項又は第四十二條の規定により徴収された又は徴収されるべき税額及び旧法第四十一條第二項の規定により納付された税額の合計額(旧法第十七條第一項に規定する所得、利子所得、退職所得、一時所得、雑所得又はこれに該当しない臨時所得に係るものを除く。)を控除した金額

二 前号に掲げる金額の計算の基礎となつた課税総所得金額又は調整所得金額(昭和三十八年分の総所得金額のうち譲渡所得、一時所得、雑所得又はこれに該当しない臨時所得の金額があつたときは、旧法第二十一條の第二項の規定に基づく命令の規定に準じてこれらの金額を除外して計算した金額。以下この条において「課税総所得金額等」という。)と当該課税総所得金額等の計算の基礎となつた控除対象配偶者及び旧法第十一條の九第一項第一号ロ又は第二号ロ2の規定に該当する扶養親族の有無並びにこれらの者の数に応じ、附則別表第一の甲欄に掲げる控除金額

なつた前項第二号に規定する扶養親族のうち昭和三十八年十二月三十一日における年齢が十二歳以上十四歳以下であつた扶養親族を有する納税義務者の同項に定める昭和三十九年分の予定納税基準額は、同項の規定により計算した金額から、当該課税総所得金額等及び当該扶養親族の年齢の別に応じ、附則別表第一の乙欄に掲げる一人当たり控除金額にそれぞれ該当する扶養親族の数を乗じて計算した金額の合計額を控除した金額によるものとし、その金額が六千円に満たないときは、当該予定納税基準額がないものとする。

2 昭和三十八年分の所得税に係る課税総所得金額等の計算の基礎となつた前項第二号に規定する扶養親族のうち昭和三十八年十二月三十一日における年齢が十二歳以上十四歳以下であつた扶養親族を有する納税義務者の同項に定める昭和三十九年分の予定納税基準額は、同項の規定により計算した金額から、当該課税総所得金額等及び当該扶養親族の年齢の別に応じ、附則別表第一の乙欄に掲げる一人当たり控除金額にそれぞれ該当する扶養親族の数を乗じて計算した金額の合計額を控除した金額によるものとし、その金額が六千円に満たないときは、当該予定納税基準額がないものとする。

3 昭和三十八年分の所得税の総所得金額の計算について旧法第十一條の第二項又は第三項の規定の

得金額の計算について旧法第十一條の第二項又は第三項の規定の

適用を受けた納税義務者の第一項に定める昭和三十九年分の予定納税基準額は、前二項の規定により計算した金額から、次の各号に掲げる納税義務者の区分に応じ、当該各号に掲げる金額を控除した金額によるものとし、その金額が六千円に満たないときは、当該予定納税基準額がないものとする。

一 旧法第十一条の二第二項の規定の適用を受けた納税義務者

当該納税義務者の昭和三十八年

分の所得税に係る課税総所得金額等及び当該納税義務者の同年

分の所得税に係る同項に規定する青色事業専従者であつた者の

昭和三十八年十二月三十一日に

おける年齢の別に応じ、附則別表第一の丙欄に掲げる一人当たり

り控除金額にそれぞれ該当する青色事業専従者の数を乗じて計算した金額の合計額

二 旧法第十一条の二第三項の規定の適用を受けた納税義務者

当該納税義務者の昭和三十八年

分の所得税に係る課税総所得金

額等に応じ、附則別表第一の丁欄に掲げる一人当たり控除金額に当該納税義務者の同年分の所得税に係る同項に規定する事業専従者の数を乗じて計算した金額

4 昭和三十八年分の所得税につき

旧法第十一条の三の規定の適用があつた場合における昭和三十九年

分の新法第二十一条の二第一項に

規定する予定納税基準額の計算に

ついては、政令で定める。

(給与所得に対する源泉徴収に係る経過規定)

第六条 新法第三十八条の規定並び

に新法別表第三及び別表第四は、

昭和三十九年四月一日以後に支給

すべき給与所得に対する所得税の源泉徴収に係る税額の計算につい

て適用し、同日前に支給すべき給与所得に対する所得税の源泉徴収

に係る税額の計算については、なお従前の例による。

2 新法第三十八条第一項及び第五

項(同条第一項に規定する利益又は剰余金の処分により支出する費

与その他命令で定める賞与に対する所得税の源泉徴収の期日に係る部分に限る。)の規定は、この法律の施行前に支払の確定した当該賞与でこの法律の施行の際まだ支払

われていないものについても適用する。この場合においては、同条

第一項中「その支払の確定した日」とあるのは、「昭和三十九年四月

一日」とする。

3 附則第三条の規定により読み替

えられた新法第四十条の規定並び

に附則第三条の規定により読み替

えられた新法別表第六(附表を除

く)及び附則別表第二は、昭和

三十九年中に支給すべき給与所

得でその最後に支払をする日が同

年四月一日以後である場合につい

て適用し、その最後に支払をする

日が同月一日前である場合につい

ては、なお従前の例による。

(退職所得に対する源泉徴収に係る経過規定)

第七条 昭和三十九年中に支給すべ

き退職所得で同年四月一日前に支

払われたものに対する所得税の源

泉徴収については、なお従前の例による。

(給与所得者の扶養控除等申告書の提出に係る経過規定)

第八条 扶養親族と生計を一にする

居住者が二人以上ある場合におい

て、これらの者が次の各号に掲げる

者に該当するときは、これらの者に

対する附則第三条の規定により読

み替えられた新法第十一条の第十

一項第二号及び第二項第二号並び

に第三十九条第一項及び第二項の

規定の適用については、昭和三十九

年四月一日から同年五月三十一日

までの間(当該各号に掲げる者に該

当する者が当該各号に規定する新

法第三十九条第二項の規定による

申告書(以下「新法の乙表適用者等

に係る異動申告書」という。)を提出した日後の期間を除く)は、附

則第三条の規定により読み替えられた新法第十一条の十第一項第二

号ロ中「一人とし、年齢十五歳以

上の扶養親族がなく、かつ、年齢

る。」とあるのは「一人とする。」と、同条第二項第二号中「限るものとし、これらの者が扶養親族とする者のうちに年齢十五歳以上の扶養親族がなく、かつ、年齢十四歳又は十三歳の扶養親族があるときは、その者を自己の扶養親族とする者に限るものとする。」とあるのは「限る。」とする。

一 昭和三十九年四月一日前に旧法第十一条の九第一項第二号の規定の適用を受ける旨の記載をした旧法第三十九条第一項又は

二 昭和三十九年四月一日前に旧法第十一条の九第二項第二号の規定の適用を受ける旨の記載をした旧法第三十九条第一項又は

第二項の規定による申告書を提出した者で附則第三条の規定により読み替えられた新法第十一

条の十第一項第二号の規定を適用した場合において同号の規定の適用を受ける旨の記載をした

新法第三十九条第二項の規定による申告書を提出することができ

ることとなる者

2 前項第一号に規定する者(昭和

三十九年四月一日から同年五月三十一日までの間に新法の乙表適用

者等に係る異動申告書を提出した者を除く。)に対する新法第三十九

条第二項の規定の適用について

は、同年六月一日から当該申告書を提出する日までの間は、附則第

三条の規定により読み替えられた

新法第十一条の十第二項第二号の

規定の適用を受ける旨を記載した

新法第三十九条第二項の規定によ

る申告書を提出したものとみなす。

(申告書の公示に係る経過規定)

第九条 新法第五十三条の規定は、

この法律の施行後に同条の規定に

該当する事実が生じた場合について適用する。

(支払調書等の提出に係る経過規定)

第十条 新法第六十一条第一項第四

号(新法第一条第五項に規定す

る報酬又は料金に係る部分に限

る。)、第六号又は第九号(同号に

規定する不動産業者である個人に

係る部分に限る。)の規定は、昭和

三十九年四月一日以後に支払うべ

きこれらの規定に規定する報酬若

しくは料金、給付又は資産の貸付

等若しくは譲渡に対する対価につ

いて適用し、同条第三項の規定

は、同日以後のあつせんに係る同

項に規定する資産の売買(地上

権、賃借権及び地役権の設定を含

む。)について適用する。

(施行日前に出国した者に係る更

正の請求)

第十一条 昭和三十九年四月一日前

に昭和三十九年分の所得税につき

旧法第二十九条第二項又は第三項

後段の規定による申告書を提出し

た者及び同日前に同年分の所得税

につき国税通則法(昭和三十七年

法律第六十六号)第二十五条の規

定による決定を受けた者は、当該

申告書に記載された事項又は当該

決定に係る事項(これらの事項に

つき同日前に同法第二十四条又は

第二十六条の規定による更正があ

つたときは、その更正後の事項)

につき新法の規定の適用により異

動を生ずることとなつたときは、

その異動を生ずることとなつた事

項について、同年六月三十日まで

に、納税地の所轄税務署長に対

し、国税通則法第二十三条第一項

の規定による更正の請求をするこ

とができる。

2 前項の更正の請求があつた場合

における新法第四十七条において

準用する新法第三十一条第四項の

規定の適用については、同項中

「確定申告書又は損失申告書の提

出期限の翌日」とあるのは、「昭和

三十九年四月一日」とする。

(施行日前に支払われた退職所得に係る源泉徴収税額の還付)

第十二条 昭和三十九年中に支給す

べき退職所得で同年四月一日前に

支払われたものにつき旧法第三十

八条の二の規定により徴収された

所得税額が、当該退職所得につき

新法第三十八条の二の規定を適用

した場合において徴収すべきこと

となる所得税額をこえるときは、

当該退職所得の支払を受けた者

は、政令で定めるところにより、

同年六月三十日までに、納税地の

所轄税務署長に対し、そのこえる

金額の還付を請求することができ

る。

2 前項に規定する退職所得につき

同項の規定による還付の請求があ

つた場合においては、その者の昭

和三十九年分の所得税についての

申告、更正又は決定、納付、徴収

(退職所得に係る源泉徴収を除

く。)及び還付(当該請求に係る還

付を除く。)に関する規定の適用並

びに同年中に支給すべき退職所得

で同年四月一日以後に支払われる

ものに対する新法第三十八条の二

第一項第二号の規定の適用につい

ては、当該請求に係る退職所得に

ついて旧法第三十八条の二の規定

により徴収された所得税額から当

該請求により還付すべき金額を控

除した金額の所得税の徴収が行な

われたものとみなす。

3 第一項の規定による還付金につ

き国税通則法第五十八条第一項に

規定する還付加算金を計算する場

合には、その計算の基礎となる期

間は、昭和三十九年七月一日から

その還付のための支払決定をする

日又は同法第五十七条第一項の規

定により充当をする日(同日前に

充当をするのに適することとなつ

た日がある場合には、その適する

こととなつた日)までの期間とす

る。

税の税額から控除する金額の表)

控除する金額				乙 附則第五条第二項の規定により控除する金額		丙 附則第五条第三項第一号の規定により控除する金額		丁 附則第五条第三項第二号の規定により控除する金額	
の 数				扶養親族の年齢		青色事業専従者の年齢		事業専従者	
7 人	8 人	9 人	10人以上	12歳又は13歳	14歳	19歳以外の年齢	19歳		
額				1 人 当 た り 控 除 金 額					
全 額	全 額	全 額	全 額	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	
全全全	全全全	全全全	全全全	600	全 額	全 額	全 額	全 額	全 額
額額額	額額額	額額額	額額額	600	900	1,600	1,600	1,000	1,000
4,230	4,630			700	1,000	1,800	1,800	1,200	1,200
4,540	4,830			750	1,120	2,010	2,010	1,260	1,260
		5,240	5,640	750	1,120	2,010	4,600	1,260	1,260
4,540	5,040	5,550	5,840	750	1,120	2,010	4,800	1,260	1,260
4,540	5,040	5,550	6,050	750	1,120	2,010	5,010	1,260	1,260
5,040	5,540	6,050	6,550	750	1,120	2,010	5,010	1,260	1,260
5,540	6,040	6,550	7,050	1,000	1,370	2,510	5,510	1,760	1,760
6,040	6,540	7,050	7,550	1,130	1,680	3,010	6,010	1,880	1,880
6,800	7,040	7,550	8,050	1,130	1,680	3,010	6,510	1,880	1,880
6,800	7,560	8,320	8,550	1,130	1,680	3,010	7,010	1,880	1,880
6,800	7,560	8,320	9,080	1,130	1,680	3,010	7,510	1,880	1,880
7,300	8,060	8,820	9,580	1,130	1,680	3,010	7,510	1,880	1,880
7,800	8,560	9,320	10,080	1,370	1,980	3,510	8,010	2,380	2,380
8,300	9,060	9,820	10,580	1,500	2,240	4,010	8,510	2,510	2,510
9,070	9,560	10,320	11,080	1,500	2,240	4,010	9,010	2,510	2,510
9,070	10,080	11,090	11,580	1,500	2,240	4,010	9,510	2,510	2,510
9,070	10,080	11,090	12,100	1,500	2,240	4,010	10,010	2,510	2,510
9,570	10,580	11,590	12,600	1,500	2,240	4,010	10,010	2,510	2,510
10,070	11,080	12,090	13,100	1,750	2,490	4,510	10,510	3,010	3,010
10,570	11,580	12,590	13,600	1,880	2,800	5,010	11,010	3,140	3,140
11,340	12,080	13,090	14,100	1,880	2,800	5,010	11,510	3,140	3,140
11,340	12,600	13,860	14,600	1,880	2,800	5,010	12,010	3,140	3,140
11,340	12,600	13,860	15,130	1,880	2,800	5,010	12,510	3,140	3,140
11,840	13,100	14,360	15,630	1,800	2,800	5,010	12,510	3,140	3,140
12,340	13,600	14,860	16,130	2,120	3,060	5,510	13,010	3,640	3,640
12,840	14,100	15,360	16,630	2,250	3,360	6,020	13,510	3,770	3,770
13,610	14,600	15,860	17,130	2,250	3,360	6,020	14,010	3,770	3,770
13,610	15,120	16,640	17,630	2,250	3,360	6,020	14,510	3,770	3,770
13,610	15,120	16,640	18,150	2,250	3,360	6,020	15,020	3,770	3,770
14,110	15,620	17,140	18,650	2,250	3,360	6,020	15,020	3,770	3,770
14,610	16,120	17,640	19,150	2,500	3,610	6,520	15,520	4,270	4,270
15,110	16,620	18,140	19,650	2,630	3,920	7,020	16,020	4,390	4,390
15,870	17,120	18,640	20,150	2,630	3,920	7,020	16,520	4,390	4,390
15,870	17,640	19,410	20,650	2,630	3,920	7,020	17,020	4,390	4,390
15,870	17,640	19,410	21,180	2,630	3,920	7,020	17,520	4,390	4,390
16,370	18,140	19,910	21,680	2,630	3,920	7,020	17,520	4,390	4,390
16,870	18,640	20,410	22,180	2,870	4,170	7,520	18,020	4,890	4,890
17,370	19,140	20,910	22,680	3,000	4,480	8,020	18,520	5,020	5,020
18,140	19,640	21,410	23,180	3,000	4,480	8,020	19,020	5,020	5,020
18,140	20,160	22,180	23,680	3,000	4,480	8,020	19,520	5,020	5,020
18,140	20,160	22,180	24,200	3,000	4,480	8,020	20,020	5,020	5,020
18,640	20,660	22,680	24,700	3,000	4,480	8,020	20,020	5,020	5,020
19,140	21,160	23,180	25,200	3,250	4,730	8,520	20,520	5,520	5,520
19,640	21,660	23,680	25,700	3,380	5,040	9,020	21,020	5,650	5,650
20,410	22,160	24,180	26,200	3,380	5,040	9,020	21,520	5,650	5,650
20,410	22,680	24,950	26,700	3,380	5,040	9,020	22,020	5,650	5,650
20,410	22,680	24,950	27,230	3,380	5,040	9,020	22,520	5,650	5,650
20,910	23,180	25,450	27,730	3,380	5,040	9,020	22,520	5,650	5,650

附則別表第一 昭和39年分の所得税の予定納税基準額算出のための控除額表（附則第五条の規定により昭和38年分の所得

(一)

昭和38年分の所得税の課税		甲 附則第五条第一項第二号の規定により							
総所得金額等		扶 養 親 族 等							
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	
以 上	未 満	控 除 金							
円	円	全 額	全 額	全 額	全 額	全 額	全 額	全 額	円
85,000	100,000	800	1,200	1,610	全 額	全 額	全 額	全 額	
100,000	110,000	1,000	1,510	1,810	2,210	2,620	3,020	3,420	
110,000	120,000	1,000	1,510	2,010	2,520	2,820	3,220	3,620	
120,000	130,000	1,000	1,510	2,010	2,520	3,020	3,530	3,820	
130,000	140,000	1,000	1,510	2,010	2,520	3,020	3,530	4,030	
140,000	150,000	1,000	1,510	2,010	2,520	3,020	3,530	4,030	
150,000	200,000	1,000	1,510	2,010	2,520	3,020	3,530	4,030	
200,000	210,000	1,500	2,260	2,510	3,020	3,520	4,030	4,530	
210,000	220,000	1,500	2,260	3,020	3,780	4,020	4,530	5,030	
220,000	230,000	1,500	2,260	3,020	3,780	4,530	5,290	5,530	
230,000	240,000	1,500	2,260	3,020	3,780	4,530	5,290	6,050	
240,000	250,000	1,500	2,260	3,020	3,780	4,530	5,290	6,050	
250,000	500,000	1,500	2,260	3,020	3,780	4,530	5,290	6,050	
500,000	510,000	2,000	3,010	3,520	4,280	5,030	5,790	6,550	
510,000	520,000	2,000	3,010	4,020	5,030	5,530	6,290	7,050	
520,000	530,000	2,000	3,010	4,020	5,030	6,040	7,050	7,550	
530,000	540,000	2,000	3,010	4,020	5,030	6,040	7,050	8,060	
540,000	550,000	2,000	3,010	4,020	5,030	6,040	7,050	8,060	
550,000	800,000	2,000	3,010	4,020	5,030	6,040	7,050	8,060	
800,000	810,000	2,500	3,760	4,520	5,530	6,540	7,550	8,560	
810,000	820,000	2,500	3,760	5,030	6,290	7,040	8,050	9,060	
820,000	830,000	2,500	3,760	5,030	6,290	7,550	8,810	9,560	
830,000	840,000	2,500	3,760	5,030	6,290	7,550	8,810	10,080	
840,000	850,000	2,500	3,760	5,030	6,290	7,550	8,810	10,080	
850,000	1,200,000	2,500	3,760	5,030	6,290	7,550	8,810	10,080	
1,200,000	1,210,000	3,000	4,520	5,530	6,790	8,050	9,310	10,580	
1,210,000	1,220,000	3,000	4,520	6,030	7,550	8,550	9,810	11,080	
1,220,000	1,230,000	3,000	4,520	6,030	7,550	9,060	10,580	11,580	
1,230,000	1,240,000	3,000	4,520	6,030	7,550	9,060	10,580	12,090	
1,240,000	1,250,000	3,000	4,520	6,030	7,550	9,060	10,580	12,090	
1,250,000	1,800,000	3,000	4,520	6,030	7,550	9,060	10,580	12,090	
1,800,000	1,810,000	3,500	5,270	6,530	8,050	9,560	11,080	12,590	
1,810,000	1,820,000	3,500	5,270	7,040	8,800	10,060	11,580	13,090	
1,820,000	1,830,000	3,500	5,270	7,040	8,800	10,570	12,340	13,590	
1,830,000	1,840,000	3,500	5,270	7,040	8,800	10,570	12,340	14,110	
1,840,000	1,850,000	3,500	5,270	7,040	8,800	10,570	12,340	14,110	
1,850,000	2,500,000	3,500	5,270	7,040	8,800	10,570	12,340	14,110	
2,500,000	2,510,000	4,000	6,020	7,540	9,300	11,070	12,340	14,610	
2,510,000	2,520,000	4,000	6,020	8,040	10,060	11,570	13,340	15,110	
2,520,000	2,530,000	4,000	6,020	8,040	10,060	12,080	14,100	15,610	
2,530,000	2,540,000	4,000	6,020	8,040	10,060	12,080	14,100	16,120	
2,540,000	2,550,000	4,000	6,020	8,040	10,060	12,080	14,100	16,120	
2,550,000	4,000,000	4,000	6,020	8,040	10,060	12,080	14,100	16,120	
4,000,000	4,010,000	4,500	6,770	8,540	10,560	12,580	14,600	16,620	
4,010,000	4,020,000	4,500	6,770	9,050	11,320	13,080	15,100	17,120	
4,020,000	4,030,000	4,500	6,770	9,050	11,320	13,590	15,860	17,620	
4,030,000	4,040,000	4,500	6,770	9,050	11,320	13,590	15,860	18,140	
4,040,000	4,050,000	4,500	6,770	9,050	11,320	13,590	15,860	18,140	
4,050,000	6,000,000	4,500	6,770	9,050	11,320	13,590	15,860	18,140	
6,000,000	6,010,000	5,000	7,530	9,550	11,820	14,090	16,360	18,640	

控除する金額				乙 附則第五条第二項の規定により控除する金額		丙 附則第五条第三項第一号の規定により控除する金額		丁 附則第五条第三項第二号の規定により控除する金額
の 数				扶養親族の年齢		青色事業専従者の年齢		事業専従者
7 人	8 人	9 人	10人以上	12歳又は13歳	14歳	19歳以外の年齢	19歳	
額				1 人 当 た り 控 除 金 額				
円	円	円	円	円	円	円	円	円
21,410	23,680	25,950	28,230	3,620	5,290	9,520	23,020	6,150
21,910	24,180	26,450	28,730	3,750	5,600	10,030	23,520	6,280
22,680	24,680	26,950	29,230	3,750	5,600	10,030	24,020	6,280
22,680	25,200	27,730	29,730	3,750	5,600	10,030	24,520	6,280
22,680	25,200	27,730	30,250	3,750	5,600	10,030	25,030	6,280
23,180	25,700	28,230	30,750	3,750	5,600	10,030	25,030	6,280
23,680	26,200	28,730	31,250	4,000	5,850	10,530	25,530	6,780
24,180	26,700	29,230	31,750	4,130	6,160	11,030	26,030	6,900
24,940	27,200	29,730	32,250	4,130	6,160	11,030	26,530	6,900
24,940	27,720	30,500	32,750	4,130	6,160	11,030	27,030	6,900
24,940	27,720	30,500	33,280	4,130	6,160	11,030	27,530	6,900
25,440	28,220	31,000	33,780	4,130	6,160	11,030	27,530	6,900
25,940	28,720	31,500	34,280	4,370	6,410	11,530	28,030	7,400
26,440	29,220	32,000	34,780	4,500	6,720	12,030	28,530	7,530
27,210	29,720	32,500	35,280	4,500	6,720	12,030	29,030	7,530
27,210	30,240	33,270	35,780	4,500	6,720	12,030	29,530	7,530
27,210	30,240	33,270	36,300	4,500	6,720	12,030	30,030	7,530
27,710	30,740	33,770	36,800	4,500	6,720	12,030	30,030	7,530
28,210	31,240	34,270	37,300	4,750	6,970	12,530	30,530	8,030
28,710	31,740	34,770	37,800	4,880	7,280	13,030	31,030	8,160
29,480	32,240	35,270	38,300	4,880	7,280	13,030	31,530	8,160
29,480	32,760	36,040	38,800	4,880	7,280	13,030	32,030	8,160
29,480	32,760	36,040	39,330	4,880	7,280	13,030	32,530	8,160
29,980	33,260	36,540	39,830	4,880	7,280	13,030	32,530	8,160
30,480	33,760	37,040	40,330	5,120	7,530	13,530	33,030	8,660
30,980	34,260	37,540	40,830	5,250	7,840	14,040	33,530	8,790
31,750	34,760	38,040	41,330	5,250	7,840	14,040	34,030	8,790
31,750	35,280	38,820	41,830	5,250	7,840	14,040	34,530	8,790
31,750	35,280	38,820	42,350	5,250	7,840	14,040	35,040	8,790
32,250	35,780	39,320	42,850	5,250	7,840	14,040	35,040	8,790
32,750	36,280	39,820	43,350	5,500	8,090	14,540	35,540	9,290
33,250	36,780	40,320	43,850	5,630	8,400	15,040	36,040	9,410
34,010	37,280	40,820	44,350	5,630	8,400	15,040	36,540	9,410
34,010	37,800	41,590	44,850	5,630	8,400	15,040	37,040	9,410
34,010	37,800	41,590	45,380	5,630	8,400	15,040	37,540	9,410

をいう。

偶者及び旧法第十一条の九第一項第一号ロ又は第二号ロ2の規定の適用を受けた扶養親族の数の合計をいう。

用を受けた扶養親族をいう。

規定する青色事業専従者をいう。

する事業専従者をいう。

(二)

昭和38年分の所得税の課税		甲 附則第五条第一項第二号の規定により							
総所得金額等		扶 養 親 族 等							
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	
以 上	未 満	控 除 金							
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
6,010,000	6,020,000	5,000	7,530	10,050	12,580	14,590	16,860	19,140	
6,020,000	6,030,000	5,000	7,530	10,050	12,580	15,100	17,630	19,640	
6,030,000	6,040,000	5,000	7,530	10,050	12,580	15,100	17,630	20,150	
6,040,000	6,050,000	5,000	7,530	10,050	12,580	15,100	17,630	20,150	
6,050,000	10,000,000	5,000	7,530	10,050	12,580	15,100	17,630	20,150	
10,000,000	10,010,000	5,500	8,280	10,550	13,080	15,600	18,130	20,650	
10,010,000	10,020,000	5,500	8,280	11,060	13,830	16,100	18,630	21,150	
10,020,000	10,030,000	5,500	8,280	11,060	13,830	16,610	19,390	21,650	
10,030,000	10,040,000	5,500	8,280	11,060	13,830	16,610	19,390	22,170	
10,040,000	10,050,000	5,500	8,280	11,060	13,830	16,610	19,390	22,170	
10,050,000	20,000,000	5,500	8,280	11,060	13,830	16,610	19,390	22,170	
20,000,000	20,010,000	6,000	9,030	11,560	14,330	17,110	19,890	22,670	
20,010,000	20,020,000	6,000	9,030	12,060	15,090	17,610	20,390	23,170	
20,020,000	20,030,000	6,000	9,030	12,060	15,090	18,120	21,150	23,670	
20,030,000	20,040,000	6,000	9,030	12,060	15,090	18,120	21,150	24,180	
20,040,000	20,050,000	6,000	9,030	12,060	15,090	18,120	21,150	24,180	
20,050,000	30,000,000	6,000	9,030	12,060	15,090	18,120	21,150	24,180	
30,000,000	30,010,000	6,500	9,780	12,560	15,590	18,620	21,650	24,680	
30,010,000	30,020,000	6,500	9,780	13,070	16,350	19,120	22,150	25,180	
30,020,000	30,030,000	6,500	9,780	13,070	16,350	19,630	22,910	25,680	
30,030,000	30,040,000	6,500	9,780	13,070	16,350	19,630	22,910	26,200	
30,040,000	30,050,000	6,500	9,780	13,070	16,350	19,630	22,910	26,200	
30,050,000	45,000,000	6,500	9,780	13,070	16,350	19,630	22,910	26,200	
45,000,000	45,010,000	7,000	10,540	13,570	16,850	20,130	23,410	26,700	
45,010,000	45,020,000	7,000	10,540	14,070	17,610	20,630	23,910	27,200	
45,020,000	45,030,000	7,000	10,540	14,070	17,610	21,140	24,680	27,700	
45,030,000	45,040,000	7,000	10,540	14,070	17,610	21,140	24,680	28,210	
45,040,000	45,050,000	7,000	10,540	14,070	17,610	21,140	24,680	28,210	
45,050,000	60,000,000	7,000	10,540	14,070	17,610	21,140	24,680	28,210	
60,000,000	60,010,000	7,500	11,290	14,580	18,110	21,640	25,180	28,710	
60,010,000	60,020,000	7,500	11,290	15,080	18,860	22,140	25,680	29,210	
60,020,000	60,030,000	7,500	11,290	15,080	18,860	22,650	26,440	29,710	
60,030,000	60,040,000	7,500	11,290	15,080	18,860	22,650	26,440	30,220	
60,040,000	60,050,000	7,500	11,290	15,080	18,860	22,650	26,440	30,220	
60,050,000	円以上	7,500	11,290	15,080	18,860	22,650	26,440	30,220	

(注) この表における用語については、次に定めるところによる。

- (一) 「昭和38年分の所得税の課税総所得金額等」とは、附則第五条第一項第二号に規定する課税総所得金額等
- (二) 「扶養親族等の数」とは、昭和38年分の所得税につき、旧法第十一条の八の規定の適用を受けた控除対象配
- (三) 「扶養親族」とは、昭和38年分の所得税につき旧法第十一条の九第一項第一号又は第二号2の規定の適
- (四) 「青色事業専従者」とは、昭和38年分の所得税につき旧法第十一条の二第二項の規定の適用を受けた同項に
- (五) 「事業専従者」とは、昭和38年分の所得税につき旧法第十一条の二第三項の規定の適用を受けた同項に規定
- (六) 「全額」とは、附則第五条第一項第一号に掲げる金額をいう。

附則別表第二 昭和39年分の給与所得に係る年末調整のための簡易税額表の附表（附則第三条の規定により読み替えられた所得税法別表第六の附表）

(一)

給 与 の 金 額		給与所得控 除後の給与 の金額	給 与 の 金 額		給与所得控 除後の給与 の金額	給 与 の 金 額		給与所得控 除後の給与 の金額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
166,250	円未満	119,000	円未満	215,000	216,000	158,000	265,000	266,000
166,250	167,000	119,000	216,000	217,000	158,800	266,000	267,000	198,800
167,000	168,000	119,600	217,000	218,000	159,600	267,000	268,000	199,600
168,000	169,000	120,400	218,000	219,000	160,400	268,000	269,000	200,400
169,000	170,000	121,200	219,000	220,000	161,200	269,000	270,000	201,200
170,000	171,000	122,000	220,000	221,000	162,000	270,000	271,000	202,000
171,000	172,000	122,800	221,000	222,000	162,800	271,000	272,000	202,800
172,000	173,000	123,600	222,000	223,000	163,600	272,000	273,000	203,600
173,000	174,000	124,400	223,000	224,000	164,400	273,000	274,000	204,400
174,000	175,000	125,200	224,000	225,000	165,200	274,000	275,000	205,200
175,000	176,000	126,000	225,000	226,000	166,000	275,000	276,000	206,000
176,000	177,000	126,800	226,000	227,000	166,800	276,000	277,000	206,800
177,000	178,000	127,600	227,000	228,000	167,600	277,000	278,000	207,600
178,000	179,000	128,400	228,000	229,000	168,400	278,000	279,000	208,400
179,000	180,000	129,200	229,000	230,000	169,200	279,000	280,000	209,200
180,000	181,000	130,000	230,000	231,000	170,000	280,000	281,000	210,000
181,000	182,000	130,800	231,000	232,000	170,800	281,000	282,000	210,800
182,000	183,000	131,600	232,000	233,000	171,600	282,000	283,000	211,600
183,000	184,000	132,400	233,000	234,000	172,400	283,000	284,000	212,400
184,000	185,000	133,200	234,000	235,000	173,200	284,000	285,000	213,200
185,000	186,000	134,000	235,000	236,000	174,000	285,000	286,000	214,000
186,000	187,000	134,800	236,000	237,000	174,800	286,000	287,000	214,800
187,000	188,000	135,600	237,000	238,000	175,600	287,000	288,000	215,600
188,000	189,000	136,400	238,000	239,000	176,400	288,000	289,000	216,400
189,000	190,000	137,200	239,000	240,000	177,200	289,000	290,000	217,200
190,000	191,000	138,000	240,000	241,000	178,000	290,000	291,000	218,000
191,000	192,000	138,800	241,000	242,000	178,800	291,000	292,000	218,800
192,000	193,000	139,600	242,000	243,000	179,600	292,000	293,000	219,600
193,000	194,000	140,400	243,000	244,000	180,400	293,000	294,000	220,400
194,000	195,000	141,200	244,000	245,000	181,200	294,000	295,000	221,200
195,000	196,000	142,000	245,000	246,000	182,000	295,000	296,000	222,000
196,000	197,000	142,800	246,000	247,000	182,800	296,000	297,000	222,800
197,000	198,000	143,600	247,000	248,000	183,600	297,000	298,000	223,600
198,000	199,000	144,400	248,000	249,000	184,400	298,000	299,000	224,400
199,000	200,000	145,200	249,000	250,000	185,200	299,000	300,000	225,200
200,000	201,000	146,000	250,000	251,000	186,000	300,000	301,000	226,000
201,000	202,000	146,800	251,000	252,000	186,800	301,000	302,000	226,800
202,000	203,000	147,600	252,000	253,000	187,600	302,000	303,000	227,600
203,000	204,000	148,400	253,000	254,000	188,400	303,000	304,000	228,400
204,000	205,000	149,200	254,000	255,000	189,200	304,000	305,000	229,200
205,000	206,000	150,000	255,000	256,000	190,000	305,000	306,500	230,000
206,000	207,000	150,800	256,000	257,000	190,800	306,500	308,000	231,200
207,000	208,000	151,600	257,000	258,000	191,600	308,000	309,500	232,400
208,000	209,000	152,400	258,000	259,000	192,400	309,500	311,000	233,600
209,000	210,000	153,200	259,000	260,000	193,200	311,000	312,500	234,800
210,000	211,000	154,000	260,000	261,000	194,000	312,500	314,000	236,000
211,000	212,000	154,800	261,000	262,000	194,800	314,000	315,500	237,200
212,000	213,000	155,600	262,000	263,000	195,600	315,500	317,000	238,400
213,000	214,000	156,400	263,000	264,000	196,400	317,000	318,500	239,600
214,000	215,000	157,200	264,000	265,000	197,200	318,500	320,000	240,800

(二)

給 与 の 金 額		給与所得控 除後の給与 の金額	給 与 の 金 額		給与所得控 除後の給与 の金額	給 与 の 金 額		給与所得控 除後の給与 の金額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
320,000	321,500	242,000	395,000	396,500	302,000	470,000	471,500	367,250
321,500	323,000	243,200	396,500	398,000	303,200	471,500	473,000	368,600
323,000	324,500	244,400	398,000	399,500	304,400	473,000	474,500	369,950
324,500	326,000	245,600	399,500	401,000	305,600	474,500	476,000	371,300
326,000	327,500	246,800	401,000	402,500	306,800	476,000	477,500	372,650
327,500	329,000	248,000	402,500	404,000	308,000	477,500	479,000	374,000
329,000	330,500	249,200	404,000	405,500	309,200	479,000	480,500	375,350
330,500	332,000	250,400	405,500	407,000	310,400	480,500	482,000	376,700
332,000	333,500	251,600	407,000	408,500	311,600	482,000	483,500	378,050
333,500	335,000	252,800	408,500	410,000	312,800	483,500	485,000	379,400
335,000	336,500	254,000	410,000	411,500	314,000	485,000	486,500	380,750
336,500	338,000	255,200	411,500	413,000	315,200	486,500	488,000	382,100
338,000	339,500	256,400	413,000	414,500	316,400	488,000	489,500	383,450
339,500	341,000	257,600	414,500	416,000	317,600	489,500	491,000	384,800
341,000	342,500	258,800	416,000	417,500	318,800	491,000	492,500	386,150
342,500	344,000	260,000	417,500	419,000	320,000	492,500	494,000	387,500
344,000	345,500	261,200	419,000	420,500	321,350	494,000	495,500	388,850
345,500	347,000	262,400	420,500	422,000	322,700	495,500	497,000	390,200
347,000	348,500	263,600	422,000	423,500	324,050	497,000	498,500	391,550
348,500	350,000	264,800	423,500	425,000	325,400	498,500	500,000	392,900
350,000	351,500	266,000	425,000	426,500	326,750	500,000	501,500	394,250
351,500	353,000	267,200	426,500	428,000	328,100	501,500	503,000	395,600
353,000	354,500	268,400	428,000	429,500	329,450	503,000	504,500	396,950
354,500	356,000	269,600	429,500	431,000	330,800	504,500	506,000	398,300
356,000	357,500	270,800	431,000	432,500	332,150	506,000	507,500	399,650
357,500	359,000	272,000	432,500	434,000	333,500	507,500	509,000	401,000
359,000	360,500	273,200	434,000	435,500	334,850	509,000	510,500	402,350
360,500	362,000	274,400	435,500	437,000	336,200	510,500	512,000	403,700
362,000	363,500	275,600	437,000	438,500	337,550	512,000	513,500	405,050
363,500	365,000	276,800	438,500	440,000	338,900	513,500	515,000	406,400
365,000	366,500	278,000	440,000	441,500	340,250	515,000	516,500	407,750
366,500	368,000	279,200	441,500	443,000	341,600	516,500	518,000	409,100
368,000	369,500	280,400	443,000	444,500	342,950	518,000	519,500	410,450
369,500	371,000	281,600	444,500	446,000	344,300	519,500	521,000	411,800
371,000	372,500	282,800	446,000	447,500	345,650	521,000	522,500	413,150
372,500	374,000	284,000	447,500	449,000	347,000	522,500	524,000	414,500
374,000	375,500	285,200	449,000	450,500	348,350	524,000	525,500	415,850
375,500	377,000	286,400	450,500	452,000	349,700	525,500	527,000	417,200
377,000	378,500	287,600	452,000	453,500	351,050	527,000	528,500	418,550
378,500	380,000	288,800	453,500	455,000	352,400	528,500	530,000	419,900
380,000	381,500	290,000	455,000	456,500	353,750	530,000	532,000	421,250
381,500	383,000	291,200	456,500	458,000	355,100	532,000	534,000	423,050
383,000	384,500	292,400	458,000	459,500	356,450	534,000	536,000	424,850
384,500	386,000	293,600	459,500	461,000	357,800	536,000	538,000	426,650
386,000	387,500	294,800	461,000	462,500	359,150	538,000	540,000	428,450
387,500	389,000	296,000	462,500	464,000	360,500	540,000	542,000	430,250
389,000	390,500	297,200	464,000	465,500	361,850	542,000	544,000	432,050
390,500	392,000	298,400	465,500	467,000	363,200	544,000	546,000	433,850
392,000	393,500	299,600	467,000	468,500	364,550	546,000	548,000	435,650
393,500	395,000	300,800	468,500	470,000	365,900	548,000	550,000	437,450

(三)

給与の金額			給与所得控			給与の金額			給与所得控			給与の金額			給与所得控		
除後の給与			除後の給与			除後の給与			除後の給与			除後の給与			除後の給与		
以	上	未	満	の金額		以	上	未	満	の金額		以	上	未	満	の金額	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
550,000	552,000	439,250	640,000	642,000	520,250	730,000	732,000	601,550									
552,000	554,000	441,050	642,000	644,000	522,050	732,000	734,000	603,400									
554,000	556,000	442,850	644,000	646,000	523,850	734,000	736,000	605,250									
556,000	558,000	444,650	646,000	648,000	525,650	736,000	738,000	607,100									
558,000	560,000	446,450	648,000	650,000	527,450	738,000	740,000	608,950									
560,000	562,000	448,250	650,000	652,000	529,250	740,000	742,000	610,800									
562,000	564,000	450,050	652,000	654,000	531,050	742,000	744,000	612,650									
564,000	566,000	451,850	654,000	656,000	532,850	744,000	746,000	614,500									
566,000	568,000	453,650	656,000	658,000	534,650	746,000	748,000	616,350									
568,000	570,000	455,450	658,000	660,000	536,450	748,000	750,000	618,200									
570,000	572,000	457,250	660,000	662,000	538,250	750,000	752,000	620,050									
572,000	574,000	459,050	662,000	664,000	540,050	752,000	754,000	621,900									
574,000	576,000	460,850	664,000	666,000	541,850	754,000	756,000	623,750									
576,000	578,000	462,650	666,000	668,000	543,650	756,000	758,000	625,600									
578,000	580,000	464,450	668,000	670,000	545,450	758,000	760,000	627,450									
580,000	582,000	466,250	670,000	672,000	547,250	760,000	762,000	629,300									
582,000	584,000	468,050	672,000	674,000	549,050	762,000	764,000	631,150									
584,000	586,000	469,850	674,000	676,000	550,850	764,000	766,000	633,000									
586,000	588,000	471,650	676,000	678,000	552,650	766,000	768,000	634,850									
588,000	590,000	473,450	678,000	680,000	554,450	768,000	770,000	636,700									
590,000	592,000	475,250	680,000	682,000	556,250	770,000	772,000	638,550									
592,000	594,000	477,050	682,000	684,000	558,050	772,000	774,000	640,400									
594,000	596,000	478,850	684,000	686,000	559,850	774,000	776,000	642,250									
596,000	598,000	480,650	686,000	688,000	561,650	776,000	778,000	644,100									
598,000	600,000	482,450	688,000	690,000	563,450	778,000	780,000	645,950									
600,000	602,000	484,250	690,000	692,000	565,250	780,000	782,000	647,800									
602,000	604,000	486,050	692,000	694,000	567,050	782,000	784,000	649,650									
604,000	606,000	487,850	694,000	696,000	568,850	784,000	786,000	651,500									
606,000	608,000	489,650	696,000	698,000	570,650	786,000	788,000	653,350									
608,000	610,000	491,450	698,000	700,000	572,450	788,000	790,000	655,200									
610,000	612,000	493,250	700,000	702,000	574,250	790,000	792,000	657,050									
612,000	614,000	495,050	702,000	704,000	576,050	792,000	794,000	658,900									
614,000	616,000	496,850	704,000	706,000	577,850	794,000	796,000	660,750									
616,000	618,000	498,650	706,000	708,000	579,650	796,000	798,000	662,600									
618,000	620,000	500,450	708,000	710,000	581,450	798,000	800,000	664,450									
620,000	622,000	502,250	710,000	712,000	583,250	800,000	802,000	666,300									
622,000	624,000	504,050	712,000	714,000	585,050	802,000	804,000	668,150									
624,000	626,000	505,850	714,000	716,000	586,850	804,000	806,000	670,000									
626,000	628,000	507,650	716,000	718,000	588,650	806,000	808,000	671,850									
628,000	630,000	509,450	718,000	720,000	590,450	808,000	810,000	673,700									
630,000	632,000	511,250	720,000	722,000	592,300	810,000	812,000	675,550									
632,000	634,000	513,050	722,000	724,000	594,150	812,000	814,000	677,400									
634,000	636,000	514,850	724,000	726,000	596,000	814,000	816,000	679,250									
636,000	638,000	516,650	726,000	728,000	597,850	816,000	817,500	681,100									
638,000	640,000	518,450	728,000	730,000	599,700	817,500円以上		給与の金額から 135,000円を控 除した金額									

(備考) 給与所得控除後の給与の金額を求めるには、給与所得の収入金額に応じ、「給与の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「給与所得控除後の給与の金額」欄に記載されている金額が、その給与についての給与所得控除後の給与の金額である。

個人の事業所得の計算上、当該開発研究機械等の減価償却費として必要な経費に算入する金額は、所得税法第十条第二項の規定にかかわらず、当該開発研究機械等の取得価額の百分の九十五に相当する金額以下に、当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該開発研究機械等の減価償却費として同項の規定により必要な経費に算入される金額を下ることはできない。

2 前項の規定により当該開発研究機械等の減価償却費として必要な経費に算入した金額が当該開発研究機械等の取得価額の百分の九十五に相当する金額に満たない場合には、当該開発研究機械等を事業の用に供した日の属する年の翌年以後二年間の各年における事業所得の計算上、当該開発研究機械等の減価償却費として必要な経費に算入する金額は、所得税法第十条第二項の規定にかかわらず、その満たない金額（その金額のうちこの項の規定により既に必要な経費に算入した金額があるときは、当該金額を控除した金額）以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とすることができ、ただし、当該開発研究機械等の減価償却費として同条第二項の

規定により必要な経費に算入される金額を下ることはできない。

3 前二項の規定は、確定申告書等に、これらの規定により必要な経費に算入される金額についてのその算入に關する記載があり、かつ、開発研究機械等の減価償却費の額の計算に關する明細書その他大蔵省令で定める書類の添附がある場合に限り、適用する。

第十三条の二第二項中「第十条第二項の規定」の下に「（当該機械等について前項又は次条第一項の規定の適用を受けるときは、これらの規定を含む。）」を加え、「減価償却費として同項を減価償却費として同法第十条第二項に、「機械等につき前項の規定の適用を受ける年」を、「当該機械等につき前項の規定の適用を受ける年（当該機械等につき次条第一項の規定の適用を受ける年を除く。）」に改め、「合計償却限度額に相当する金額」の下に「とし、当該機械等につき次条第一項の規定の適用を受ける年については、当該年における同項に規定する海外取引等に係る合計償却限度額に相当する金額とする。」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（海外取引等がある場合の割増償却）

第十三条の三 青色申告書を提出する個人の昭和三十三年四月一日から昭和四十二年三月三十一日までの期間（以下この条において「指定期間」という。）内の日の属する各年の前年中の事業所得の総収入金額のうち海外取引及び技術等海外取引（以下この条において「海外取引等」という。）による収入金額がある場合には、その年における当該個人の事業所得の計算上、その年の十二月三十一日（当該個人が同日前に所得税法第二十九条第一項又は第二項に規定する事由に該当することとなる場合には、その該当することとなつた日）において当該個人の有する固定資産（その年における事業所得の計算上必要な経費に算入する減価償却費の額の計算に關し第十一条から第十三条まで又は次条から第十七条までの規定の適用を受けるものを除く。）の減価償却費として必要な経費に算入する金額は、同法第十条第二項の規定（当該固定資産について前条第一項の規定の適用を受けるときは、同項の規定を含む。）にかかわらず、当該固定資産につき同法第十条第二項の規定により計算した減価償却費の額（当該固定資産について前条第一項の規定の適用を受けるときは、同項

の規定により計算される同項に規定する合計償却限度額に相当する金額）と当該固定資産につき同法第十条第二項の規定により計算した減価償却費の額に基準海外取引割合を乗じて計算した金額との合計額（以下この条において「海外取引等に係る合計償却限度額」という。）以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該固定資産の減価償却費として同項の規定により必要な経費に算入される金額を下ることはできない。

2 前項の規定の適用を受けた年において同項の規定により当該固定資産の減価償却費として必要な経費に算入した金額がその年におけるその海外取引等に係る合計償却限度額に満たない場合には、その年の翌年以後二年間の各年における事業所得の計算上、当該固定資産の減価償却費として必要な経費に算入する金額は、所得税法第十条第二項の規定（当該固定資産について前項又は前条第一項若しくは第二項の規定の適用を受けるときは、これらの規定を含む。）にかかわらず、当該固定資産の減価償却費として同法第十条第二項の規定により必要な経費に算入する金額（当該翌年以後二年間の各年の

うち、当該固定資産につき前項の規定の適用を受ける年については、当該年におけるその海外取引等に係る合計償却限度額に相当する金額とし、当該固定資産につき前条第一項の規定の適用を受ける年（当該固定資産につき前項の規定の適用を受ける年を除く。）については、当該年における同条第一項に規定する合計償却限度額に相当する金額とする。）とその満たない金額（その金額のうちこの項の規定により既に必要な経費に算入した金額があるときは、当該金額を控除した金額とし、当該固定資産につき前条第二項の規定の適用を受ける年については、当該年に係る同項に規定する満たない金額に相当する金額を加算した金額とする。）以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額との合計額に相当する金額とすることができ、

3 第一項に規定する海外取引とは、次に掲げる取引（次項各号に掲げる取引に該当するものを除く。）をいう。

一 他から購入した物品の輸出（他の者から工業所有権その他の技術に關する権利又は特別の技術による生産方式及びこれに準ずるもの（当該権利に關する使

用権を含む。以下この条において「工業所有権等」という。の譲渡又は提供を受け、対外支払手段（外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第八号に規定する対外支払手段及びこれと同等の価値があるもので大蔵省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）を対価として行なう当該工業所有権等の譲渡又は提供を含む。）

二 自己の製造、採掘、採取、栽培、養殖その他これらに準ずる行為により取得した物品の輸出
三 前号に規定する物品の当該物品の輸出を行なう者への販売（当該輸出を行なう者に対する物品の販売を業とする者への販売を含む。）

四 輸出業者（他から購入した物品の販売を主たる業とする者で常時物品の輸出を行なうものをいう。以下この条において同じ。）の委託を受けて行なう当該輸出業者が輸出する物品の加工又は当該加工の対象となつた第二号に規定する物品の当該輸出業者への販売

五 輸出をされる陶磁器の上絵付けを行なう者への自己の製造した当該陶磁器の素地の販売

六 製糸業者、紡績業者又は織物業者（織物の販売を業とする者

で他の者に原料等を供給して織物の製造を委託するものを除く。以下この条において同じ。）の製造する繊維製品に係るこれらの者の委託を受けて行なう輸出のための製織加工、メリヤス加工、縫製加工、染色加工又は整理加工

七 第四号に規定する加工を行なう者の委託を受けて行なう当該加工に係る物品の捺染加工

八 対外支払手段を対価として行なう修理、加工、建設請負又は著作権（映画フィルムの上映権を含む。）の譲渡若しくは提供（第三者を通じてこれらの取引を行ない、当該第三者が対外支払手段をその対価として受領する場合）には、当該第三者を通じてこれらの取引をした者の当該取引

4 第一項に規定する技術等海外取引とは、次に掲げる取引をいう。
一 対外支払手段を対価として行なう自己の研究（その従業員の職務に属する研究及び他人に委託した研究を含む。以下次号において同じ。）の成果に基づき取得した工業所有権等の譲渡又は提供

二 対外支払手段以外のものを対価として行なう自己の研究の成果に基づき取得した工業所有権等の譲渡又は提供で、対外支払

手段を対価として当該工業所有権等の譲渡又は提供を行なう者に対するもの

三 対外支払手段を対価として行なう専門的な科学技術に関する知識を必要とする調査、企画、立案、助言、設計、監督又は検査に係る役務の提供で生産設備及びこれに準ずるものの建設又は製造に関するもののうち政令で定めるもの（以下第八項において「技術役務の提供」という。）

四 外国航路において行なう輸出貨物の運送（政令で定める用船契約により船舶を用船した者の締結した再運送契約に基づくものにあつては、当該再運送契約に基づくもののほか、当該用船契約に基づくものを含む。）

五 対外支払手段を対価として行なう運送（前号に掲げる運送を除くものとし、同号に規定する再運送契約に基づくものにあつては、当該再運送契約に基づくもののほか、同号に規定する用船契約に基づくものを含むものとする。）

5 第三項第一号、第二号及び第八号並びに前項第一号及び第三号から第五号までに掲げる取引、第三項第三号から第六号まで及び前項第四号に規定する輸出並びに同項第二号に規定する者の行なう工業所有権等の譲渡又は提供には、その対価の支払が日本国と外国との間に締結された賠償に関する条約に基づき日本国政府又は外国政府

によりされるもの及びその対価の支払が対外支払手段によりされることその他これに類する事実があるものうち通常の海外取引等と異なる事情があるものとして政令で定めるものを含まないものとする。

6 第一項に規定する基準海外取引割合とは、同項に規定する個人の指定期間内の日の属する各年の前年中の事業所得の総収入金額のうち当該前年中の海外取引等による収入金額の合計額の占める割合の百分の八十に相当する割合に、その年において事業を営んでいた期間内の指定期間の月数を乗じてこれをその年において事業を営んでいた期間の月数で除して計算した割合（当該割合に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）をいう。

7 次の各号に規定する取引が行なわれた場合には、前項の規定にかかわらず、同項に規定する基準海外取引割合の計算の基礎となる前年中の当該取引に係る海外取引等による収入金額は、当該各号に掲げる金額によるものとし、当該前年中の事業所得の総収入金額は、当該各号に掲げる金額により計算した金額によるものとする。

一 輸出業者が第三項第二号に掲げる取引をした場合において、当該取引に係る物品についての加工が他の者に委託されたものであるとき、又はその加工の対

象となつた物品が他の者から購入されたものであるときは、当該取引による収入金額から当該委託又は購入によりこれらの者に支払う金額に相当する金額を控除した金額

二 陶磁器の上絵付けを行なう者が第三項第二号又は第三号に掲げる取引をした場合において、当該取引に係る陶磁器が他の者から購入した陶磁器の素地に上絵付けをしたものであるときは、当該取引による収入金額から当該購入によりその者に支払う金額に相当する金額を控除した金額

三 製糸業者、紡績業者又は織物業者が第三項第二号から第四号までに掲げる取引をした場合において、当該取引に係る物品についての製織加工、メリヤス加工、縫製加工、染色加工又は整理加工が他の者に委託されたものであるときは、当該取引による収入金額からその委託によりその者に支払う金額に相当する金額を控除した金額

四 第三項第四号に規定する加工を行なう者が当該加工を行なつた場合において、当該加工に係る物品についての捺染加工が他の者に委託されたものであるときは、当該加工による収入金額からその委託によりその者に支払う金額に相当する金額を控除した金額

五 対外支払手段を対価として建設請負を行なつた者がある場合において、当該建設請負に係る材料代、人夫賃その他の費用を対外支払手段により支出したときは、当該建設請負による収入金額から当該対外支払手段により支出した金額に相当する金額を控除した金額

六 第四項第四号又は第五号に規定する用船契約により船舶を用船した者の締結した再運送契約に基づきこれらの号に掲げる運送を行なつた場合には、当該再運送契約に基づく運送による収入金額から当該用船契約に基づく運送についての運送料として支払う金額に相当する金額を控除した金額

8

第一項に規定する基準海外取引割合の計算の基礎となる前年中の海外取引等による収入金額は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に掲げる事実について、その年分の確定申告書、損失申告書又は所得税法第二十九条第一項若しくは第二項の規定による申告書の提出期限までに、大蔵省令で定めるところにより証明された取引による収入金額に限るものとする。

一 第三項第一号、第二号若しくは第八号又は第四項第一号若しくは第三号から第五号までに掲げる取引、当該取引に係る物品が輸出されたこと、当該取引に係る工業所有権等が対外支払手段を対価として譲渡若しくは提供をされたこと、当該取引が第三

項第八号に掲げる修理、加工、建設請負、譲渡若しくは提供であつたこと、当該取引が技術役務の提供であつたこと又は当該取引が第四項第四号若しくは第五号に掲げる運送であつたこと。

二 第三項第三号から第七号まで又は第四項第二号に掲げる取引、第三項第三号から第七号までに規定する物品が輸出されたこと又は第四項第二号に規定する工業所有権等が同号に規定する者により対外支払手段を対価として譲渡若しくは提供をされたこと。

9 第六項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

10 第一項に規定する個人が同項に規定する事業所得の基因となる事業を相続又は包括遺贈により承継した場合における当該個人に係る同項に規定する固定資産についての同項の規定に準ずる減価償却費の額の計算の特例については、政令で定めるところによる。

11 第十一条第三項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

第十四条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「昭和四十年三月三十一日」を「昭和三十九年三月三十一日」に、「以下この項」を「以下この条」に、「所得税法の規定」を同法の規定に改め、同項の次に次の一項を加える。

2 個人が、昭和三十九年四月一日から昭和四十二年三月三十一日まで

の間に、所得税法の施行地において、新築した貸家住宅で政令で定めるものを取得し、又は当該貸家住宅を新築して、これを貸家の用に供した場合においては、当該個人の不動産所得又は事業所得の計算上、その貸家の用に供した日以後五年以内でその用に供している期間に限り、当該貸家住宅の減価償却費として必要な経費に算入する金額は、同法第十条第二項の規定にかかわらず、当該貸家住宅について同項の規定により計算した減価償却費の額で当該期間に係るものの百分の三百（当該貸家住宅についてその新築の時に同法の規定により定められている耐用年数が五十年以上であるときは、百分の四百）に相当する金額とする。

第十五条第一項中「百分の九十」を「百分の九十五」に改め、同条第七項を次のように改める。

7 第十二条第二項の規定は、第一項の規定により同項に規定する探鉱用機械設備の減価償却費として必要な経費に算入した金額が当該探鉱用機械設備の取得価額の百分の九十五に相当する金額に満たない場合について準用する。

第十八条を次のように改める。

第十八条 青色申告書を提出する個人が、鉱工業技術研究組合（昭和三十六年法律第八十一号）第十四条第一項の規定による承認を受けた鉱工業技術研究組合に対し、その者の営む事業に関連する同条第二項に規定する費用を支出した

場合には、その支出した日の属する年以後の各年における当該個人の当該各年分の事業所得の計算上、その支出した金額につき必要な経費に算入する金額は、所得税法及び同法に基づく命令の規定にかかわらず、その支出した金額以下の金額で当該個人が必要な経費として計算した金額とする。ただし、当該支出した金額のうちその年に対応する部分の金額としてこれらの規定により必要な経費に算入される金額を下ることはできない。

2 第十一条第三項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

第二十條を次のように改める。

第二十條 海外市場開拓準備金勘定への繰入金額の必要経費算入

第二十條 青色申告書を提出する個人が、昭和三十九年四月一日から昭和四十四年三月三十一日までの期間（以下この条において「指定期間」という。）内の日の属する各年（事業を廃止した日の属する年を除く。）において、海外市場の開拓に要する費用の支出に備えるため、その年の前年の収入金額で第十三条の三第一項に規定する海外取引（以下この条において「海外取引」という。）によるものの百分の十五（当該収入金額で第十三条の三第三項第一号に掲げる取引によるものについては、百分の五）に相当する金額の合計額に、その年において事業を営んでいた期間内の指定期間の月数を乗じてこれを当該前年において事業を営んでいた

た期間の月数で除して計算した金額（以下この条において「海外市場開拓準備金勘定の繰入限度額」という。）以下の金額を海外市場開拓準備金勘定に繰り入れたときは、当該繰入金額は、その繰入れをした年分の事業所得の計算上、必要な経費に算入する。

2 前項に規定する個人のその年の十二月三十一日において、前年から繰り越された海外市場開拓準備金勘定の金額（その日までに第四項の規定により繰入金額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又はその年の前年の十二月三十一日までにこの項若しくは次項の規定により繰入金額に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。）がある場合には、当該海外市場開拓準備金勘定の金額については、その繰入れをした年別に区分した各金額ごとに、当該区分した金額の繰入れをした年の事業所得の計算上前項の規定により必要な経費に算入された金額の五分の一に相当する金額（当該五分の一に相当する金額が当該区分した金額を超える場合には、当該区分した金額に相当する金額）を、それぞれ、その年分の事業所得の計算上、繰入金額に算入する。

3

前項に規定する場合において、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額が同項の規定により繰入金額に算入されるべき金額の合計額をこえると

3 青色申告書を提出する個人が、指定期間内の日の属する各年の事業所得に係る指定期間内の収入金額で第一項に規定する取引によるものについて、当該取引（第十三条の三第四項第二号に掲げる取引については、同号に規定する者の行なり同号に規定する工業所有権等の譲渡又は提供）の対価が同条第三項第一号に規定する対外支払手段により支払われることが明らかでなかつたことについて政令で定める特別の事情があつたため、次項において準用する同条第八項に規定する提出期限までに同項に

規定する証明を受けることができなかった場合には、当該各年の翌年以後の年において当該對外支払手段による支払を受け、かつ、その支払を受けた日の属する年分の確定申告書、損失申告書又は所得税法第二十九条第一項若しくは第二項の規定による申告書の提出期限までに大蔵省令で定める証明を受けたときは、当該對外支払手段による支払に係る金額に相当する収入金額につき当該収入金額に係る年において第一項の規定の適用を受けたものとした場合に当該収入金額につき同項の規定により必要な経費に算入されるべき金額として政令で定める金額に相当する金額は、その支払を受けた日の属する年分の事業所得の計算上、必要な経費に算入する。

4 第十三条の三第八項の規定は、第一項又は第二項の規定を適用する場合について、同条第七項第六号の規定は、第二項の規定を適用する場合について、それぞれ準用する。

5 第一項又は第二項の規定は、確定申告書等にこれらの規定により必要な経費に算入される金額についてのその算入に関する記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書の添附がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により必要な経費に算入される金額は、当該申告に係るその必要な経費に算入されるべき金額に限るものとする。

6 第三項の規定は、同項に規定する収入金額に係る年から同項の規定

の適用を受けようとする年までの各年分の確定申告書、損失申告書又は所得税法第二十九条第一項若しくは第二項の規定による申告書に、第三項の規定に該当する収入金額の全部につき同項に規定する収入金額に係る年において第一項の規定の適用を受けたものとした場合に当該収入金額につき同項の規定により必要な経費に算入されるべき金額の計算に関する事項その他大蔵省令で定める事項を記載した明細書を添附した場合であつて、その適用を受けようとする年分の確定申告書等に第三項の規定により必要な経費に算入される金額についてのその算入に関する記載がある場合に限り、適用する。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

第二十二條及び第二十三條 削除
第二十四條第一項中「昭和三十三年三月三十一日」を「昭和四十二年三月三十一日」に改め、「小麦」を削る。
第二十五條中「昭和三十三年三月三十一日」を「昭和四十二年三月三十一日」に改め、「小麦」を削る。

第二十八條の二 第五十五條第一項に規定する特定商工組合の組合員である事業を営む個人が当該特定商工組合に同項に規定する納付金を納付した場合には、当該納付金

に相当する金額は、当該個人のその納付の日の属する年分の事業所得の計算上、必要な経費に算入する。
第三十一條第三項第一号中「第三十八條の五」を「第三十八條の八」に改める。
第三十五條第一項中「除くものとする。以下第三十七條までにおいて同じ。」を「除くものとする。以下次条までにおいて同じ。」に改める。
第三十六條第三項第二号を次のように改める。

二 前条第二項に規定する譲渡の日から一年以内に土地等若しくは家屋の取得をせず、又は同項に規定する取得の日から一年以内に、土地等若しくは家屋を同項に規定する居住の用に供せず、若しくは供さなかつた場合

第三十七條中「当該財産の譲渡、遺贈又は贈与」を「当該財産の譲渡（譲渡所得の基因となる不動産等の貸付けを含む）、遺贈又は贈与（以下この条において「譲渡等」という。）に、これらの規定に規定するその者が「第三十五條第一項に規定する」に、「その譲渡、遺贈又は贈与」を「その譲渡等」に、「譲渡財産の譲渡に關する」を「譲渡財産の同項に規定する譲渡（以下この条において「譲渡」という。）に關する」に改める。
第三十八條を次のように改める。
（居住用財産を交換した場合の譲渡所得の金額の計算）
第三十八條 個人が、土地等又は家屋（以下この条において「交換譲渡資産」という。）と当該個人の居住

の用に供する土地等又は家屋で所得税法の施行地にあるもの（以下この条において「交換取得資産」という。）との交換（第三十二條第一項第二号に規定する換地処分及び交換その他政令で定める交換を除く。）をした場合（当該交換に伴い交換取得資産の価額と交換譲渡資産の価額との差額を補うために金銭を取得し、又は支払つた場合を含む。）における前三條の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 当該交換譲渡資産は、当該個人が、その交換の日において、同日における当該資産の価額に相当する金額をもつて第三十五條第一項に規定する譲渡をしたものとみなす。
二 当該交換取得資産は、当該個人が、その交換の日において、同日における当該資産の価額に相当する金額をもつて第三十五條第一項に規定する取得をしたものとみなす。

第三十八條の二第一項を次のように改める。
個人が、その居住の用に供してある家屋で政令で定めるものの譲渡をし、当該家屋とともにその敷地の用に供されている土地若しくは当該土地の上に存する権利の譲渡をし、又は災害により滅失した当該家屋の敷地の用に供されている土地若しくは当該土地の上に存する権利（建物又は堅固な構築物の敷地の用に供されているものを除く。）の譲渡をその災害のあつた日から一年以内にした場合（当該

個人の配偶者その他当該個人と政令で定める特別の關係がある者に對して譲渡をした場合を除く。）には、これらの資産の全部又は一部につき第三十三條又は第三十八條の十二の規定の適用を受ける場合を除き、当該資産の譲渡に對する所得税法第九條第一項第八号の規定の適用については、同号に規定する譲渡所得の金額は、当該資産の譲渡につき同号の規定を適用して計算した金額から三十五万円（当該計算した金額が三十五万円に満たない場合には、当該計算した金額に相当する金額）を控除した金額とする。
第三十八條の六第一項中「第三十一條第一項第一号」を「第三十一條第一項第一号」に改める。

第三十八條の七第二項第二号中「買換資産」を「買換資産に、又は買換資産」を「又は同項に規定する取得の日から一年以内に、買換資産」に改める。
第三十八條の八第一項中「譲渡、遺贈若しくは贈与」を「譲渡（譲渡所得の基因となる不動産等の貸付けを含む）、遺贈若しくは贈与（以下この条において「譲渡等」という。）に、これらの規定に規定するその者が「第三十八條の六第一項に規定する」に、「譲渡、遺贈又は贈与」を「譲渡等」に、「譲渡資産の譲渡に關する」を「譲渡資産の同項に規定する譲渡（以下この項において「譲渡」という。）に關する」に改める。

第四十二條第一項中「百分の二十」

を「百分の十九」に、「年二百万円」を「年三百万円」に、「百分の二十四」を「百分の二十二」に、「百分の二十八」を「百分の二十六」に改め、同条第二項中「年二百万円」を「年三百万円」に改める。

第四十三条第一項中（船舶については、十分の一）を（第一号に掲げる機械その他の設備（第二号から第四号まで又は第六号に掲げる機械その他の設備にも該当するものについては、それぞれこれらの号に掲げる法人に係るものを除く。）については四分の一とし、第五号に掲げる船舶については十分の一とする。）に改め、同項第四号を同項第六号とし、同項第三号中「第十一条第一項第四号」を「第十一条第一項第四号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三 大型であり、かつ、その製造に高度な生産技術と著しく多額な費用を必要とする機械その他の設備のうちその生産技術を開発することが緊急に必要なもので、法人税法の施行地において最初に製造に着手されたものとして政令で定めるものを事業の用に供する法人 当該機械その他の設備

四 工業用水法第二条第一項に規定する井戸で同法第三条第一項に規定する指定地域内に存するもののうち政令で定めるものに代えて工業用水道事業法第二条第三項に規定する工業用水道又は水道法第三条第一項に規定する水道を事業の用に供する法人 第十一条第一項第三号に掲

げる機械その他の設備
第四十四条を次のように改める。

（開発研究機械等の特別償却）
第四十四条 青色申告書を提出する法人で新たな製品の製造又は新たな技術の発明に係る試験研究として政令で定めるもの（以下この項において「開発研究」という。）を行なうものが、昭和三十九年四月一日から昭和四十二年三月三十一日までの間に、当該開発研究の用に供される機械及び設備のうち政令で定めるもの（以下この項において「開発研究機械等」という。）でその製作後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は開発研究機械等を製作して、これを当該開発研究の用に供した場合に、その用に供した日を含む事業年度の法人税法及び同法に基づく命令の規定により計算される当該開発研究機械等の償却額範囲額は、これらの規定にかかわらず、当該開発研究機械等の取得価額の百分の九十五に相当する金額とする。

2 前項の規定は、確定申告書等に同項に規定する償却額範囲額の計算に関する明細書その他大蔵省令で定める書類の添附がない場合には、適用しない。
第四十六条の次に次の一条を加える。
（海外取引等がある場合の割増償却）
第四十六条の二 青色申告書を提出する法人の昭和三十九年四月一日から昭和四十二年三月三十一日までの期間（以下この条において「指定期間」という。）内の日を含む各

事業年度の直前の事業年度（事業年度が一年である法人以外の法人については、当該直前の事業年度の直前の事業年度。以下この条において「基準年度」という。）の総収入金額（政令で定める収入金額を除く。）に海外取引及び技術等海外取引（以下この条において「海外取引等」という。）による収入金額がある場合には、当該事業年度終了の日において当該法人の有する固定資産（当該事業年度における償却額の計算に關し第四十三条から第四十五条まで又は次条から第五十一条までの規定の適用を受けるものを除く。）に係る当該事業年度の法人税法及び同法に基づく命令の規定により計算される償却額範囲額は、これらの規定（当該固定資産について前条の規定の適用を受けるときは、同条の規定を含む。以下この項において同じ。）にかかわらず、これらの規定により計算される償却額範囲額（同法及び同法に基づく命令の規定に定める償却不足額があるときは、当該償却不足額に相当する金額を控除した金額。以下この項において同じ。）と当該償却額範囲額（当該固定資産について同条の規定の適用を受けるときは、同条第一項に規定する三分の一に相当する金額を控除した金額）に基準海外取引割合を乗じて計算した金額との合計額（その控除した償却不足額に相当する金額があるときは、当該金額を加算した金額）とする。

2 前項に規定する海外取引とは、次に掲げる取引（次項各号に掲げる取引に該当するものを除く。）をいう。
一 他から購入した物品の輸出（他の者から工業所有権その他の技術に關する権利又は特別の技術による生産方式及びこれに準ずるもの（当該権利に關する使用権を含む。以下この条において「工業所有権等」という。）の譲渡又は提供を受け、対外支払手段（第十三条の三第三項第一号に規定する対外支払手段をいう。以下この条において同じ。）を対価として行なう当該工業所有権等の譲渡又は提供を含む。）
二 当該法人の製造、採掘、採取、栽培、養殖その他これらに準ずる行為により取得した物品の輸出
三 前号に規定する物品の当該物品の輸出を行なう者への販売（当該輸出を行なう者に対する物品の販売を業とする者への販売を含む。）
四 輸出業者（他から購入した物品の販売を主たる業とする者で常時物品の輸出を行なうものをいう。以下この条において同じ。）の委託を受けて行なう当該輸出業者が輸出をする物品の加工又は当該加工の対象となつた第二号に規定する物品の当該輸出業者への販売
五 輸出をされる陶磁器の上絵付けを行なう者への当該法人の製造した当該陶磁器の素地の販売
六 製糸業者、紡績業者又は織物業者（織物の販売を業とする者で他の者に原料等を供給して織物の製造を委託するものを除く。以下この条において同じ。）の製造する繊維製品に係るこれらの者の委託を受けて行なう輸出のための製織加工、メリヤス加工、縫製加工、染色加工又は整理加工
七 第四号に規定する加工を行なう者の委託を受けて行なう当該加工に係る物品の染整加工
八 対外支払手段を対価として行なう修理、加工、建設請負又は著作権（映画フィルムの上映権を含む。）の譲渡若しくは提供（第三者を通じてこれらの取引を行ない、当該第三者が対外支払手段をその対価として受領する場合に、当該第三者を通じてこれらの取引をした者の当該取引）
3 第一項に規定する技術等海外取引とは、次に掲げる取引をいう。
一 対外支払手段を対価として行なう自己の研究（その従業員の職務に關する研究及び他人に委託した研究をいう。以下次号において同じ。）の成果に基づき取得した工業所有権等の譲渡又は提供
二 対外支払手段以外のものを対価として行なう自己の研究の成果に基づき取得した工業所有権等の譲渡又は提供で、対外支払手段を対価として当該工業所有権等の譲渡又は提供を行なう者に対するもの
三 対外支払手段を対価として行なう専門的な科学技術に關する知識を必要とする調査、企画、立案、助言、設計、監督又は検

査に係る役務の提供で生産設備及びこれに準ずるものの建設又は製造に関するものうち政令で定めるもの（以下第七項において「技術役務の提供」という。）

四 外国航路において行なう輸出貨物の運送（政令で定める用船契約により船舶を用船した者の締結した再運送契約に基づくものにあつては、当該再運送契約に基づくもののほか、当該用船契約に基づくものを含む。）

五 対外支払手段を対価として行なう運送（前号に掲げる運送を除くものとし、同号に規定する再運送契約に基づくものにあつては、当該再運送契約に基づくもののほか、同号に規定する用船契約に基づくものを含むものとする。）

4 第二項第一号、第二号及び第八号並びに前項第一号及び第三号から第五号までに掲げる取引、第二項第三号から第六号まで及び前項第四号に規定する輸送並びに同項第二号に規定する者の行なう工業所有権等の譲渡又は提供には、その対価の支払が日本国と外国との間に締結された賠償に関する条約に基づき日本国政府又は外国政府によりされるもの及びその対価の支払が対外支払手段によりされないことその他これに類する事実があるもののうち通常の海外取引等と異なる事情があるものとして政令で定めるものを含まないものとする。

5 第一項に規定する基準海外取引割合とは、同項に規定する基準年

度の総収入金額のうちに当該基準年度の海外取引等による収入金額の合計額の占める割合の百分の八十に相当する割合に、当該事業年度の指定期間の月数を乗じてこれを当該事業年度の月数で除して計算した割合（当該割合に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）をいう。

6 次の各号に規定する取引が行なわれた場合には、前項の規定にかかわらず、同項に規定する基準海外取引割合の計算の基礎となる基準年度の当該取引に係る海外取引等による収入金額は、当該各号に掲げる金額によるものとし、当該基準年度の総収入金額は、当該各号に掲げる金額により計算した金額によるものとする。

一 輸出業者が第二項第二号に掲げる取引をした場合において、当該取引に係る物品についての加工が他の者に委託されたものであるとき、又はその加工の対象となつた物品が他の者から購入されたものであるときは、当該取引による収入金額から当該委託又は購入によりこれらの者に支払う金額に相当する金額を控除した金額

二 陶磁器の上絵付けを行なう者が第二項第二号又は第三号に掲げる取引をした場合において、当該取引に係る陶磁器が他の者から購入した陶磁器の素地に上絵付けをしたものであるときは、当該取引による収入金額から当該購入によりその者に支払う金額に相当する金額を控除し

た金額

三 製糸業者、紡績業者又は織物業者が第二項第二号から第四号までに掲げる取引をした場合において、当該取引に係る物品についての製織加工、メリヤス加工、縫製加工、染色加工又は整理加工が他の者に委託されたものであるときは、当該取引による収入金額からその委託によりその者に支払う金額に相当する金額を控除した金額

四 第二項第四号に規定する加工を行なう者が当該加工を行なつた場合において、当該加工に係る物品についての捺染加工が他の者に委託されたものであるときは、当該加工による収入金額からその委託によりその者に支払う金額に相当する金額を控除した金額

五 対外支払手段を対価として建設請負を行なつた者がある場合において、当該建設請負に係る材料代、人夫賃その他の費用を対外支払手段により支出したときは、当該建設請負による収入金額から当該対外支払手段により支出した金額に相当する金額を控除した金額

六 第三項第四号又は第五号の規定する用船契約により船舶を用船した者の締結した再運送契約に基づきこれらの号に掲げる運送を行なつた場合には、当該再運送契約に基づく運送による収入金額から当該用船契約に基づく運送についての運送料として

支払う金額に相当する金額を控除した金額

7 第一項に規定する基準海外取引割合の計算の基礎となる基準年度の海外取引等による収入金額は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ当該各号に掲げる事実について、当該事業年度の法人税法第十八条から第二十一条までの規定による申告書の提出期限までに、大蔵省令で定めるところにより証明された取引による収入金額に限るものとする。

一 第二項第一号、第二号若しくは第八号又は第三項第一号若しくは第三号から第五号までに掲げる取引 当該取引に係る物品が輸出されたこと、当該取引に係る工業所有権等が対外支払手段を対価として譲渡若しくは提供をされたこと、当該取引が第二項第八号に掲げる修理、加工、建設請負、譲渡若しくは提供であつたこと、当該取引が技術役務の提供であつたこと又は当該取引が第三項第四号若しくは第五号に掲げる運送であつたこと。

二 第二項第三号から第七号まで又は第三項第二号に掲げる取引 第二項第三号から第七号までに規定する物品が輸出されたこと又は第三項第二号に規定する工業所有権等が同号に規定する者により対外支払手段を対価として譲渡若しくは提供をされたこと。

8 第五項の月数は、曆に従つて計算し、一月に満たない端数を生じ

たときは、これを一月とする。

9 第一項に規定する法人が合併後存続する法人又は合併により設立した法人（以下この章において「合併法人」という。）である場合における当該法人に係る同項の規定に準ずる償却範囲額の計算の特例については、政令で定めるところによる。

10 第四十三条第六項の規定は、第四十七条第一項中「昭和四十年三月三十一日」を「昭和三十三年三月三十一日」とし、「以下この項を以下この条に、「法人税法の規定」とし、「同法の規定」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 法人が、昭和三十三年四月一日から昭和四十二年三月三十一日までの間に、法人税法の施行地において、新築した貸家住宅で第十四条第二項に規定する政令で定めるものを取得し、又は当該貸家住宅を新築して、これを貸家の用に供した場合に、当該法人の貸家の用に供した日以後五年以内の日を含む各事業年度の同法及びこれに基づき命令の規定により計算される当該貸家住宅の償却範囲額は、その貸家の用に供した日以後五年以内でその用に供している期間に限り、これらの規定により計算される当該貸家住宅の償却範囲額（これらの規定に定める償却不足額があるときは、当該償却不足額に相当する金額を控除した金額）の百分の三百（当該貸家

住宅）

住宅についてその新築の時に
て同法の規定により定められて
る耐用年数が五十年以上である
ときは、百分の四百に相当する金
額（その控除した償却不足額に相
当する金額があるときは、当該金
額を加算した金額）とする。
第四十七条第三項中「第一項」を
「前二項」に改める。
第四十八条第一項中「百分の九十」
を「百分の九十五」に改める。
第五十一条第四項を削り、同条第
五項中「第三項」を「前項」に改め、同
項を同条第四項とする。
第五十二条を次のように改める。
（鉱工業技術研究組合に対する支
出金の特別償却）
第五十二条 青色申告書を提出する
法人が、鉱工業技術研究組合法第
十四条第一項の規定による承認を
受けた鉱工業技術研究組合に対
し、同条第二項に規定する費用を
支出した場合には、その支出した
金額については、法人税法及び同
法に基づく命令の規定にかかわら
ず、当該法人がその支出した目を
含む事業年度以後の各事業年度
において損金に算入した金額を、
当該事業年度の所得の計算上、損
金に算入する。

2 第四十八条第八項の規定は、前
項の規定を適用する場合について
準用する。
第三章第一節の二中第五十二条の
次に次の一条を加える。
（海運会社の有する船舶の償却範
囲の特例）
第五十二条の二 青色申告書を提出
する会社が、海運業の再建整備に
関する臨時措置法（昭和三十八年
法律第百十八号。以下この条にお
いて「再建整備法」という。）第五
条第一項の規定による整備計画の承
認を受けた場合には、当該会社の
当該整備計画を提出する日を含む
事業年度（以下この条において「整
備初年度」という。）の翌事業年度
から同法第二条第二項に規定する
確認日から起算して五年を経過し
た日を含む事業年度までの各事業
年度終了の日において有する船舶
（総トン数百トン以上の鋼製のも
のに限る。）に係る当該事業年度の
法人税法及び同法に基づく命令の
規定により計算される償却範囲額
は、これらの規定（当該船舶につ
いて第四十六条の二の規定の適用
を受けるときは、同条の規定を含む。
以下この項において同じ。）に
かわらず、これらの規定により
計算される償却範囲額として政令
で定める金額に、第一号に掲げる
金額から第二号に掲げる金額を控
除した金額に相当する金額を加算
した金額とする。

一 整備初年度開始の日前五年以
内に開始した各事業年度（整備
初年度まで連続して青色申告書
を提出している場合に係る各事
業年度に限る。）において生じた
当該船舶に係る法人税法及び同
法に基づく命令の規定に定める
償却不足額の合計額のうち整備
初年度の償却範囲額に含まれる
ものとして政令で定める金額
（当該金額が当該船舶につき再
建整備法第四条第二号に定める
方法に準じて計算した減価償却
の不足額をこえるときは、その
こえる金額を控除した金額。以
下この条において「特定償却不
足額」という。）から、当該会社
の整備初年度から当該事業年度
の直前の事業年度までの各事業
年度の所得の計算上損金に算入
された当該船舶に係る償却額の
うち当該特定償却不足額に係る
ものから成る部分の金額として
政令で定める金額の合計額を控
除した金額
二 当該事業年度の当該船舶に係
る法人税法及び同法に基づく命
令の規定により計算される償却
範囲額に含まれるこれらの規定
に定める償却不足額のうち、整
備初年度前の各事業年度に係る
もの

2 前項の規定の適用があつた場合
において、その適用に係る事業年
度の所得の計算上損金に算入され
た同項に規定する船舶に係る償却
額が、当該船舶に係る当該事業年
度の同項の規定による償却範囲額
に満たないときは、その差額に相
当する金額のうち同項の規定によ
り加算される金額から成る部分の
金額として政令で定める金額は、
法人税法及び同法に基づく命令の
規定に定める償却不足額としない
ものとする。

3 第一項に規定する承認を受けた
会社がその承認を受けた同項に規
定する整備計画に従つて合併した
場合において、当該合併後存続す
る会社又は当該合併により設立し
た会社（以下この項において「合併
会社」という。）が当該合併により
消滅した会社（以下この項におい
て「被合併会社」という。）から第一
項に規定する船舶を引き継いだと
きは、当該船舶に対する前二項の
規定の適用については、当該被合
併会社の当該船舶に係る特定償却
不足額から、当該被合併会社の整
備初年度から当該合併の日を含む
事業年度までの各事業年度の所得
の計算上損金に算入された当該船
舶に係る償却額のうち当該特定償
却不足額に係るものから成る部分
の金額として政令で定める金額の
合計額を控除した金額をもつて、
当該合併会社の当該船舶に係る特
定償却不足額とみなす。
4 第一項の規定の適用を受ける会
社につき再建整備法第十三条第一
項の通知があつた場合には、当該
会社の第一項に規定する船舶に係
る当該通知があつた日を含む事業
年度以後の各事業年度の償却範囲
額については、同項の規定は、適
用しない。
5 第二項から前項までに定める
もののほか、第一項の規定の適用
に関し必要な事項は、政令で定め
る。
6 第四十三条第六項の規定は、第
一項の規定を適用する場合につい
て準用する。
第五十三条第一項中「有価証券（以
下この条において「有価証券」とい
う。）を「有価証券（政令で定めるも
のを除く。以下この条において「有
価証券」という。）に改め、同項第一
号中「証券取引所に上場されてい
るものについては、証券取引法第百
二十二条第二項の規定により公表さ
れた同日前一月間の毎日の最終価格
の平均額」を「証券取引所において上
場されているもの又は気配相場のある
ものについては、政令で定める価
額」に改める。
第五十四条を次のように改める。
（海外市場開拓準備金勘定への繰
入金額の損金算入）
第五十四条 青色申告書を提出する
法人（次条第一項に規定する特定
商工組合を除く。以下この条にお
いて同じ。）が、昭和三十九年四月
一日から昭和四十四年三月三十一
日までの期間（以下この項におい
て「指定期間」という。）内の日を含
む各事業年度（解散（合併）による解
散を除く。）の日を含む事業年度及
び清算中の各事業年度を除く。）に
おいて、海外市場の開拓に要する
費用の支出に備えるため、当該事
業年度に係る第四十六条の二第二
項に規定する基準年度の収入金額
で同項に規定する海外取引（以下
この条及び次条において「海外取
引」という。）によるものの千分の
十五（当該収入金額で第四十六条
の二第二項第一号に掲げる取引に
よるものについては、千分の五）
に相当する金額の合計額に、当該
事業年度の指定期間の月数を乗じ
てこれを当該基準年度の月数で除
して計算した金額（以下この条に
おいて「海外市場開拓準備金勘定
の繰入限度額」という。）以下の金
額を海外市場開拓準備金勘定に繰
り入れたときは、当該繰入金額は、
当該事業年度の所得の計算上、
損金に算入する。

第五部 大蔵委員会会議録第十六号 昭和三十九年三月十七日【参議院】

2 前項に規定する法人の各事業年度終了の日において、前事業年度から繰り越された海外市場開拓準備金勘定の金額（その日までに第四項の規定により益金に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又は前事業年度終了の日までにこの項若しくは次項の規定により益金に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。）がある場合には、当該海外市場開拓準備金勘定の金額については、その繰入れをした事業年度別に区分した各金額ごとに、当該区分した金額の繰入れをした事業年度の所得の計算上前項の規定により損金に算入された金額に当該各事業年度の月数を乗じてこれを六十で除して計算した金額（当該計算した金額が当該区分した金額をこえる場合には、当該区分した金額）に相当する金額を、それぞれ、当該事業年度の所得の計算上、益金に算入する。

の繰入れをした事業年度が最も古いものから順次益金に算入されるものとする。

一 当該事業年度の特定海外費用（海外との取引に關し支出される旅費、通信費その他の費用として政令で定める費用をいう。以下次号において同じ。）の額の合計額

二 当該事業年度開始の日前二年内に開始した各事業年度の特定海外費用の額の合計額に当該事業年度の月数を乗じてこれを当該二年以内に開始した各事業年度の月数の合計で除して計算した金額の百分の百二十に相当する金額

4 第一項の海外市場開拓準備金勘定を設けている法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の計算上、益金に算入する。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

一 解散した場合 当該解散の日における海外市場開拓準備金勘定の金額（合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。）

二 前二項、前号及び次項の場合以外の場合において海外市場開拓準備金勘定の金額を取りくずした日における海外市場開拓準備金勘定の金額のうちその取りくずした金額に相当する金額

5 第一項の海外市場開拓準備金勘定を設けている法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出をした場合には、その承認の取消しの原因となつた事実のあつた日又はその届出をした日（その届出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日）における海外市場開拓準備金勘定の金額は、政令で定めるところにより、その日を含む事業年度から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度の所得の計算上、益金に算入する。この場合においては、当該海外市場開拓準備金勘定の金額については、前三項及び第十項の規定は、適用しない。

6 第一項から第三項までの月数は、曆に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

7 第一項の海外市場開拓準備金勘定を設けている法人が合併後存続する法人（当該合併を第三項第一号に規定する事業年度又は当該事業年度開始の日前二年内に開始した事業年度において行なつたものに限る。）合併により設立した法人（同号に規定する事業年度が設立後最初に開始した事業年度であるものに限る。）又は同項第二号に規定する各事業年度の月数の合計が十二月に満たない法人である場合における当該法人の当該事業年度に係る同号に掲げる金額の計算については、同項の規定にかかわらず、政令で定める。

8 第四十六條の二第六項、第七項及び第九項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第九項中「同項に規定する固定資産についての同項の規定に準ずる償却範囲額」とあるのは、「第五十四条第一項に規定する基準年度の収入金額」と読み替へるものとする。

9 前条第七項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

10 第一項の海外市場開拓準備金勘定を設けている法人が合併により消滅した場合には、その合併の日における当該法人の海外市場開拓準備金勘定の金額で合併法人に引き継がれたものは、これを当該合併法人に係る海外市場開拓準備金勘定の金額とみなす。

11 前項の場合において、同項の合併法人がその合併の日を含む事業年度（当該合併法人が合併により設立された法人である場合には、設立後最初の事業年度）の所得について青色申告書を提出することのできる者でないときは、当該事業年度終了の日における海外市場開拓準備金勘定の金額は、当該事業年度の所得の計算上、益金に算入する。

12 次条第一項に規定する納付金を納付した法人の各事業年度に係る海外市場開拓準備金勘定の繰入限度額は、第一項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額から、当該事業年度に係る当該納付金の額として政令で定めるところにより計算した金額の百分の六十に相当する金額を控除した金額とする。

第三第三章第三節を削る。第五十八條を削り、第五十四條の次に次の三條及び一節を加える。（中小企業海外市場開拓準備金勘定への繰入金額の損算入等）第五十五條 青色申告書を提出する特定商工組合が、昭和三十三年四月一日から昭和四十四年三月三十一日までの期間（以下この項において「指定期間」という。）内の日を含む各事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において、海外市場の開拓に要する費用の支出に備えるため、当該事業年度に係る第四十六條の二第一項に規定する基準年度の期間内の当該特定商工組合の組合員（当該特定商工組合が合併法人である場合には、当該合併により消滅した特定商工組合の組合員であつた者を含む。）の海外取引（当該特定商工組合の第四項に規定する資格事業に關する物品に係るものに限る。以下この項において同じ。）による収入金額の合計額として政令で定めるところにより計算した金額の千分の二十五に相当する金額に当該事業年度の指定期間の月数を乗じてこれを当該基準年度の月数で除して計算した金額以下の金額を、当該特定商工組合の組合員の海外取引による収入金額その他の政令で定める賦課基準により組合員に賦課し、かつ、当該賦課に基づいて納付された金額（以下この条において「納付金」という。）の

合計額に相当する金額以下の金額を中小企業海外市場開拓準備金勘定に繰り入れたときは、当該繰入金額は、当該事業年度の所得の計算上、損金に算入する。

2 前項に規定する特定商工組合の組合員で法人であるものが当該特定商工組合に納付金を納付した場合には、当該納付金に相当する金額は、当該組合員のその納付の日を含む事業年度の所得の計算上、損金に算入する。

3 前条第二項から第七項までの規定は、第一項の中小企業海外市場開拓準備金勘定の金額について、同条第六項の規定は、第一項の規定を適用する場合について、同条第十項及び第十一項の規定は、第一項の中小企業海外市場開拓準備金勘定を設けている特定商工組合が合併により消滅した場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第四項第一号中「解散した場合」とあるのは「解散した場合又は特定商工組合でないこととなつた場合」と、「解散の日」とあるのは「解散の日又は特定商工組合でないこととなつた日」と、同条第十一項中「者でないとき」とあるのは「者又は特定商工組合でないとき」と読み替へるものとする。

4 前三項に規定する特定商工組合とは、その組合員が製造、採掘、採取、栽培、養殖その他これらに準ずる行為により取得し、又は加工した物品（中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十三年法律第百八十五号）第八条第二項に規定する

資格事業に関するものに限る。）の相当部分が当該組合員の行なり海外取引に係るものである商工組合（出資組合であるものに限る。）として政令で定めるものをいう。

5 第五十三条第七項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

（海外投資損失準備金勘定への繰入金額の損金算入）

第五十六条 青色申告書を提出する内国法人（海外投資法人を除く。）が、昭和三十九年四月一日から昭和四十四年三月三十一日までの期間（以下この項において「指定期間」という。）内の日を含む各事業年度（解散（合併）による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）の指定期間内において新開発地域法人又は海外投資法人（以下この条において「特定法人」という。）の株式（出資を含む。以下この条において「株式等」という。）で次に掲げるもの（以下この条において「特定株式等」という。）を取得し、かつ、これを当該取得の日を含む事業年度終了の日まで引き続き有している場合であつて、当該内国法人が同日において有する当該特定法人の株式の数又は出資の金額が同日における当該特定法人の発行済株式の総数又は出資金額の十分の一（海外投資法人の株式等については、百分の一）以上である場合において、当該特定株式等の価格の低落による損失に備えるため、当該特定株式等の取得価額の二分の一に相当する金額（当該事業年度において当

該特定株式等の帳簿価額を減額した場合）には、その減額した金額のうち当該事業年度の所得の計算上損金に算入された金額に相当する金額を控除した金額）以下の金額を特定法人別に海外投資損失準備金勘定に繰り入れたときは、当該繰入金額は、当該事業年度の所得の計算上、損金に算入する。

一 当該事業年度内において設立（合併）による設立を除く。）をされ、又は資本若しくは出資の増加を行なつた特定法人の株式等で当該内国法人の払込みに係るもの

二 非居住者（第二条第一項第一号に規定する非居住者をいう。）又は内国法人以外の法人が当該取得の日まで有していた新開発地域法人の株式等で、その取得をすることが新たな海外投資となるものとして政令で定めるもの

2 前項に規定する新開発地域法人とは、新開発地域（開発途上にある海外の地域として政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）内に本店又は主たる事務所を有する法人で、もつぱらその事業を新開発地域内において営むことを目的とするものとして政令で定めるものをいう。

3 第一項に規定する海外投資法人とは、もつぱら同項に規定する新開発地域法人に対し、出資をし、又は長期の資金を貸し付けることを目的とする内国法人で、海外投資の促進に著しく寄与するものと

して政令で定めるものをいう。

4 第一項に規定する内国法人の各事業年度終了の日において、前事業年度から繰り越された特定法人に係る海外投資損失準備金勘定の金額（その日までに次項の規定により益金に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又は前事業年度終了の日までにこの項の規定により益金に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。）のうちその繰入れをした事業年度終了の日の翌日から五年を経過したもの（以下この条において「据置期間経過準備金額」という。）がある場合には、当該据置期間経過準備金額については、その繰入れをした事業年度別に区分した各金額ごとに、当該区分した金額の繰入れをした事業年度の所得の計算上第一項の規定により損金に算入された当該海外投資損失準備金勘定への繰入金額に当該各事業年度の月数を乗じてこれを六十で除して計算した金額（当該計算した金額が当該区分した金額をこえる場合には、当該区分した金額）に相当する金額を、それぞれ、当該事業年度の所得の計算上、益金に算入する。

5 第一項の海外投資損失準備金勘定を設けている内国法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の計算上、益金に算入する。この場合において、第一

号、第四号又は第六号の場合にあつては、これらの号に規定する海外投資損失準備金勘定の金額をその繰入れをした事業年度別に区分した各金額のうち、その繰入れをした事業年度が最も古いものから順次益金に算入されるものとする。

一 当該海外投資損失準備金勘定に係る特定法人の株式等の一部を有しないこととなつた場合（次号に該当する場合を除く。）その有しないこととなつた日における当該特定法人に係る海外投資損失準備金勘定の金額のうちその有しないこととなつた株式等に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額

二 前号に規定する特定法人の株式の数又は出資の金額が当該特定法人の発行済株式の総数又は出資金額の十分の一（当該特定法人が第一項に規定する海外投資法人である場合には、百分の一）未満となつた場合、その該当することとなつた日における当該特定法人に係る海外投資損失準備金勘定の金額

三 第一号に規定する特定法人が、解散（合併）による解散を除く。）をした場合又は特定法人でないこととなつた場合、その該当することとなつた日における当該特定法人に係る海外投資損失準備金勘定の金額

四 第一号に規定する特定法人の株式等についてその帳簿価額を減額した場合、その減額をした日における当該特定法人に係る

海外投資損失準備金勘定の金額のうちその減額をした金額に相当する金額

五 当該内国法人が解散した場合 当該解散の日における海外投資損失準備金勘定の金額（合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。）

六 前項、前各号及び次項の場合以外の場合において特定法人に係る海外投資損失準備金勘定の金額を取りくずした場合は、その取りくずした日における当該特定法人に係る海外投資損失準備金勘定の金額のうちその取りくずした金額に相当する金額

6 第一項の海外投資損失準備金勘定を設けている法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出をした場合には、その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又はその届出をした日（その届出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日）における海外投資損失準備金勘定の金額は、政令で定めるところにより、その日を含む事業年度から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度の所得の計算上、益金に算入する。この場合において、当該海外投資損失準備金勘定の金額については、前二項及び第十項の規定は、適用しない。

7 第四項の月数は、曆に従つて計算し、一月に満たない端数を生じ

たときは、これを一月とする。

8 第二項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

9 第五十三条第七項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

10 第五十四条第十項及び第十一項の規定は、第一項の海外投資損失準備金勘定を設けている内国法人が合併により消滅した場合について準用する。

（証券取引責任準備金勘定への繰入金額の損金算入）

第五十七条 青色申告書を提出する法人で証券取引法第二条第八項に規定する証券業を営むものが、昭和三十九年四月一日から昭和四十四年三月三十一日までの期間（以下この項において「指定期間」という。）内の日を含む各事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において、証券事故（同条第一項及び第二項に規定する有価証券の売買その他の取引に關して生じた事故で政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）による損失に備えるため、次の各号に掲げる金額のうちいずれか低い金額以下の金額を証券取引責任準備金勘定に繰り入れたときは、当該繰入金額は、当該事業年度の所得の計算上、損金に算入する。

一 当該事業年度の指定期間内における売買に係る株式数（当該法人が自己又は他人の計算にお

いて売買した政令で定める株式の数をいう。以下この項において同じ。）を三銭に乘じて算出した金額

二 イ又はロに掲げる金額のうちいずれか低い金額（以下次項において「累積限度額」という。）から、当該事業年度終了の日における前事業年度から繰り越された証券取引責任準備金勘定の金額（その日までに第三項若しくは第四項の規定により益金に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又は前事業年度終了の日までに次項の規定により益金に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。）を控除した金額

イ 当該事業年度終了の日において、当該法人が、その加入している証券業協会の定款で定めるところにより証券取引責任準備金勘定として預託している金額の合計額

ロ 当該事業年度及び当該事業年度開始の日前二年以内に開始した各事業年度のうちに、その売買に係る株式数の最も多い事業年度における売買に係る株式数を十銭に乘じて算出した金額

2 前項の証券取引責任準備金勘定を設けている法人の当該事業年度終了の日における証券取引責任準備金勘定の金額が累積限度額をこえるときは、そのこえる金額は、当該事業年度の所得の計算上、益金に算入する。

3 第一項の証券取引責任準備金勘定を設けている法人について証券事故による損失が生じた場合として政令で定める場合には、その損失の生じた日における証券取引責任準備金勘定の金額のうちその損失の額に相当する金額は、その損失の生じた日を含む事業年度の所得の計算上、益金に算入する。

4 第一項の証券取引責任準備金勘定を設けている法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の計算上、益金に算入する。

一 第一項に規定する証券業を廃止した場合 当該廃止の日における証券取引責任準備金勘定の金額（合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。）

二 解散した場合 当該解散の日における証券取引責任準備金勘定の金額（合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。）

三 前二項、前二号及び次項の場合以外の場合において証券取引責任準備金勘定の金額を取りくずした場合は、その取りくずした日における証券取引責任準備金勘定の金額のうちその取りくずした金額に相当する金額

5 第一項の証券取引責任準備金勘定を設けている法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出をした場合には、その承認の取消しの基因となつた事実のあ

つた日又はその届出をした日（その届出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日）における証券取引責任準備金勘定の金額は、政令で定めるところにより、その日を含む事業年度から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度の所得の計算上、益金に算入する。この場合において、当該証券取引責任準備金勘定の金額については、前三項及び第八項の規定は、適用しない。

6 第一項の証券取引責任準備金勘定を設けている法人が合併した場合における同項第二号ロに掲げる金額の計算の特例その他同項及び第二項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

7 第五十三条第七項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

8 第五十四条第十項及び第十一項の規定は、第一項の証券取引責任準備金勘定を設けている法人が合併により消滅した場合について準用する。

第三節 技術等海外取引に係る課税の特例（技術等海外取引に係る所得の特例）

第五十八条 青色申告書を提出する法人の昭和三十九年四月一日から昭和四十四年三月三十一日までの期間（以下この条において「指定期間」という。）内の日を含む各事業年度の総収入金額のうち第四十六条の二第三項第一号から第三号

までに掲げる取引による指定期間内の収入金額（法人税法第六条第一項の規定の適用に係るものを除く。以下この条において同じ。）がある場合には、当該収入金額の百分の七十（第四十六條の二第三項第三号に掲げる取引によるものについては、百分の二十）に相当する金額の合計額（当該合計額が当該事業年度の所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額の百分の五十に相当する金額をこえる場合には、当該百分の五十に相当する金額）は、当該事業年度の所得の計算上、損金に算入する。

2 青色申告書を提出する法人の指定期間内の日を含む各事業年度の総収入金額のうち第四十六條の二第三項第四号又は第五号に掲げる取引による指定期間内の収入金額がある場合には、当該収入金額の百分の三に相当する金額の合計額（当該合計額がこれらの取引に係る当該事業年度の所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額の百分の八十に相当する金額をこえる場合には、当該百分の八十に相当する金額）は、当該事業年度の所得の計算上、損金に算入する。

3 青色申告書を提出する法人が、指定期間内の日を含む各事業年度の指定期間内の収入金額で第一項に規定する取引によるものについて、当該取引（第四十六條の二第三項第二号に掲げる取引について）は、同号に規定する者の行なう同号に規定する工業所有権等の譲渡

又は提供）の対価が第十三條の三第三項第一号に規定する対外支払手段により支払われることが明らかでなかつたことについて政令で定める特別の事情があつたため、次項において準用する第四十六條の二第七項に規定する提出期限までに同項に規定する証明を受けることができなかった場合において、当該事業年度の事業年度において当該対外支払手段による支払を受け、かつ、その支払を受けた日を含む事業年度の法人税法第十八條から第二十一條までの規定による申告書の提出期限までに大蔵省令で定める証明を受けたときは、当該対外支払手段による支払に係る金額に相当する収入金額につき当該収入金額に係る事業年度において第一項の規定の適用を受けたものとした場合に当該収入金額につき同項の規定により損金に算入されるべき金額として政令で定める金額に相当する金額は、その支払を受けた日を含む事業年度の所得の計算上、損金に算入する。

4 第四十六條の二第七項の規定は、第一項又は第二項の規定を適用する場合について、同条第六項第六号の規定は、第二項の規定を適用する場合について、それぞれ準用する。

5 第一項又は第二項の規定は、確定申告書等にこれらの規定により損金に算入される金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等にその損金に算入される金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、

適用する。この場合において、これらの規定により損金に算入される金額は、当該申告に係るその損金に算入されるべき金額に限るものとする。

6 第三項の規定は、同項に規定する収入金額に係る事業年度（以下この項において「収入年度」という。）から第三項の規定の適用を受けようとする事業年度までの各事業年度の法人税法第十八條又は第二十一條の規定による申告書（これらの申告書に係る期限後申告書を含む。）に、同項の規定に該当する収入金額の全部につき当該収入年度において第一項の規定の適用を受けたものとした場合に当該収入金額につき同項の規定により損金に算入されるべき金額の計算に関する事項を記載した明細書を添付した場合であつて、その適用を受けたこととする事業年度の確定申告書等に第三項の規定により損金に算入される金額の損金算入に関する申告の記載がある場合に限り、適用する。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

7 第一項から第三項までの規定の適用を受けた法人のこれらの規定により損金に算入された金額は、法人税法第十六條第一項の規定の適用については同項に規定する所得の金額に、同法第十七條の二第一項及び第二項の規定の適用についてはこれらの規定に規定する所得等の金額にそれぞれ含まれるものとする。

第五十九條第一項中「その留保した金額の下に」として政令で定めるところにより計算した金額を加え、「以下この条及び次条を」として第六十一條までを、「当該事業年度の所得から留保した金額のうちそのこえる金額に相当する金額」を「当該政令で定めるところにより計算した金額のうちそのこえる金額に係る部分の金額」に改め、同条第二項中「その留保した金額の下に」として政令で定めるところにより計算した金額を加え、「当該事業年度の所得から留保した金額のうちそのこえる金額に相当する金額」を「当該政令で定めるところにより計算した金額のうちそのこえる金額に係る部分の金額」に改める。

第六十條第一項中「昭和三十三年法律第八十五号」を削り、「その留保した金額の下に」として政令で定めるところにより計算した金額を加え、「当該事業年度の所得から留保した金額のうちそのこえる金額に相当する金額」を「当該政令で定めるところにより計算した金額のうちそのこえる金額に係る部分の金額」に改める。

第六十一條を次のように改める。
（農業協同組合等の留保所得の特例）
第六十一條 出資組合である農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、商工組合及び商工組合連合会並びに事業協同組合、事業協同小组組合及び協同組合連合会（中小企業等協同組合法第九條の九第一項第一号又は第三号の事業を行なう協

同組合連合会を除く。）が、昭和三十九年四月一日から昭和四十四年三月三十一日までの間に終了する各事業年度において、その所得の全部又は一部を留保したとき（第五十九條第一項若しくは第二項又は前条第一項の規定に該当するものを除く。）は、その留保した金額として政令で定めるところにより計算した金額（当該事業年度終了の日における積立金額が同日における出資総額の四分の一に相当する金額をこえる場合には、当該政令で定めるところにより計算した金額のうちそのこえる金額に係る部分の金額を除く。）の二分の一に相当する金額は、当該事業年度の所得の計算上、損金に算入する。

2 前項の規定は、同項に規定する法人が当該事業年度においてその組合員その他これに準ずるものとして政令で定める者（以下この項において「組合員等」という。）以外の方にその事業を利用させた場合において、当該組合員等以外の者の事業の利用分額の額が当該事業年度における当該組合員等の事業の利用分額の額の百分の二十（政令で定める割合）をこえるときは、当該法人が当該事業年度において留保した金額については、適用しない。

3 第一項の規定は、法人税法第十八條の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）に同項の規定により損金に算入される金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該申告書

にその損金に算入される金額の計算に關する明細書の添附がある場合に限り、適用する。

4 第一項の規定の適用を受けた法人の同項の規定により損金に算入された金額は、法人税法第十六条第一項の規定の適用については、同項に規定する所得の金額に含まれるものとする。

5 第五十九条第三項の規定は、第一項の規定の適用を受けて留保した金額について準用する。

第六十二条第一項中「昭和三十三年四月一日から昭和三十三年三月三十一日まで」を「昭和三十三年四月一日から昭和四十一年三月三十一日まで」に、「三百万円」を「四百万円」に、「これに準ずるもの」として政令で定めるものを含む。と資本積立金額、再評価積立金額その他の政令で定める積立金の額との合計額の千分の一を、資本積立金額及び再評価積立金額の合計額（資本又は出資を有しない法人その他政令で定める法人については、政令で定める金額）の千分の二・五に、「百分の二十」を「百分の三十」に改める。

第六十四条第一項中「又は清算金の額に對する」を「若しくは清算金の額に對する」に改め、「加算した金額とする」の下に「以下この項において「圧縮記帳限度額」といふ。」を加え、「記載したとき」を「記載し、又は当該金額を財産目録に記載することにより代えて当該代替資産の取得価額から圧縮記帳限度額を控除した金額（当該代替資産のうちにその償却額が各事業年度の所得の計算上損金に算入されるもの以外のものについて、利益又は剰余金の処分により積み立てた場合における当該積立金を含む。）として経理した場合に改め、「差額に相當する金額」の下に「又は当該引当金として経理した金額に相當する金額」を加える。

第六十五条第三項中「又は清算金」を「若しくは清算金」に改める。

第六十五条の五第一項中「特別勘定」の下に「（利益又は剰余金の処分により積み立てた場合における当該積立金を含む。）として経理した場合に改め、「差額に相當する金額」の下に「又は当該引当金として経理した金額に相當する金額」を加える。

第六十四条の二第一項中「特別勘定」の中に「（利益又は剰余金の処分により積み立てた場合における当該積立金を含む。）として経理した場合に改め、「差額に相當する金額」の下に「又は当該引当金として経理した金額に相當する金額」を加える。

第六十五条第三項中「又は清算金」を「若しくは清算金」に改める。

第六十五条の四第一項中「第六十四条第一項第一号」を「第一号に掲げる資産を使用することにより当該資産の価値が著しく減少する場合として政令で定める場合に該当する場合におけるその使用を爲る行為を含み、第六十四条第一項第一号」に改め、「加算した金額とする」の下に「以下この項において「圧縮記帳限度額」といふ。」を加え、「記載した場合」を「記載し、又は当該金額を財産目録に記載することにより代えて当該代替資産の取得価額から圧縮記帳限度額を控除した金額以下（当該代替資産のうちにその償却額が各事業年度の所得の計算上損金に算入されるもの以外のものについて、利益又は剰余金の処分により積み立てた場合における当該積立金を含む。）として経理した場合に改め、「差額に相當する金額」の下に「又は当該引当金として経理した金額に相當する金額」を加える。

第六十五条の五第一項中「特別勘定」の下に「（利益又は剰余金の処分により積み立てた場合における当該積立金を含む。）として経理した場合に改め、「差額に相當する金額」の下に「又は当該引当金として経理した金額に相當する金額」を加える。

第六十五条の七第一項中「一円とする」の下に「以下この項において「圧縮記帳限度額」といふ。」を加え、「記載したとき」を「記載し、又は当該金額を財産目録に記載することにより代えて当該土地等の取得価額から圧縮記帳限度額を控除した金額以下（当該代替資産のうちにその償却額が各事業年度の所得の計算上損金に算入されるもの以外のものについて、利益又は剰余金の処分により積み立てた場合における当該積立金を含む。）として経理した場合に改め、「差額に相當する金額」の下に「又は当該引当金として経理した金額に相當する金額」を加える。

第六十五条の八第一項中「特別勘定」の下に「（利益又は剰余金の処分により積み立てた場合における当該積立金を含む。）として経理した場合に改め、「差額に相當する金額」の下に「又は当該引当金として経理した金額に相當する金額」を加える。

第六十六条の二第一項中「当該合併後存続する法人又は当該合併により設立した法人（以下第六十六条の五までにおいて「合併法人」といふ。）を「当該合併法人」に改め、「政令で定める金額」の下に「の合計額以下（当該合併法人の合併前各事業年度の所得の計算上損金に算入されるもの以外のものについて、利益又は剰余金の処分により積み立てた場合における当該積立金を含む。）として経理した場合に改め、「差額に相當する金額」の下に「又は当該引当金として経理した金額に相當する金額」を加える。

第六十六条の三第一項中「第三号、第五号又は第六号」を「及び第三号から第六号まで」に改める。

第六十六条の四「特別勘定」として「附記し、又は」を加える。

第六十六条の六第二項中「当該特定出資資産の帳簿価額を一円に達するまでの範囲内において減額してこれを財産目録に記載し、」を「当該出資を受けた際当該特定出資資産に附した帳簿価額から一円を控除した金額以下（当該特定出資資産のうちにその償却額が各事業年度の所得の計算上損金に算入されるもの以外のものについて、利益又は剰余金の処分により積み立てた場合における当該積立金を含む。）として経理した場合に改め、「差額に相當する金額」の下に「又は当該引当金として経理した金額に相當する金額」を加える。

第六十六条の九の次に次の一条を加える。

第六十六条の九の次に次の一条を加える。

（石油資源開発株式会社の欠損金の控除の特例）

第六十六条の十 石油資源開発株式会社は昭和三十三年三月三十一日又は昭和三十三年三月三十一日に終了した事業年度における総損金が総益金をこえる場合には、そのこえる損金の額については、法人税法第九第五項中「五年」とあるのを「八年」として、同項の規定を適用する。

第六十七条の次に次の一条を加える。

（特定の医療法人の法人税率の特例）

第六十七条の二 財団法人又は社団法人たる医療法人で持分の定めがないもの（清算中のものを除く。）のうち、その事業が医療の普及及び向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与し、かつ、公的に運営されていることにつき政令で定める要件をみたすものとして、政令で定めるところにより大蔵大臣の承認を受けたものの当該承認を受けた後に終了した各事業年度の所得については、法人税法第十七条第一項第一号の規定にかかわらず、百分の二十八の税率により、法人税を課する。

2 大蔵大臣は、前項の承認を受けた医療法人について同項に規定する政令で定める要件をみたさないこととなつたと認められる場合には、そのみださないうこととなつたと認められるときその承認を取り消すものとする。

以後に終了した当該医療法人の各事業年度の所得については、同項の規定は、適用しない。

3 大蔵大臣は、第一項の承認をしたとき、若しくは当該承認をしな

いことを決定したときは、又は当該承認を取り消したときは、その旨を当該承認を申請した医療法人又は当該承認を受けていた医療法人に通知しなければならない。

4 第一項の規定の適用がある場合における法人税法第十條の三第一項の規定の適用については、同項中「第十七條第一項第一号の税率」とあるのは、「租税特別措置法第六十七條の二第一項の税率」とする。

第六十九條第一項中「第七十條の三」を「第七十條の五」に改める。

第七十條の二第一項中「第二十七條第一項の下に」又は「第二十九條第一項を」、「申告書」の下に「（これらの申告書の提出後において同法第三條の二に規定する事由が生じたことにより取得した財産については、当該取得に係る同法第三十一條第二項の規定による申告書。以下この条において同じ。）」を、「贈与を除く。」の下に「（以下第七十條の五までにおいて同じ。）」を加え、同条第三項中「第二十七條」の下に「又は第二十九條」を加える。

第七十條の三第二項中「第二十七條の下に」又は「第二十九條」を加え、同条第四項後段を次のように改める。

この場合において、同条第四項第二号中「第七十條第一項」とあるのは「第七十條の三第一項」と、「第二十七條」とあるのは「第二十七條又は第二十九條」と、同条第

五項第二号中「第七十條第二項」とあるのは「第七十條の三第二項」と読み替えるものとする。

第七十條の三の次に次の二條を加える。

（農地等を贈与した場合の贈与税の納期限の特例）

第七十條の四 農業を営む個人で政令で定める者（以下この条及び次条において「贈与者」という。）が、昭和三十九年一月一日から昭和四十三年十二月三十一日までの間に、その農業の用に供している農地（当該農地の第一項に規定する農地（当該農地の上に存する地上権、永小作権、使用貸借による権利及び賃借権を含む。）の全部及び当該用に供している同項に規定する採草放牧地（当該採草放牧地の上に存する地上権、永小作権、使用貸借による権利及び賃借権を含む。）のうち政令で定める部分を当該贈与者の推定相続人で政令で定める者のうちの一人の者に贈与した場合（当該贈与者が当該期間内において既にこの条の規定の適用に係る贈与をしている場合を除く。）には、当該農地及び採草放牧地（これらの上に存する地上権、永小作権、使用貸借による権利及び賃借権を含む。以下この条及び次条において「農地等」という。）の贈与を受けた者（以下この条及び次条において「受贈者」という。）の当該贈与の日の属する年分の贈与税で相続税法第二十八條第一項の規定による申告書（当該申告書の提出期限前に提出するものに限る。以下この条において「贈与税の申告書」という。）

の提出により納付すべきものの額のうち、当該農地等の価額に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する贈与税については、当該年分の贈与税の申告書の提出期限までに当該贈与税の額に相当する担保を提供した場合に限り、同法第三十三條の規定にかかわらず、当該受贈者が当該贈与者の死亡による相続の開始があつたことを知つた日（当該贈与者の死亡の日以前に当該受贈者が死亡した場合においては、当該受贈者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）が当該受贈者の死亡による相続の開始があつたことを知つた日）の翌日から六月を経過する日まで、その納期限を延長する。

ただし、当該受贈者が当該贈与者の死亡の日前において次の各号の一に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる日から二月を経過する日（その該当することとなつた後同日以前に当該受贈者が死亡した場合においては、当該受贈者の相続人が当該受贈者の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日）まで、当該期限を延長する。

一 当該贈与により取得した農地等の譲渡、贈与若しくは転用（農地法第二條第一項に規定する採草放牧地の同項に規定する農地への転用その他政令で定める転用を除く。）をし、若しくは当該農地等につき地上権、永小作権、使用貸借による権利若しくは賃借権の設定をし、又は当該取得に係るこれらの権利の消滅（これらの権利に係る同項に規定する農地又は採草放牧地の所有権の取得に伴う消滅を除く。）があつた場合において、当該譲渡、贈与、転用若しくは設定又は消滅（以下この条及び次条において「譲渡等」という。）があつた当該農地等に係る土地の面積（当該譲渡等の時前に当該農地等につき譲渡等があつた場合におけるその譲渡等に係る土地の面積を含む。）が、当該受贈者のその時の直前における当該取得した農地等に係る耕作又は養畜の用に供する土地の面積の百分の二十をこえるとき。その事実が生じた日

二 当該贈与により取得した農地等に係る農業経営を廃止した場合。その廃止の日

三 当該贈与者の推定相続人に該当しないこととなつた場合。その該当しないこととなつた日

前項の規定の適用を受ける農地等の一部につき当該農地等に係る贈与者の死亡の日（その直前に同項各号の一に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる日）前に当該農地等に係る受贈者による譲渡等があつた場合（当該譲渡等により同項第一号に掲げる場合に該当することとなる場合を除く。）には、同項に規定する贈与税の額のうち当該譲渡等があつた農地等の価額に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する贈与税については、同項の規定にかかわらず、当該譲渡等があつた日から二月を経過する日（当該受贈者が死亡した場合においては、当該受贈者の相続人が当該受贈者の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日）をもつて同項の規定による納期限とする。

3 第一項第一号又は前項の場合において、これらの規定に規定する譲渡等があつた日から一年以内に当該譲渡等の対価の額の全部又は一部をもつて農地等を取得する見込みであることにつき、政令で定めるところにより、税務署長の承認を受けたときにおける前二項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 当該承認に係る譲渡等は、なかつたものとみなす。

二 当該譲渡等があつた日から一年を経過する日において、当該承認に係る譲渡等の対価の額の全部又は一部が農地等の取得に充てられていない場合には、当該譲渡等に係る農地等のうちその充てられていないものに対応するものとして政令で定める部分は、同日において譲渡等をされたものとみなす。

三 当該譲渡等があつた日から一年を経過する日までに当該承認に係る譲渡等の対価の額の全部又は一部が農地等の取得に充てられた場合には、当該取得に係る農地等は、第一項の規定の適用を受ける農地等とみなす。

- 4 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする受贈者の同項に規定する農地等の贈与を受けた日の属する年分の贈与税の申告書に、同項の規定の適用を受けようとする旨並びに当該農地等の明細及び同項に規定する贈与税の額の計算に關する明細その他大蔵省令で定める事項を記載した書類を添付しない場合には、適用しない。
- 5 第一項の規定の適用を受ける受贈者は、同項の規定による納期限がまだ確定していない間、同項の贈与税の申告書の提出期限の翌日から起算して毎三年を経過するこの日まで、政令で定めるところにより、引き続き同項の規定の適用を受けたい旨の届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。
- 6 前項の届出書が同項に規定する期限までに提出されない場合には、第一項に規定する贈与税（既に第二項の規定の適用があつた場合には、同項の規定の適用があつた農地等の価額に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額に相当するものを除く。以下第九項及び次条第三項において同じ。）については、第一項の規定にかかわらず、当該期限をもつて同項の規定による納期限とする。
- 7 第一項の場合において、受贈者が同項に規定する担保について国税通則法第五十一条第一項の規定による命令に応じないときは、税務署長は、第一項の規定による納期限を繰り上げることができる。この場合においては、同法第四十九条第二項及び第三項の規定を準用する。
- 8 第一項の規定による納期限の延長があつた場合における同項に規定する贈与税に係る国税徴収法第二十条第十号に規定する法定納期限については、同号の規定にかかわらず、当該贈与税につき第一項の規定を適用しないものとした場合における相統税法第三十三条の規定による納付の期限をもつて当該納期限とする。
- 9 税務署長は、受贈者（次条第一項の規定の適用を受ける者に限る。）が第一項に規定する贈与税の額を金銭で納付することを困難とする事由がある場合には、当該受贈者の申請により、その納付を困難とする金額を限度として、同項に規定する贈与により取得した農地法第二条第一項に規定する農地又は採草放牧地による物納を許可することができる。
- 10 相統税法第四十二条及び第四十三条の規定は、前項の規定により同項の農地又は採草放牧地による物納をする場合について準用する。この場合において、同法第四十二条第一項中「相統税の納期限までに、又は納付すべき日に」とあるのは「贈与税の租税特別措置法第七十条の四第一項の規定による納期限までに」と、同法第四十三条第一項中「課税価格計算」とあるのは「租税特別措置法第七十条の五第一項の規定により相統税の課税価格計算」と、同条第二項及び第三項中「相統税」とあるのは「贈与税」と読み替へるものとする。
- （農地等の贈与者が死亡した場合の相統税の課税の特例）
第七十条の五 前条第一項の規定により同項に規定する贈与税について納期限の延長があつた場合において、当該贈与税に係る農地等の贈与者が死亡したとき（その死亡の日前に同項ただし書又は同条第六項の規定の適用があつた場合、同日前に同条第七項の規定による納期限の繰上げ又は国税通則法第三十八条第一項の規定による納付の請求があつた場合及び同日以前に当該贈与税に係る受贈者が死亡した場合を除く。）は、当該贈与者の死亡による相統又は遺贈に係る相統税については、当該農地等の受贈者が当該農地等（既に前条第二項の規定の適用があつた場合には、同項の規定の適用があつた農地等を除く。以下この項において同じ。）をその贈与者から相統（当該受贈者が当該死亡による相統の放棄をした場合には、遺贈。以下次項において同じ。）により取得したものとみなす。この場合において、当該死亡による相統又は遺贈に係る相統税の課税価格の計算の基礎に算入すべき当該農地等の価額は、その死亡の日における価額による。
- 2 受贈者が農地等の譲渡等につき前条第三項の承認を受けた場合において、当該譲渡等の対価の額の全部又は一部をもつて当該譲渡等があつた日以後一年以内（当該一年以内に当該農地等の贈与者が死亡した場合には、その死亡の日までに）に農地等を取戻しているときにおける前項の規定の適用については、その取得した農地等は、当該贈与者から相統により取得した農地等とみなす。
- 3 第一項の場合においては、同項の受贈者の納付すべき相統税法第十五条から第二十一条までの規定による相統税額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により算出した金額から前条第一項に規定する贈与税の額（当該受贈者が農地等の譲渡等につき同条第三項の承認を受けた場合において、当該譲渡等の日以後一年以内に贈与者が死亡したときは、当該譲渡等があつた農地等の価額でその死亡の日までに農地等の取得に充てられなかつたものに対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する金額を控除した金額）を控除した金額とする。
- 4 前項の場合において、同項に規定する贈与税の額で同項の控除ができなかつたものがあるときは、税務署長は、その控除ができなかつた金額に相当する贈与税の額を還付する。
- 5 第一項の受贈者で前項の規定により贈与税の額の還付を受けようとするものは、前条第一項に規定する贈与税の額、還付を受ける贈与税の額その他政令で定める事項を記載した申告書を第一項の贈与者に係る相統税の納税地の所轄税務署長に提出することができる。
- 6 第四項の規定による還付金につき国税通則法第五十八条第一項に規定する還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる期間は、当該還付金に係る前項の規定による申告書の提出がされた日（その日が前条第一項本文に規定する納期限前である場合には、当該納期限）の翌日から、その還付のための支払決定をする日又は同法第五十七条第一項の規定により充当をする日（その日前に充当をするのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日）までの期間とする。
- 第七十三条の見出し中「地方公共団体」を「地方公共団体等」に改め、

7 第一項の場合において、受贈者が同項に規定する担保について

あるのは「贈与税の租税特別措置

法第七十条の四第一項の規定によ

たものとみなす。この場合におい

て、当該死亡による相統又は遺贈

同条中「以下の条」を「以下の項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 民法第三十四条の規定により設立した法人（出資を有するものでその出資金額の二分の一以下を地方公共団体が出資しているものに限る。）で産業労働者住宅資金

通法（昭和二十八年法律第六十三号）第七條第一項第三号に規定する事業を行なうものが昭和三十一年四月一日から昭和四十二年三月三十一日までの間に住宅金融公庫の貸付金により同号に規定する住宅の用に供する家屋で政令で定めるものを新築した場合には、当該家屋につき当該法人が受ける所有権の保存の登記については、当該家屋の新築後一年以内に登記を受けるものに限る、登録税を課さない。

第七十七條中「農業委員会等に関する法律」を「昭和三十八年四月一日から昭和四十二年三月三十一日までの間に農業委員会等に関する法律」に、「昭和三十二年四月一日から昭和三十九年三月三十一日までの間」を「当該交換後一年以内」に改める。

第七十七條の二中「開拓農業振興臨時措置法」を「昭和三十八年四月一日から昭和四十二年三月三十一日までの間に開拓農業振興臨時措置法」に、「昭和三十六年四月一日から昭和

和三十三年三月三十一日までの間」を「当該土地の取得後一年以内」に改める。

第七十九條第一項中「昭和三十三年四月一日から昭和三十三年三月三十一日まで」を「昭和三十三年四月一日から昭和四十二年三月三十一日まで」に改め、同条第二項中「資金が貸し付けられる」を「資金の貸付け（当該貸付けに係る債務の保証を含む。）が行なわれる」に改め、「延払いに係る債権」の下に「（当該保証に係る求償権を含む。）」を加える。

第八十條の見出し中「再評価積立金」を「再評価積立金等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法（昭和二十九年法律第四十二号）第十八條の六の規定により再評価積立金を商法（明治三十二年法律第四十八号）第

二百八十八條ノ二の資本準備金として積み立て、又は組み入れた法人（当該法人が合併により消滅した場合における当該合併後存続する法人又は当該合併により設立した法人（以下次条において「合併法人」という。）を含む。）が昭和三十

九年四月一日から昭和四十二年三月三十一日までの間に同法第二百九十三條ノ三第一項の規定により当該資本準備金を資本に組み入れる場合には、その組入れによる

資本の増加の登記についての登録税の額は、登録税法第六條第一項第四号の規定にかかわらず、大蔵省令で定めるところにより当該期間内に登記を受けるものに限る、次に掲げる金額の合計額とする。

一 その増加した資本の金額のうち、再評価積立金の積立て又は組入れにより生じ、又は増加した資本準備金の組入れに係るものとして政令で定めるところにより計算した金額に相当する金額については、当該金額の千分の一・五に相当する金額

二 その増加した資本の金額のうち、前号に規定する政令で定めるところにより計算した金額に相当する金額以外の金額については、当該金額の千分の五に相当する金額

第八十條の二中「昭和三十四年一月一日」を「昭和三十九年一月一日」に、「合併した場合において、当該法人を合併して設立した法人又は合併後存続する法人」を「合併により消滅した場合における合併法人」に、「昭和三十九年三月三十一日」を「昭和四十二年三月三十一日」に改める。

第八十一條中「（昭和三十八年法律第百十八号）を削る。

第八十三條第二号中「昭和三十三年三月三十一日」を「昭和四十二年三月三十一日」に改める。

第八十八條の二に見出しとして

「海軍販売所等に販売する物品の免税」を加え、同条第二項中「第四項」を「第五項」に改め、同条第四項中「同法第四十五條第一号」を「同法第四十三條第六号、第四十五條第一号及び第四十七條」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 前項の場合において、第二種の物品の製造者が、契約の解除その他の理由により、第一項の移出をした第二種の課税物品を第二項に規定する申告書の提出後において第一項の製造場にもどし入れたときは、当該物品については、当該もどし入れの事実を証する書類として政令で定める書類をもつて前項に規定する書類に代えることができる。

第八十九條の見出し中「石油化学原料として」を「石油化学製品の製造のために改め、同条第一項中「化学製品の原料として」を「石油化学製品の製造のために改め、同条第三項中「原料として」を「用途に」に、「原料として」を「消費して製造した」に、「原料とする」を「用途に消費する」に改める。

第九十條第四項中「及び第二十六條並びに地方道路税法第十四條の二の規定を、第二十六條、第二十九條第一号、第三号及び第四号並びに第三十一條並びに地方道路税法第十四條の二、第十五條の二及び第十七條の規定」に改め、同項後段を削り、同条に次の一項を加える。

6 前項の規定による譲渡が、政令で定めるところにより、当該移入した場所の所在地の所轄税務署長の承認を受け、当該移入に係る揮発油の用途と同一の用途に供するため行なわれるときは、当該譲渡に係る揮発油については、当該移入した場所を揮発油の製造場と、当該譲渡を移出と、当該移入した者を揮発油の製造者とみなして、同項後段の規定にかかわらず、第一項から第三項までの規定を適用する。

第九十條の二第二項中「同条第七項」の下に「及び第八項」を加え、「政令で定めるところにより」を削り、同条第三項中「及び第五項」を「から第六項まで」に改める。

第九十二條中「昭和三十三年三月三十一日」を「昭和四十年三月三十一日」に改める。

日に改め、同条を第九十五条とし、第九十一条を第九十四条とし、第六節第四節中同条の前に次の三条を加える。

(ぶどう糖混和糖水の砂糖消費税の軽減)

第九十一条 砂糖類の製造者が、政令で定めるところによりその製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受けた製造場において、ぶどう糖を混和した糖水で政令で定めるもの(以下「混和糖水」という。)を製造し、これをその製造場から移出するときは、当該移出に係る砂糖消費税の税率は、砂糖消費税法第九十一条の三第一項の規定にかかわらず、一キログラムにつき、七円とする。

2 前項の規定の適用を受けようとする者は、同項の移出をした日の属する月分の砂糖消費税法第十條第一項の規定による申告書(同項に規定する期限内に提出するものに限る。)にその旨を記載するとともに、当該適用を受けようとする糖水が混和糖水に該当することを証する書類として政令で定める書類並びにその製造、貯蔵及び移出に関する明細書を添附しなければならない。

3 砂糖消費税法第十五条第三項の規定は、前項の場合について準用する。

4 税務署長は、取締り上必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、混和糖水の製造者に対し、その者が第一項の承認を受けた製造場において製造し、又は当該製造場に移入したぶどう糖の製造、移入、貯蔵及び移出に関する事項を帳簿に記載すべきことを命ずることができる。

第九十二条 課税済みの砂糖類(砂糖消費税法第二十二條第一項に規定する課税済みの砂糖類をいう。)で前条第一項の規定の適用を受けたものを原料として同法第二十二條第一項に規定する物品を製造した場合においては、同項中「第九條の三」とあるのは「租税特別措置法第九十一条第一項」と読み替えて、砂糖消費税法第二十二條第一項の規定を適用する。

第九十三条 第九十一条第四項の規定による帳簿の記載を怠り、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した者は、五万円以下の罰金又は科料に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前項の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

(所得税の特例に関する経過規定の原則)

第二条 改正後の租税特別措置法(以下「新法」という。)第二章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、昭和三十九年分以後の所得税について適用し、昭和三十八年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(証券投資信託の収益の分配に係る配当所得に関する経過規定)

第三条 昭和三十九年四月一日(以下「施行日」という。)前に支払を受けるべきであつた証券投資信託の収益の分配に係る配当所得については、なお従前の例による。

第四条 新法第十一条の規定は、個人が施行日以後に取得し、又は製作して事業の用に供した同条第一項に規定する合理化機械等の減価償却費の額の計算について適用し、個人が同日前に取得し、又は製作した改正前の租税特別措置法(以下「旧法」という。)第十一条第一項に規定する合理化機械等をその事業の用に供した場合における

当該合理化機械等の減価償却費の額の計算については、なお従前の例による。

2 個人が施行日前に取得し、又は製作した旧法第十二條第一項に規定する承認を受けた機械設備等又は同条第二項に規定する開発研究機械等をこれらの規定に規定する試験研究又は開発研究の用に供した場合における当該機械設備等又は開発研究機械等の減価償却費の額の計算については、なお従前の例による。

3 新法第十五条の規定は、個人が施行日以後に取得し、又は製作して同条第一項に規定する新鉱床の探鉱の用に供した同項に規定する探鉱用機械設備の減価償却費の額の計算について適用し、個人が同日前に取得し、又は製作した旧法第十五條第一項に規定する探鉱用機械設備を同項に規定する新鉱床の探鉱の用に供した場合における当該探鉱用機械設備の減価償却費の額の計算については、なお従前の例による。

4 新法第十八条の規定は、個人が施行日以後に支出した支出金について適用し、同日前に支出した支出金については、なお従前の例による。

(個人の輸出所得の特別控除に関する経過規定)

第五条 個人の昭和三十二年四月一日から昭和三十九年三月三十一日までの間における旧法第二十一条第一項各号に掲げる取引(以下附則第十条までにおいて「輸出取引」という。)については、旧法第二十一条の規定は、なおその効力を有する。

(個人の輸出所得の特別控除額の特例に関する経過規定)

第六条 個人の旧法第二十一条の二第一項に規定する指定期間内の日の属する各年の当該指定期間内の輸出取引による収入金額の合計額が、同項に規定する基準輸出金額に当該個人がその年中において事業を営んでいた期間内の当該指定期間の月数に乗じてこれを十二で除して計算した金額をこえる場合その他当該個人が同項に規定する政令で定める場合に該当する場合における当該個人のその年の指定期間内の輸出取引については、同条の規定は、なおその効力を有する。

(個人の技術輸出所得の特別控除に関する経過規定)

第七条 個人の旧法第二十一条の三第一項に規定する技術輸出取引(以下附則第十条までにおいて「技術輸出取引」という。)で昭和三十九年四月一日から昭和三十九年三月三十一日までの間における同項に規定する対外支払手段による支

出に規定する対外支払手段による支

私に係るものについては、同条の規定は、なおその効力を有する。

(輸出の証明がされない場合の総収入金額算入に関する経過規定)

第八条 個人の施行日前における旧

法第二十一条第一項第三号若しくは第五号から第九号までに掲げる

取引又は旧法第二十一条の第三項に規定する間接技術輸出取引に

関し、旧法第二十一条第一項、第二十一条の二第一項又は第二十一

条の三第一項の規定により必要な経費に算入した金額のうち旧法第

二十二条に規定する証明がされなかつた物品又は旧法第二十一条第

一項第一号に規定する工業所有権等の取引に係るものの総収入金額

への算入については、旧法第二十二

条の規定は、なおその効力を有する。

(輸出取引となつた場合の個人の

輸出所得の特別控除に関する経過規定)

第九条 個人が施行日前にした旧法

第二十三条第一項各号に掲げる取引について同項に規定する証明が

された場合における当該取引については、同項から同条第五項までの規定は、なおその効力を有する。

2 施行日前に旧法第二十一条第二

項(旧法第二十一条の三第三項において準用する場合を含む。)の規

定により輸出取引に含まれないものとされた取引若しくは当該取引に係る輸出又は技術輸出取引に含まれないものとされた取引について、その対価として旧法第二十三

条第六項に規定する対外支払手段による支払があり、かつ、同項に

規定する証明があつた場合であつて、当該取引について旧法第二十二

条第一項、第二十一条の二第一項又は第二十一条の三第一項の

規定の適用があるべき場合における当該取引に係る旧法第二十三

条第六項に規定する必要な経費に算入されるべき金額に相当する金

額の必要な経費への算入については、同項の規定は、なおその効力

を有する。

(輸出取引がある場合の個人の特別償却に関する経過規定)

第十条 個人の旧法第二十一条の二

第一項に規定する指定期間内の日の属する各年の当該指定期間内の

輸出取引及び技術輸出取引による収入金額の合計額が旧法第二十三

条の二第一項に規定する指定期間に係る基準輸出金額をこえ、かつ、

その年の同項に規定する輸出金額割合が同項に規定する基準輸出金額割合をこえる場合その他同項に

規定する政令で定める場合に該当する場合における同項に規定する固定資産に係るその年の減価償却

額の計算については、同条の規定は、なおその効力を有する。この

場合において、個人の昭和三十九

年分の所得税に対する同条の規定の適用については、同条第一項中

「第十一条から第十七条まで」とあるのは「第十一条から第十七条ま

で又は租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和三十九年法律

第 号。以下「改正法」といふ。)

による改正後の租税特別措置法第十一

条から第十三条の二まで若しくは第十四条から第十七条まで」と

「同法」とあるのは「所得税法」とする。

2 前項の規定によりその効力を有

するものとされる旧法第二十三条の二第一項の規定の適用を受ける

固定資産で、新法第十三条の三第一項の規定の適用を受けるものに

対する同項及び同条第二項の規定の適用については、同条第一項中

「第十三条まで」とあるのは「前条まで」と、

「前条第一項の規定の適用を受ける」とあるのは「租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和三十

九年法律第 号。以下「改正法」といふ。)

による改正後の租税特別措置法第二

十條第一項の規定によりその効力を有するものとされる同法による

改正前の租税特別措置法第二十三

条の二第一項の規定の適用を受けるときは、同項の規定により必要

な経費に算入することができ減価償却費の限度額と、同条第二項

中「海外取引等に係る合計償却限度額に満たない場合」とあるのは

「海外取引等に係る合計償却限度額(改正法附則第十條第一項の規

定によりその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特

別措置法第二十三條の二第一項の規定により必要な経費に算入す

ることができ減価償却費の限度額のうち政令で定める金額を除く。)

に満たない場合」とする。

(輸出の証明がされない場合等の減価償却費の額の増減に関する経過規定)

第十一条 旧法第二十三条の三第一

項各号に規定する個人が当該各号に掲げる場合に該当することとなつた場合におけるその該当することとなつた日の属する年の十二月

三十一日において当該個人の有する同項に規定する固定資産に係るその年の減価償却費として必要な

経費に算入する金額については、同条の規定は、なおその効力を有

する。この場合においては、前条第一項後段の規定を準用する。

2 前条第二項の規定は、前項の規定によりその効力を有するものと

される旧法第二十三条の三第一項の規定の適用を受ける固定資産

で、新法第十三条の三第一項の規定の適用を受けるものに對し同項

及び同条第二項の規定を適用する場合について準用する。この場合

において、前条第二項中「附則第十條第一項」とあるのは「附則第十

條第一項」と、

「改正前の租税特別措置法第二十三條の二第一項」とあるのは「改正前の租税特別措

置法第二十三條の三第一項」と、

「算入することができ減価償却費の限度額」とあるのは「算入される減価償却費の額」と読み替えるものとする。

(農業所得に関する経過規定)

第十二条 施行日前に栽培を開始し、又は播種若しくは植付けをし

た旧法第二十四条第一項又は第二十五条第一項に規定する農産物又は作物に係る昭和三十九年分の所得に對する所得税については、なお従前の例による。

(法人税の特例に関する経過規定の原則)

第十三条 新法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人(法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)第一条第二項に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の同日前に終了する事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(配当等に充てた所得に対する法人税率の特例に関する経過規定)

第十四条 新法第四十二条の規定は、法人の施行日以後に開始する事業年度又は施行日前に開始し、昭和三十九年九月三十日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。ただし、同日前に開始し、同年九月三十日以後に終了する事業年度分の法人税に対する同条の規定の適用については、同条第一項中「百分の十九」とあるのは「百分の十九・五」と、「百分の二十二」とあるのは「百分の二十三」と、「百分の二十六」とあるのは「百分の二十七」とする。

2 法人の施行日前に開始し、同日から昭和三十九年九月二十九日までの間に終了する事業年度分の法人税については、旧法第四十二条

の規定は、なおその効力を有する。この場合においては、同条中「年二百万円」とあるのは、「年三百万円」とする。

(法人の減価償却に関する経過規定)

第十五条 新法第四十三条の規定は、法人が施行日以後に取得し、又は製作して事業の用に供した同条第一項に規定する合理化機械等の償却範囲額の計算について適用し、法人が同日前に取得し、又は製作した旧法第四十三条第一項に規定する合理化機械等をその事業の用に供した場合における当該合理化機械等の償却範囲額の計算については、なお従前の例による。

2 法人が施行日前に取得し、又は製作した旧法第四十四条第一項に規定する承認を受けた機械設備等又は同条第二項に規定する開発研究機械等をこれらの規定に規定する試験研究又は開発研究の用に供した場合における当該機械設備等又は開発研究機械等の償却範囲額の計算については、なお従前の例による。

3 新法第四十八条の規定は、法人が施行日以後に取得し、又は製作して同条第一項に規定する新鉱床の探鉱の用に供した同項に規定する探鉱用機械設備の償却範囲額の計算について適用し、法人が同日前に取得し、又は製作した旧法第

四十八条第一項に規定する探鉱用機械設備を同項に規定する新鉱床の探鉱の用に供した場合における当該探鉱用機械設備の償却範囲額の計算については、なお従前の例による。

4 新法第五十二条の規定は、法人が施行日以後に支出した支出金について適用し、同日前に支出した支出金については、なお従前の例による。

(法人の輸出所得の特別控除に関する経過規定)

第十六条 法人の昭和三十三年四月一日から昭和三十九年三月三十一日までの間における旧法第五十五条第一項各号に掲げる取引(以下「輸出取引」という。)については、同条の規定は、なおその効力を有する。

(法人の輸出所得の特別控除の特例に関する経過規定)

第十七条 法人の旧法第五十五条の二第一項に規定する指定期間内の日を含む各事業年度の当該指定期間内の輸出取引による収入金額の合計額が同項に規定する指定期間に係る基準輸出金額をこえる場合その他当該法人が同項に規定する政令で定める場合に該当する場合における当該事業年度の指定期間内の輸出取引については、同条の規定は、なおその効力を有する。

(法人の技術輸出所得の特別控除に関する経過規定)

第十八条 法人の旧法第五十五条の三第一項に規定する技術輸出取引(以下「技術輸出取引」という。)で昭和三十四年四月一日から昭和三十九年三月三十一日までの間における同項に規定する対外支払手段による支払に係るものについては、同条の規定は、なおその効力を有する。

(輸出の証明がされない場合の益金算入に関する経過規定)

第十九条 法人の施行日前における旧法第五十五条第一項第三号若しくは第五号から第九号までに掲げる取引又は旧法第五十五条の三第一項に規定する間接技術輸出取引に關し、旧法第五十五条第一項、第五十五条の二第一項又は第五十五条の三第一項の規定により損金に算入した金額のうち旧法第五十六条に規定する証明がされなかつた物品又は旧法第五十五条第一項第一号に規定する工業所有権等の取引に係るものの益金算入については、旧法第五十六条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税に対する同条第三項の規定の適用については、同項中「百分の十五」とあるのは、「百分の二十」とする。

(基準輸出金額が減少した場合の更正の請求に関する経過規定)

第二十条 旧法第五十六条の二第一項に規定する法人について同項に規定する事由が生じた場合における更正の請求については、同条の規定は、なおその効力を有する。

(輸出取引となつた場合の法人の輸出所得の特別控除に関する経過規定)

第二十一条 法人が施行日前にした旧法第五十七条第一項各号に掲げる取引について同項に規定する証明がされた場合における当該取引については、同項から同条第四項までの規定は、なおその効力を有する。

2 施行日前に旧法第五十五条第三項(旧法第五十五条の三第三項)において準用する場合を含む。)の規定により輸出取引に含まれないものとされた取引若しくは当該取引に係る輸出又は技術輸出取引に含まれないものとされた取引については、その対価として旧法第五十七条第五項に規定する対外支払手段による支払があり、かつ、同項に規定する証明があつた場合であつて、当該取引について旧法第五十五条第一項、第五十五条の二第一項又は第五十五条の三第一項の規定の適用があるべき場合における当該取引に係る旧法第五十七条第

五項に規定する損金に算入されるべき金額に相当する金額の損金算入については、同項の規定は、なおその効力を有する。

(基準輸出金額が増加した場合の益金算入に関する経過規定)

第二十二條 旧法第五十七條の第二項に規定する法人について同項に規定する事由が生じた場合における同項に規定する控除した金額の益金算入については、同条の規定は、なおその効力を有する。
(輸出取引がある場合の法人の特別償却に関する経過規定)

第二十三條 法人の旧法第五十五條の第二項に規定する指定期間内の日を含む各事業年度の当該指定期間内の輸出取引及び技術輸出取引による収入金額の合計額が旧法第五十七條の第三項に規定する指定期間に係る基準輸出金額をこえ、かつ、当該事業年度の同項に規定する輸出金額割合が同項に規定する基準輸出金額割合をこえる場合その他当該法人が同項に規定する政令で定める場合に該当する場合における同項に規定する固定資産に係る当該事業年度の償却範囲額の計算については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税に対する同条の規定の適用につい

ては、同条第一項中「第四十三條から第五十一條まで」とあるのは、「第四十三條から第五十一條まで又は改正法による改正後の租税特別措置法第四十三條から第四十六條まで若しくは第四十七條から第五十一條まで」とする。

2 前項の規定によりその効力を有するものとされる旧法第五十七條の第三項の規定の適用を受ける固定資産で、新法第四十六條の第二項の規定の適用を受けるものに対する同項の規定の適用については、同項中「第四十五條まで」とあるのは「前条まで」と、「前条の規定」とあるのは「改正法附則第二十三條第一項の規定によりその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法第五十七條の三の規定」と、「三分の一に相当する金額」とあるのは「割合を乗じて計算した金額」とする。
(輸出の証明がされない場合等の償却範囲額の増減に関する経過規定)

第二十四條 旧法第五十七條の第四項各号に規定する法人が当該各号に掲げる場合に該当することとなつた場合におけるその該当することとなつた日を含む事業年度終了の日において当該法人の有する同項に規定する固定資産に係る当該事業年度の償却範囲額の計算に

ついては、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合においては、前条第一項後段の規定を準用する。

2 前項の規定によりその効力を有するものとされる旧法第五十七條の四第一項の規定の適用を受ける固定資産で、新法第四十六條の二の規定の適用を受けるものに対する同項の規定の適用については、同項中「第四十五條まで」とあるのは「前条まで」と、「前条の規定」とあるのは「改正法附則第二十四條第一項の規定によりその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法第五十七條の四の規定」と、「償却範囲額(同法及び同法に基づく命令の規定に定める償却不足額があるときは、当該償却不足額に相当する金額を控除した金額。以下この項において同じ。)」と当該償却範囲額(当該固定資産について同条の規定の適用を受けるときは、同条第一項に規定する三分の一に相当する金額を控除した金額)に基準海外取引割合を乗じて計算した金額との合計額(その控除した償却不足額に相当する金額があるときは、当該金額を加算した金額)」とあるのは「償却範囲額」と当該固定資産について同法第五十七條の三及び第五十七條の四の規定を適用しないで計算

した場合の償却範囲額(法人税法及び同法に基づく命令の規定に定める償却不足額があるときは、当該償却不足額に相当する金額を控除した金額)に基準海外取引割合を乗じて計算した金額との合計額」とする。
(法人の交際費の課税に関する経過規定)

第二十五條 法人の施行日前に開始した事業年度において支出した旧法第六十二條第三項に規定する交際費等については、なお従前の例による。
(合併等の場合の法人税の課税の特例に関する経過規定)

第二十六條 新法第六十六條の三の規定は、法人が施行日以後に新法第六十六條の二第一項の合併をした場合における法人税について適用し、同日前に旧法第六十六條の二第一項の合併をした場合における法人税については、なお従前の例による。
(登録税に関する経過規定)

第二十七條 新法第七十七條、第七十七條の二、第七十九條及び第八十條の二の規定は、施行日以後の登記に係る登録税について適用し、同日前の登記に係る登録税については、なお従前の例による。
(企業合理化促進法の一部改正)
第二十八條 企業合理化促進法(昭

和二十七年法律第五号)の一部を次のように改正する。
第四條を次のように改める。
第四條 削除

第五條第二項中「租税特別措置法」の下に「昭和三十三年法律第二十六号」を加える。

三月十三日本委員会に左の案件を付託された。

一、税制改革に関する請願(第九六七号)(第九七八号)(第九七九号)(第九八〇号)(第九九一号)
一、入場税法第一条第一号改正に関する請願(第九八五号)

一、入場税法第一条第一号改正等に関する請願(第一〇〇七号)

一、音楽、舞踊、能楽等の入場税撤廃に関する請願(第一〇一六号)(第一〇三三三号)(第一〇三三三三号)

一、公衆浴場の健全経営維持管理のための特別措置に関する請願(第一〇三三三三号)(第一〇六八八号)(第一〇七七七号)(第一〇七八八号)(第一〇七九号)(第一一〇四号)(第一一〇五号)

一、バナナの輸入関税引き下げに関する請願(第一〇三三三三号)
一、日本専売公社福岡県入女出張所生産課存置に関する請願(一〇六三三三三号)
一、揮発油税、軽油引取税の増徴反対に関する請願(第一〇六四四号)

第九六七号 昭和三十九年二月二十八日受理
税制改革に関する請願
請願者 東京都足立区本木町二ノ一、三六六 佐々木源太郎外三名
紹介議員 市川 房枝君
この請願の趣旨は、第九五八号と同じである。

第九七八号 昭和三十九年二月二十八日受理
税制改革に関する請願
請願者 東京都台東区浅草石浜町三ノ六 荒井京一外六名
紹介議員 須藤 五郎君
この請願の趣旨は、第九五八号と同じである。

第九七九号 昭和三十九年二月二十八日受理
税制改革に関する請願
請願者 東京都台東区浅草田中町三ノ七 古沢正一外六名
紹介議員 岩間 正男君
この請願の趣旨は、第九五八号と同じである。

第九八〇号 昭和三十九年二月二十八日受理
税制改革に関する請願
請願者 東京都豊島区池袋一ノ一二二 堀太士外六名
紹介議員 鈴木 市蔵君
この請願の趣旨は、第九五八号と同じである。

第九九一号 昭和三十九年二月二十八日受理
税制改革に関する請願(十一通)
請願者 横浜南区井土ヶ谷下町一九ノ六横濱建設労働組合南支部内 井上康一外四十二名
紹介議員 相澤 重明君
この請願の趣旨は、第九五八号と同じである。

第九八五号 昭和三十九年二月二十八日受理
入場税法第一条第一号改正に関する請願
請願者 栃木県鹿沼市下石川九七ノ一 若林治男外千四百四名
紹介議員 坪山 徳弥君
この請願の趣旨は、第九六〇号と同じである。

第一〇〇七号 昭和三十九年二月二十八日受理
入場税法第一条第一号改正等に関する請願
請願者 栃木県宇都宮市西原町七三 武田正義外千三百十三名
紹介議員 戸叶 武君
この請願の趣旨は、第九六〇号と同じである。

第一〇一六号 昭和三十九年二月二十九日受理
音楽、舞踊、能楽等の入場税撤廃に関する請願
請願者 大阪市旭区大宮町 秋田晃外千五百一十一名
紹介議員 植木 光教君
この請願の趣旨は、第九二五号と同じである。

第一〇三二号 昭和三十九年三月二日受理
音楽、舞踊、能楽等の入場税撤廃に関する請願
請願者 札幌市北十二条西一丁目 木村与吉外九百九十九名
紹介議員 吉田忠三郎君
この請願の趣旨は、第九二五号と同じである。

第一〇三三号 昭和三十九年三月五日受理
音楽、舞踊、能楽等の入場税撤廃に関する請願
請願者 大阪府布施市菱屋西一 村山千鶴子外千三百一十二名
紹介議員 井上 清一君
この請願の趣旨は、第九二五号と同じである。

第一〇三二一 昭和三十九年三月二日受理
公衆浴場の健全経営維持管理のための特別措置に関する請願
請願者 栃木県足利市通り二ノ二、七十四 若林浅次郎外九百十三名
紹介議員 植竹 春彦君
物価統制令、公衆浴場法、環境衛生法等の法令によりその営業並びに施設について規制を受ける公衆浴場業に対する

し、左の措置を講ぜられたいとの請願。
一、公衆浴場業に対する所得税の課税は租税特別措置法を適用されたい。
二、営業継続の意志をもつて相続する公衆浴場営業用の土地、建物、機械装置その他付属設備に対する相続税は免除されたい。
三、公衆浴場の修、改築等の工事に要する資金について特別融資の制度を設けられたい。(中小企業金融公庫に別枠で窓口設定)
四、公衆浴場業の営業用建物の取得に対する不動産取得税は免除されたい。
五、公衆浴場業に対する事業税、公衆浴場用地建物に対する固定資産税、公衆浴場営業用設備、器物に対する償却資産税は免除されたい。
六、公衆浴場業の上下水道料金をきわめて低廉扱いにされたい。また、下水道料金は免除されたい。
七、公衆浴場業の電灯、電力料金はきわめて低廉扱いにされたい。

理由
イ、公衆浴場業は国又は地方公共団体から何らの保護助成も受けない自己資本による弱小企業でありながら、入浴料金は物価統制令の規制を受け、業者独自の営利行為は許されていない。
ロ、物統制令による入浴料金の統制額は、利用者保護に偏した政治的価額であり、営業の実際に則した原価算定に基づくものではない。
ハ、物統制令は昭和二十一年制定以来十七年を経過し、本法を必要とした当時の社会経済事情は今日全く解消し、現在本法の規制を受けるものは米飯と入浴料金のみである。

ニ、入浴料金を構成する原価は当然営業の実態に基づくべきであるが、これが政治的に不当にゆがめ圧縮されているため、公衆浴場用建物、設備の修繕費、減価償却費の蓄積はきわめて不十分となり、それら工事に際しては業者のほとんどが多額の借入金に依存しなくてはならないのが実情である。
ホ、第二次大戦の際の非戦災浴場はもろろん、終戦後の数年間に建設された浴場は既に耐用期間を経過し、改築に迫られているものが相当数に及ぶのであるが、経済成長に伴う著しい建設費の増大のため、資金調達難と借入金の返済、困難、かつ、公衆浴場業自体の利潤率の劣悪から業界全般に営業継続意欲低下の著しい風潮をみている。

第一〇六八号 昭和三十九年三月四日受理
公衆浴場の健全経営維持管理のための特別措置に関する請願
請願者 千葉市長州町一ノ一〇 三千葉県公衆浴場環境衛生同業組合理事長 大橋栄太郎外三百二十九名
紹介議員 小沢久太郎君
この請願の趣旨は、一〇三二一と同じである。

第一〇七七号 昭和三十九年三月四日受理
公衆浴場の健全経営維持管理のための特別措置に関する請願

第一〇七七号 昭和三十九年三月四日受理
公衆浴場の健全経営維持管理のための特別措置に関する請願

第一〇七七号 昭和三十九年三月四日受理
公衆浴場の健全経営維持管理のための特別措置に関する請願

請願者 福島市新町一七福島公

衆浴場環境衛生同業
組合内 七島幸喜外二
名

紹介議員 山下 春江君

この請願の趣旨は、第一〇三二号と同
じである。

第一〇七八号 昭和三十九年三月四

日受理

公衆浴場の健全経営維持管理のための
特別措置に関する請願

請願者 佐賀県伊万里市浜町甲

四八二佐賀県公衆浴場
業環境衛生同業組合理
事長 田中太助外八十
八名

紹介議員 鍋島 直紹君

この請願の趣旨は、第一〇三二号と同
じである。

第一〇七九号 昭和三十九年三月四

日受理

公衆浴場の健全経営維持管理のための
特別措置に関する請願

請願者 福島市新町一七 村越

武外二名

紹介議員 石原幹市郎君

この請願の趣旨は、第一〇三二号と同
じである。

第一一〇四号 昭和三十九年三月五

日受理

公衆浴場の健全経営維持管理のための
特別措置に関する請願

請願者 三重県四日市市西新地

五ノ一七 松葉信次郎
外三百三十二名

紹介議員 斎藤 昇君

この請願の趣旨は、第一〇三二号と同
じである。

第一一〇五号 昭和三十九年三月五

日受理

公衆浴場の健全経営維持管理のための
特別措置に関する請願

請願者 群馬県前橋市清王寺町

四四六 有坂竹男外七
十一名

紹介議員 丸茂 重貞君

この請願の趣旨は、第一〇三二号と同
じである。

第一〇三三三号 昭和三十九年三月二

日受理

バナナの輸入関税引下げに関する請願

請願者 東京都新宿区若葉町二

ノ四中南米青果物輸入
協会内 柴田勇
要君

紹介議員 柴谷 要君

この請願の趣旨は、第九二二号と同じ
である。

第一〇六三三号 昭和三十九年三月三

日受理

日本専売公社福岡県八女出張所生産課
存置に関する請願

請願者 福岡県筑後市長 下川

秀樹外一名

紹介議員 野田 俊作君

日本専売公社福岡県八女出張所生産課
を吉井出張所に統合することなく、こ
れを存置せられたいとの請願。

福岡県八女郡二十八箇町村では、た
ばこ耕作をはじめから十五箇年、日
本専売公社八女出張所を中心として、
かなりの実績をあげてきたが、その生

産技術はまだ耕作農家全員が同様の成
果をあげるに至らず、さらに昭和二十
八、二十九年の大風水害等による減
収のため、離作のやむなきに至つた農
家もできた。現在、耕作を継続してい
る農家は、生産技術に自信を持つて、
将来も耕作を希望し、同志栽培農家の
増加を念願していたのであるが、昭和
三十二、三十三、三十四年の公社によ
る減反政策によつてその生産意欲をは
なはだしく減退させられた。減反を理
由に生産課統合を実施することなく、
八女出張所の現機構のままで、本地区
におけるたばこ耕作事業の発展とその
効率的運営を期せられたい。

第一〇六四号 昭和三十九年三月三

日受理

揮発油税、軽油取引の増徴反対に関
する請願

請願者 東京都中央区新富町三

ノ二全国石油業協同組
合連合会会長 益田晋
外四十七万八千二百三
十二名

紹介議員 豊田 雅孝君

道路整備事業の財源は、左記の方法に
よつてこれをまかなうより善処せられ
たいとの請願。

一、一般財源から相当額を投入するこ
と。

二、不足財源は道路公債の発行によつ
て充当すること。

三、揮発油税、軽油取引税の増税によ
る調達を絶対避けること。

理由

一、道路整備事業の公益性及び公共性
にかんがみ、その負担は広く国家社

会及び一般国民にまで及ぶべきもの
である。

二、揮発油税、軽油取引税の増税によ
る負担は、中小企業者である石油製
品販売業者の経営を重圧し、その企
業活動に与える打撃は深刻である。

三、揮発油税、軽油取引税は、わが国
の主要間接中税、最高税率であり、
かつ諸外国のそれと比較しても類を
見ないほど高率である。

四、石油諸税を増税すると、一般物価
に大影響を与え、それをつり上げる
要因ともなり、また、石油業法にの
つとつた標準価格実施の主旨を無視
したことになり、エネルギーの低廉
にして安定的供給というわが国エネ
ルギー政策に根本から反したことに
なる。その上燃料消費の大方を占め
る中小商工業者及び一般消費者に大
きな負担を与える。

五、道路整備事業の財源調達は、単に
石油諸税だけに依存することなく、
国家的見地から一般財源からの投
入、ないしは公債発行等の措置によ
るべきである。

昭和三十九年四月三日印刷

昭和三十九年四月四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局